

58  
199



\*0024070000\*

0024070-000

768-109

我が国の戦時経済体制と統制法令略解

北海道拓殖銀行調査課・編

北海道拓殖銀行調査課

昭14

ADD





768  
169

北海道拓殖銀行調査課

我が國の戦時經濟体制と統制法令略解

579

はしがき



昭和十二年七月七日夜半、蘆溝橋畔に於ける支那軍の不法射撃に端を發した「北支事件」は、我が帝國の不擴大方針にも拘らず、不法頑冥なる抗日蔣政権の蠢動に因り遂に擴大して「支那事變」となり、我が國は之に對應して政治、軍事、財政經濟等の各方面に互り著々戰時體制を整へ、其の後事變の進展に伴ひ諸般の國家的統制を益々強化し、皇軍の赫々たる戰果と相俟つて銃後の護りは愈々堅く、謂ふ所の戰時經濟體制は今や略々完成の域に達した。

即ち戰時體制の近衛内閣に依つて提唱された財經三原則（國際收支の適合、物資供給の調整、生産力の擴充）の遂行は、事變勃發と共に一層痛切に要請されたのであるが、爾來、事變下數次の帝國議會に於ては相次いで尨大なる軍事豫算が成立し、又多數戰時立法の制定を見、政府の戰時動員對策も精神的動員から物資動員へ、物資動員から更に經濟動員へと移り、今後は「全々異例ニ屬スル……廣汎ナル委任立法」と言はれる國家總動員法の全面的發動に依り、資金、物資並に勞働力の三方面に對する計畫的統制が益々強化せられやうとしてゐる。而も、斯かる廣汎なる經濟統制は、事變の長期化並に支那の經濟開發、日滿支ブロックの結成を目指す長期建設事業及び今後發生を豫想されるより、大なる新事態に對する準備等の爲に、將來尙相當長期に互つて緩和せられる見込なきのみか、却つて益々強化さるべきことは政府屢次の聲明に徴するも極めて明瞭である。

國民たるものは齊しく堅忍不拔よく長期戰に耐へ、赤誠獻身、以て東亞新秩序建設の聖業に参加せねばならぬと信ずる。

只事變以來我が國の財界經濟界は戰爭目的達成の爲に急角度の轉回を示し、産業は重工業中心に編成替せられ、事變豫算は急激に膨脹し、統制法令は續々と公布せられたので、財政、金融、産業、經濟方面に簇生した問題は其の數決して

# 我が國の戰時經濟體制と統制法令略解

## 目次

前編 我が國戰時經濟體制的概要

一、我が國經濟の戰時體制……………一

二、國家總動員法……………七

三、我が國の戰時財政……………三

四、我が國の戰時金融對策……………三

    (一) 事變勃發當初の主なる金融對策……………三

    (二) 臨時資金調整法に依る諸施設……………三

    (三) 其他の金融關係諸施設……………三

五、物資總動員計畫……………三

六、物資調整に關する施設……………三

    (一) 統制機關の設置……………三

    (二) 皮革の統制……………三

    (三) 揮發油及び重油の統制……………三

    (四) 鐵鋼の統制……………三

    (五) 非鐵金屬の統制……………三

七、物價調節に關する施設……………三

    (一) 暴利取締令の強化……………三

    (二) 需給調整協議會の設置……………三

    (三) 物價委員會の設置……………三

    (四) 物品販賣價格取締規則の制定……………三

    (五) 纖維品價格の取締に關する特別法令の公布……………三

    (六) 物價調査委員會令の制定……………三

    (七) 經濟保安(經濟警察)制度の樹立……………三

    (八) 綿の統制……………三

    (九) 羊毛の統制……………三

    (十) ゴムの統制……………三

    (十一) 木材の統制……………三

    (十二) 石炭の統制……………三

    (十三) 紙の統制……………三

少しとせず、事態は多岐多岐に亙つて頗る錯綜し、茫邈として容易に其の實相を把握し難い有様である。勿論夫れ等諸問題の解決に就いては國民は齊しく當局の措置に全幅の信頼を拂つてゐるが、現下の經濟體制が戰爭目的の達成と同時に將來の我が國力發展、經濟力の充實を目標とすべきものなることを思はゞ、現在の機構に於ける矛盾、摩擦等は飽くまで之を排除し、産業界全體を最も合理的に運営するやう官民とも充分用意する處がなくてはならぬのではあるまいか。定に戰時經濟體制の圓滑なる運行に協力することは、今日に於ける銃後國民最大の義務である。而して、此の義務を果すが爲に先づ第一に必要なものは、言ふまでもなく現在の非常事態に對する充分なる理解、認識であり、此の認識の上に各自の事業若しくは營業を國策の線に沿うて經營し、其の本分を盡くすことこそ最も必要事であらう。

本書は複雑なる現在の我が國戰時經濟體制の大體の解説を意圖し、之が理解に便ならしむべく相當の努力を拂つた積りであるが、紙幅や時日の關係もあり、果して細大其の要を得たりや否や、又其の實相を誤り傳ふる處無きや否や聊か懸念せられる處である。

けれども、依つて以て我が國經濟に於ける戰時體制の輪廓を知る上に於て幾分なりとも資益する所があれば、編者の望は遂げられるのである。

(昭和一四、四、一〇讀)

## 北海道拓殖銀行調査課

後編 經濟統制諸法令の略解

戰時體制下の財政經濟基本法令一覽(昭和十四年四月十二日現在)

一、國家總動員關係……………七七

(一) 國家總動員法……………七七

二、財政關係……………八〇

(一) 支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル法律……………八〇

臨時軍事費特別會計法……………八〇

軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル件……………八〇

支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル件……………八〇

關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ルルコトニ關スル件……………八〇

臨時租稅措置法……………八〇

支那事變特別稅法……………八〇

樺太支那事變特別稅令……………八〇

臨時利得稅法中改正……………八〇

樺太臨時利得稅令中改正……………八〇

臨時地方稅措置ニ關スル件……………八〇

北支事件特別稅法……………八〇

樺太北支事件特別稅令……………八〇

(二)……………八〇

(三)……………八〇

(四)……………八〇

(五)……………八〇

(六)……………八〇

(七)……………八〇

(八)……………八〇

(九)……………八〇

(一〇)……………八〇

四、貿易關係……………一〇一

(一) 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件……………一〇一

附 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件及其ノ附屬法令適用事項明細一覽(昭和十四年四月十二日現在)

貿易及關係產業ノ調整ニ關スル件……………一〇二

重要輸出品取銷法……………一〇二

輸出品用原材料承認書交付規則……………一〇二

關稅定率法中改正法律……………一〇二

外國爲替管理法……………一〇二

貿易組合法……………一〇二

輸出補償法……………一〇二

不正競争防止法……………一〇二

五、產業及び資源關係……………一〇三

一般……………一〇三

(一) 重要産業ノ統制ニ關スル件……………一〇三

(二) 重要物產同業組合法……………一〇三

(三) 產業組合法……………一〇三

農業……………一〇三

(四) 臨時肥料配給統制法……………一〇三

(五) 米穀ノ應急措置ニ關スル件……………一〇三

三、金融關係……………一〇四

(一)……………一〇四

(二)……………一〇四

(三)……………一〇四

(四)……………一〇四

(五)……………一〇四

(六)……………一〇四

(七)……………一〇四

(八)……………一〇四

(九)……………一〇四

金資金特別會計法……………一〇四

臨時租稅增徴法……………一〇四

樺太臨時租稅增徴令……………一〇四

所得稅法中改正……………一〇四

樺太所得稅令中改正……………一〇四

相續稅法中改正……………一〇四

樺太相續稅令中改正……………一〇四

登錄稅法中改正……………一〇四

酒造稅法中改正……………一〇四

酒精及酒精含有飲料稅法中改正……………一〇四

麥酒稅法中改正……………一〇四

兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル件……………一〇四

臨時農村負債處理法……………一〇四

臨時通貨法……………一〇四

金準備評價法……………一〇四

農村負債整理組合法……………一〇四

農村負債整理資金特別融通及損失補償法……………一〇四

庶民金庫法……………一〇四

恩給金庫法……………一〇四

工業……………一〇五

(一)……………一〇五

(二)……………一〇五

(三)……………一〇五

(四)……………一〇五

(五)……………一〇五

(六)……………一〇五

(七)……………一〇五

(八)……………一〇五

(九)……………一〇五

(一〇)……………一〇五

臨時馬ノ移動制限ニ關スル件……………一〇五

臨時農林省ニ臨時農村對策部ヲ設置スルノ件……………一〇五

飼料配給統制法……………一〇五

農地調整法……………一〇五

農產資源開發獎勵規則……………一〇五

農林計畫委員會官制……………一〇五

硫磺アンモニア配給準備貯藏規則……………一〇五

農業保險法……………一〇五

馬ノ生産率増進施設獎勵規則……………一〇五

米穀統制法……………一〇五

漁業組合法……………一〇五

畜產組合法……………一〇五

人造石油製造事業法……………一〇五

製鐵事業法……………一〇五

工業、工藝、醫藥用金地金拂下規則……………一〇五

工作機械製造事業法……………一〇五

航空機製造事業法……………一〇五

自動車製造事業法……………一〇五

機械工業成所規程……………一〇五

硫酸アンモニア増産及配給統制法……………一〇五

重要肥料統制法……………一〇五

工業組合法……………一〇五

鐵ノ輸入稅免除ニ關スル件……………一〇五

鑛業	產金法	一八八
	石油資源開發法	一八八
	重要鑛物增產法	一八八
	探鑛獎勵金交付規則	一八九
	鑛業法	一九〇
商業	有價證券取締法	一九〇
	有價證券引受業法	一九〇
	商店法	一九〇
	百貨店法	一九一
	商業組合法	一九一
運輸	臨時船舶管理法	一九三
	陸上交通事業調整法	一九三
	小運送業法	一九三
燃料及び動力	アルコール專賣法	一九三
	揮發油及アルコール混用法	一九四
	電力管理法	一九五
	電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律	一九五
	電氣事業法	一九六
	石油業法	一九六

勞務	電氣工作物臨時特例	一九七
	臨時厚生省ニ職業部ヲ設置スルノ件	一九七
	臨時厚生省ニ失業對策部ヲ設置スルノ件	一九七
	社會事業法	一九七
	職業紹介法	一九七
	國民健康保險法	一九八
	入營者職業保障法	一九八
物價	電氣料金其ノ他供給條件設定認可ニ關スル臨時措置ニ關スル件	一九九
	物價委員會令	一九九
	地方物價委員會規則	一九九
	物價調査委員會令	一九九
	暴利ヲ目的トスル賣買取締ニ關スル件	一九九
其他	北支開發株式會社法	二〇〇
	中支那振興株式會社法	二〇〇
	興亞院官制	二〇〇
	帝國燃料興業株式會社法	二〇〇
	日本產金振興株式會社法	二〇〇
	日本發送電株式會社法	二〇〇
	日本製鐵株式會社法	二〇〇

追 録

第七十四回帝國議會通過重要經濟法律及び其の略解

內務省關係	北海道土功組合法中改正法律	二〇一
大藏省關係	昭和十四年度一般會計歲出入財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律	二〇一
	昭和十二年法律第八十四號中改正法律	二〇一
	昭和十三年法律第六十四號中改正法律	二〇一
	朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律	二〇一
	北海道拓殖銀行法中改正法律	二〇一
	產金法中改正法律	二〇一
	國債整理基金特別會計法中改正法律	二〇一
	金資金特別會計法中改正法律	二〇一
	大正十四年法律第五十一號中改正法律	二〇一
	昭和十二年法律第五十七號中改正法律	二〇一
	臺灣米穀移出管理特別會計法	二〇一
	臺灣事業公債法中改正法律	二〇一
	朝鮮事業公債法中改正法律	二〇一
	農業再保險特別會計法律	二〇一
	兌換銀行券整理法中改正法律	二〇一

增稅並ニ生産力擴充ニ關スル租稅上ノ措置ニ關スル諸法律	二〇二	
臨時資金調整法中改正法律案	二〇二	
災害被害者ニ對スル租稅減免徵收猶豫等ニ關スル法律	二〇二	
商工省關係	保險營業法中改正法律	二〇二
	鑛業法中改正法律	二〇二
	輕金屬製造事業法案	二〇二
	工業組合法中改正法律	二〇二
	帝國鑛業開發株式會社法	二〇二
逓信省關係	國際電氣通信株式會社法中改正法律	二〇二
	大日本航空株式會社法	二〇二
	船舶建造融資補給及損失補償法	二〇二
	海運組合法	二〇二
	造船事業法	二〇二
農林省關係	酪農業調整法	二〇二
	林業種苗法	二〇二
	森林法中改正法律	二〇二
	競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律	二〇二



種馬統制法	一六
軍馬資源保護法	一六
米穀配給統制法	一六
拓務省關係	一六
明治四十五年法律第二十三號中改正法律	一六
其他一括	一六

附 録

事變以來の北海道、樺太經濟日誌  
北海道に於ける公定價格一覽

最近の重要時事

(一) 國民貯蓄の目標額百億圓	一六
(二) 會社利益配當及び資金融通令	一六
(三) 賃金統制令及び工場就業時間制限令	一六

# 前編 我が國戰時經濟體制の概要

## 一、我が國經濟の戰時體制

一般に我が國は昭和六年頃から準戰時體制に入り、更に支那事變を契機として準戰時體制から戰時體制に移行したと謂はれる。或は又現狀を以て準戰時體制を戰時體制が複合せるものと見る向もある。蓋し今次支那事變の次に更に大なる戰爭の起る可能性を認め、之に對する準備の必要を強調せんとするの意があるが、何れにせよ、我が國現在の經濟體制が既に文字通りの戰時體制として、非常時的色彩を多分に有するものなることは言を俟たない。而も我が國は現に長期戰時體制下に在るのであつて、此の點は昭和十三年十一月三日の我が政府の左の歴史的聲明に據るも極めて明瞭である。

「今や陛下の御後威に依り帝國陸海軍は克く廣東、武漢、三鎮を攻略して支那の要域を蔽定したり。國民政府は既に地方の政權に過ぎず。然れども尙同政府にして抗日容共政策を固執する限り、これが潰滅を見るまで帝國は斷じて矛を收むることなし。帝國の冀求する所は東亞永遠の安定を確保すべき新秩序の建設にあり、今次征戰究極の目的亦此に存す。

この新秩序の建設は日滿支三國相携へ、政治、經濟、文化等各般に互り互助連環の關係を樹立するを以て根幹とし、東亞に於ける國際正義

の確立、共同防共の達成、新文化の創造、經濟結合の實現を期するにあり。是實に東亞を安定し、世界の進運に寄與する所以なり。(中略) 惟ふに東亞に於ける新秩序の建設は我が肇國の精神に淵源し、これを完成するは現代日本國民に課せられたる光榮ある責務なり。帝國は必要なる國內諸般の改新を斷行して愈々國家總力の擴充を圖り、萬難を排して斯業の達成に邁進せざるべからず。

茲に政府は帝國不動の方針と決意とを聲明す。」  
顧みれば我が國は現時の「戰時體制」以前に於て、即ち滿洲事變後尖銳化する國際關係、激化する恐慌の壓力等内外の客觀的諸情勢に基づいて既に「準戰時體制時代」に在り、國內生産力、就中重工業を核心とする國防産業の生産力擴充を目標とし、歩一步「戰時體制」樹立の途上に在つたのである。今其の間の施設を要約すれば、

- イ、軍事豫算の膨脹による國防軍備の充實
- ロ、軍需工業を中心とする各方面生産力の擴充
- ハ、國防原料資材自給自足計畫の樹立遂行
- ニ、日滿プロック經濟確立への努力
- ホ、國民生活安定の爲の諸施設(農山漁村救済、國民體位向上等)

(一) 國際收支適合に關する諸施設(資本逃避防止法、外國爲替管理法  
令等に依る資本の國際移動の統制、輸出振興對策等)  
ト、低金利政策の維持強行(郵便貯金利率引下、國債消化方策の續行、  
株式資本の急激なる膨脹、企業計畫の促進、時局産業の發展促進等)  
チ、激増する公債の順調なる消化促進方策  
等であるが、是等は何れも準戰時經濟體制整備の方策に外ならなかつた  
のである。

斯くて我が國は昭和十二年七月事變勃發するや、直ちに準戰時體制よ  
り戰時體制に移行し、昭和十四年を以て戰時經濟第三年度を迎へ、今や  
將に國家總動員法の全面的發動を見んとし、諸般の經濟統制は益々強化  
せられ本格化せむとすつゝある。これ此の國民として先づ我が國現時  
の戰時經濟體制を全體として把握し、併せて其の今後の動向を察知し、  
之が強化、再編成に對し充分協議の用意を持つべく要請せらるゝ、所以  
である。

惟ふに、近代戰爭の特徴は科學戰、化學兵器戰、機械化戰、工場戰、  
資材戰、消耗戰、經濟戰、思想戰、全體戰、國力戰、殲滅戰、恆常戰、  
國家總力戰、國家總動員戰、長期戰、國際的多角戰等の言葉で示さ  
れるやうに、日進月歩する科學の力を最大に應用せる、多種多岐に互る  
兵器、軍需資材を極めて多量に消費し、國家の總力を擧げ長期に互つて  
大規模に行はれる點に特色があるのである。

これ戰線に在る將兵は勿論のこと、銃後を護る全國民が年齢、性別、  
職業の如何を問はず、戰勝といふ目標に向つて堅忍不拔、旺盛なる精神  
力を發揚し、一致協力することが絶対必要な所以である。略言すれば、  
近代戰は昔のやうに銃砲、刀劍等の兵器又は武力のみによる鬪争でなく、

五、軍用に供し得べき通信用物件  
六、前各號に掲ぐるものの生産又は  
修理に要する材料、原料、器  
具機械、設備及び建築材料

五、國家總動員上必要な通信用  
物件  
六、國家總動員上必要な土木建  
築用物件及び照明用物件  
八、前各號に掲ぐるものの生産、  
修理、配給又は保存に要する原  
料、材料、機械器具、裝置其の  
他の物件

九、前各號に掲ぐるものを除くの外  
勅令を以て指定する國家總動  
員上必要な物件

戰時又は事變に際し、國防目的達成の爲必要とせらるゝ物資の範圍の  
廣汎なること正に上記の如く、誠に思半ばに過ぐるものがある。而も是  
等軍需品、軍需資材の消耗度は重機、火砲の増加に伴ふ彈藥に  
付いて、又飛行機等の例に見る如く極めて高いのであつて、其の迅速且  
充分なる補給には多大なる人力、動力、燃料、輸送力、工業生産力等を  
必要とする譯である。

従つて今日に於ては、如何に「持てる國」と雖も平時體制の儘で上記  
の様な多方面に互る物資を悉く國內に於て自給し、以て長期且大規模な  
る近代戰を遂行し得る譯には行かないのである。斯かる國は世界何處に  
もない。地域廣大にして資源豊富なるアメリカやソビエツトと雖も、或  
種の軍需資源は輸入に俟つ外はないのである。況や我が國は獨逸及び伊  
太利等と相並んで、所謂「持たざる國」の代表的のもので、軍需資材の  
海外依存度は甚だ高く、又現在の國際情勢の下に於ては外國に於て起債

一國の産業力、經濟力、精神力、國民性等凡て國力の要素となる物心兩  
方面全部の力を擧げて、戰爭遂行の爲最も有効に國家總力を運用する必  
要があるのである。

今別名を資材消耗戰と呼ばれる近代戰に於て、如何に多くの物資が必  
要とせられるかに付いて見るに、多數の人命は姑く措くとすも、其の  
範圍は左に記載する大正七年制定の「軍需工業動員法」に規定せる軍需  
品は勿論のこと、「國家總動員法」に規定する總動員物資、即ち廣く國民  
生活上の必需品たる被服、食糧等を初とし、誠に多種多様、甚大なる物  
資が殆ど無制限に消耗せられるのであつて、之等軍需品の甚大なる消耗  
を補充する爲に、國內の凡ゆる人的及び物的資源を動員する必要が生ず  
るのである。

#### 「軍需工業動員法」第一條

- 一、兵器、艦艇、航空機、彈藥並  
に軍用器具機械及び物品  
二、軍用に供し得べき船舶、海陸  
聯絡輸送設備、鐵道軌道及び其  
の附屬設備其の他の輸送用物件  
三、軍用に供し得べき燃料、被服  
及び糧秣

#### 「國家總動員法」第二條

- 一、兵器、艦艇、彈藥其の他の軍  
用物資  
二、國家總動員上必要な船舶、  
航空機、車輛、馬其の他の輸送  
用物資  
三、國家總動員上必要な被服、  
食糧、飲料及び飼料  
七、國家總動員上必要な燃料及  
び電力  
三、國家總動員上必要な醫藥品  
醫療機械器具其の他の衛生用物  
資及び家畜衛生用物資

の可能性は殆どないのである。仍つて今次の事變が愈々長期戰となるや、  
上記各方面の軍需資材確保の爲に重工業の發達を促進し、國民精神總動  
員を行ひ國民經濟を戰時體制へ編成替し、經濟統制を全面的に強化した  
ことは至極當然の事である。

然らば我が國は如何にして國民經濟の戰時體勢化を行つたのであらう  
か。茲に過去一年有半に於ける我が國戰時經濟發展の跡を概観すれば、  
(一) 昭和十三年上期迄の準備工作時代——事變其のものも部局戰、短  
期戰に止り、所謂長期戰の色彩を持たなかつた關係上、軍需資材は  
主として過去の蓄積を以て調辨し、財界に對しては臨時應急的に  
「臨時資金調整法」と「輸出入品等臨時措置法」を制定施行して、以  
て表裏一體を爲す資金と物資の兩面に統制を加へたのであるけれど  
も、何れも未だ臨時的、部局的、應急的であつて、全面的、本格的  
統制まで進まず、國家總動員體勢時代と云ふには未だ相當の距離あ  
る時代。

(二) 昭和十三年下期以降の統制強化時代——長期戰體制を目標とし、  
一方に於ては國家總動員法の制定あり、一方に於ては當時の事變の  
新段階、内外の新情勢に即應した全面的な物資動員計畫が樹立せら  
れ、財政、金融關係の諸施設と産業、貿易關係の諸施設との間に有機  
的な關聯を持たしめ、物資需給調整、物價騰貴抑制、貿易振興等に關  
する諸法令が陸續として制定施行せられ、又貯蓄獎勵、消費節約等の  
國民的運動に依り經濟統制の効果を充分に發揚すべく、舉國的努力  
が拂はるゝに至つた時代であるが、未だ過渡的なるを免れない時代。  
(三) 昭和十三年末期以降の總動員體制確立時代——事變は新東亞建  
設、東亞新秩序樹立を主眼とする新段階に入り、一面に於ては戰闘

行爲の繼續、占據地域の治安維持を必要とする外、経済的には大陸の開發、經濟建設と我が國生産機構の純然たる戰時體制化を必要とするが爲、國家の強權的命令により物資の消費節約又は禁止を行ふは勿論、國家總動員法の發動に依り積極的に國家總力を動員し、之を戰爭目的に統制運用するの必要を見、戰時經濟體制が本格的に完成し、諸般の統制が益々強化せられむとする時代で、現在は正に此の時代に屬する。尙此の時代は今後長期建設事業の終るまでは續く筈である。

之を要するに國民經濟の戰時體制化若しくは戰時經濟體制とは、國家的計畫に依り國民經濟の全機構を急遽且徹底的に戰爭又は事業目的の爲に旋回し、物資及び資金を中心とする一國經濟の全局面經濟組織の全體、經濟活動の凡てを戰爭目的に向つて編成替、再編成することを謂ふのである。換言すれば、平時産業の國防産業への轉換及び此の轉換を樞軸として、戰爭目的に國民精神を總動員する外、産業、經濟、財政、金融、貿易、勞働契約等に於て生産部門、流通部門及び消費部門の全般に亘り、國家が指導的地位に立つて相關的な統制經濟的諸方策を遂行し、全經濟力を戰爭目的に動員することに外ならぬ。

我等は全國民が今正に斯かる環境に在ることに付いて、充分の認識を持つことの必要を痛感する次第である。

以下二、三の計數を藉りて、我が戰時經濟體制の現況を物語らしめよう。

多くの人は戰時經濟體制下に於て産業の編成替が行はれ、我が國は從來の輕工業中心より重工業中心に轉換したと言ふが、果して事實であらうか。先づ此の點に付いて見ることにする。

第二表

最近に於ける本邦株式會社の計畫資本調 (單位千圓)

年次	總數	製造工業	化學工業	機械器具工業	金屬工業
昭和六年	五七、六四五	二七、〇八〇	八、八九〇	三、八六〇	一四、〇六〇
昭和七年	四九、九五九	一八、〇六五	七、三〇六	一四、五八五	九、九七一
昭和八年	二五、七七八	三、八二九	一六、八九〇	三、七四〇	三、七六〇
昭和九年	一三、四四三	五、九八八	三、三九〇	六、八三〇	三、七八〇
昭和十年	一四、六九三	六、八三三	三、三三〇	五、四八五	三、七五五
昭和十一年	二〇、〇四九	六、五二四	一、六三三	一〇、八〇〇	三、七六三
昭和十二年	三六、七三三	二〇、七四三	四、九三三	四、九七九	三、九六〇
昭和十三年	三九、七六三	二〇、七〇三	七、〇一七	六、〇四二	五、三九三

之に反し紡織工業は生産額こそ首位にありと言へ、増加率は物價騰貴を考慮すれば殆ど言ふに足らぬ實情である。

次に我が國(内地、朝鮮、臺灣、樺太及び關東州)に於ける銀行、會社計畫資本中に於て、所謂時局産業の計畫資本額が最近如何に大なる比重を持つて居るか、其の増加割合が他方面事業に比して如何に顯著であつたかを見る爲第二表を掲げる。

我等は本表を熟覽すれば、多くの説明を俟たなくとも昭和六年以降の準戰時及び戰時體制時代を通じて強行された、我が國産業の編成替、再編成の跡を明瞭に窺ふことが出来るのである。

依是觀之、我が國に於ける株式會社の計畫資本は昭和六年以降(翌七年を除き)累年増加しつゝあり、就中時局産業の夫れは、昭和十三年には總數の約四割六分、製造工業全體の内九割餘を占め、昭和六年に對比すれば、昭和十二年は十倍餘、昭和十三年は約十三倍の多きに達してゐる。而も其の増加振りが昭和十二年及び昭和十三年の所謂戰時體制下に於て頗る顯著であることは、時局下に於ける軍需生産擴充の事實を反映するものに外ならぬと謂へよう。

次に昭和六年以降の我が財界情勢を知るべき指標たる諸計數を第三表に掲げて置いた。註釋の必要を見ない程歴然と非常時局色を現してゐる。

第一表

我が國の産業別工業生産額及び比率 (單位百萬圓)

種別	昭和六年	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年
金 屬	四三	八八	一七四	三〇八
機 械	八六	一五八	一八三	三〇八
機 器	四九	九六	一四三	二二二
機 具	四九	九六	一四三	二二二
紡 織	一、九六	三、七三	三、三三	三、三三
食 料	八七	一、六三	一、二八	一、二八
製 材	一四	二八	二八	二八
印 刷	一六	三三	三三	三三
瓦 斯	一四	三三	三三	三三
其 他	一八	三六	三六	三六
總生産額	一〇〇	二一〇	二二〇	二二〇

第一表に據れば、昭和十二年の全國工業生産額は百六十四億八千六百萬圓で、前年に比し四十二億三千萬圓、昭和六年に比し百十三億一千餘萬圓の増加であつて、我等は先づ準戰時及び戰時體制を通じての、我が工業生産力の顯著なる擴充に驚くの外はない。

更に其の内容を見るに、特に生産額増加の顯著なるは所謂時局産業、即ち生産手段生産部門たる金屬工業、化學工業及び機械器具工業の三者であつて、昭和六年には十七億四千餘萬圓のものが昭和十二年には八十九億八千餘萬圓となり、總額の三割三分から五割四分に躍進して居り、以て軍需生産力の擴充、時局産業の急速なる發展を示すに足るであらう。

第三表

(一) 財界關係諸指標 (單位百萬圓)

年次	東京	全國銀行勘定	普通銀行	手形
昭和六年	〇、九〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和七年	一、一八三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和八年	一、三〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和九年	一、六六三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十年	一、七五九	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十一年	一、八八三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十二年	一、九三三	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇
昭和十三年	二、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

と考へるので、詳しくは就いて見られたい。

五

年	月	末	貯金	郵便	國債	所有分	内日銀	輸出	輸入	外國貿易
昭和十一年	和	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十一年	末	指實數	二八〇	一〇七	一〇〇	二二八	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇

年	月	卸買物價	就業者	工業生産	外國爲替
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇
昭和十二年	平均	一〇〇	七〇	九〇	一〇〇

## 二、國家總動員法

國家總動員法が、今次の支那事變及び緊迫せる國際情勢の下に於て、國家の總力を戰爭目的の爲に統制する必要上制定を見た一の強力な戰時國家統制法なることは周知の如くである。即ち同法は國家總動員の實施及び準備に關する基本法として、支那事變の眞最中たる昭和十三年四月一日法律第五十五號を以て公布せられ、五月五日より施行、其の一部は同日發動せられたのである。本法は又同時に朝鮮、臺灣及び樺太にも施行せられ、南洋群島に於ける國家總動員に關しても亦本法に依るべき旨を定められてゐる。

其の法條及び略解は後編に掲記したから就いて見られたい。茲には先づ國家總動員準備に關する「内閣訓令」及び「同法提案理由」を摘録し、別に總論的説明を加へて參考にしよう。

### 國家總動員準備二關スル件

現下内外世局ノ促ガス所、内ハ庶政ヲ一新シ、外ハ非常ノ變ニ備ヘ、以テ帝國存榮ノ基礎ヲ鞏ウシ、當ニ舉國躍進ヲ期スベキノ機運ニ際會ス。

若シ夫レ一朝有事ニ對スルノ備ヘニ至ツテハ、必ズ軍備ノ充實ト相待テ、廣ク各般ノ人的及物的資源ヲ統制運用シテ、國力全般ノ最高發揮ヲ期スルノ總動員準備ニ遺算ナキヲ要スルハ、之ヲ既往ノ經驗ニ稽ヘ、之ヲ近代國防ノ意義ニ察シ、寔ニ明白ナル所ナリ。

惟フニ國家總動員準備ノ要ハ、汎ク人的及物的資源ニ關シテ、正確精新ナル調査ニ基キ精密周到ナル計畫ヲ樹立スルト共ニ、其ノ總動員上

ノ要請ヲ平時ノ施設ニ調和綜合シテ、資源ノ圓滿ナル育成開發ヲ圖ルニ存ス。即チ民力ヲ涵養シ、國力ノ綜合的充實ヲ期スルハ、一般施政ノ要諦タルト共ニ、資源ノ海外ニ依存スルコト大ナル我邦ノ現狀ニ鑑ミ、特ニ必須ノ要件ナリトス。

是ノ故ニ職ヲ官ニ奉ズル者ハ、深ク思フ日新ノ時局ニ致シ、職司各々異ル所アリト雖モ苟モ此ノ見地ヨリスルノ省察ヲ怠ラズ、各般ノ施設ヲシテ常ニ國家總動員準備ノ要請ニ合致セシムルノ用意アルヲ念トシ、協力一致、齊シク處務ノ核心ニ著眼シ、本末輕重ヲ分チ、先後緩急ヲ制シテ、皆能ク時世ノ要求ニ適應セシメンコトヲ望ム。

### 第七十三議會ニ於ケル政府ノ國家總動員法提案理由説明

近衛總理大臣(貴族院)——只今議題トナリマシタ國家總動員法案ニ付キマシテ、提案ノ理由ヲ御説明申上ゲマス。

近代戰ノ特色ハ所謂國力戰ニアルノデアリマシテ、戰爭ノ目的ヲ達成スル爲ニハ、陸海軍ノ奮闘ト相俟ツテ國家總動員ノ態勢ヲ完備シナケレバナラナイノデアリマス、即チ戰爭又ハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ際シテハ、物心兩面ニ互リ全資源ヲ動員シテ、以テ軍用ノ充實ヲ完備スルニ止マラズ、國民生活ヲ確保シ、且戰爭遂行上必要ナル各般ノ國家活動ヲ圓滑ナラシメ、以テ國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮スルコトガ、戰勝ノ目的ヲ達成スル爲ニハ必須ノ要件デアリマス、本案ハ此ノ事實ニ鑑ミマシテ、政府トシテ戰時又ハ戰爭ニ準ズベキ事變ニ際シ、所要

ノ措置ヲ敏速ニ講ジ得ベキ根據ヲ規定シタルモノデアリマス。  
斯クノ如キ戰時發動ノ必要トスル政府ノ權限ノ大綱ハ、國家總動員ノ準備事務ノ進捗ニ伴ヒ、大體豫定シ得ル譯デアリマスガ故ニ、豫メ議會ノ御協賛ヲ經テ之ヲ定メテ置キマシテ、其ノ範圍内ニ於テ、政府ガ戰爭ノ實際ノ情況ニ即應シ、應機ノ處置ヲ講ジ得ルコトト致シマスルノガ適當ト考ヘルノデアリマス、尙斯クシテ國家總動員ニ關スル國家ノ權力發動ノ態様ヲ、豫メ國民一般ニ了解セシメテ置クコトハ、國家總動員準備ノ進捗ニ資スル所以タルノミナラズ、有事ニ際シ國民ノ自發的協力ヲ容易ナラシメ、法令執行ノ圓滑ヲ期スル上ニ必要デアルト考ヘルノデアリマス、殊ニ我が國ハ國家總動員ノ經驗ニ乏シク、又其ノ資源ノ情況等ヲ考ヘマシテモ、特ニ本法制定ノ必要ヲ感ズル次第デアリマス。

國家總動員ニ關スル現行ノ法制ト致シマシテハ、大正七年ニ制定セラレマシタル軍需工業動員法ガ存スルノデアリマスガ、同法ハ軍需充足ノ爲ニ國內工業力ヲ動員スルコトヲ主眼トスルモノデアリマシテ、從ツテ其ノ法律運用ノ目的ニ於キマシテ、將又規定事項ノ範圍ニ於キマシテ、前述ノ如キ國家總動員ノ目的ヲ達スル爲ニハ固ヨリ不十分ナノデアリマス、尙今回ノ支那事變ニ於キマシテハ、差當リ曩ニ御協賛ヲ得マシタル臨時法律ニ依リマシテ、軍需工業動員法ノ足ラザル所ヲ補ヒ、應急ノ措置ヲ講ジツ、アルノデアリマスガ、時局ノ推移如何ニ依リマシテハ、更ニ一段ノ國家統制ヲ必要トスル事慮モ考慮セラレマスガ故ニ、此ノ意味ニ於キマシテモ本法ノ制定ハ緊急ヲ要スルモノト認メテ居ルノデアリマス。

本案ノ内容ハ大體ニ於テ、軍需工業動員法及事變關係ノ臨時諸法律ニ

されたものではない。即ち同法は大正七年寺内内閣の當時、世界大戰に於ける各國の經驗に鑑み、戰時に際し軍需品の補給を確保する爲に制定された、軍需工業動員法（大正七年四月十七日法律第三十八號）を母體として生まれたものと謂ふべきである。

そこで、今軍需工業動員法に就いて觀るに、此の法律は全文二十二箇條より成り、軍需品の生産又は修理に必要な工業を管理し、平時に於ては必要なる場合に奨励金の下附、一定利益の保證を爲し得ることを規定したものである。第一條は軍需品の定義、第二條から第七條までは戰時に於ける軍需品及び軍需工場ノ動員規定を定め、第八條、第九條兩條は戰時の勞務命令規定、第十一條以下第十八條までは平時の動員計畫に關する規定、第十九條以下は罰則となつて居り、軍需充足上は略々遺憾なきやう諸規定を網羅してゐる。

先づ、第一條の軍需品の定義に關する規定が、國家總動員法に於て更に一層擴充され、「總動員物資」として定義されてゐることは前に掲記した通りである。

第二條は「政府ハ戰時ニ際シ軍需品ノ生産又ハ修理ノ爲必要アルトキハ左ノ各號ニ掲グル工場及事業場並ニ其ノ附屬設備ノ全部又ハ一部ヲ管理シ使用スルコトヲ得」となし、

- (一) 軍需品の生産又は修理を爲す工場及び事業場
  - (二) 前號に掲ぐる工場及び事業場に要する原料若しくは燃料を生産し又は電力若しくは動力を發生する工場及び事業場
  - (三) 前各號に掲ぐる工場に轉用することを得る工場
- を擧げてゐるが、之は極めて重要な基本的規定で、國家總動員法に於て第十三條の工場、事業場等の管理、使用、收用規定として殆ど全部攝取

規定セラレマシタル事項ガ其ノ根幹トナツテ居リマスルガ、規定ノ形式ガ大綱ニ止リ、細部ヲ命令ニ委ネテ居リマスノハ、其ノ内部ガ事態ノ程度等ニ依リマシテ變化致シマスル關係上、豫メ細部ニ互ツテ之ヲ豫定スルコトガ困難デアアルガ爲デアリマシテ、戰時事態ノ變化ニ即應シ、迅速且適切ナル措置ヲ講ズルコトガ、戰爭ノ本質上緊要デアアルノデアリマス、又是等ノ措置ノ詳細ヲ豫メ外部ニ現シマスコトハ、國防上ノ機密ヲ暴露シ、得策デアナイ點モ考ヘラレル次第デアリマス、又本案ニハ平時ニモ適用セラレル規定ヲ含ンデ居リマスガ、是等ノ事項ハ前以テ平時の準備ヲ必要トスルモノデアリマスルト同時ニ、戰時ニ際シマシテモ必要ナル事柄デアアルノデアリマス、而シテ本案規定ノ各條項ハ相互ニ密接ナル關係ヲ有シ、一貫セル國家總動員ノ體系ヲ形成シテ居ルノデアリマス、本案ノ内容ハ人員、物資、施設、資金等各般ノ事項ニ互リ、國民生活ニ大ナル關係ヲ有シテ居リマスルノデ、之ガ運用ニ付キマシテハ適切ヲ期スルコトガ極メテ肝要デアリマシテ、特ニ審議會ニ關スル規定ヲ設ケマシタノモ、此ノ趣旨ニ副ハンガ爲デアリマス。

要スルニ國家總動員ハ國民ノ愛國心ヲ基礎トシ、舉國一致ノ協力ニ依ツテ初メテ其ノ效果ヲ完ウシ得ルノデアリマス、政府ハ時局ニ鑑ミマシテ、國家總動員ノ實施ニ法的根據ヲ與フルノ必要ヲ認メマシテ、茲ニ本法ヲ提出致シマシタ次第デアリマス。

以上で國家總動員法制定の趣旨、同法制定の必要なる所以は明瞭になつたことと思ふ。

仍つて以下聊か同法の總論的解説を試みて置かう。

國家總動員法を實質的に觀れば、それは決して支那事變後始めて制定されたものである。

その次の基本的規定は第六條で、「政府ハ戰時ニ際シ軍需品又ハ第二條第二號ノ原料若シクハ燃料ノ讓渡、使用、消費、所持、移動若シクハ輸出入ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得」とあるが、之は國家總動員法に於ては、第八條の物資管理規定及び第九條の輸出入統制規則として規定されてゐる。

更に軍需工業動員法の第八條及び第九條は臣民徵用を規定してゐる。即ち第八條は「政府ハ戰時ニ際シ兵役ニ在ル者ヲ徵兵令ニ拘ラズ勅令ノ定ムル所ニ依リ召集シテ軍事輸送機關又ハ第二條ノ規定ニ依リ政府ノ管理スル工場若シクハ事業場ノ業務ニ從事セシムルコトヲ得」とあり、第九條は「政府ハ戰時ニ際シ勅令ノ定ムル所ニ依リ兵役ニ在ラザル者ヲ徵用シテ前條ニ掲グル業務ニ從事セシムルコトヲ得」とあつて、何れも廣汎な臣民徵用の權を政府に與へてゐるが、是等の規定は國家總動員法に於ては、第四條の臣民徵用規定として現れてゐる。

軍需工業動員法の根幹的條項は以上第一條、第二條、第六條、第八條第九條の五箇條で、右に依つて觀るも、同法が國家總動員法の母體を爲してゐることは明瞭に看取されるであらう。

軍需工業動員法は大正七年制定後、一部の平時に於ける獎勵保護規定が發動されたのみで、一般の工業動員に關する諸規定は永く睡眠状態を續けまゝ、昭和十二年の支那事變勃發當時に及んだ。然るに今次事變勃發後政府は、急に同法の戰時規定發動の必要に迫られ、昭和十二年九月十日法律第八十八號「軍需工業動員法ノ適用ニ關スル件」を制定した。同法は「軍需工業動員法中戰時ニ關スル規定ハ支那事變ニ亦之ヲ適用ス」といふ一箇條であるが、之に依つて軍需工業動員法は時局に登場するこ

となり、次いで同年九月二十五日同法第二條による「工場、事業場管理令」が勅令第五百二十八號を以て公布され、之に基づいて軍部は軍需關係工場に對し管理處分を爲し得ることとなり、其の後十三年一月十七日管理實施の旨を發表し、若十の關係工場を管理することになつたのである。

抑々政府は事變勃發と同時に急遽國家總動員法制定の必要を認めたとであるが、何分之は重大な法律であり、會期の短い臨時議會に於て、その協賛を求むることは無理であつたから、次の通常議會へ提案することとし、それ迄の應急策として前記の通り軍需工業總動員法を發動した次第であつた。けれども、軍需工業總動員法は直接の軍需充足を目的としたもので、一般國民經濟を統制し、之を戰爭目的遂行に従はしめるといふ如きことは出来ない。即ち物資に對する民需を抑へて、之を軍需の充足に振向けるとか、資金の平和産業への流入を抑へ、以て軍需産業への供給を潤澤にするとか、貿易の管理に依つて國際收支の適合を確保するとか、物價、家賃等の昂騰を抑へて國民生活の安定を圖るとか云ふやうな、又例へば鐵鋼、ガソリンその他現在行はれてゐる如き各般の消費制限、重要商品に對する最高價格の公定等は、同法を以てしては勿論之を行ふことが出来ない。更に同法には資金の調整に關する規定等も全く無い。従つて事變發生以來の事態に即應して、國民經濟の凡ゆる方面に強力なる統制を加へ、單に工業部門に限らず、一般的産業及び國民生活を總動員するが爲には、同法のみでは到底不十分であつたのである。斯くて政府は事變後間もなく臨時立法の制定に著手し、軍需工業總動員法を以て總動員體制の根幹となし、同法で足りない部分を臨時立法で補綴するといふことにしたことは、前記政府提案理由にもあるが如くである。

即ち第七十二臨時議會に於ては、臨時資金調整法及び輸出入品等臨時措置法の二大法律を初め、外國爲替管理法の改正法、米穀應急措置法、臨時船舶管理法、臨時馬の移動制限に關する法律等の緊急的な臨時立法が相次いで協賛されたのであつたが、是等の法律は何れも間接的に軍需充足の手段を規定し、又は戰時體制下一般經濟、交通等の運行を調整すべく、軍需工業總動員法を補綴する爲に制定された臨時應急的のものと言ふことが出来る。

繼つて、國家總動員法は昭和十三年第七十三通常議會に政府提出法律案として提出され、貴衆兩院とも白熱的論議が闘はされた後、無修正で兩院を通過成立したものであるが、前記の如く軍需工業總動員法第二條の規定は國家總動員法第十三條に管理、使用、收用規定となつて繼承攝取されてゐるので、同條發動の爲に昭和十三年五月四日勅令第三百十八號「工場、事業場管理令」が公布され即日實施となり、従つて軍需工業總動員法及び之に基づく工場事業場管理令は廢止されることになつた。

次に軍需工業總動員法を補綴する爲に公布された、臨時的諸法律と國家總動員法との關係を明らかにしよう。

先づ臨時資金調整法に付いて觀るに、同法は後編所掲の通り全文二十一條で、その制定の趣旨は之に依つて不要、不急の産業への資金流入を抑制し、國防産業及び之に密接な關係ある産業に對する資金の供給を潤澤にし、生産力の擴充、戰時資材の確保を圖らうとするにある。而して今國家總動員法の條項に付いて觀るに、臨時資金調整法の主な内容である資金貸付及び證券業務の許可制(第二條)、會社の設立、増資、合併等の許可制(第四條)は、何れも國家總動員法に第十一條及び第十二條の資金統制條項として一層要約された形で規定されてゐる。尙右第十一條

の「利益金處分ノ命令」が、過般第十一條發動の問題として政治問題化したことは周知の通りであるが、此の利益金處分の命令に付いては臨時資金調整法には何等の規定もない。

次に國家總動員法と輸出入品等臨時措置法との關係に付いて觀るに、後者は全文僅か八條で、その要旨は、

一、政府は物品を指定して輸出又は輸入の制限又は禁止をなすことが出来る。

品に付いても、

(イ) その物品を原料とする製品の製造に關し必要な命令を爲すこと。

(ロ) その物品又は之を原料とする製品に付いて配給、讓渡、使用又は消費に關し必要な命令を爲すこと。

が出来るといふに在るが、實際上は本法に依れば、殆ど全産業に對して統制を加へることが出来る仕組に成つて居り、謂はゞ物資管理法とも看るべきもので、本法に基づいて制定された商工省命令及び告示は實に百有餘に達し、重要物資の製造、使用、配給の統制から一般物價政策にまで及んでゐるのである。

此の輸出入品等臨時措置法の規定も、全部國家總動員法中に繼承攝取されてゐる。即ち兩者の關係は、

一、輸出入品等臨時措置法第一條の貿易統制(商工省令では臨時輸出入許可規則)の條項が國家總動員法第九條の貿易統制條項に攝取され、

一、同法第二條の製造、配給、使用、消費等の命令條項が總動員法第

八條物資統制條項に繼承攝取され、

頗る緊密であつて、臨時措置法に依つて規定し得る範圍が頗る廣汎なだけ、之を繼承する國家總動員法の委任立法範圍も亦極めて廣汎になつてゐる。尙上記臨時資金調整法及び輸出入品等臨時措置法以外の各種臨時立法も亦、元來ならば國家總動員法の一つの條項として規定すべき事項に關するもので、只國家總動員法の制定がなかつた爲に單獨の法律として制定されたのである。だから夫れ等臨時立法の主要規定も亦何れも國家總動員法中の條項に攝取されてゐる。

その主要なるものを擧ぐれば、次の如くである。

(イ) 臨時肥料配給統制法——事變下肥料の需給及び價格の統制を確保する爲に制定された法律であるが、此の法律も國家總動員法第八條の物資統制條項の規定を肥料に適用することに依つて完全に代替され得るものである。

(ロ) 臨時船舶管理法——事變下の海上一般交通運輸の管理を規定したもので、此の法律も國家總動員法第八條の物資統制規定、第十條の使用、收用規定、第十九條の價格統制規定等を船舶に適用することに依つて完全に代替され得るのである。

(ハ) 米穀の應急措置に關する法律——事變下に於ける軍用米の調達を圓滑にする目的で制定されたもので、其の要點は、  
一、政府は軍用米の必要ある時は米穀需給特別會計(米穀統制法の特別會計)に屬する米穀の賣渡しを爲し得る。  
二、政府は必要ありと認める時は一定條件の下に米穀の買入を爲し得る。

といふのであるが、此の法律の規定は國家總動員法第八條の「其ノ

他ノ處分」及び第十九條の「價格ニ關シ必要アル命令」で代替され得るのである。

(二) 臨時馬の移動制限に關する法律——事變以來馬の徵發が増加したことは勿論であつて、之が馬匹の價格が騰貴したので、馬の恩恵買により其の移動が激しくなつた。従つて斯かる移動を制限して徵發に支障なからしめる必要上本法が制定されたのであるが、國家總動員法第八條の移動に關する規定を馬に適用することに依り本法に代へることが出来るのである。

國家總動員法はその附則に基づき、勅令を以て昭和十三年五月五日より施行されたことは前に一言した處である。けれども、之は同法が何時にても法律として發効し得る状態に置かれたに止まり、其の全規定が直ちに國民一般に對し、同日を以て實際に適用されるといふ譯のものではない。

多くの條文は「勅令ノ定ムル所ニ依リ命ズルコトヲ得」、「勅令ノ定ムル所ニ依リ禁止又ハ制限スルコトヲ得」となつて居るから、關係勅令が制定實施されて始めて國家總動員法の當該條文が國民に對して初めて發効する。換言すれば、事態の推移に即し或條文を實施する必要な生ずる毎に當該條文に基づく勅令が出て、政府は始めて國民を拘束する措置を執る譯なのである。此の意味に於て現在に實施されてゐるのは、從業者の使用、傭入に關する規定(第六條)、工場、事業場の管理に關する規定(第十三條)、臣民の職業能力申告に關する規定(第二十一條)、是等に關係ある總則的規定、補償の規定、處罰規定並に國家總動員審議會に關する規定(第五十條)等である。

左表は最近迄に制定された勅令(一一六)及び審議會に諮問せられ可

決答申を見た勅令案要綱(七一二十一)である。

國家總動員法關係勅令及勅令案要綱

件名	摘 要	附議可決年月日
一、學校卒業生使用制 (勅令第十三號)	第六條關	昭和十三年八月十日
二、工場、事業場管理令 (勅令第三百十八號)	第十三條關	昭和十三年八月十日
三、醫療關係者職業能力申告令 (勅令第三百十八號)	第二十一條關	昭和十三年八月十日
四、國民職業能力申告令 (勅令第五百一號)	同	昭和十三年二月五日
五、總動員補償委員會規 (勅令第四百七十四號)	第二十九條關	昭和十三年二月五日
六、國家總動員審議會官制 (勅令第四百七十四號)	第五十條關	同
七、從業者雇入制限ニ關スル勅令案要綱	第六條關	昭和十三年二月五日
八、賃銀統制ニ關スル勅令案要綱	同	昭和十三年二月二十八日
九、工場於ケル就業時間制限ニ關スル勅令案要綱	同	同
十、總動員物資ノ使用又ハ收用ニ關スル勅令案要綱	第十條關	同
十一、會社利益配當ノ制限ニ關スル勅令案要綱	第十一條關	同
十二、工場及事業場ノ使用又ハ收用ニ關スル勅令案要綱	第十三條關	同
十三、土地又ハ家屋其ノ他ノ工作物ノ管理使用又ハ收用ニ關スル勅令案要綱	同	同
十四、事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル勅令案要綱	第十六條關	昭和十三年三月三十一日
十九、船舶運航技能者ノ養成ニ關スル勅令案要綱	第二十二條關	昭和十三年二月五日
二十、務ニ關スル計畫ノ設定又ハ演練ニ關スル勅令案要綱	第二十四條關	昭和十三年二月二十二日
二十一、試験研究ニ關スル勅令案要綱	第二十五條關	同

十五、船員職業能力申告令 (勅令第四百二十三號)	第二十一條關	昭和十三年二月五日
十六、獸醫師職業能力申告令 (勅令第四百二十三號)	同	同
十七、學校及養成所ニ於ケル技能者ノ養成ニ關スル勅令案要綱	第二十二條關	昭和十三年二月三十一日
十八、工場及事業場ニ於ケル技能者ノ養成ニ關スル勅令案要綱	同	同

### 三、我が國の戰時財政

現代に於て、戰爭遂行の爲に必要なものが一にも金、二にも金、三にも金であると謂へるかどうかは姑く措くとするも、戰爭に對する金の重要さは昔から頗る大きく、殆ど絶對不動のものであつた。現在でも戰時動員及び陸海空軍の活動、經濟的補給等に對し極めて重大な關係を持つ至要な事柄である。

我が國の國家財政は現時の戰時經濟機構に於て極めて重要な地位を占め、國民經濟全般の動きを左右する力を持つてゐると言つても過言ではない。これは金本位停止以來の準戰時體制時代及び戰時體制時代を通じて、國家財政の歳出額が逐次老大となり、殊に長期戰體制確立以來戰費支出は其の儘財政支出となつて現れ、尙此の國家の歳出、即ち直接戰費たる軍事費並に準戰費、準軍事費たる一般會計及び三十八の特別會計歳出の大部分は繼續的に國內に撒布せられ、各方面の生産活動を量的に増進すると共に、其の質的構成をも變化せしめつゝあり、又是等の資金は國民各層へ各種形態の收入、貨幣所得となつて浸潤し、總て其の購買力

増進を招來するのであつて、畢竟戰時の國家財政が國民經濟に及ぶ影響は、寔に大なるものがあると謂はねばならぬ。我が國の財政は一般會計と現在三十九の特別會計あり、一般會計歳出は昭和六年九月滿洲事變以來「準戰時財政」として軍備の充實を中心とし、年々躍進的膨脹を續けてゐるが、先づ一般會計歳出中に於ける軍事費に付いて見るに概況左の如くである。

第一表 一般會計歳出と軍事費年比較 (單位千圓、以下四捨五入)

年 度	歳出總額	内 軍 事 費	計
昭和六年度	一、四七、七五五	陸軍費 三、七二九	三、七二九
昭和七年度	一、九〇、一四一	陸軍費 三、三〇九	三、三〇九
昭和八年度	二、二五、四六三	陸軍費 四、〇九七	四、〇九七
昭和九年度	二、三三、〇〇四	陸軍費 四、八八三	四、八八三
昭和十年度	二、〇六、四七八	陸軍費 五、三三八	五、三三八
昭和十一年度	二、二二、二七六	陸軍費 五、〇七九	五、〇七九

昭和十二年度	三九八、六九二	七、八三六	六、三九八	一、二〇〇、八〇〇	四、七三三
改算	三、五二四、三三三	五、六七六、七六六	六、八〇三、三三三	一、二四七、三三三	三、五二四、三三三
昭和十三年度	三、五二四、三三三	五、六七六、七六六	六、八〇三、三三三	一、二四七、三三三	三、五二四、三三三
昭和十四年度	三、六四四、六六六	四、九七七、二二二	六、三九九、九九九	一、二四九、六六六	三、一

併しながら、現下の我が戦時財政に於ては、毎年度の追加予算及び臨時軍事費特別會計の歳入出の状況をも併せ見ることが勿論必要である。仍つて茲に先づ後者、即ち支那事變關係の臨時軍事費に付いて見るに、

第二表 臨時軍事費特別會計歳入歳出 (單位千圓、以下四捨五入)

區分	一般會計より移し	第七十二	第七十三	合
	整理せらるべき額			
〔歳入〕	計	計	計	計
公債	一〇、一八五	二、〇三三	四、八六五	七、〇七三
借入金	三、六五九	三、六五九	—	七、〇七三
他會計より受入	—	—	—	—
北支事件特別稅	—	—	—	—
軍事費納金	—	—	—	—
〔歳出〕	計	計	計	計
陸軍費	一〇、一八五	三、三三三	一、三三三	一、三三三
海軍費	—	—	—	—
備費	—	—	—	—
〔差引歳入超過額〕	—	—	—	—

【備考】一、大藏省第六十三回年報に據る。  
二、右財源超過額は北支事件費借入金の実行見合はせに依る財源差控補填に充當せられる。

政府は事變勃發後不擴大方針拋棄の已むなきに至るや、事變關係所要經費の膨脹を見越し、支那事變に關する經費は之を一般會計豫算として取扱ふことは不便且妥當ならずと認め、特別に事變の終局までを一會計年度として一般會計より區分整理する爲に「臨時軍事費特別會計」を設けることとし、之に關する法律案を昭和十二年九月三日召集された第七十二議會に提出し、同法案は同議會を通過後九月九日より實施を見たのである。因みに此の種特別會計の設定は、我が國では過去に於て日清、日露戰後及びシベリヤ出兵を含む日獨戰役の三回に互つて行はれたことあり、現在分は第四回目である。

而して現在の臨時軍事費特別會計の昭和十三年四月一日現在豫算に據る歳入出状況は第二表に示す如く、北支事件費を合はせ通計七十三億九千萬圓だけ成立して居り、之は大體本年一月迄の經費を計上したものと云はれる。

依是觀之、事變勃發以來一箇年有半の間、即ち昭和十四年一月迄の直接戰費(部隊及び艦船部隊の派遣維持、作戰資材の應急整備、航空要員の急速補充、造兵設備の増強、占領鐵道の管理、改良工作、通信補給その他各種施設の急速整備に要する經費)は七十三億九千萬圓の巨額に達し、其の財源としては總額の九割三分に當る六十八億八千七百圓を公債發行に俟つ計畫で、此の公債發行豫定額の内昭和十四年二月末までに五十一億圓發行済である。

尙三月三日衆議院に提出された軍事費追加豫算は四十六億五千萬圓(歳出豫算内譯—陸軍臨時軍事費三十一億四千三百万圓、海軍臨時軍事費八億一千二百萬圓、豫備費六億五千萬圓)である。

四。歳入豫算内譯—公債及び繰替借入金三十九億二千四百萬圓、一般會計より繰入金五億三千五百萬圓、各特別會計より繰入金二億二千六百六十萬圓等)であるから、之を前記七十三億九千萬圓に計算すれば、臨時軍事費のみで百十九億九千五百萬圓となるのである。又若し之に十四年一般會計の追加豫算中純粹の戰費となるべき陸海軍兩省に屬する六億七千萬圓を加へれば、明年三月までに支出し得る軍事費は通計百二十六億六千五百萬圓の巨額に達する。

第三表 最近三箇年度分一般會計豫算 (單位千圓)

摘要	十二年度	十三年度	十四年度	前年比較
〔歳入〕				増減(△)
經常部	一、八七三、三九九	三、〇三三、三六一	三、七三三、八〇〇	一、九六〇、四〇一
臨時部	一、〇八一、四七三	一、三〇七、五九九	一、三三三、八三三	一、〇六六、八八六
普通歳入	三、三三三、三三三	三、〇三三、三三三	四、八七七、〇〇〇	一、五七七、三三三
公債	—	—	—	—
前年度剩餘金繰入	—	—	—	—
計	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	三、三三三、三三三	—
〔歳出〕				
經常部	一、五〇三、三三三	一、七六七、四四四	一、九三三、三三三	一、九三三、三三三
臨時部	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	一、一〇〇、〇〇〇	—
計	二、六〇三、三三三	二、八六七、四四四	三、〇三三、三三三	—

【備考】一、昭和十二年改算豫算は臨時軍事費特別會計へ移管整理分を除き第七十二議會迄に成立したる追加豫算額を含む。  
二、昭和十三年改算豫算は第七十三議會に成立したる追加豫算額(六億四千六百七十二萬四千圓)を含む。

次に最近三箇年度の一般會計に付いて見るに、昭和十二年度分は事變勃發前の編成にかゝるものであつたが、事變後九月十九日の閣議に於て緊急措置として一般及び特別會計に於て純節約額一億八千餘萬圓の節約斷行が決定せられた。此の十二年度豫算を姑く別とし、十三、十四兩年度分は何れも事變目的達成を主眼として物資と資金は之を軍の需要充足の爲に集中し、一般經費は計上見合はせ又は削減を主旨とし、専ら生産力擴充、國防の充實、輸出振興、物資需給調整、犠牲産業の對策、軍事保護事業の強化等緊要なるもの外、大陸經營費の計上等事變關係施設の充實を期し、約言すれば國防の充實と經濟の建設とを中心として編成せられた。

特に十四年度分は物資との關聯を重視して編成せられ、左の諸物資に付いては綿密なる物資需要調書を作成の豫定であると。

普通鋼材、特殊鋼材、鉄鐵、銅、鉛、亜鉛、ニッケル、錫、アルミニウム、石炭、原油、重油、航空揮發油、機械油、木材、生ゴム、紙、皮革類、棉花、羊毛、麻

左に昭和十三年度乃至昭和十四年度一般會計豫算の大體を表示して見よう。

上記の昭和十四年度一般會計豫算中臨時軍事費特別會計への繰入を控除すれば三十三億四千三百萬圓であるが、此の外に四十六億五百萬圓の臨時軍事費特別會計追加豫算があり、又今議會に要求せられた一般會計追加豫算中陸海軍兩省分六億七千萬圓があるので、之等を合算すれば八十六億一千三百萬圓となるのである。之に陸海軍以外の一般會計豫算を加へれば、概算九十億乃至九十五億に達する見込である。

因みに昭和十三年度一般會計豫算は、追加豫算を合算すれば臨時軍事費特別會計への繰入を控除して三十一億九千七百萬圓で、之に臨時軍事



費特別會計豫算四十八億八千六百萬圓を加へ合計八十億八千四百萬圓、昭和十二年度は一般會計豫算二十九億九百萬圓、臨時軍事費特別會計二十五億三千萬圓、合計五十四億三千九百萬圓であつた。そこで之を逆に言へば、我が國財政は最近三箇年度に於て五十四億、八十億、八十六億と急テンポの膨脹を示し、今後長期建設時代を通じて七十億程度に之が恒常化するのではないかと見られてゐる。何れにせよ事變前の水準に復することは到底あり得ないであらう。

尙参考の爲既往二箇年度の全體豫算の財源關係を見れば、大體第四表の如くである。

上來述べた如く、臨時軍事費特別會計は勿論、一般會計に於ても公債は極めて重要な財源を爲し、今や之が消化如何は我が國戰時財政運営の眼目を爲す大問題となつて來た。仍つて以下我が國の公債發行狀況と其の消化狀況並に之が對策に付いて見ることにする。

先づ發行狀況は第五表の通りである。

次に昭和十三年年度の公債發行豫定額は五十六億二千八百萬圓であつたが、前年度より繰越分九億三千四百萬圓を加算すれば六十五億六千二百萬圓となり、内未發行額十五億圓内外が十四年度に繰越されると見られる。

而して十四年度の公債發行豫定額は左記内譯の如く、總額では五十七億三千二百萬圓となつてゐるとは注目するに足らう。

第五表 公債發行狀況累年比較 (單位千圓、以下四捨五人)

年度	規發行額	公債發行額	臨時軍事費分	一般會計陸海軍追加分
昭和六年	二二六六八	一三〇二二	九六四六	六七〇
昭和七年	八三五一	四七五五	三〇九七	
昭和八年	九〇三九	一〇九七四	一八七六	
昭和九年	八六五七	一〇九二二	二二八四	
昭和十年	七五、六六	一〇、三三	六、八七	
昭和十一年	七、八六	一〇、九三	三、〇七	
昭和十二年	二、五九	一、二八	一、三二	

第四表 昭和十二年年度 全體豫算と其の財源 (單位千圓)

項目	一般會計	臨時軍事費特別會計	合計	割合
租稅	一、三〇九、四四五	六、六五八	一、三一六、一〇三	二五・三
公債	八、七三九、五五	三、三三三、八五六	一二、〇七三、四〇六	五九・八
其他	七、七二〇、九三	三、九四七、五	一一、六六八、四八	一四・九
合計	二、九〇九、九三三	一、三三九、八六一	四、二四九、七四四	一〇〇・〇

【備考】一、昭和十二年度豫算は臨時軍事費特別會計中租稅は北支事件特別稅、其の他は借入金及び他の特別會計よりの受入額  
二、昭和十三年度豫算は一般會計には追加豫算第二號一億七千一百萬圓(内公債五千三百萬圓)、第三號八千九百萬圓(内公債八千七百萬圓)を加算した

公債費、徵稅費等に要する分 六〇  
一般、特別會計を通じた分 一、〇八二

政府は上記の公債は主に日銀引受の方法に依り發行し、今後亦其の方針を續けるであらうが、斯くの如き大なる公債發行に對し如何なる消化促進策を講じたか、其の主なるものは大體左記の如くである。

- イ、國債に對する租稅負擔を特に軽減せること
  - ロ、日銀の國債擔保貸出利子の引下其の方法に依る優遇
  - ハ、政府關係資金(預金部資金、金資特別會計、簡易生命保險積立金、政府關係共済組合の資金等)の動員
  - ニ、金融機關、保險會社、産業組合並に銀行、會社の給する賞與金等を以てする國債買入の積極的態度
  - ホ、小額公債發行及び其の郵便局窓口賣出し
  - ヘ、國民精神總動員運動並に消費節約及び貯蓄獎勵運動の徹底化と増稅其の方法に依る物價騰貴の抑制方策の實行
  - ト、臨時資金調整法に依る資金の調整と割増金附貯蓄債券の發行
  - チ、公債發行時期及び政府資金撤布時期に對する充分の考慮
  - リ、低金利政策の維持強行
  - ヌ、一般行政費の節約
  - ル、地方債の發行抑制
  - ヲ、政府支拂金前拂制の擴充
- 斯くて我が國の公債消化狀況は頗る良好であり、大藏省當局の第七十四議會での説明に據れば、昭和十三年中に發行した利付公債の額は四十三億三千五百萬圓、其の消化額は三十七億八千九百四十萬圓餘、其の割合は大體八七・五%に當ると。

又日銀發表資料に依れば、昭和十三年中の總發行高は四十三億三千萬圓で、之に對し八割四分餘といふ高率の消化あり、消化高内譯は左の通りである。

(イ) 國債發行高

日銀引受分	三、六八〇
預金部引受分	六五〇
臨時軍事費特別會計分	四、三三〇
一般會計分	三、六〇〇
臨時軍事費特別會計分	七三〇
合計	二、五四二

(ロ) 國債消化高

日銀賣却高	二、一六八
内 官廳	三、七三
内 民間	四、五九
郵便局賣出	六五〇
預金部引受高	三、六五一
合計	八四・三%

- 次に我が國戰時財政に於て、公債に次いで重要な役割を演じつゝあるは言ふまでもなく普通財源中の租稅であつて、事變以來の租稅増徴の經過は概略次の通りである。
- 1 臨時租稅増徴法(昭和十二年三月三十日公布)に依る増稅——當初の増稅豫想二億三千萬圓。
  - 2 新稅(法人資本稅、外貨債特別稅、揮發油稅、有價證券移轉稅)の設定——當初の増稅豫想三千九百萬圓。
  - 3 北支事件特別稅の新設——昭和十三年八月十一日の北支事件特別稅法に依り所得特別稅、臨時利得特別稅、利益配當特別稅、公債及

社債利子特別税、物品特別税の五種を新設し、昭和十二年度及び昭和十三年度を合して一億百餘萬圓の歳入を見込める處、十二年度收入分六千六百五十四萬八千餘圓に達した。

支那事變特別税法（昭和十三年四月一日公布）に依る新増税——北支事件特別税を廢し五稅種の増徴と六稅種の新設を行ふもので、之に依る當初の收入見込は合計三億千八百餘萬圓、昭和十三年度三億六百餘萬圓、平年度三億三百餘萬圓であつた。

今之を主なる國稅に付稅種別に之を見れば左の如くである。

種別	摘要
○所得稅	臨時租稅增徴法に依る増収見込 一億六千三百十餘萬圓
○第一種所得稅	支那事變特別税法に依る増収見込 一億二千六百餘萬圓
○第二種所得稅	臨時租稅增徴法に依る増収見込 三百九十餘萬圓
○第三種所得稅	臨時租稅增徴法に依る増収見込 三百九十餘萬圓
○營業收益稅	臨時租稅增徴法に依る増収見込 三百九十餘萬圓
○法人營業收益稅	同 三百九十餘萬圓
○資本利子稅	同 千三百七十餘萬圓
○相続稅	同 百六十餘萬圓
○臨時利得稅	同 千五百三十餘萬圓
○甲種利得稅	支那事變特別税法に依る増収見込 三千九百餘萬圓
○乙種利得稅	同 三千九百餘萬圓
○酒稅	臨時租稅增徴法に依る増収見込 三千二百四十餘萬圓
○鹽業稅	同 同
○砂糖消費稅	同 同
○取引稅	同 同

●利益配當稅 支那事變特別税法に依る増収見込 三千九百餘萬圓  
●公債及社債利子稅 同 二百餘萬圓  
●法人資本稅 同 三百餘萬圓  
●外貨債特別稅 臨時租稅增徴法の公布と同時に新設  
●揮發油稅 支那事變特別税法に依り新設、收入見込 六千四百餘萬圓  
●物品稅 同 八百餘萬圓  
●通行稅 同 同  
●入場稅 同 同  
●特別入場稅 同 同 千餘萬圓

【備考】○印は臨時租稅增徴法、●印は支那事變特別税法  
以上は二月末日までの我が戰時増稅の經過であるが、政府は既に第七十四議會に後編記載要綱の増稅案を提出中であり、其の通過見込は略々確實と言はれてゐる。其の概要は、  
(イ) 臨時軍事費の財源の一部として臨時利得稅、利益配當稅、公債及社債利子稅、砂糖消費稅、清涼飲料稅及び印紙稅を増徴し、物品稅に付課稅範圍の擴張及び増徴を爲すと共に、新に建築稅及び飲食遊興稅を設くること。  
(ロ) 生産力擴充、産業振興等に資する爲留保所得の輕課、重要物産製造業に對する免稅範圍の擴張、補助金及び研究費に對する課稅の輕減、減價償却年限の短縮等を行ふ。

に在り、昭和十四年度より平年度約二億圓程度の臨時増稅を爲すものであるが、茲には詳説せず後編の記述に譲ることとする。

尚左に右の第四回の増稅二億圓を含めた場合を十四年度分と考へ、事

變前と事變後の國稅額比較表並に昭和六年度以降の國民一人當り租稅負擔の變遷狀況を表示して置く。

事變前と事變後の國稅額比較 (單位千圓)

稅目	昭和十一年度	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度
所得稅	二七六五五	四七八四八	六〇八六九	八〇九七〇
第一種所得稅	一八五九三	三〇八五五	三〇八五五	三〇八五五
第二種所得稅	一〇〇六二	一七〇九三	一七〇九三	一七〇九三
第三種所得稅	九〇〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇	一六八〇〇
營業收益稅	一五〇三三	二七二九八	二七二九八	二七二九八
法人營業收益稅	三三九〇	三五八五二	三五八五二	三五八五二
資本利子稅	五二九一	七四四五	七四四五	七四四五
相続稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
臨時利得稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
酒稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
鹽業稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
砂糖消費稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
取引稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
外貨債特別稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
揮發油稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
物品稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
通行稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
入場稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
特別入場稅	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇	三三〇〇
總計	一〇七、〇〇〇	一四九、八四〇	一八〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇

右表に依るに、事變後の國稅は事變を契機とし、稅種に於ても稅額に於ても急激な増加となつてゐることが判る。即ち昭和十三年度の租稅歳入豫算額は事變發生前たる昭和十一年度租稅額に對し八割以上の増加となつて居り、更に之を滿洲事變勃發當時である昭和六年度國稅額七億三千五百餘萬圓に比較すれば、正に二倍半の増となつて居り、昭和十四年度分は昭和十一年度分比し二倍以上、昭和六年度分比し二倍八分餘の増である。

國民一人當り租稅負擔

昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和	昭和
六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年	十三年
八五	九六	一〇五	一一三	一二一	一三〇	一三九	一四八
一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

#### 四、我が國の戰時金融對策

戰時財政經濟の運営上、金融政策が極めて重要な役割を持つことは今更言ふまでもない。戰時金融の對策、運用を誤れば、密に金融界の安定と通貨價值の安定を期し難い許りでなく、軍需生産力の擴充も、多々益々辨する戰費の調達も到底困難となるからである。ハートレー・ウキザースが「戰時金融は武器と同様に大切である」と言つたのは至言だと謂へよう。

我が國金融界は事變勃發當初の一、二箇月間は、金融の逼迫、株式市場の動搖、社債界の停頓等多少の變調を免れなかつたけれども、其の後政府、日銀、興銀を樞軸とする金融當局の對策が運営宜しきを得たのと、民間側各機關の充分なる協力があつたのと相俟つて其の戰時機構は漸次整備し、生産力擴充資金の潤澤なる供給と通貨價值の安定維持の二大目的は達成せられ、金融界は引續き極めて平穩裡に推移しつゝある。事變後の我が國金融施設の中樞を爲すものは勿論臨時資金調整法の施行であるが、之を中心とする主なる施設を事變勃發當初のものとの其の後の對策に別ち、立法手段に依るものを別として概観すれば左の如くである。

##### (一) 事變勃發當初の主なる金融對策

###### (1) 日本銀行關係の施設

イ、日銀條例を改正し從來の日銀參與會を改組したる參與理事制を設け産業界と金融界の連繫緊密化を圖り、同行の非常時的運営を

(一一、八、三〇)

ワ、當座貸越及びコールレスポテンズ貸越利率一厘引下

(一一、九、二一)

カ、市中銀行に對する從來の貸越限度擴張

(一一、九、二一)

###### (2) 日本興業銀行關係

イ、東株取引所に對し當限受渡資金融通決定

(一一、八、一三)

ロ、對支輸出停頓の爲金融難の輸出關係業者に對し倉庫證券擔保にて融資開始

(一一、九、三)

ハ、軍需會社金融對策として政府註文書見返融資方針決定

(一一、九、七)

ニ、時局産業會社、軍需品生産業者、輸出品製造業者へ積極的融資決定

(一一、九、一三)

ホ、普通銀行の事業貸付の肩替り實行

###### (3) 大藏省預金部關係

イ、事變後金融極寒期に於て隨時興銀經由資金撤布

(一一、八、一三)

以後)

ロ、運用資金貸付簡易化

ハ、運用資金の興銀經由長期コール放出

(一一、八、一三)

此の反面大口コール取手たりし正金銀行は一時市中銀行よりする

コール吸収を中止に決定

(一一、八、九)

ニ、地方融資約一億四千萬圓の内三千万圓削減内定

(一一、八、二六)

ホ、シンヂケート銀行團の東京市債及び日鐵へ融資前貸金の肩替り

###### (4) 政府關係

圓滑ならしめたこと

(一一、七、一より實施)

ロ、國債抵當貸付及び國債保證手形割引利率に當座貸越及びコール

レスポテンズ貸付利率の各一厘引下

(一一、七、一五より實施)

ハ、各種貸出金額、期限、最低日歩に關する内規撤廢及び貸出日歩

片落制の實施

ニ、商業手形の見返有價證券の種類擴張

ホ、時局關係産業會社社債擔保金融優遇、見返品金融の擴張實施

ハ、貯蓄銀行、信託會社の希望に應じ取引先範圍擴張、取引連絡網

整備

此の結果十二年十二月末現在取引先銀行及び信託會社數三二一行

社となり、十一年末より二七行社を増加す。

ト、興銀其の他國債シ團が時局關係事業に對して爲したる社債前貸

金に就き手形割引の形式を以て資金融通開始

チ、市中公債買入操作實施

リ、興銀に對し肩替り手形のみならず一般に興銀の事業貸付手形を

擔保とする手形割引により融資實行

ス、米穀證券の原日歩に近き日歩により買戻操作實施

ル、國庫金前拂範圍の擴大

ヲ、政府保證興銀債券擔保手形割引には國債擔保割引日歩適用

イ、政府關係資金の支拂促進、前拂範圍擴大

ロ、從來毎月二十五日なりし米券借替期日を八月以降毎月二十日に

繰上

ハ、三分利國庫債券(ぬ號)を發行代り金は預金部預金とす

ニ、五分利國債低利借替中止——十一年度中に二十一億三千万圓の

低利借替を行へる殘額十八億六千万圓の低利借替方針一擲

ホ、公債公募に因る摩擦緩和の爲預金部資金を適宜運用に方針内定

ハ、不急地方債起債の徹底的抑制通牒

尙此の外、外國爲替管理法數次の改正、事變勃發直後たる十二年八

月の爲替協定(十三年三月の對米爲替取引細目協定、十三年四月對

英爲替取引細目協定)に依る外國爲替取引の統制も注目すべき對策

である。

##### (二) 臨時資金調整法に依る諸施設

臨時資金調整法は國家總動員法の制定前たる昭和十二年九月十日法律第六十八號を以て制定せられ、同じく總動員法制定前に物資統制の目的を以て制定せられた、輸出入品等臨時措置法と相並ぶ劃期的戰時統制法である。

仍つて次に其の制定の趣旨、其の内容及び實績に付いて見ることにす

###### (イ) 制定の趣旨

本法案理由書に曰く「支那事變に關聯し物資及び資金の需給の適合に資する爲國內資金の使用を調整し、時局に緊要なる事業に對して

は資金の供給を圓滑且便宜ならしむると共に一般國民の貯蓄を奨励するの要あり。是本法を提出する所以なり」と。

(ロ) 本法の内容

大蔵大臣の本會議に於ける説明要旨に據れば、此の際資材が當面不  
必要なる方面に使用せらるゝことを抑止すると共に、必要なる方面  
には圓滑且潤澤に供給する方策を講じ、更に一方資金の方面より見  
るも、時局の爲必要なる物資の生産に對し資金の供給を潤澤ならし  
むるの要あるは勿論、他面巨額の公債消化上に於ても此の際新規の  
投資を適當に調整し、資金が國防其の他時局に緊切なる用途に向け  
られるやうに計ることが極めて肝要であるので、本法に於ては此  
の目的を達する爲に左の各項に關して規定したのである。

- (1) 事業資金の調整
  - (2) 興業債券發行限度五億圓の擴張と其の元利支拂の政府保證（第六條、第七條）
  - (3) 時局關係會社の増資及び社債募集に關する商法の特例（政府の認可を受け株金全額拂込前に於て増資を爲し又は拂込したる株金額の二倍まで社債を募集し得ること）（第八條、第九條）
  - (4) 貯蓄債券の發行（日本勸業銀行をして收入金二億圓を限度として小額面の割増金附貯蓄債券を發行せしむること）（第十三條乃至第十五條）
  - (5) 金融事項の調査（資金の需給、有價證券、國際收支又は事業の資金計畫等に付關係者より報告を徴し、検査を爲し得るの權能を政府に賦與し置くこと）（第十六條）
- 右各項目の内最も重要なるは第一の「事業資金の調整」規定である

が、之は資金の供給者たる金融機關と資金需要者たる事業會社の兩面より左の方法に依つて行ふのである。

(I) 金融機關側よりする調整（第二條、第三條、施行令第一條、同第二條）

イ、本法の適用を受くるもの——銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫及び道府縣を區域とする信用組合聯合會（以上を金融機關と總稱）並に金融機關に非ずして有價證券の引受又は募集の取扱業者（證券引受業者）  
ロ、本法及び本法に基づく命令に遵ひ調整（政府の許可又は認可）を受くべき場合

- a 金融機關が事業設備の新設、擴張若しくは改良に關し一口十萬圓以上（昭和十三年八月十五日の改正に依り爾後五萬圓に低下）の資金の貸付を爲さんとするとき又は有價證券（主に社債）の應募、引受若しくは募集の取扱を爲さんとするとき（短期資金並に事業の運轉資金に付いては其の必要が無い）
- b 證券引受業者が有價證券の應募、引受又は募集の取扱を爲さんとするとき

但し金融機關又は證券引受業者が自治的調整を爲す場合には前記方法に依る調整を要しない。

(II) 事業會社側よりする調整（第三條、施行令第四條、同第五條、同第六條）

イ、本法の適用を受くる會社——資本金五十萬圓以上の會社（昭和十三年八月十五日の改正に依り爾後二十萬圓に低下）  
ロ、本法及び本法に基づく命令に依り調整（政府の認可）を受く

べき場合

- a 前記會社の設立、増資、合併又は目的變更、尙増資又は合併により資本金二十萬圓以上の會社と爲るべき場合の増資又は合併
- b 第二回以後の株金の拂込を爲さんとするとき
- c 株金の拂込、社債の募集、金融機關よりの借入に依らずして（即ち自己資金に依り）十萬圓以上の事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとするとき
- d 他人をして引受又は募集の取扱を爲さしめずして社債を募集せんとするとき

(III) 調整事務を行ふ機關（第五條）

日本銀行、別に臨時資金調整委員會及び臨時資金審査委員會を設く。

(IV) 調整を行ふ標準（昭和十二年九月二十一日臨時資金調整委員會決定に據る）

各種事業に付其の事業資金調整標準を（一）軍需との關係、（二）國際收支改善との關係、（三）現在の生産能力其の他の事情を稽へ、其の重要性、事業設備の新設、擴張の必要の程度に應じて夫々甲（イ、ロ）、乙（イ、ロ、ハ）、丙の六段階に區別配列して定め、此の標準の分類は隨時、臨時資金調整委員會の審議決定に據らしむることとした。

(ハ) 本法の實績

本法施行以來の實績は後掲表の如くであるが、先づ施行後に於ける本法及び調整標準等改正の跡を見るに左の通り數次に互つてゐる。

調整標準甲に屬する事業會社社債の引受、募集等に付いても金融機關は日本銀行と協議を要すとしたこと（一三、一、一五）  
調整標準一部變更及び細分化——非軍事的産業及び生産過剩産業の格下と軍需關係工業の格上等（一三、一、一八）  
本法施行令第二條改正——金融機關貸付調整標準十萬圓を五萬圓に引下（一三、八、一五）  
本法施行令第四條改正——事業會社基準資本金五十萬圓を二十萬圓に引下（一三、八、一五）  
調整標準大規模改正（一三、八、一五）  
本法に付いては別項記載の如き改正が近く行はれる筈であるが、事變勃發後間も無き昭和十二年九月二十七日同法施行以來十三年末迄の實績を見るに、其の効果は相當著大で左表の示す通りである。

資金調整額事業別狀況（單位千圓）

業 別	昭和十二年		昭和十三年		通 計
	自九月二十七日至十二月三十一日	自一月一日起至八月三十一日	上半期	下半年	
業 界 別	九六、一四	二九、九五	一四、九八〇	四〇、八八五	五〇、九九九
工 業	八九、四九	二六、六	一〇、八七三	一、九七六五九	三、七、七〇八
農 林 業	二一九	七六六	八〇三	一、五九九	一、六八八
水 産 業	一〇、八五八	一九、二四八	一〇、〇一〇	二九、二五八	四〇、一〇六
交 通 業	三三、八二七	一四、八二四	一四、〇七一	二八、五五五	五三、三八三
商 業	六、〇〇七	六、九四七	一、五三三	八、二〇〇	一四、二六八
					三五

雜業	一、五六六	三、八八四	一〇、一八一	一、七〇七	四、九七五
其他の事業及施設	一〇、九三三	四、九三五	二、三八七	六、七〇一	七、六六三
合計	一、九二九、九四〇	一、八一八、二九六	一、〇〇四、九八八	三、八三三、七四四	四、一五七、七八八

【備考】左側数字は百分比  
 之は金融機關の貸付、臨時資金調整法第四條及び第八條に依る申請の認可及び他官廳よりの協議に同意せる事業設備資金額の合計である。  
 此の内貸付状況（本法施行以來昭和十三年末迄）を金融機關別に見れば、勿論銀行に依るものが最も多い。

資金調整額の貸付状況金融機關別（單位百萬圓）

甲	乙		丙	合計	百分比
	イ	ロ			
銀行	七、五二一	八、〇〇〇	三、六八八	一、九二九	一〇、〇〇〇
信託會社	二、二二二	一、七二二	九、七〇七	三、七〇一	一〇、〇〇〇
其他	五、九〇九	九、三三三	二、五五五	一、七九七	一〇、〇〇〇
合計	一、五五二	一、七二二	一、三三三	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇
百分比	一、五五二	一、七二二	一、三三三	一、〇〇〇	一〇、〇〇〇

今方面を變へて、上記の調整された資金が如何に時局産業に集中されたかを見る爲之を事業標準に依つて分類すれば左の如くである。

資金調整額の事業標準別分類（單位百萬圓）

甲	乙		丙	合計	百分比
	イ	ロ			
十二年中	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一〇、〇〇〇
十三年中	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一〇、〇〇〇
合計	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一、三三三	一〇、〇〇〇

正貨準備は同日以降五億百萬圓に減じ、兌換券發行限度は二十二億百萬圓となつた。

ニ、臨時通貨法の施行——昭和十三年六月より本法に依り十錢、五錢及び一錢の小額補助貨幣を臨時に鑄造することとし、輸入品たるニッケル、錫及び銀の節約と補助貨需要増への對應策としたこと。

(2) 證券關係

イ、起債市場統制——短資市場に對し政府關係資金を放出し其の緩和を圖り、起債市場の再開を促進し、更に起債條件を國債の三分五厘を基準とし大體一流社債四分三厘標準に統制したこと。

ロ、擔保附社債信託法の改正——昭和十三年五月本法を改正し、社債に附し得る物上擔保に株式質を追加したこと。

ハ、有價證券業者の取締——昭和十三年三月有價證券引受業法及び有價證券業取締法を制定公布し、何れも同年七月一日より施行したること。

(3) 其他

イ、昭和十二年十二月以降——預金部資金並に各行固有資金を以てする中小業者及び應召者等に對する勸銀、拓銀、農工銀行等の應急資金、振興資金、農村負債整理特別融通資金、農村經濟更生資金の融通開始。

ロ、昭和十三年一月——大藏省令「國內資金調査規則」公布、之に依り資本金五十萬圓以上の會社又は十三年中に増資し五十萬圓以上となる會社の事業設備の新設、擴張又は改良に關する事業資金計畫報告書を提出せしむることとした。

イ	五、一九二	二、一五二	一、九〇一	一、七〇四	二、三六八
ロ	一、一〇〇	二、一〇〇	九、〇〇〇	五、一三三	九、八〇〇
合計	三、九〇〇	四、二五二	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇

依是觀之、甲イに對する資金の集中が斷然多く、貸付に於ては約六割、計畫資本に於ては五割一分を占め、又十三年度は十二年度より兩者共更に割合を増加した一方、丙類の資金吸収が減少したことが判明して居り、其の實績は全體として極めて順調と謂ひ得るのである。

(三) 其他の金融關係諸施設

(1) 通貨關係

イ、正貨準備の増額——昭和十二年八月二十五日日本銀行の金準備を評價替し一部（四億一千三百萬圓）を資金特別會計に移すと同時に一部（三億五千四百萬圓）を正貨準備に繰入れ、日本銀行の金準備額を八億百萬圓に増額したこと。

ロ、兌換券保證發行限度の擴張——第七十三議會の議を經昭和十三年四月の法律を以て日本銀行券の保證準備發行限度を七億圓擴張して十七億圓としたこと。

ハ、外國爲替基金勘定の設定——昭和十三年七月二十三日輸出貿易振興、原料品輸入確保の見地より日本銀行正貨準備中より三億圓を割き新に外國爲替基金を設定したこと。之に伴ひ日本銀行の

ハ、昭和十三年三月——低金利平準化の目的を以て地方銀行、信用組合間の預金利率協定を遂行開始、爾來各地方で順次協定成立。

ニ、昭和十三年四月——大藏省に國民貯蓄獎勵局を設置、年増加額約八十億圓を目標とする貯蓄獎勵運動を起した。

ホ、昭和十三年五月——爲替銀行の取引許可制實施。市制施行地に於ける月掛貯金實施。

ハ、昭和十三年七月——國內退職金動員の徹底を期する爲金製品の賣戻特約附買上規則を制定。恩給金庫東京に開店、順次主要都市に支店を設け十四年一月末には十五箇所となる。

ト、昭和十三年八月——預金部、興銀、拓銀等に於て中小商工業者に對する轉業資金及び失業救済資金の融通決定。庶民金庫業務を開始。

チ、昭和十三年十月——日銀に於て生産力擴充と金融の調整に資する爲社債見返に依る「スタンプ手形」制を創設し興銀等に對し實施。

リ、昭和十三年十二月——興銀四倍増資案内定。

ヌ、昭和十四年一月——大藏省に於て資金の運用限度擴大、臨時資金調整法改正に依る政府保證興業債券、貯蓄債券の發行限度擴張、日銀、鮮銀、臺銀の保證準備擴張、事業國債の割引發行等に關し臨時立法の事に内定。

## 五、物資總動員計畫

我が國經濟の戰時體制は、國家總動員法の發動を中心に上來誌した「金の經濟」方面と更に以下誌す「物の經濟」方面からと相俟つて著々整備しつゝあるのである。而して「物の方面」から見た我が國の戰時體制は、事變勃發二箇月後に制定公布された「輸出入品等臨時措置法」の施行を發端とし、其の後事變の長期化に伴ひ、特に徐州陥落後の諸情勢に對應する修正物資總動員計畫の發表を契機として急速整備の緒に就き、明確なる目標の下に愈々計畫的となり、本格的となつて來た。

弘く言はれるやうに、戰時體制の目標は三つの、即ち人(Man)、資(Money)及び軍需品(Munition)を戰爭目的の爲に動員統制し、之を最も効果的に運用するに在る。

近代戰に於て軍需品の範圍が、我等の想像もつかぬ程度廣汎に互ることには前に述べた處である。我が政府は今や東亞新秩序の成立を目標とする長期建設に聖業達成の爲に、狹義の軍需品は勿論、人及び資金に對しても國家總動員法の發動及び其の他の法令により之が統制を強化するとともに、所謂物資總動員計畫に依り弘く物資の生産、配給、消費に對し計畫的な國家的統制を加へ、其の範圍は日を逐つて益々擴大しつゝあるのである。

然らば、戰時に於ては何故に斯かる全面的な物資總動員計畫若しくは物資供給調整施設を必要とするか。其の理由を案ずるに、

一、事變の初期未だ事態が局部的であり、短期戰の見込で進むも差支なかつた當時に於ては、軍需資材(例之、兵器、彈藥、食糧、被服

等)は過去の蓄積、既往のストックを以て調辨し得たのであるが、戰線の擴大、軍事行動の長期化に伴つて漸次其の消耗多く之が補給を必要とするに至つたばかりでなく、需要は日に増し増大するを以て、其の供給の確保、軍需生産の擴充は急迫且絶對的に要請せらるゝに至つたこと。

二、而も我が國は軍需品の國內生産力不十分であつて、其の海外依存度は極めて高い憾があつた。仍つて此の缺陷を補ふ爲極力其の國內生産増加を圖る必要があつたのであるが、其の爲には先づ巨大なる生産設備を必要とするのみならず、原、材料、勞働力、資金等を必要とする關係もあり、事變勃發當時に於ける軍需生産力は必ずしも満足すべき状態ではなかつた。されば事變とともに急激せられたる各種の生産力擴充施設も、上記の理由から之が實效を擧ぐる迄には相當の時日を要し、前記の急迫せる需要には充分應じ難く、又民間工場乃至施設の軍需品製造工場への轉換も、必ずしも早急には充分實現奏效し難い事情あること。

三、物資の海外よりの輸入は支拂資金の關係上極度に之を制約せねばならぬが、上記の如き絶對に必要な軍需品及び其の生産に必要な原、材料、機械器具、燃料等並に輸出品の原、材料等は優先的に輸入する必要がある。そこで勢ひ一般民需品の輸入は爲替統制、貿易統制の強化等の方法により大部分制限乃至禁止せらるゝこととなり、其の結果重要製品の原料、材料等に手當難を生じ、延いて國民生活

用品は輸入品は勿論、國産品も其の種類、數量共に漸減の傾向あること。

四、若し軍需品を始め其の他物資の輸入が増大し輸入超過が巨額に達するときは、一方金の増産が顯著で之が現送の餘力充分でない限り、爲替相場、國際信用へ影響するところ多大となる。仍つて外債募集困難なる現狀では、輸入餘力を増大するの途は輸出の増進に依つて取得し得べき外貨に俟つ外なきこと。(貿易外の収入増加は現狀では殆ど期待し得ない)

五、從つて國策上出來得る限り圓ブロック以外への輸出振興を圖る必要があり、其の爲にも國內生産の増加を必要とするのであるが、我が國の様に原料資源乏しく海外依存性多き國では、殊に戰時中は輸出原料の確保に甚だしき困難を伴ふばかりでなく、輸出品價格騰貴の自然的傾向を免れぬ。一面には諸外國側の通商上の障壁若しくは排日貨運動等もあり、輸出貿易の伸展は容易に望み難いこと。

六、一方多くの平和産業部門では各方面に互る統制法令の實施、民間に於ける消費節約等時局の影響もあり、又戰時貿易の統制に伴ふ原、材料の手當難其の他の原因により生産力減退を來し、延いて日常生活用物資不足の傾向は益々大なる處あること。

七、軍需用としての馬、自動車、船舶等の徵發並に軍需關係品輸送の増加を主因として生ずる海陸輸送配給機關の不足に伴ひ、國內各地方に於ける一般物資の配給輸送に付いて輸送能力の減退、保険料の昂騰、運賃高等からざる困難、障壁を生ずること。

八、上述せる何れかの原因に基づき軍需品及び一般物資に付いて其の需給關係が均衡を失し甚だしく不適合となつた場合には、膠鬪行爲

の繼續困難となるは素より、銃後に於ては之を自然の勢力に放任すれば、買占、賣惜しみの弊を助長し物價騰貴、通貨膨脹を招き、軍事豫算の遂行及び輸出困難となる一面、國民生活の安定は根柢から失はれる處あること。

事情斯くの如くであるから、國家としては經濟警察等の方法に依り軍需資材及び輸入資材の民需使用を徹底的に抑制すると同時に、輸出品原料及び輸出品の國內流用を嚴重に阻止し、又不急不要ならざる一般物資、民需必需品に付いては努めて其の國內生産増加若しくは資源愛護を圖り、之が輸出入、配給、消費等の全分野に對し適切なる管理統制を加へ、進んでは配給機構の改廢、編成替等を行ふことが必要となる。一方又國民としては官民を問はず、物資の消費節約並に代用品使用、廢品回收、ストックの活用等に依つて、其の需給關係に不均衡を來さざるやう調整を圖ることが戰時體制下特に緊要な譯である。

要之、近代戰は物資消費戰であり、軍需品物資を迅速且充分に供給し得るか否かが戰爭の勝敗を決する重大な鍵なのであるから、物資需給調整計畫の眼目は、軍需資材の生産擴充と之が供給確保を第一義とし、次に輸入力増大を目標とする輸出品原、材料の供給を確保するを要諦とし、更に國內物資不足より生ずる弊害を除去することに在ると謂ふべきである。從つて對策は、

- (イ) 軍需資材及び輸出品等を主とする生産力擴充施設
- (ロ) 輸出振興及び貿易統制施設
- (ハ) 消費乃至配給並に價格統制施設

我が國に於ける物資需給調整施設の實情に付いては後述するが、始め

政府は昭和十三年一月十八日の閣議に企畫院作成の原案を上程可決した上、國策としての物資動員計畫を定め、之に依つて物資需給の圓滑を圖ることとし、以て蔣政權否認を明らかにせる同月十六日の聲明により、既に長期戦に移行した後の我が國の軍需充足に遺憾なきを期したのである。此の當初の物資動員計畫は昭和十二年度の實績を參照して輸出量を判定し、之に相當する物資の輸入を認むることを需給調整の基本としたものである。即ち特に重要物資に付いて言へば、夫れ等の使用又は節約の必要程度（例之、棉花、羊毛類は豫想需要の六割程度、鐵材中建築用のもの三割、特殊のもの五割、牛皮革類六割、其の他のもの二、三割等）を判定し、之を基礎として夫々配給、消費の統制を進め、統制の方法は主として業者の自治的統制に委ねたものである。

然るに、其の後同年六月二十三日に至り徐州陥落後の新狀勢に對應する爲前計畫を改訂した修正動員計畫を決定し、對策の中心を（一）物價騰貴の抑制、（二）消費節約、（三）輸出振興に置き、従前よりも一歩前進し、弘く法令による民需節約強行方策を採ることとし、一段と國民精神の緊張と協力を促す爲左の聲明を發したのである。

物資動員計畫に關する政府の聲明

支那事變は徐州陥落に因り戦局の一大進展を見たるも、その前途は猶遠ざなり。第三國の支援を待み、長期抵抗を標榜する國民政府の徹底的増強の爲兵力は逐次増強せられ、今や我が國有史以來の大軍は陸海空に奮戦を重ねつゝあり。此の秋に當り銃後施設善く作戦行動を支援せなからしめ、以て帝國所期の目的を達成し、東洋永遠の平和を確立せん爲には國家凡百の施策を戦争目的貫徹に集中し、官民一體、長期持久の戦時體勢を確立し、以て時局に對處せざるべからず。爲之當面の

八、軍需工業能力増進の爲交代制の採用及び勞務者の急速充足に付必要なる措置を講ずること。

九、廢品回収の爲從來の業者の外各種團體の協力を求め其の組織化を圖ること。

一〇、轉業及び之に伴ふ失業者の救済の爲必要なる對策を講ずること。

附帶事項として

使用制限品目

一般國內需要に付使用制限を強化すべき主なる資源左の如し。

- 鋼材、鉄鐵、金、白金、銅、黄銅、亜鉛、鉛、錫、ニッケル、アルミニウム、水銀、アルミニウム、石綿、棉花、羊毛、バルブ、紙、麻類、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、タンニン材料、工業鹽、ベンゾール、トルオール、石炭酸、硝酸曹達加里、燐礦石等

以上が政府の物資動員計畫聲明であつて、軍需品及び輸出原料充足を優先せしむることが強調されて居り、經濟統制の基本計畫であると言つても差支ない。併しながら、我が國の産業機構を戦時體制に編成せんとするに當つて、國內に於ける國防資源、原料資源が極めて貧弱で、多くは海外に依存するといふ點に非常なる障礙が横たはつてゐる。

我が國の工業生産力は最近躍進的發達を遂げつゝあるが、原料品の供給力は我が國だけでは甚だ貧弱である。大陸政策、日滿支經濟ブロック確立の必要なる所以が茲に存することは遍く知らるゝところである。

少し古いが、「列強の重要原料品自給力」に關する或獨逸の學者の左の研究は吾等の注目に値するであらう。

急務は物資の統制運用を最も有效適切ならしむるに在り。即ち萬難を排し輸出の振興、生産の増加、配給、消費の統制に關する政策の徹底強化を圖るの要益が緊切なりとす。

茲に於て政府は新事態に即應し、軍需品及び輸出原料充足を優先とする物資需給の計畫を樹て、之が遂行上緊要と認むる下記の諸方策の徹底的實行を期し、以て國防の安固、國民經濟の維持を圖ることに決せり。

- 一、軍需資材の供給確保、輸出の振興及び國民生活維持、爲替相場の堅持の爲現在以上の物價騰貴を抑制するに必要なる措置を講ずると共に、基準價格又は公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併せ強化し物價の引下を行ふこと。
- 二、一般物資に付極力消費節約を圖ること。特に輸入物資に付いては必要に應じ使用制限乃至禁止、代用品使用強制等の方法に依り國內不急用途に對する物資の消費節約を徹底強化すること。
- 三、輸出増進の爲綜合計畫の下に之が一般的促進策を強化する外、イ、製品の輸出とその原料の輸入とをリンクせしむる等の方法に依り輸出用原料、材料の輸入を確保すること。
- ロ、輸入原料、材料に付之を國內消費と輸出用とに區別し、輸出用原料、材料の國內消費轉用を徹底的に防止すること。
- 四、主要物資に付輸入及び配給の適正、圓滑を圖る爲組合制度其他機構の完備を圖ること。
- 五、貯蓄の普及徹底を圖ること。
- 六、官民一體簡素なる非常時國民生活様式の確立に努むること。
- 七、主要物資の増産殊に鐵産の増加に付徹底的措置を講ずること。

推定消費高 消費高に對する自國生産の割合

種 類	生 産	輸 入	差引消費	消費高に對する自國生産の割合
ソビエツト	(一九二二—一九二三年)			二二
アメリカ	(一九二五—一九二九年)			一五
ドイツ	(一九二五—一九二九年)			六
イギリス	(一九二五—一九二九年)			七
フランス	(一九二五—一九二九年)			三
日 本	(一九二五—一九二九年)			四〇
イタリー	(一九二五—一九二九年)			三
種 類	生 産	輸 入	差引消費	消費高に對する自國生産の割合
錫	二〇〇	四三〇	六三〇	三九
鉛	七四〇	九一〇	一六五〇	七七
亜鉛	三二〇	四八〇	八〇〇	四九
アンチモニー	一七五	三六〇	五三〇	五三
ニッケル	—	三〇〇	三〇〇	〇〇
銅	七〇	六九〇	七六〇	五八

【備考】 1 本表は第七十議會商工會議に據る。 2 本計數は昭和十年分である、移入も多少あるも略す

今次事變後に於て、是等金屬類の需要が著増せることは言ふまでもない處であるが、夫れ等の供給は一に國內生産の増加か、輸入の増加に依つ外はない。事變下の急需充足の爲に夫れ等が苟も國內に存する限り、

其の資源愛護が絶叫される、所以である。  
又鉄、鋼材及び石油の輸入が近年如何に増加しつゝあるか及び国内に於ける石油資源が如何に貧弱であるかを見るに、左の通りである。

年次	鉄		鋼材		石油	
	輸入額 千トン	生産額 千トン	輸入額 千トン	生産額 千トン	輸入額 千トン	生産額 千トン
昭和七年度	四、二二五	七三	三、三三〇	九五	二、六七五	九
昭和八年度	六、四七四	七二	四、〇八一	九五	三、八四三	八
昭和九年度	六、三二八	六六	三、七三〇	一〇一	三、四三三	八
昭和十年度	六、一六四	六六	三、九三三	一〇五	四、一五八	八
昭和十一年度	九、七〇〇	七〇	五、〇〇〇	一〇六	四、四六四	九

本表に據れば、鉄及び鋼材の国内供給力は平時に於ては稍満足すべきやに見えるが、事實は決して左様でない。特に軍需の激増する事變下に在つては、国内に於ける生産力擴充施設に對する需要激増と相俟つて、其の供給確保の必要は愈々痛切となつて來たのである。

次に最近四箇年間に於ける我が國の輸入重要品価格を表示しよう。

輸入重要品価格 (單位千圓)

品名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
棉	七、四二二	八、五〇四	八、五二二	四、六八三
羊毛	一、九七六	三、〇〇八	二、九八〇	九、四四三
鐵	三、七一九	一、九二〇	一、九二〇	一、九二〇
油	一、五二七	一、八二七	一、八二七	一、八二七

品名	昭和十年	昭和十一年	昭和十二年	昭和十三年
大豆	一〇、五〇八	九、一八四	一五、八〇三	一〇、二〇六
豆類	七、二六九	八、六〇一	九、三二七	一〇、二〇六
生用紙	五、六三六	七、九七七	九、九二七	五、一三三
製紙用	五、五〇一	六、七〇七	一、六三〇	四、〇五九
網用	四、九七五	五、五五八	六、四八七	二、八一八
木用	四、四四三	五、一五一	一、	一、
石炭	四、八七〇	五、〇八七	五、九三四	六、七二七
石油	四、三〇八	四、八七三	五、二八〇	二、八七〇
肥料	四、一六三	四、〇三八	四、八三三	一、
麻類	三、七九五	三、七〇一	四、九九五	三、七〇六
植物纖維	三、五八九	三、七〇六	一、	一、
自動車及同部品	三、四四四	三、八七三	一、	一、
銅	三、〇六九	三、九三〇	一、	一、
硫酸	二、三六九	三、三六一	一、	一、
小麦	二、三三六	三、三六六	二、九六四	九、五五七
皮類	二、〇〇〇	三、三三三	四、四三二	二、七八六
糖	一、七〇一	三、〇九八	三、八八〇	一、九二八
玉蜀黍	七、五九九	三、〇五三	二、六四〇	一、
亞鉛	四、五五〇	一、七七一	二、八九二	一、
食鹽	二、三三四	一、六四八	一、	一、
錫	一、五五八	一、五〇三	一、	一、
錫(塊及錠)	一、四三三	一、一八三	一、	一、
アルミニウム	九三九	一、四〇四	一、六九八	二、八二八
アルミニウム(塊及錠)	一、〇一〇	一、四〇四	一、六九八	二、八二八
合成染料	一、〇一〇	一、四〇四	一、六九八	二、八二八
煙草	一、〇一〇	一、四〇四	一、六九八	二、八二八

次に物資總動員計畫又は所謂財經三原則の第一に掲げられた生産力擴充施設に付いて見る必要がある。之に就いては、事變前日滿關係官の打合せに基つて生産力擴充四箇年計畫が樹立せられ、昭和十三年度乃至昭和十六年度を期し主要國防産業、基礎産業中特に擴充を要する産業の計畫的進展が企圖されてゐたのである。けれども其の未だ實施に至らざるに先だち今次事變の勃發を見た爲、上記計畫に依る諸方策を一齊に大規模に強行する必要を生じ、遂に別表所掲の如き重要資源の開發並に時局産業の助成等を目的とする立法が相次いで行はれたのであつた。

夫れ等の詳細は茲に誌す違かないので、後編に於ける記述に譲ることとするが、此の生産力擴充施設として今後重要なものは、昨年十二月二十六日企業審議會第二回總會で可決された「生産力擴充計畫」である。仍つて左に其の要綱を掲げて参考としたい。

生産力擴充計畫要綱案

本計畫は現下内外の情勢に鑑み、東亞の安定勢力たる我が國國力の充實強化を圖り、併せて我が國運の將來に於ける飛躍的發展に備ふるため、重要な國防産業及び基礎産業につき、昭和十六年を期し所要の目標に達せしむべき日滿支を通ずる生産力の総合的擴充計畫を確定し、萬難を排しこれが達成を期するものとす。

一、根本方針

(一) 本計畫の範圍は國防力の基礎充實に主眼を置き、且國民消費生

活上の重要物資の充足についても考慮を拂ひ、特に統一的計畫の下に急速擴充を要する重要産業にこれを限定す。

(二) 本計畫は日滿支間相互の緊密なる連絡協調の下に日滿支を通ずる総合的計畫を樹立する方針に基づき、我が國重要産業につきこれが生産力擴充計畫を確立するものとす。

(三) 本計畫は重要資源につき我が勢力圈内に於ける自給自足の確立に努め、以て有事の場合に於ても可及的第三國資源に依存することなからしむることを目標とするものとす。

二、計畫産業

本計畫に於て生産力の擴充を要するものとして立案したる産業は左の十五品目にして、上記の根本方針に従ひこれが劃期的生産振興を計り、以て綜合國力の充實強化を期するものとす。

(一) 鐵鋼(鋼材(普通鋼、特殊鋼及び鍛造鋼)、鋼塊、銑鐵、鐵礦石、石炭)

(二) 輕金屬(アルミニウム、マグネシウム)

(三) 非鐵金屬(銅、亜鉛、錫、ニッケル)

(四) 石油及びその代用品(航空揮發油、自動車揮發油(天然)、自動車揮發油(人造)、重油(天然)、重油(人造)、航空潤滑油、無水アルコール)

(五) ソーダ及び工業鹽(ソーダ灰、苛性ソーダ、工業鹽)

(六) 硫酸(アンモニア)

(七) 工業機械

(八) 工業機械

(九) 工業機械

(一〇) 工業機械

(一一) 工業機械

(一二) 工業機械

(一三) 工業機械

(一四) 工業機械

(一五) 工業機械



(二)(三)(四)(五)  
 鐵道車輛、機關車、客車、貨車  
 船舶  
 自動車  
 羊毛  
 電力、水力、火力

【編者註】 今議會に於て發表せられたる政府の生産擴充計畫の内容を左に表示して參考にする。

○昭和十三年度生産に對する昭和十六年度の生産増加割合

普通鋼	約六割	特殊鋼及び鍛造鋼	約二倍
銅塊	約六割	錫	約二倍
鐵鑄石	約二倍半	石炭	約三割
アルミニウム	約八割	マグネシウム	約二倍
亜鉛	約七割	鉛	約二倍
自動車揮發油(天然)	約三十倍	重油(天然)	約四割
自動車揮發油(人造)	約三十倍	重油(人造)	約九倍
無水アルコール	約四割	ソーダ灰	約二倍
苛性ソーダ	約三割	工業鹽	約二倍半
人絹用パルプ	約二割	製紙用パルプ	約二倍
工作機械	約二割六分	機關車	約二割五分
客車	約七割	貨車	約五分
羊毛	約三割四分	自動車	約五割

尙昭和十六年度末に於て日滿支を通じ大體自給し得る品物は鐵鋼、石炭、輕金屬、亞鉛、青連、硬安、パルプ、鐵道車輛、船舶、自動車等であるが、政府の説明に依れば、上記生産擴充實現の曉に於ては我が經濟力に國防力は全く面目を一新することである。

三、實施方策  
 本計畫はその立案の本旨に基づき官民一體となり、その牢固たる決意と完全なる協力の下に國の全力を傾注してこれが實現を期すべく、從つて政府は本計畫の實施に當りては萬般の措置を講じ、計畫の遂行に蹉跌なきを期することを要す。

これがため政府は、從來より實施せられたる産業振興に關する諸般の制度及び施設につき極力その有効適切なる運用に努むるとともに、本計畫が急速高度なる生産力増大を企圖したる點に鑑み、計畫の實行を一層促進確保するため、各産業の實情に應じ事業の統制及び助成、技術者及び勞務者の供給、資金の融通、必要資材の供與等に付特別の措置を講ずるものとす。

右の方策に基づき必要ある場合に於ては、法令の制定及び國家總動員法發動の措置を執るものとす。なほ本計畫の實施に際しては物資動員計畫との關係に付十分なる考慮を拂ふものとす。

【附】 滿洲國に於ては曩に昭和十六年度(康德八年)を目標とする産業開發五箇年計畫を樹立し、現に其の實施の過程に在り。又北支に於ても昭和十四年度より昭和十七年度に至る生産力擴充計畫を企圖し目下鋭意準備中なり。なほこれらの計畫は、本件計畫確定の上は日滿支を通ずる綜合生産力擴充計畫の見地よりなほ調整を加へらるることあるものとす。

滿洲國及び北支の生産力擴充計畫中、日本と同種の品目を擧ぐれば左の如し。

- 一、滿洲國産業開發五箇年計畫
- (一) 鐵鋼、鋼材、鋼塊、鉄鐵、鐵鑄石
- (二) 石炭
- (三) 轉金屬、アルミニウム、マグネシウム
- (四) 非鐵金屬、銅、鉛、亜鉛
- (五) 液體燃料、揮發油、重油
- (六) ソーダ及び鹽、ソーダ灰、苛性ソーダ、鹽

策對整調資物

策政外涉

策政內國

整調支收匯國

制統易貿

整調給需資物

設產充擴力產生

爲替資金

受取/增加

輸出入

價管理規正

配給調整

供給/增加

生產/增加

供給/增加

- (1) 產金獎勵 (產金獎勵規則)
- (2) 外貨支調查規則 (產金獎勵規則)
- (3) 外貨支調查規則 (產金獎勵規則)
- (4) 外貨支調查規則 (產金獎勵規則)
- (5) 外貨支調查規則 (產金獎勵規則)
- (6) 外貨支調查規則 (產金獎勵規則)
- (7) 外貨支調查規則 (產金獎勵規則)
- (8) 外貨支調查規則 (產金獎勵規則)
- (9) 外貨支調查規則 (產金獎勵規則)

- (1) 海外收益及餘裕資金 / 取寄 (外國爲替管理法)
- (2) 遠洋航路補助法
- (3) 無誘致 / 取締、同代金 / 回收確保

- (1) 原料品需給 / 潤滑化 (輸出入リソク制、保税工場制、輸出金爲替基金 / 優先許可及國內轉、流用防止)
- (2) 輸出品生產力 / 擴充 (臨時資金調整法)
- (3) 輸出品價格 / 維持 (輸出金爲替基金 / 優先許可及國內轉、流用防止)
- (4) 輸出品價格 / 維持 (輸出金爲替基金 / 優先許可及國內轉、流用防止)
- (5) 輸出品價格 / 維持 (輸出金爲替基金 / 優先許可及國內轉、流用防止)
- (6) 輸出品價格 / 維持 (輸出金爲替基金 / 優先許可及國內轉、流用防止)
- (7) 輸出品價格 / 維持 (輸出金爲替基金 / 優先許可及國內轉、流用防止)
- (8) 輸出品價格 / 維持 (輸出金爲替基金 / 優先許可及國內轉、流用防止)
- (9) 輸出品價格 / 維持 (輸出金爲替基金 / 優先許可及國內轉、流用防止)

- (1) 最高價格、標準價格 / 決定
- (2) 中央及地方 / 價格委員會

- (1) 自治的配給及消費 / 統制 (需給調整協議會)
- (2) 配給及消費 / 統制 (需給調整協議會)
- (3) 肥料 / 統制 (需給調整協議會)
- (4) 肥料 / 統制 (需給調整協議會)
- (5) 肥料 / 統制 (需給調整協議會)
- (6) 肥料 / 統制 (需給調整協議會)
- (7) 肥料 / 統制 (需給調整協議會)
- (8) 肥料 / 統制 (需給調整協議會)
- (9) 肥料 / 統制 (需給調整協議會)

- (1) 各種職業 / 技能者 / 訓練 (職業介紹所法 / 制定)
- (2) 各種職業 / 技能者 / 訓練 (職業介紹所法 / 制定)
- (3) 各種職業 / 技能者 / 訓練 (職業介紹所法 / 制定)
- (4) 各種職業 / 技能者 / 訓練 (職業介紹所法 / 制定)
- (5) 各種職業 / 技能者 / 訓練 (職業介紹所法 / 制定)

- (1) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (2) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (3) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (4) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (5) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (6) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (7) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (8) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (9) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)

- (1) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (2) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (3) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (4) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (5) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (6) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (7) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (8) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)
- (9) 生產力擴充 = 要スル物資 / 優先供給 (外國爲替管理法)

(積極的方面)

政策

支拂/減少

輸出入

價格

需抑要

供給/制限

生產/抑制

需要/抑制

- (1) 現送、在外資金 / 喰込
- (2) 使用制限 (產金法、金使用制限規則)
- (3) 集中 (產金法產金買上規則)
- (4) 集中 (產金法產金買上規則)
- (5) 集中 (產金法產金買上規則)
- (6) 集中 (產金法產金買上規則)
- (7) 集中 (產金法產金買上規則)
- (8) 集中 (產金法產金買上規則)
- (9) 集中 (產金法產金買上規則)

- (1) 海外投資 / 制限 (外國爲替管理法)
- (2) 海外旅行 / 制限 (同上)
- (3) 海外旅行 / 制限 (同上)
- (4) 海外旅行 / 制限 (同上)

- (1) 改正暴利取締令
- (2) 物品販賣價格取締規則 (纖維類、皮革、經濟警察、各種組合 / 自治的取締)
- (3) 不急不要品 / 輸入禁止 (輸出入品等臨時措置法)
- (4) 不急不要品 / 輸入禁止 (輸出入品等臨時措置法)
- (5) 不急不要品 / 輸入禁止 (輸出入品等臨時措置法)
- (6) 不急不要品 / 輸入禁止 (輸出入品等臨時措置法)
- (7) 不急不要品 / 輸入禁止 (輸出入品等臨時措置法)
- (8) 不急不要品 / 輸入禁止 (輸出入品等臨時措置法)
- (9) 不急不要品 / 輸入禁止 (輸出入品等臨時措置法)

- (1) 重要物資在庫數量調査
- (2) 一般及地方團體 / 消費節約 (許可制若ハ切符制等)
- (3) 各種消費稅 / 增徴、物品稅 / 創設
- (4) 各種消費稅 / 增徴、物品稅 / 創設
- (5) 各種消費稅 / 增徴、物品稅 / 創設

- (1) 學校卒業業者 / 使用制限
- (2) 工場業者 / 時間 / 制限
- (3) 工場業者 / 時間 / 制限
- (4) 工場業者 / 時間 / 制限
- (5) 工場業者 / 時間 / 制限

- (1) 不急不要事業ニ對スル物資流入 / 抑制
- (2) 臨時資金調整法
- (3) 臨時資金調整法
- (4) 臨時資金調整法
- (5) 臨時資金調整法

- (1) 不急不要事業ニ對スル物資流入 / 抑制
- (2) 臨時資金調整法
- (3) 臨時資金調整法
- (4) 臨時資金調整法
- (5) 臨時資金調整法
- (6) 臨時資金調整法
- (7) 臨時資金調整法
- (8) 臨時資金調整法
- (9) 臨時資金調整法

- (1) 不急不要事業ニ對スル資金流入 / 抑制
- (2) 臨時資金調整法
- (3) 臨時資金調整法
- (4) 臨時資金調整法
- (5) 臨時資金調整法
- (6) 臨時資金調整法
- (7) 臨時資金調整法
- (8) 臨時資金調整法
- (9) 臨時資金調整法

(消極的方面)

- (七) 硫酸アンモニア
- (八) バルブ
- (九) 金
- (十) 工作機械
- (十一) 自動車
- (十二) 羊毛改良種、在來種
- (十三) 電力
- 二、北支生産力擴充計畫
- (一) 鐵鋼、鋼材、銑鐵、銑鑄石
- (二) 石炭
- (三) 液體燃料、揮發油、重油

## 六、物資調整に關する施設

我が國の戰時經濟に於て、何故に物資調整計畫を必要とするか、又現在行はれてゐる全面的物資需給調整計畫（物資動員計畫）が如何なる目標を持ち、如何なる内容を有するか及び昭和十三年六月二十三日政府聲明による物資動員計畫に付いては前に之を述べた。茲では之を狹義に見て、物資の配給及び消費に付いての調整施設のみに見ることとする。

【註】前記昭和十三年六月二十三日の物資動員計畫に基づく民需使用制限品目左記は既に直接統制を受けたものである。  
 鋼材、銑鐵、金、白金、銅、黃銅、亞鉛、鉛、錫、ニッケル、アンチモン、棉花、羊毛、皮革、木材、重油、揮發油、生ゴム、工作機械、石炭  
 尙輸出人品等臨時措置法に基づく命令の適用を受ける物資を三つの統制方式に分類表示すれば左の如くである。  
 製造制限——鐵製品、毛製品、人造絹絲、スワシル、硝酸、銑鑄物、鋼製品

- (四) ソーダ及び鹽ソーダ灰、苛性ソーダ、鹽
- (五) 羊毛改良種、在來種
- (六) 電力

以上は過般決定した政府の所謂生産力擴充計畫であるが、我が國に於ける生産力擴充の必要なる方面は單に上記の十五品目に止つてゐる譯ではない。或は農産物、或は林産物等廣義の生産力擴充を必要として居り、政府は其の爲に本年度に於て五千六百餘萬圓の豫算を組んでゐるのである。  
 尙本項物資動員計畫に關聯して、貿易及び爲替統制若しくは國際收支の適合の爲の諸施設に付いて誌すべきであるが、夫れ等は別表に譲り茲に細説しない。

配給統制——鐵鋼、鋼、鉛、錫、アンチモン及び之等の合成品、銑鑄、銑鑄、人絹、スワシル、綿製品、皮革、ゴム、ゴム靴、揮發油及び重油、石炭、米、工作機械  
 消費制限——皮革、ゴム、鐵鋼、鋼、白金、鉛、亞鉛、錫、アンチモン及び之等の合金、金

### （一）統制機關の設置

昭和十三年五月九日付勅令第三二四號に依り「臨時物資調整局官制」が公布された。同局は商工省の外局で商工大臣を局長とし、「時局ニ緊要ナル物資ノ需給ノ調整ニ關スル事務ヲ掌ル」ものである。  
 之と並んで、輸出入品等臨時措置法第二條ノ二乃至四に規定する「需給調整協議會」の設置に關する五月二十五日付勅令第三六六號「需給調

「整理委員會」が公布された。同協議會は各重要物品別に之を設け、當該物資の價格並に配給の統制を實行するもので、輸入、生産、配給、消費各部門の民間代表者たる學識經驗者を集めて組織され、その設立から解散に至るまで商工大臣の監督に服する政府の諮問機關である。現在迄に設置されたものは綿需給調整協議會外二、三であるが、順次各種重要物品に付設置される筈である。

### (二) 皮革の統制

皮革は軍の服装用材料として綿製品、毛製品に次ぐ重要物資である。その主要用途は軍靴であるが、鞍、背囊、帶革、彈藥盒其の他馬具等に用ひられる。軍需以外では工業用其の他の一般民需方面にも廣い用途があり、輸出品の材料となるものも相當ある。斯く皮革は重要なものであるが、我が國は内地、植民地とも牧畜業が餘り盛でない爲にその資源に乏しく、製革原料及び副原料たるタンニン材料とも、供給の大部分は之を海外に仰がねばならぬ現状で、その輸入額も年額四千餘圓に達してゐる。

斯かる状態であるから、皮革の需給調整は特に緊急を要する問題である。そこで政府は軍需品及び輸出品の充足を主眼として、先づ徹底的な消費制限と配給統制とを實施することとなり、臨時措置法に基づき皮革使用に關しては昭和十三年七月一日商工省令第四三號「皮革使用制限規則」を制定、即日實施し、配給に關しては十三年七月一日商工省令第四五號「皮革配給統制規則」を制定、八月一日より實施した。なほ皮革の販賣に關しては、十三年七月一日商工省令第四四號「皮革製品販賣價格取締規則」が制定され、即日實施されたが、之は後に「物品販賣價格

取締規則」(別項参照)が公布されて不用となり、七月二十八日商工省令第六八號に依り廢止された。

### (三) 揮發油及び重油の統制

石油が軍事、産業及び交通上演ずる役割の大なること及び其の重要性が近年益々増大しつゝあることは、諸文明國の石油消費量が年々著増しつゝある實情より見ても明らかである。然るに我が國の石油資源は極めて貧弱で、國內需要の九割は之を外國よりの供給に仰いでゐるので、一朝石油の輸入が杜絶せる場合のことを考へるならば、誠に慄然たるものがある。故に政府は石油の國內生産を促進し、其の需給の適合を期する爲天然石油の増産、人造石油の製造、代用燃料の使用等種々の方策を講じてゐるが、人造石油製造事業の振興計畫は漸くその第一歩を踏出したところであり、アルコールの混用割合もまだ微々たるものである。今回支那事變の勃發を見るや石油の需要は急激に増加し、之に伴ひ輸入數量も著しく増えた。金を支拂つて購入し得る間は未だよいが、先年イタリヤがエチオピアに進撃せる際の如く、各國とも石油を賣つて呉れぬといふ様な事態に立到つては、軍需の供給確保は到底期待し得ない。之が對策としては、出來得る限り多量の油を國內に保有し置く必要がある。

そこで政府は、昭和十二年十月頃より消費者の自覺に訴へ、自發的に消費の節約を圖つて來たのであるが、其の後の事態は民需を或程度抑制する必要を生じ、その爲の法制的根據として政府は購買券制度に依ることとし、輸出入品等臨時措置法に基づき、昭和十三年三月七日商工省令第八號「揮發油及重油販賣取締規則」を制定した。然し現實に揮發油及び重油に付いて切符(購買券)制度が實行されたのは五月一日である。

只それ迄に購買券の交付を受けて置く必要があり、又石油販賣業者は一定事項を届け出る必要もあるから、右規則は一部を除き公布の日より實施されたのである。尙十一月二十五日商工省令第一〇〇號に依り若干の改正が行はれた。

尙又十三年七月三十日公布商工省令第二二三號で、揮發油にアルコールを混入すべき割合を「揮發油の實量九十に對しアルコールの實量十」に改定せられ、九月一日より實施の事となつたが、之は從來「揮發油九五に對しアルコール五」の割合であつたものから見れば、揮發油の消費統制の効果を齎すものである。

### (四) 鐵鋼の統制

軍需資材として使用される鐵の數量が莫大に上ることは、歐洲大戰の例によつて既に人々の知るところである。その後一層科學化した最近の戰爭に於ては、鐵砲、彈丸、爆彈、戰車、自動車等に用ひられる鐵の使用量は、實に想像以上の巨額に達するのである。のみならず、鐵鋼は一般の機械器具類は勿論、鑛山、土木、建築、鐵道、船舶、瓦斯、水道等あらゆる産業部門に互つて使用される生産財であり、生産力擴充には無くてはならぬ物資である。

ところが我が國に於ける鐵鋼の資源は極めて乏しく、且銑鐵や鋼材の生産力もまた不足を告げてゐる。今事變勃發前年、即ち昭和十一年の銑鐵需給状態を見ると、國內需要額三百二十萬噸に對して生産額は二百二十萬噸に過ぎず、その差百萬噸は海外から輸入してゐる状態である。鋼材は一時は金輸出再禁止以來の軍需インフレの影響を受け、設備の擴張等に依つて生産が増大し、國內自給率十一割餘といふ成績を示したこと

もあるが、昭和十一年頃から所謂準戰時經濟體制の時代に入つて以來、軍需の増加と企業の隆盛によつて鋼材の需要は急激に増大し、昭和十二年の春既に鐵鋼飢饉を叫ばれる状態となつてゐたのである。斯かる状態下に今回の事變の勃發を見たのであるから、昭和十二年には巨額の輸入を外國に仰がねばならぬこととなつた。

そこで政府は、先づ海外よりの鐵鋼輸入の確保に努力したことは勿論であるが、輸入のみに頼ることはやがて貿易の收支均衡を失する虞があるので、國內に於ける生産の増加をも同時に圖ることとした。即ち昭和十二年八月十三日法律第六八號「製鐵事業法」を制定し、同年九月初令第五〇六號を以て同月二十二日より之を實施して製鐵業の發展を助長し、又日本製鐵株式會社に命じて、未開發鑛山の開發や砂鐵の鑄鑪試驗等を行はしめる等極力その増産に努力して來た。

然し是等の方法に依る生産増加は一朝一夕には成るものでないので、先づ民間に於ける鐵鋼の消費を出来るだけ節減して軍需に振向けられるべく、輸出入品等臨時措置法に基づき、十二年十月十一日商工省令第二四號「鐵鋼工作物製造許可規則」を制定、同月二十日より實施し、建築物其の他の工作物に於ける鐵鋼の使用を制限し、十三年七月十一日商工省令第五七號に依り更に其の制限を嚴重にし、同七月十五日より之を實施した。尙別に鐵に付いて十三年四月二十五日商工省令第一九號「銑鐵鑄物ノ製造限制二關スル件」を發布、同月二十五日より實施し、鋼に付いては十三年七月八日商工省令第四九號「鋼製品ノ製造制限二關スル件」を發布、同八月十五日より實施し、民間に於ける鐵鋼を材料とする諸製品の製造の大半を禁止することになつた。

更に配給方面に付いては、商工省内に關係各關係官の外製鐵業者、販

賣業者及び鐵鋼消費部門の代表者から成る「鐵鋼配給統制協議會」を設けて、一定期間毎に鐵鋼配給の具體的實施計畫を作成し、その實施計畫に基づいて各産業部門に於ける民間の自治的統制團體が實際の配給を行つて来たのである。そして本協議會は六月から鐵鋼配給證明書による配給方法、即ち切符制度を採用したのであるが、自治的な切符制度では未だ統制機關の完備してゐなかつた中小機械工業方面に付いては之を實施することが出来なかつたので、六月二十日商工省令第三三三號「鐵鋼配給統制規則」を制定、即日之を實施し、全消費部門に對して切符配給制度を樹立した。尙右規則は九月商工省令第七八號及び第八四號に依り若干改正補足された。尙政府は鐵鋼に付いても配給統制の必要を認め、十一月二十一日商工省令第九七號「鐵鋼配給統制規則」を制定し、一部を除き十二月一日より之を實施した。

(五) 非鐵金屬の統制

(イ) 銅

銅は鐵鋼に次いで軍需上最も重要な金屬である。即ち銅と其の合金たる黃銅(真鍮)、青銅等は砲彈の銅帶、藥莢、信管、爆管、銃口蓋その他種々の兵器の作成上缺くべからざる材料である。又軍需以外でも電線をはじめ種々様々の機械や器具の材料部分品となつて、其の需要範圍は想像も及ばぬ程廣い。従つて銅は種々の工業生産力擴充の上からも、非常に大切な資材と謂はねばならない。

元來我が國は數年前まで世界有数の銅輸出國であつたが、最近國內の需要が激増した結果、主客顛倒大量の輸入をせねばならなくなつた。事變勃發後戦局の擴大に伴つて銅に付いても、(一)極力國內の銅生産を

増加すること、(二)軍需以外の銅の消費を節約し、之が爲には出来る限り代用品を使用すること、(三)輸入される銅の配給を統制して之を最も必要な用途に向けること、等の方策が必要となつたことは鐵の場合と同じである。仍つて、

(一) 生産の増加に付いては——十三年三月二十九日法律第三五號「重要物増産法」を制定し、同年六月勅令第四〇九號を以て同月十日より之を施行し、金、銀、鐵其の他と共に國內の銅産額を増加する方策を講じた。

(二) 消費制限に付いては——十二年十一月六日商工省令第六號「銅使用制限規則」を制定、同月十日より施行し、十三年四月二十三日商工省令第一八號に依り之を改正、五月一日より施行して銅以外の黃銅、青銅、洋銀等の合金をも使用制限の範圍に加へ、又用途の範圍を局限した。併し銅需給の情勢は其の後更に嚴密な對策を要求するに至つたので、政府は八月一日商工省令第七三號に依り之を改正し、使用制限の範圍を前記の外赤銅、四分一、白銅等にまで及し其の用途を更に局限し、之を同月十五日より實施した。

(三) 配給統制に付いては——先づ政府は「臨時輸出入許可規則」の丁號品中に銅鑛、銅、真鍮及び青銅を掲げて是等の輸入を許可制とし、輸入される銅や其の合金等の供給先を監視して配給の統制に資することとしたのである。尙之と併行して關係各關係官及び銅の配給及び消費各部門の代表者を以て「銅配給統制協議會」を組織し、銅の需給計畫を決定することにしてゐる。又内地の主要産銅業者に依り結成された「日本銅統制組合」は、前記の配給統制協議會の決定した需給計畫に基づき銅の生産、輸入、配給等に互つて統制を掌り、銅の販賣價格もこの組合で

定めらることにしてゐたが、更に十三年十一月二十二日商工省令第九九號「銅、鉛、錫等配給統制規則」が制定、十二月一日より實施されて以來右組合は配給統制を強化することとなつた。又電線及び伸銅用の銅については別に「電線原料銅配給統制協會」及び「伸銅用銅配給統制協會」といふ組織があつて、「日本銅統制組合」から配給を受けた銅の夫々の部門内に於ける配給を統制してゐる。

(ロ) 白金

白金といへばすぐ指環その他の裝身具等を聯想するが、電氣器具の部分品や理化學用及び醫療用の精密機械、化學工業用機械等に相當重要な用途がある。又白金は硝酸及び硫酸製造の爲の接觸劑としても缺くべからざるもので、軍需上の意義も非常に大なるものがある。ところがこの白金は我が國には産出が極めて乏しく、需要の大部分は輸入に依つて賄つてゐる状態である。

茲に於て政府は臨時輸出入許可規則の丁號品中に白金を指定し、その輸入及び配給を確保すると共に、十二年十二月二十八日商工省令第三六號「白金使用制限規則」を制定、十三年一月一日より之を施行した。

(ハ) 鉛、亞鉛、錫、アンチモン、ニッケル、水銀

鉛は彈丸、爆發導火索、硫酸、硝酸、ダイナマイト製造裝置等に使用される外、民需方面にも水道や瓦斯の鉛管、電線ケーブル、塗料、電池、ハンダ等に廣汎な用途がある。然るに我が國に於ける鉛の生産は需要の數分の一に過ぎない状態であるから、餘程の消費節約が強行されねばならない。

亞鉛は所謂トタン板(亜鉛鍍鐵板)、塗料、金精鍊用等に廣く使用される。又亞鉛と銅と合金した黃銅(真鍮)に付いては銅の項で記した通り

である。

錫は電管を初めブリキ、ハンダ、チヌーブ、食料品包装用箔から食器、茶器等にまで用ひられてゐるが、之亦十二年度の國內産額は全需要の數分の一に過ぎぬ状態である。

アンチモンは多くは合金として散彈の彈子、小銃彈の鉛身等に用ひられると共に、民間では珪那鐵器、印刷用活字、軸受その他機械の部分品、置物、文房具等に使はれ、輸出品の原料としても重要なものである。而も我が國の産出額は極めて僅かで、需給關係は従つて甚だ不均衡である。ニッケルは小銃彈の被甲用白銅原料、諸種の特種鋼原料等になる外、精密機械の製造原料に缺くべからざる金屬である。又從來ニッケル貨幣に用ひられ、一般には食器等の鍍金や洋銀(一種の合金)として萬人の目に觸れてゐる。従來之は我が國には全然産出せず、その供給は全く海外からの輸入に俟たねばならなかつたのであるが、最近我が國にも生産の曙光が見え出した。とは言へ其の量は微々たるもので、全體からみて未だ問題にならない。

水銀は小銃實包、砲彈藥、起爆劑原料、衛生材料、理化學試驗材料等に使用されるが、是亦大部分の供給を輸入に俟たねばならない心細い状態である。

斯くの如く、是等の非鐵金屬は何れも軍需用としても、一般工業用としても頗る重要な物資であるから、前記「重要物増産法」には是等の原礦を列擧して其の生産増加を圖つてゐる。と同時に、消費節約の爲にニッケル貨幣の鑄造を中止し、瓦斯、水道等の鉛管を節約させ、煙草の包装用錫箔をアルミニウム箔に代へる等幾多の方策を講じた外、十三年七月九日商工省令第五一號「鉛、亞鉛、錫等使用制限規則」を公布し、

七月十五日より之を實施して消費統制の徹底を期することとなつた。

次に配給統制に關しては、政府は先づ是等金屬をその原礦と共に前記「臨時輸出入許可規則」の丁號品目中に掲げて、それ等輸入品の供給先を統制するとともに、水銀に付いてはその輸入業者及び問屋業者をして販賣用途及び販賣優先順位に關し協定をさせることにした。又鉛、亜鉛、錫及びアンチモンに付いては十三年八月以來國內生産業者をして、その生産物の處分に當つて配給先並にその用途を詳細調査の上臨時物資調整局の承認を受けさせることにした。十一月二十二日商工省令第九九號「鋼、鉛、錫等配給統制規則」を公布、翌十二月一日より之を實施し、鉛、亜鉛、アンチモンは「日本鉛、亜鉛、アンチモン統制組合」を通じて、錫は「日本錫統制組合」を通じて配給統制を行はしめることとなつたのである。

## (二) 金

海外物資の購買手段として、又一國貨幣制度の基礎として、平時に於ても金の必要なことは固よりこゝに贅言を要しないところであるが、我が國情に於ては金を十分保有し得るか否かは、現下の非常時局を乘切り得るか否かを決する最も重要な鍵の一つともなり、極めて切實な問題であつて、特に重要な意義を有するものである。

金の斯かる重要性に鑑み、政府は既に昭和七年度以降金の時價買入、金鑛鐵道運賃の引下、鑛山監督局に於ける金鑛分析手数料の低減、金鑛精煉場の建設助成、中小金山の現地指導等種々の方策を實施し、産金増加に努めて來た。が特に事變勃發以後は、軍需資材輸入を確保する爲にも益々其の増加を圖る必要に迫られ、昭和十二年八月十一日法律第五九號「産金法」を制定、同月二十五日より之を施行し、又十二年十月一日

商工省令第二二號「産金獎勵規則」を公布、即日施行して、十二年度以降五箇年に亙つて約二千二百五十八萬餘圓の豫算を以て大いに産金獎勵を行ふことになつた。更に産金事業に對し必要な資金を潤澤に供給し得る途を開き、併せて低品位鑛石の處理其の他金の増産上必要な種々の助成事業を行はしめる目的で、半官半民の特殊會社を設立することとし、十三年三月二十九日法律第三六號「日本産金振興株式會社法」を制定、同年六月十八日より之を施行した。

次に、金の集中策として産金法に於て新産金を悉く政府に賣却せしむる規定を設けた外、五月二日に政府の金買上價格を純量一グラムに付三圓七十七錢から三圓八十五錢に引上げ、五月九日には政府の徵收する金買入手數料を廢止し、金地金精製手数料、品位證明手数料、試験手数料等を従来の五割減とし、小口の一口五十グラム以下の金地金に關しては手数料を免除することとした。更に民間に退藏されてゐる金を積極的に動員する爲に、日銀をして賣戻條件付の金買入を行はしめるとともに、一般的な獻金運動に側面的援助を與へつゝある。

又金の使用制限に付いては産金法第一條に基づき、昭和十二年十二月二十八日大藏省令第六〇號「金使用規則」を公布、即日之を實施して九金以上の金製品を製造を禁止したが、十三年八月二十日大藏省令第五一號に依り之を改正し、醫療用其の他止むを得ざるもの以外すべての金製品を製造を禁止することとなり、即日之を施行した。

## (六) 綿の統制

棉花は軍服其の他軍隊に於ける各種の衣料や繻帶、ガゼその他の醫療用品や綿火藥などの原料として、軍需品としても相當の數量が消費さ

れる。然し何と云つても棉花の主な用途としては、第一に吾々が毎日着る衣服の原料であり、第二には我が國の輸出品の王座を占める綿織物その他の綿製品の原料である。

是等の用途に用ひられる棉花の量は頗る莫大なるものであるが、棉花は誰も知る如く氣候、風土の關係上我が國の領域内に於て生産されるものは極めて僅かであつて、其の殆ど全部は海外よりの輸入に俟たねばならない。昭和十二年に於けるその輸入額は八億五千萬圓の巨額に達し、我が國總輸入額の二三%を占め、實に我が國輸入品中の大宗たる地位を有する。

斯く棉花の輸入が頗る巨額に達する關係上、輸出入貿易の均衡を保つて國際收支を悪化せしめない爲には、その輸入を或程度制限せざるを得ない。仍つて臨時輸出入許可規則に於ては棉花を所謂甲號品目として掲げ、其の輸入に付いては商工大臣の許可を要するものとし、その輸入數量を調節することが出来るやうにしてゐる。

けれども棉花は前記の如く我が國輸出品の第一位を占める綿織物を初とし、綿絲、綿莫大小、その他の輸出綿製品の原料で、昭和十二年に於ける綿絲及び綿織物の輸出額は六億二千萬圓に達し、總輸出額の二〇%を占めてゐる。従つて棉花の輸入を制限するにしても、是等輸出品の原料を減少するといふことは國際收支の均衡を保持する爲から言つて絕對に出来ないで、結局國內用の棉花の使用を極度に切詰めなければならぬ。茲に於て政府は綿に對して非常管理を行ふとともに、綿製品の配給統制を斷行することとなつたのである。

先づ綿の非常管理に付いては、昭和十二年十二月二十七日商工省令第三五號「綿製品ステールファイバー等混用規則」を公布し、翌十三年

二月一日（一部の規定は一月一日から）から之を施行し、國內用の綿製品（綿絲、綿織物、綿莫大小）には原則として重量割合で三割以上のステールファイバーを混用させ、或程度國內用の棉花使用を制限してゐたが、事變の進展に伴ひ軍需以外の物資の輸入は極度に之を制限し、出来る限りその國內消費を抑制することとなつたので、棉花に付いても斷然國內用の使用を原則として禁止することとなり、之が爲昭和十三年六月二十九日に商工省令第三七號「綿製品ノ製造制限二關スル件」、同第三八號「綿製品ノ加工制限二關スル件」、同第三九號「綿製品ノ販賣制限二關スル件」を公布、何れも即日施行し、同時に前記「綿製品ステールファイバー等混用規則」を廢止した。越えて七月二十一日に至り、商工省令第六二號「綿製品ノ販賣又ハ加工制限一部解除二關スル件」の公布あり、之に依つて疊に販賣及び加工を禁止された綿製品の一部（農山漁村及び工場労働者の必需する特定品以外のもの）の加工及び販賣が許可されたが、更に前記「綿製品ノ加工制限二關スル件」は六月二十九日以降一箇月間有效なもので七月二十八日限り無効となり、翌二十九日に商工省令第七〇號「綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ノ加工ヲ地方長官ノ許可制トスル件」が公布され、即日施行されたのである。尙「綿製品ノ製造制限二關スル件」は十一月十四日商工省令第九四號に依り、「綿製品ノ販賣制限二關スル件」は同日商工省令第九五號に依り、「綿絲、綿織物又ハ綿莫大小ノ加工ヲ地方長官ノ許可制トスル件」は同日商工省令第九六號に依り夫々若干改正され、即日施行されたのである。

次に綿製品の配給統制に付いては、綿絲配給の切符制度を規定するたために昭和十三年三月一日商工省令第六號「綿絲配給統制規則」が公布され、即日施行となり、又輸出向の綿絲や綿織物の製造を特定の製造業者

又はその委託を受けた者のみに許可するとともに、その製品は必ず一定の経路を経て海外に輸出されるやうにする爲に、昭和十三年六月三十日商工省令第四〇號「輸出綿製品配給統制」が公布され、七月一日より施行された。此の規則は紡績聯合會を綿絲及び綿織物生産の獨占的主體とし、従来の綿工聯加盟の七千餘の中小機業家を全部紡聯の管轄とし、紡聯は綿工聯に賃織させたものを輸出商に賣り、輸出商は之を輸出する義務を負ふことにしたもので、本邦綿業機構に相當な變革を加へたものである。尙本規則は七月二十一日商工省令第六一號、八月二十五日商工省令第七六號、十月七日商工省令第八六號に依り若干改正され夫々即日施行された。

### (七) 羊毛の統制

羊毛の輸入は年額約二億圓にも達してゐるので、輸出入品等臨時措置法に基づく臨時輸出入許可規則が實施され、國際收支の適合方策が强行されることとなるや、棉花と共に眞先に別表甲號品目としてその輸入を制限された。

此の羊毛輸入制限に對照して政府では、羊毛製品にスフを混用せしめ羊毛の消費を抑制することになり、昭和十二年十二月二十七日商工省令第三四號「毛製品ステールファイバー等混用規則」を制定、翌十三年二月一日より之を施行し、梳毛製(サーチ類など)に對するスフの混用率を二割乃至三割と決定したが、十三年七月八日商工省令第四八號に依り梳毛製品は五割以上のスフ混用を強制することとなつた。

右の如く、政府は羊毛輸入制限の強化に伴ひ毛製品へのスフ混用率を擴大するとともに、他方毛絲紡績部門に於ける羊毛の使用制限を強制

されてゐたゴム靴は全部商工大臣の指定する團體をして買上げしめ、之を特別の方面(農山漁村及び北洋漁場等)に配給せしめることとなつたのである。尙右の二省令と共に政府は同日商工省令第五五號「ゴム配給統制規則」を制定、即日之を施行し、生ゴム配給の切符制度を實施した。

### (九) 木材の統制

臨時輸出入許可規則中に於て、木材は甲號物品に指定され輸入を制限された。然るに事變以來木材に對する需要は一般に増加し、且綿製品及び毛製品のスフ混用が強制されてより、スフの原料たる木材バルブの需要増加は必然であるに拘らず、輸入バルブは之亦制限を受けてゐるので、此の方面からも木材に對する需要は増加した。斯くて輸入材の奔騰を主として、内國産材亦之に追従したのは當然の成行であつた。

仍つて政府は輸入材中の大宗たる米材につき標準最高販賣價格を設定するとともに、昭和十三年七月九日商工省令第五二號「米松販賣取締規則」を制定、即日之を施行し米松の販賣を統制した。米松は橋梁、兵舎、工場等大工作物の築造に不可欠の原材料であり、國産材を以て代替し得ないが、昭和十三年下期に於ては殆ど之を輸入する餘地がないので、現在國內にある在庫品に付その使用を最も必要ある方面にのみ限定し、不急方面に於ける使用を禁止したのであるが、十月二十八日商工省令第九二號に依り之に若干の改正を施し、十一月一日より之を施行した。

### (五) 石炭の統制

戦争と石炭との關係は、戦争と石油ほど密接ではないが、鐵や液化ガソリンの増産、石炭を原料とする種々の化學製品の需要増加に伴ひ石

する等種々の對策を講じて來たが、毛織物の製造を此の儘放任する時は今後製造される毛織糸の不足の結果、現在市中にある純毛絲を消費し、毛織物の輸出に支障を來す虞があるので、十一月二十五日商工省令第一〇一號「毛織物製造制限規則」を制定、十二月二十日より之を施行した。此の規則は織機の封鎖と強制休業とにより、紡毛織物及び梳毛織物の全面に互つて製造制限を行ふもので、民需、軍需及び輸出入を通じ毛織物は約四割の操短となつたのである。

### (八) ゴムの統制

ゴム製品は軍需資材として缺くべからざるものであるとともに、一般用品としても日常生活に缺くべからざるものである。然るにこの原料たる生ゴムは我が國に於ては全然産出しないので、年々八、九千萬圓の輸入を仰いでゐる状態である。尤も此の輸入額全部が國內で消費される譯ではなく、玩具、ゴム靴、タイヤ其の他の形で一箇年約四千萬圓程輸出されるのである。

事變以來ゴムに對する軍の需要は急増したが、生ゴムの輸入を制限せねばならぬ事情の下に、臨時輸出入許可規則の甲號品目中に生ゴムを掲げ之が輸入を抑制したが、昭和十三年七月商工省令第五三號「ゴム使用制限二關スル件」を公布、即日之を施行し、ゴムの使用制限を徹底的に強化するとともに、同日商工省令第五四號「ゴム靴ノ販賣制限二關スル件」を公布、即日施行して總ゴム長靴及び總ゴム短靴(雨靴、オーバーシューズ及び豆靴を除く)は、軍の註文及び輸出註文でない限り商工大臣の指定した者以外は賣渡すことを得ない(但し小賣は別)こととした。斯くて政府はゴム製品の製造を禁止し、卸問屋、製造工場等に手持

炭の需要は必然的に増加する。最近の石炭需要額を見ると、昭和十年四一、三七四、〇〇〇噸、同十一年四六、二一一、〇〇〇噸、同十二年四九、三七一、〇〇〇噸で、十三年の需要高は五五、〇〇〇、〇〇〇噸に達した。之に對し我が國に於ける石炭の生産亦年々増加し、昭和十年の内地産額は三七、〇〇〇、〇〇〇噸であつたのが、十一年には四一、〇〇〇、〇〇〇噸、十二年には四五、〇〇〇、〇〇〇噸、十三年は上期だけで二五、〇〇〇、〇〇〇噸に達し、全年を通じて五〇、〇〇〇、〇〇〇噸に達する見込である。これに外地よりの移入炭及び滿洲國よりの輸入炭を加へると略需給均衡の勘定になる。

右の如く我が國石炭の需給は大體自給自足の状態を維持してゐるが、今後の需要増加の趨勢を考へると決して樂觀を許さない。そこで政府は昭和十六年の石炭需要額を七五、〇〇〇、〇〇〇噸と見積り、増産五箇年計畫を樹立して増産を急いで來たが、事變勃發以來更に増産の具體的計畫及びその方策並に石炭需給調整上必要な實施計畫を作成し緊急の處置を講ずる必要を認め、臨時物資調整局内に「石炭生産統制協議會」及び「石炭配給統制協議會」を設け、商工省鑛山局を中心となつて關係各省の關係官と民間代表を以て組織する官民協議會をたらしめた。是等兩協議會は法令に依つて設けられたものではないが、一般關係業者に對して相當の統制力を有するものである。

併し石炭界には種々なる難問題がある。増産途上の諸困難、輸送の不圓滑、價格上の諸問題等であるが、就中製鐵用コークス原料炭及び配分炭等の所謂特殊炭の供給不足は切實な問題とされた。それは生産力擴充の爲には特殊炭の供給確保は絶對的に必要だからである。然るに、特殊炭として良質な北樺太炭或は北支炭の輸入は殆ど杜絶した。従つて、

せめて内地の特殊炭だけでも擧げて必要部門に集中されなければならぬにも拘らず、特殊炭は従来の慣例上燃料或はパンカー等に無統制に消費されてゐる。爲に特殊炭は著しい供給不足を告げるに至つたので、斯くては國防産業就中製鐵業に於ける生産力擴充は著しく阻害されざるを得ない。

仍つて政府は昭和十三年九月十九日商工省令第八〇號「石炭配給統制規則」を制定、十月一日より之を實施した。本令の目的は前記特殊炭の供給確保であつて、其の内配合炭の販賣は商工大臣の許可を要し、原料炭の販賣は商工大臣の指定する者（昭和石炭）の發行する割當證明書（切符）によるべきこととしたのである。

然るに、其の後特殊炭の需給に付いて可成りの餘裕を發見するに至つたので、十月五日商工省令第八號を以て「石炭配給統制規則」の一部改正を公布、即日施行し統制を若干緩和することとなつた。その要點は（一）御料品、官廳用品、軍用品、船舶用品については配合炭許可制の規定を適用しないこと、（二）官廳用品、船舶用品については原料炭切符制の規定を適用しないこと、（三）販賣數量月當り二百五十噸以下の少き部分に關しては配合炭許可制並に原料炭切符制兩者何れの規定をも適用し

### 七、物價調節に關する施設

物價騰貴の抑制は戰時經濟の運営上、換言すれば甚大なる軍事豫算の遂行と銃後國民生活の安定の爲に是非とも必要である。殊に事變が長期化するに及び其の必要は益々加はつたので、我が國の物價統制方策は事變前に公布された暴利取締令の改正から始まつて後之が強化となり、遂

ないといふ三點である。

### (二) 紙の統制

我が國で消費される紙の内主なるものを見ると、新聞用紙が全體の三分の一、統制用紙、即ち重要産業統制法に依り統制されてゐる紙が三分の一で、筆記用紙、印刷用紙、圖書用紙、模造紙などは之に入る。この餘り三分の一が雑誌や和紙である。

昭和十二年の我が國の洋紙製造高は九十五萬噸であるが、之に要した原料パルプの量は百一萬九千噸、このうち十七萬八千噸は輸入品である。國際收支の均衡と云ふ建前から言ふと、斯う云ふパルプ輸入は殆ど制限されることとなる。而も製紙用パルプの増産は、同じ木材を原料としてゐる人絹用パルプの増産に阻まれて最早期待出来ない。

そこで、之に對應する爲に政府は紙の消費節約を強制することとなつた。大體の方針は新聞用紙が一割二分、雑誌用紙が二割、その他一般用紙は三割といふ目標で、既に新聞用紙に付いては王子、北越の兩製紙會社（新聞用紙の生産は此の二社のみ）に對し、配給を此の方針で行ふやう輸出入品等臨時措置法に基づく命令が出たのである。

に最高標準價格の公定に迄發展するに至つた。

政府は物價の調整を極めて重要視し、物資動員計畫實施に關する十項目の第一番に「爲替相場の堅持、軍需資材の供給確保、輸出の振興及び國民生活維持のため現在以上の物價騰貴を抑制するに必要な措置を講

ずると共に、基準價格又は公定價格の設定等の外、消費節約及び配給統制を併せ強化し物價の引下を行ふこと」といふ物價騰貴抑制の目標を掲げ之が實現に懸命である。其の主要なる施設は下記の通りで、事變勃發當初から十三年三月迄は暴利取締時代で之を第一期とすれば、四月から現在に至る時期を第二期として價格公定時代と稱し得る。

### (一) 暴利取締令の強化

昭和十二年八月三日商工省令第一〇號を以て、大正三年農商務省令第二〇號として公布された「暴利取締令」（暴利ヲ目的トスル買取締ニ關スル件）を全面的に改正し、即日實施し、次いで十月二十六日之を再改正し、従来の二十六品目から更に適用範圍を擴大し、更に昭和十三年七月十四日商工省令第五〇號に依り之を改正強化し、一部は即日施行、一部は十八日より施行した。

### (二) 需給調整協議會の設置

政府は價格抑制の對象とすべき物資を一般工業の原、材料品と生活必需品との二種類に大別し、前者に付いては物品別の需給調整協議會で最高價格を決定し、後者に付いては次に誌す物價委員會で決定することにした。需給調整協議會に付いては「物價調整に關する施設」の箇所を参照せられたい。

### (三) 物價委員會の設置

昭和十三年四月二十二日勅令第二七六號「物價委員會令」に依り、物價に關する重要事項に付調査審議し、關係處に建議する機關として物價

委員會が設置された。本委員會は中央物價委員會及び地方物價委員會に別れる。

【中央物價委員會】は十三年四月商工省に設置せられ、商工大臣を會長とし、委員は二十五名で關係各廳高等官及び學識經驗者中より之を任命し、設置以來今日まで活潑な活動を續けてゐる。委員會を別つて第一特別委員會及び第二特別委員會と爲し、第一特別委員會は各種の物資に共通する價格騰貴抑制の具體的方策を調査審議し、第二特別委員會は各種の物資毎に對する價格騰貴抑制の具體的方策を調査審議するが、更に特別委員會の審議が専門的事項に互る場合を考慮し、別に各種物資別の物價専門委員會を設けた。専門委員會は（一）纖維品（綿製品、毛製品、麻製品）、（二）食料品、（三）化學工業品（工業藥品、醫藥品、ゴム及び其の製品）、（四）金屬品、（五）燃料、（六）紙其の他雜品（紙類、建築材料、皮革及び其の製品、雜品）、（七）家賃、地代、交通費、（八）運輸の八専門委員會に別れてゐる。

【地方物價委員會】各道府縣廳内に置かれ、地方長官を會長とし、委員は原則として十五名で高等官及び學識經驗者中より之を任命する。地方物價委員會は中央物價委員會の決定に基づき該地方の物價取締に當ると共に、地方的物價騰貴抑制の爲の具體的方策を調査審議する。専門委員會ありて個々の物價を審議すること中央と同じ。

### (一) 北海道地方物價委員會委員

- 會長 北海通商局長 半井 清  
委員 北海通商經濟部長 遠山 信一郎



- 委員長 土肥米之
- 委員 高岡熊雄 武藤忠安 村上元吉 三澤寛一 吉田貫一 黒川清雄 岡田信
- 委員 遠山信一郎 武内征平 月館直次郎 吉安秋夫 三戸卓助

- 委員長 大瀧甚太郎
- 委員 小林米三郎 小竹篤一 岩崎國治郎 黒澤西蔵 阿部良夫 五十嵐康二 岡田信 高洲鐵一郎 林初太郎 龜田浦吉 中川久作 石井良藏

- 委員長 深水清澄
- 委員 正木清 遠山信一郎 阿部良夫 小林篤一 野田健夫 福山伍郎 岡田信 丹羽公夫 星野健作 仲村勢 千葉萬 松本榮次郎

- 委員長 笠置直次
- 委員 菅直次 浅井重次 浅村貞輔 中村福次郎 甲斐昇 岩谷静衛 井川伊平 正木清 齋藤忠 中村武四郎 佐々木健介

(四) 纖維品専門委員會委員

- 委員長 三澤寛一
- 委員 阿部良夫 友田孝治 田丸巖 井上宇太郎 高田富興 秋山文雄 青木貞治 助川貞利 納富喜雄

- 委員長 坂本彌太郎
- 委員 田邊儀一郎 吉田宇三郎 今井保 小川常吉 森原英太郎 小林國治 河合才一郎 塚本嘉久平 奥田俊三 倉澤正雄 竹内勝次 伊藤豊次 阿久津國造

(六) 化學工業品専門委員會委員

- 委員長 大瀧甚太郎
- 委員 小林米三郎 黒澤西蔵 林嘉吉 堀義路 阿部三郎 金子松次 内山三男三郎 井林清介

- 委員長 大瀧甚太郎
- 委員 實方莊六 戸津高知 角丸徳門 笹田茂 三ツ元商事社 戸津高知

- 北海道工業試験場  
林 嘉吉  
北海道帝國大學教授  
堀 義路  
大學堂教授  
關 谷 廣 吉  
藥劑師  
青 柳 久 平  
野口商店  
佐 野 森 藏  
石炭製造業  
山 崎 自 治  
三星製糖株式會社  
濱 中 榮 作  
北海道農畜販賣組合聯合會  
鈴木 傳
- (七) 食料品專門委員會委員
- 委員長  
日本銀行小樽支店長  
黒川 清 雄  
委員  
小樽新聞社取締役  
五十嵐 康 二  
北海道農技師  
松 崎 秀 雄  
同  
宮 澤 春 水  
同  
中西 道 彦

- 札幌農商會聯合理事  
上 村 道 武  
北海道商業小賣商聯合會會長  
大 西 哲 雄  
北海道農商聯合會會長  
谷 黒 莊 平  
小樽農商會聯合會  
三 ツ 野 得 二  
北海道會議員  
戸 津 高 知  
札幌農工組會長  
山 森 巳 之 助  
札幌商工聯合會  
錦 戸 泉 三 郎
- 旭川商工會議所理事  
岡 和 田 精  
札幌農商會聯合理事  
中 村 福 次 郎  
帝國在道軍人會札幌聯合會會長  
三 阪 隆 精  
保證責任北海道商業聯合會理事  
安 藤 孝 俊  
保證責任北海道農畜販賣利用組合  
合會事務部長  
定 免 惣 一

- 保證責任北海道信用購買販賣組合  
合會事務部長  
大 島 五 六  
帝國農會札幌販賣所所長  
武 藤 理 雄  
北海道卸賣市場協會會長  
稻 葉 林 之 助  
北海道小賣市場協會聯合會會長  
小 川 耕 助  
北海道卸賣市場仲買組合聯合會會長  
吉 田 善 太 郎
- (八) 雜品專門委員會委員
- 委員長  
北海道農畜販賣組合聯合會會長  
黒 澤 西 藏  
委員  
小樽新聞社取締役  
五十嵐 康 二  
北海道農技師  
澤 潤 一  
同  
小 林 貞 一  
札幌市役所庶務課長  
平 佐 武 美  
小樽高等商業學校教授  
室 谷 賢 次 郎  
札幌商工聯合會理事  
小 谷 義 雄

- 札幌商工聯合會理事  
小 谷 義 雄  
北海道會議員  
池 田 新 三 郎  
同  
佐 藤 一 雄  
同  
深 見 松 太 郎  
愛國婦人會北海道支部會長  
石 橋 常 世  
大日本國防婦人會札幌支部副部長  
諸 岡 ハル 工
- 札幌製工業組合顧問  
岩 井 信 六  
毛皮賣買製革業  
鳥 口 辰 五 郎  
札幌三越支店長  
蜂 谷 榮 之 助  
同  
上 杉 淺 吉  
札幌五番館販賣主任  
笠 置 直 次  
北海道會議員  
横 山 準 治  
同  
前 野 與 三 吉
- ◆傘及履物製品部會  
委員長  
北海道農畜販賣組合聯合會會長  
黒 澤 西 藏

- 委員長  
北海道信用購買販賣組合聯合會會長  
小 林 篤 一  
北海道農地方農林技師  
野 田 健 夫  
札幌市役所庶務課長  
平 佐 武 美  
北海道會議員  
横 山 準 治  
同  
前 野 與 三 吉  
札幌農商會聯合會  
松 本 廣 助  
株式會社今井商店營業部長  
今 井 保  
株式會社五番館外賣部主任  
三 好 武 義  
株式會社三越百貨店主任  
宮 島 金 助  
義村販物店  
義 村 善 治  
山口販物製造工場  
山 口 一 雄  
石川販物店  
石 川 榮 吉  
福村商事株式會社事務販賣部長  
福 村 林 藏  
米澤販物店  
米 澤 榮 一

- 土肥販物店  
奥 野 廣  
◆紙類部會  
北海道農畜販賣組合聯合會會長  
黒 澤 西 藏  
札幌鐵道局書記  
東 末 吉  
北海道會議員  
高 橋 松 雄  
合名會社文榮堂印刷所  
山 中 次 郎  
産業聯合中央會北海道支會理事  
森 正 男  
金井印刷所  
金 井 恒 喜  
其 水 堂  
鹽 野 喜 作  
王子製紙株式會社小牧工場長  
高 田 良 作  
北海道製紙株式會社事務販賣部長  
川 崎 彌 吉  
北日本製紙株式會社  
松 井 秀 竝  
藤井製紙工場  
藤 井 武 次  
北王洋紙株式會社  
坂 口 傳 十 郎

物價委員會は其の調査審議したる物品に付いて標準價格を答申する。  
標準價格は商工大臣又は地方長官に依り採用され、公定價格として公布され強制力を發することとなる。此の公定價格、標準價格が如何なるものであるかに付いては、十三年五月二十七日の第三回中央物價委員會で報告された第二特別委員會の左記答申に依つて略々推察し得る。

一、公定價格、基準價格等の決定及びその實施に關する方針の件  
(三) 公定價格、基準價格等を決定する場合の價格は物品の事情に應じ考慮決定すべきものなるも、大體に於て左の價格を標準となすものとす。

1 輸入品——輸入價格  
2 輸出品——海外市場價格  
3 生活品その他國內生産一般物品——少くとも現在以上に價格を騰貴せしめざることを前提とし、個々の事情に應じ支那事變前を目標とし引下を行ふものとす。

(四) 公定價格、基準價格等の決定は小賣、卸及び生産の各過程につき之を行ふを原則とす。なほ原、材料品に關しては之を主原、材料となす製品にも及すものとす。

(五) 公定價格、基準價格等を実施するに當りては政府に於て必要な措置を講ずるは勿論、當業者を夫々その業態に應じ組織せしめ、

實施に必要な措置を講ぜしむるものとす。

本道地方物價委員會により審議せられ、長官により「北海道標準最高販賣價格」の公定せられたる物品は、目下のところ次の如くである。

- 綿製品、麻製品、アルミニウム製品及びアルマイト製品、皮革製品（八月十日付）、綿製品追加、毛製品、工業藥品、ゴム製品（八月二十三日付）、綿製品追加、麻製品追加、ゴム製品追加（十月一日付）、綿製品追加、珉磁鐵器、家庭用石炭、洋紙、和紙、工業藥品追加、ゴム製品追加（十月二十二日付）、綿製品追加、手編毛織（十一月十二日）、浴場用石炭（十一月十五日）、履物類、孔明煉炭、ガスコークス、工業藥品追加、雞卵（十一月二十三日）、肉類（十一月二十三日付）、豆煉炭（十二月十一日付）

右現在實施中の價格は附録として掲記した。

#### (四) 物品販賣價格取締規則の制定

物價取締を有効にする爲、中央物價委員會の主張により輸出入品等臨時措置法第二條に基づき、昭和十三年七月九日商工省令第五六號として「物品販賣價格取締規則」が制定され、更に同月二十八日商工省令第六八號に依り改正された。其の内容は別記の如くであるが、その狙ひ所は、或物品の價格を調整しようとする場合、商工大臣は先づ其の物品が一定年月日の價格を越えて取引されることを禁止し、然る後物價委員會の答申に基づいてその標準最高價格を公布するのであるが、之は全國的、一般的のものであるから、實際の方法としては更に地方委員會が、此の中央標準價格に基づいて地方的標準價格を答申し、地方長官が之を公布した場合地方々々の公定價格となるのであつて、本道に於ては前記の如く

標準價格が定められ、今後次第に追加を見る筈である。

#### (五) 纖維品價格の取締に関する特別法令の公布

纖維品中原料に就いては特に價格取締規則が公布された。即ち綿絲に付いては十三年五月二十日商工省令第二四號「綿絲販賣價格取締規則」が發布、同月二十二日より實施され、綿絲は商工大臣の告示する最高價格以上に販賣することを得ないこととなつた。之に續いてスフ及びスフ絲、人絹、毛絲に付いても同様な規則が發布された。即ちスフ及びスフ絲に付いては十三年六月十五日商工省令第三一號「ステープルファイバ及びステープルファイバ」に於いては十三年七月二十三日商工省令第六三號「人造綿絲販賣價格取締規則」が制定、同月二十五日より實施され、毛絲に付いては十三年八月二十四日商工省令第七五號「毛絲販賣價格取締規則」が制定、同月二十六日より實施されたのである。

#### (六) 物價調査委員會令の制定

民間より經濟事情精通者を動員して物價統制に協力せしめる爲に、十三年八月十日勅令第五八二號に依り「物價調査委員會令」の公布あり、全國を通じて三千人の物價調査委員を置き、物價統制に關し必要なる事項の實地調査の任に當らしめることとなつた。

#### (七) 經濟保安（經濟警察）制度の樹立

内務省警保局内に經濟保安課を置き、全國地方應に經濟保安課又は經

濟保安係を置いて物價に關する違反の豫防、取締に當らしめることになり、本道に於ても昭和十三年八月一日より道應内に經濟保安課が設置され、專任の經濟保安擔當者が任命された。

右の如く、北海道應に於ては八月一日より警察部に經濟保安課を新設し、管下主要警察署に專務者を配置する等機構の整備と共に、警察官に對する教養と併行して一般業者の經濟警察に對する認識を深める爲主要地に於て懇談會を重ね、以て經濟警察運轉の適正圓滑を圖つたが、長期經濟戰下に於ける經濟統制の確保を期するには、業者並に一般消費者大衆の積極的協力を強化するに非ざれば、警察力のみを以てしては到底經濟警察の適正圓滑なる運用を所期し得ず、且又業者及び一般消費大衆の積極的協力を得るには、警察と業者並に消費者代表との連絡機關を設置し、警察は之に有機的活動の指導を爲すの要あるに鑑み、九月末方針を決定し、十月、十一月の二箇月間に管下水上署及び離島七署を除き、警察署管内を單位として五十六の經濟保安協會を設置した。而して是等は凡て警察署管内を中心とする連絡指導機關であり、更に全道の連絡機關を設置する必要があるところから、道内經濟團體主腦者、經濟界有力者、學識經驗者、道廳關係官等を網羅し、北海道經濟警察協議會が設置された。

いま各地經濟保安協會の(一)内容、(二)活動狀況、(三)他機關との關係等を記すれば次の如くである。

- (一) 地方經濟保安協會の内容
- (イ) 名稱
- 警察署名を冠し、何々經濟保安協會とす。
- (ロ) 性質

經濟警察運用の適正圓滑を期する爲の事實上の協議機關にして、決議機關たる性質を有せず。

#### (ハ) 區域

警察署管内とす。

#### (ニ) 構成

- (1) 組織員
  - 會員 各種別組合代表者一名以上、各種別消費者代表者若干名
  - 參與 商工會議所、商工會理事者、町村長及び市町村經濟係員、物價調査委員其の他加入せしむるを適當と認むる者
  - 顧問 市長、市會議長、商工會議所會頭、日銀支店長、折銀頭
  - 取等當該地方に於て人格高潔、信譽を有する者
  - 會員、參與、顧問の人員に付いては人格の點に留意銜し、消費者代表には郷軍、青年團、愛婦、國婦、各購買組合、労働團體等より人選した。
- (2) 組織系統
  - 經濟保安協會
    - 業者別部會
      - 金屬、纖維、化學工業、食料、燃料、雜品其の他凡ゆる業種別組合毎に會を設く
    - 地域別部會
      - 巡查部長派出所、巡查駐在所等署所在地外には其の管轄區域又は町村を單位とする地域的部會を設く

- (ホ) 役員
  - 會長 警察署長
  - 常任幹事 一名(概ね各警察署經濟保安主任就任す)
  - 幹事 若干名
  - 部會長 若干名

(一) 目的及び事業

(1) 目的  
物資、物價調整の適正圓滑を期する爲統制法令違反の豫防方策を徹底せしめ、以て經濟警察運用の適正圓滑を圖る。

(2) 事業  
一、隨時研究會、懇談會等を開催し法令の趣旨、公定價格の内容、取締方針等の周知徹底に努む。  
二、統制法令實施に依る業界の影響並に要望等を當局者に反映せしむ。  
三、物資、物價調整に關する消費者の認識協力を徹底せしむ。  
四、其他目的達成上必要と認むる方策。

(ト) 協議會

協會一般協議會、部會協議會、幹事會、部會長協議會を必要に應じ又は招集要請に依り隨時開催しつゝある。

(二) 活動狀況

連絡指導機關設置後前掲事業を實施強化し、懇談會、座談會等を開催、時局の重要性を痛感せしむると共に、法令の趣旨、公定價格の内容等を周知せしめ、經濟警察に對する認識を深め、逐日實效を擧げつゝあるが、未だ業界の空氣は事變新段階に對する認識十分ならず、且その抱懐する自由經濟に對する觀念は根柢強きものあるを以て、本春よりは更に啓蒙運動を強化することになつてゐる。尙經濟警察機構の整備當初一般業界の情勢は、警察は甚だしく經濟干渉の舉に出づるに非ずやを危惧し、一部に於ては故らに敬遠するの態度ないではなかつたが、時日の経過と警察の努力とにより漸次經濟警

察を理解するに至り、現在に於ては警察に對する協力氣運は漸く濃化しつゝある。

(三) 調整機關との關係

北海道に於ては物資非常管理の強化に伴ひ經濟調整事務の適正圓滑を期する爲十三年八月九日廳内に「戰時經濟調整委員會」を設け、關係部課の緊密なる連絡を圖ると共に、市又は支廳所在地に「地方戰時經濟調整委員會」を設置して地方官民有力者上層部を之に組織してゐるが、經濟保安協會と之等の關係は次の如くである。



北海道に於ける統制諸法令違反取締狀況調  
(自昭和十三年八月至同年十二月末日)

件名	件數	人員	起訴	處分種類	罰金
鐵鋼配給統制規則	二九	一三	一	一	一三
鐵鋼物ノ製造制限ニ關スル件	三	三	一	一	一
鋼製品ノ製造制限ニ關スル件	三三	三六	一	一	一
鐵鋼工作物製造許可規則	二七	二九	一	一	一
計	一〇二	一一三	三	三	一六

非鐵金屬	計	計	計	計
銅使用制限規則	一〇六	一〇六	二	二
鉛、亜鉛、錫等使用制限規則	五	五	一	一
白金配給統制規則	一	一	一	一
計	一一二	一一二	三	三
燃料	計	計	計	計
揮發油及重油販賣取締規則	四六	四七	一	一
石炭配給統制規則	四〇	四〇	一	一
計	八六	八七	二	二
纖維	計	計	計	計
綿絲配給統制規則	六〇	六〇	七	七
綿製品ノ製造制限ニ關スル件	七	七	二	二
綿製品ノ加工制限ニ關スル件	一六	一六	二	二
綿製品ノ販賣制限ニ關スル件	一四	一四	一	一
綿製品ノ販賣制限ニ關スル件	一四	一四	一	一
ニ依ル制限ニ關スル件	二	二	一	一
工シ得ル綿絲等ニ關スル件	三	三	一	一
綿絲、綿織物等染、晒、裁斷其他ノ加工ヲ爲サントストキ許可ヲ受クベキノ件	三	三	一	一
計	四九	五〇	三	三
皮革	計	計	計	計
皮革配給統制規則	三	三	一	一
皮革使用制限規則	一	一	一	一
計	四	四	二	二

ゴム	計	計	計	計
ゴム配給制限規則	一六	一六	一	一
ゴム使用制限ニ關スル件	一	一	一	一
ゴム靴販賣制限ニ關スル件	三	三	一	一
計	二〇	二〇	三	三
木材	計	計	計	計
米松販賣取締規則	二	二	一	一
計	二	二	一	一
(二) 物價調整關係	計	計	計	計
物品販賣價格取締規則	一六四	一六三	九	九
綿絲販賣價格取締規則	八	八	一	一
スフ及スフ絲販賣價格取締規則	五	五	一	一
人造絹絲販賣價格取締規則	三	三	一	一
毛絲販賣價格取締規則	六	六	一	一
纖維製品販賣價格取締規則(廢止)	一七	一七	一	一
皮革製品販賣價格取締規則(廢止)	二	二	一	一
計	一九九	一九七	一三	一三
(三) 暴利取締規則	計	計	計	計
金使用規則	三	三	一	一
計	三	三	一	一
(四) 合	計	計	計	計
計	九七三	九八八	一〇三	一〇六



欠

**MISSING**

# 後編 經濟統制諸法令の略解

## 一、國家總動員法

### (一) 國家總動員法

(昭和十三年四月一日 法律第五十五號)

【要綱】本法は戰時若しくは戰争に準ずべき事變に際し、國防目的達成の爲國の全力を最も有効に發揮せしむる様、人的及び物的資源を統制運用することを意味する國家總動員の実施及び準備に付いての基本法規であつて、總則三箇條、戰時規定十七箇條、平時規定十一箇條、罰則十八箇條及び國家總動員審議會に関する一箇條(第五十條)、合はせて五十箇條より成る。

而して本法は昨年五月五日に第五十條に基づく國家總動員審議會官制が公布施行されたのを始とし、戰時規定及び平時規定の殆ど全部が或は既に發動され、若しくは近き將來に發動されることになつてゐる。尙又當分發動されない條項と雖も其の目的とする處は、實際に於て他の法律に依つて既に實行されてゐることは前編に述べた如くである。元來本法は國家總動員の基本事項を規定するに止まり、其の發動は必要に應じ隨時各條毎に勅令を以て定めらるゝことになつて、細目的規定は勅令に委任されてゐる故、以下本法の要項を逐條的に掲記して、夫れ等の關係を明示することにする。

一、總動員物資「第二條」

- (イ) 兵器、艦艇、彈藥其の他の軍用物資
  - (ロ) 國家總動員上必要な(以下「同上」とす)被服、食糧、飲料及び飼料
  - (ハ) 同上醫藥品、醫療機械器具其の他の衛生用物資及び家畜衛生用物資
  - (ニ) 同上船舶、航空機、車輛、馬其の他の輸送用物資
  - (ホ) 同上通信用物資
  - (ヘ) 同上土木建築用物資及び照明用物資
  - (ト) 同上燃料及び電力
  - (チ) 以上の物資の生産、修理、配給又は保存に要する原料、材料、機械器具、裝置其の他の物資
  - (リ) 其の他の勅令を以て指定する總動員上必要な物資
- 以上が本法適用の主たる對象となるべき物資で其の範圍は極めて廣汎に互ることを知り得る
- 一、總動員業務「第三條」
- (イ) 總動員物資の生産、修理、配給、輸出、輸入又は保管に関する業務

(ロ) 國家總動員上必要な(以下「同上」とす)運輸又は通信に關する業務

(ハ) 同上金融に關する業務

(ニ) 同上衛生、家畜衛生又は救護に關する業務

(ホ) 同上教育訓練に關する業務

(ヘ) 同上試験、研究に關する業務

(ト) 同上情報又は啓蒙宣傳に關する業務

(チ) 同上警備に關する業務

(リ) 其他勅令を以て指定する國家總動員上必要な業務  
是亦極めて廣汎で精神的たると肉體的たるとを問はず又廣く事務、事業をも含むのである

一、戰時措置

(イ) 勞務

「第四條」帝國臣民を徵用して總動員業務に従事せしむ

「第五條」帝國臣民、帝國法人其他の團體をして國又は地方廳等の行ふ總動員業務に協力せしむ

「第六條」従業者の使用、雇入、解雇、賃金其他の勞働條件に付必要な命令

「第七條」勞働爭議の豫防若しくは解決、作業所の閉鎖、作業若しくは勞働の中止其他の勞働爭議に關する行爲の制限若しくは禁止

(ロ) 物資

「第八條」總動員物資の生産、修理、配給、譲渡其他の處分、使用、消費、所持及び移動に關し必要な命令

「第九條」輸出入の制限、禁止又は獎勵、關稅の新設、増減、免除

「第十條」總動員物資の使用又は收用

(ハ) 事業

「第十一條」(1)會社の設立、資本の増加、合併其他に對し制限若しくは禁止、(2)會社の利益金の處分、償却其他の經理に關し必要な命令、(3)銀行、信託會社、保險會社其他の勅令を以て指定する者に對し資金の運用に關し必要な命令

「第十二條」總動員業務の事業を營む會社の其の設備費用に充つる場合社債、増資に對する商法の制限規定に拘らず勅令を以て定む

「第十三條」(1)總動員業務の事業に屬する工場、事業場、船舶其他の施設又は之に轉用し得る施設の全部又は一部の管理、使用又は收用、(2)前項の場合其の従業者の供用、特許權等の實施(3)必要な土地、家屋其他の工作物の管理、使用又は收用(第十五條で拂下の場合舊所有者の優先權を認む)

「第十四條」鑛業權、砂鐵權、水利權等の使用又は收用(第十五條で拂下の場合舊権利者の優先權を認む)

「第十六條」(1)事業設備の新設、擴張、改良を制限若しくは禁止、(2)總動員業務の事業設備の新設、擴張若しくは改良の命令

「第十七條」總動員業務の事業者間の統制協定の設定、變更、廢止の認可制及びその設定、變更、取消の命令及び業者加盟又は協定遵守の強制

「第十八條」總動員業務の事業者に對し統制を目的とする組合結成に對する命令及び其の組合、機構、組合員、業者等に關する

諸規定

(ニ) 其他

「第十九條」價格、運送賃、保管料、保險料、賃貸料又は加工賃に關する必要な命令

「第二十條」(1)新聞其他の出版物の掲載に付制限又は禁止、(2)その發賣、頒布の禁止又は差押及び原版の差押

一、平戰時措置

(イ) 勞務

「第二十一條」帝國臣民の職業能力の申告及び其の検査

「第二十二條」學校、養成所、工場、事業場其他の技能者養成施設管理者及び被養成者の雇主に對し技能者養成に關し必要な命令

(ロ) 物資

「第二十三條」總動員物資の生産、販賣、輸入業者をして物資又は其の原料、材料の保有

(ハ) 事業

「第二十四條」總動員業務の事業者に對する戰時計畫の設定及び之に基づく演練

「第二十五條」總動員物資の生産、修理業者又は試験、研究機關の管理者に對する試験、研究の命令

「第二十六條」總動員物資の生産、修理業者に對する利益の保證又は補助金の交付により物資の生産若しくは修理を爲さしめ又は必要な設備をなさせ得る

一、損失補償又は補助 「第二十七條」、「第二十八條」、「第二十九條」

一、監督 「第三十條」、「第三十一條」

一、罰則 自「第三十二條」至「第四十九條」

一、審議會 「第五十條」

依是觀之、國家總動員法に基づく統制上の措置は、

(甲) 戰時措置 としては

(一) 勞務力の増加、統制の強化、需給の調整、配置の整備等をなし物資に付いては重要物資の生産、消費、使用、移動、譲渡、輸出入等を統制し

(二) 戰時重要施設の運営を政府の統制下に置くか或は自ら之に當り得ることとし

(三) 各般の重要事業に付業者の自主的統制を強化し進んで是等同業者又は關係業者間の協調を圖り更に第二段の構へとして組合による共同事業の勵行等に依り事業統制の徹底を圖り

(四) 資金需給の適合を圖り物資、勞力等の需給の調整に資する爲現行臨時資金調整法第二條及び第四條の規定の趣旨を擴張して資金

(五) 需要の方面に付いては比較的多額の資金を吸收する會社の設立、増資、起債等に付制限禁止を爲し、資金の供給方面に付いては銀行その他の金融機關の資金運用に付いて所要の措置を執り

(六) 物價の統制、騰貴の抑制を圖り軍需品の調達と一般經濟の円滑安定を期し

(七) 新聞其他の出版物に對しその掲載記事の制限、禁止をなし更に各項に對し政府はその必要ある場合適當なる措置を講じ

以て國家總動員の遂行上完壁を期し

(乙) 平戰時措置 即ち戰時急務により目的を達し難いものに對しては



- 平時より之か準備をなすこととし
- (一) 國民登録を行ひ勞務需給調整の基礎資料を固め
  - (二) 技能者特に熟練工の如きは平時よりその養成を行ひ
  - (三) 戦時供給力の充分ならざる見込の重要物資に付いては平時より一定業者に對し之を保有せしめ置くこととし
  - (四) 工場等に對しては常に増産計畫を確立せしめ又防空其の他の演習訓練を行はしめ
  - (五) 科學動員上試験、研究を充分にし
  - (六) 重要事業に對しては助成政策によりその存続を確立、保證し
  - (七) 更に本法の施行により國民に損失等を與へた場合を考慮し官民代表を以て構成する總動員補償委員會を設ける
- 等の諸事項が規定されてゐるのである
- 右法律第五十五號附屬法令

目次

1	國家總動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件	14	國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校指定
2	工場、事業場管理令	15	國民職業能力申告令第二條第四號ノ養成施設指定
3	學校卒業生使用制限令	16	國民職業能力申告令第二條第五號ノ檢定試験及免許ノ指定
4	學校卒業生使用制限令第一條ノ學校指定	17	國民職業能力申告令施行規則
5	學校卒業生使用制限令第一條ノ學校指定	18	國民職業能力申告令第十四條ノ指定ニ依ル官廳採用用ノ申告ノ特別ニ關スル件
6	學校卒業生使用制限令第一條ノ學校指定	19	國民職業能力申告令施行規則
7	附屬關係者職業能力申告令施行規則	20	國民職業能力申告令第二條第三號ノ規定ニ依ル給與員養成施設指定
8	附屬關係者職業能力申告令施行規則	21	國民職業能力申告令第二條第三號ノ規定ニ依ル給與員養成施設指定
9	國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業指定	22	國民職業能力申告令施行規則
10	國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業指定	23	國民職業能力申告令施行規則
11	國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校指定	24	國民職業能力申告令施行規則
12	國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校指定	25	國民職業能力申告令施行規則

- (1) 國家總動員法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件  
〔要綱〕 同法の全部を昭和十三年五月五日から施行することとし  
〔施行期〕 昭和十三年五月四日  
〔施行期〕 昭和十三年五月四日
- (2) 工場、事業場管理令  
〔要綱〕 國家總動員法第十三條第一項の規定（戦時に際し工場其の他を收用、管理し得る規定）による總動員業務たる事業に屬する工場若しくは事業場又は之に轉用することを得る施設に對し、その管理方法等につき定めたものである。  
〔施行期〕 昭和十三年五月四日
- (3) 學校卒業生使用制限令  
〔要綱〕  
(一) 本令施行後に於て厚生大臣の指定する大學、專門學校、實業學校其の他之に準ずる各種學校において同大臣の指定する學科を修め卒業する者を履修契約によつて使用せんとする者は學校の程度及び學科別に各年の卒業者の使用員數に付厚生大臣の認可を受けるを要する  
(二) 右認可の申請に不正又は虚偽の事實があつた場合はその員數を減じ又は認可を取消することがある  
(三) 又必要と認めるときはその卒業者の使用に關する報告を徴し又は官吏を臨檢せしむることが出来る  
(四) 本令は市町村にも準用するが國及び道府縣の使用する場合に於ては適用しないこと  
等を規定してゐる。
- (4) 學校卒業生使用制限令施行規則  
〔施行期〕 昭和十三年八月二十六日  
〔施行期〕 昭和十三年八月二十六日

- (5) 學校卒業生使用制限令第一條ノ學校指定  
〔要綱〕  
(一) 大學 1 大學の工學部及び理工學部、2 旅順工科大学  
(二) 專門學校 1 工業に關する專門學校、2 朝鮮及び臺灣の工業に關する專門學校、3 南滿洲工業專門學校  
(三) 實業學校 1 甲種程度の工業學校、2 大連工業學校、3 撫順工業學校  
(四) 各種學校 工業學校に準ずべき私立學校にして中學校卒業程度を入学資格とし修業年限を一年以上とするもの等  
(6) 學校卒業生使用制限令第一條ノ學校指定  
〔要綱〕  
(一) 大學 1 機械工學科、2 船舶工學科、3 航空學科、4 造兵學科、5 電氣工學科、6 應用化學科、7 探礦冶金學科、8 火藥學科、9 燃料化學科  
(二) 專門學校（之と同等のものを含む） 1 機械工學科、2 造船工學科、3 航空工學科、4 電氣工學科、5 應用化學科、6 探礦冶金學科、7 燃料化學科  
(三) 工業學校（之と同等のものを含む） 1 機械科、2 造船科、3 航空科、4 電氣科、5 應用化學科、6 探礦冶金科  
(7) 醫療關係者職業能力申告令  
〔施行期〕 昭和十三年八月二十四日  
〔施行期〕 昭和十三年八月二十四日  
(8) 醫療關係者職業能力申告令施行規則  
〔施行期〕 昭和十三年九月五日  
(9) 總動員補償委員會規程  
〔施行期〕 昭和十三年七月二日  
(10) 國家總動員審議會官制  
〔施行期〕 昭和十三年五月四日  
〔施行期〕 昭和十三年五月四日  
〔要綱〕 國家總動員法施行に關する重要事項につき政府の諮問に應

- (11) 國民職業能力申告令  
〔要綱〕 國家總動員法第二十一條の規定に基づき一般國民の職業能力を登録し、有事の際に於ける勞務動員に備へ、又平時に於ても國民の職業能力を可及的有効に發揮せしむる目的を以て制定せられた法令で、以下本法に依る。  
(一) 申告を要する者（要申告者）  
(二) 申告すべき義務ある者（申告義務者）  
(三) 申告の方法  
(四) 申告の要項  
等に付その綱領を掲記すると、  
(一) 要申告者は本邦内、外地（本令施行地内）に居住する年齢十六年以上五十年未満の男子で次の何れかに該當するもの 1 本令施行地内に於て引續き三月以上厚生大臣の指定する職業に従事する者、2 引續き一年以上前項の職業に従事したことのあるもので罷職後五年を経過しない者、3 厚生大臣の指定する學校に於て指定する學科を修め卒業した者、4 厚生大臣の指定する技能者養成施設に於て所定の課程を修了した者、5 厚生大臣の指定する檢定若しくは試験に合格した者又は厚生大臣の指定する免許を受けた者、6 其の他厚生大臣の指定する者但し(1)陸海軍軍人にして現役又は應召中の者、(2)兵籍に編入せられたる陸海軍學生、生徒、(3)陸海軍軍屬、(4)醫師、齒科醫師、藥劑師、獸醫師及び船員法の船員は除外されてゐる

(三)(二) 要申告者と之を使用する者が申告義務者となつてゐる申告の方法 1 申告先は厚生大臣の指定する職業に従事する者は就業地の職業紹介所長、その他の者は居住地の同所長、2 申告の種類は(1)一般申告、(2)異動申告、(3)臨時申告(特に別段の命令等があつた場合)、(4)失格申告、3 申告の時期は臨時申告は其の都度指令さるゝこととなり、その他の申告は事實の發生した翌月末日迄を原則とし、外國旅行、演習召集中の者に對しては延期を認め、経過規定として昭和十四年三月末日迄に申告期日の到來する者は同日迄となつてゐる

(四) 申告の要項 1 氏名、2 出生年月日、3 本籍、4 居住の場所、5 兵役關係、6 學歷、7 現在従事して居る職業、8 厚生大臣の指定する職業の就業場所、9 厚生大臣の指定する職業に従事したる者はその職業の經歷及び技能程度、10 厚生大臣の指定する技能者養成施設の課程を修了したる者はこれに關する事項、11 厚生大臣の指定する檢定、試験又は免許に基づく申告者は之に關する事項、12 給料又は賃銀、13 配偶者の有無、現在扶養者の數、14 精神又は身體の障礙で勞務に堪へ難い者はその状況、15 總動員業務従事に關する希望、16 其他命令を以て定むる事項

(五) 其他報告、檢査及びその職能等に關する事項  
が規定されて居つて、本令の施行は内地では昭和十四年一月二十日、外地では同年六月一日よりとなつてゐる。

(12) 國民職業能力申告令第二條第一號ノ職業指定 (昭和十四年一月十八日 厚生省告示第五號)  
〔要綱〕 鑛山、冶金、電氣、電氣通信、機械、航空機、造船、化學、窯業、木工、土木、建築、氣象の各技術者、航空機搭乗員、金屬試

驗工、實驗工(物理、化學)、機械檢査工、レンズ檢査工、試運轉工、化學分析工、探炭夫、坑内運炭夫、炭坑支柱夫、機械運炭夫、探炭夫、鑛山支柱夫、坑内運炭夫、機械運炭夫、石油鑛夫、製鏡工、製鋼工、非鐵金屬製煉工、金屬鑄造工、操爐工、壓延伸張工、鑄物工、鍛工、熱處理工、現圖工、撿鐵工、鋸打工、塹隙工、銲接工、製罐工、剪斷工、鐵木工、板金工、金屬プレス工、銅工、配管工、鐵工、昇書工、旋盤工、タレット工、中グリ工、研磨工、ボール盤工、平削工、形削工、フライス工、齒切工、特殊機械工、工具仕上工、金屬品仕上工、電機組立工、電氣通信機組立工、精密組立工、機械組立工、航空機組立工、自動車工、鑄造工、電線被裝工、撿線工、巻線工、絶緣工、目盛工、製材工、合板工、木型工、木工(機械器具の本部製造)、造船工、硫酸工、鹽酸工、硝酸工、ソーダ工、壓縮ガス工、アンモニア合成工、カーバイト電爐工、アルミニウム製造工、石炭乾溜工、ガス發生爐工、タール分溜工、染料工、人造石油工、石油工、油脂工、ゴム工、セルロイド工、バルブ工、人絹工、顔料塗料工、火藥工、火工、電極工、電池工、窯業燒成工、ルツボ工、特殊ガラス工、光學ガラス工、蒸氣機關車運轉手、内燃機關車運轉手、電車運轉手、自動車運轉手、航空機整備員、有線電信通信士、無線電信通信士、汽船運轉手、製圖手、金畫手、通信電路工、通信電機工、電力電路工、電力電機工、汽罐士、機械運轉士、起重機運轉士、築爐工、保溫工、メタキ工、塗裝工、綱具工、蹄鐵工、氣象手、潜水夫

(13) 國民職業能力申告令第二條第三號ノ學校ノ指定 (昭和十四年一月十八日 厚生省告示第六號)

(一) 大學 1 大學の工學部及び理工學部、2 旅順工科大学、3 早稻田大學文學部、4 拓殖大學

(二) 專門學校 1 工業及び鑛業に關する專門學校、2 朝鮮及び臺灣の工業及び鑛業に關する專門學校、3 南滿洲工業專門學校、4 農林業に關する專門學校、5 外國語に關する專門學校、6 拓殖大學專門部

(三) 實業學校 1 工業學校並に朝鮮及び臺灣の工業學校(之に準ずるものを含む)で「入學資格尋常卒業、修業年限五年以上」、「入學資格高等卒業、修業年限三年以上」、「及同上以上ノモノ」、「工業學校及臺灣公立工業學校第二部」の一に該當するもの、2 大連工業學校、3 撫順工業學校

(四) 各種學校 工業學校に準ずべき私立學校で中學校卒業程度を入學資格とし修業年限を一年以上とするもの又は之と同等以上のもの

(14) 國民職業能力申告令第二條第三號ノ學科指定 (昭和十四年一月十八日 厚生省告示第七號)

(一) 大學 1 機械工學科、2 船舶工學科、3 航空學科、4 造兵學科、5 電氣工學科、6 應用化學科、7 探鑛冶金科、8 火藥學科、9 燃料化學科、10 土木工學科、11 建築學科、12 窯業科、13 文學科(早大文科露語を修むるものに限る)、14 拓殖科、15 商科(14、15は拓殖大學に於て露語又は西班牙語を修むる者に限る)

(二) 專門學校 1 造船工學科、2 造船工學科、3 航空工學科、4 電氣工學科、5 應用化學科、6 探鑛冶金學科、7 燃料學科、8 窯業

科、9 土木工學科、10 建築學科、11 農藝化學科、12 露船部、13 西語部、14 蒙古語部

(三) 工業學校 1 機械科、2 造船科、3 航空科、4 電氣科、5 應用化學科、6 探鑛冶金科、7 土木建築科、8 窯業科、9 塗工科

(15) 國民職業能力申告令第二條第四號ノ養成施設指定 (昭和十四年一月十八日 厚生省告示第八號)

(一) 國立又は公立の機械工業養成施設で中學校卒業程度を入所資格とし修業年限を一年以上とするもの又は之と同等以上のもの  
(二) 國立の通信有技者養成施設で高等小學校卒業程度を入所資格とするもの又は之と同等以上のもの  
(三) 社團法人電信協會管理無線電信講習所(大正十三年以後の終了者に限る)

(16) 國民職業能力申告令第二條第五號檢定、試験及免許ノ指定 (昭和十四年一月十八日 厚生省告示第九號)

(一) 實業學校卒業程度檢定規定に依る工業學校卒業程度の檢定

(二) 航空法第十六條の規定に依る考査

(三) 電氣事業主任技術者資格檢定規則に依る電氣事業主任技術者の資格檢定

(四) 瓦斯事業法施行規則第四十五條の規定による銓衡

(五) 銓衡火藥取締法施行規則第四條又は第六條ノ二の規定に依る銓衡

(六) 壓縮瓦斯及液化瓦斯取締法施行令第十一條の規定に依る銓衡

無線電信士資格檢定規則に依る無線通信士の檢定

汽機取締令に依る汽機士免許

獸醫師、踏鐵工免許試驗規則に依る踏鐵工試驗

自動車取締令に依る自動車運轉手の免許

電氣工事人取締規則に依る電氣工事人の免許

電話規則第四十條の規定に依る資格認定

(18)(17) 國民職業能力申告令施行規則 (昭和十四年一月十八日)

國民職業能力申告令第十四條ノ規定ニ依ル官廳被用者ノ申告ノ特例ニ關スル件 (昭和十四年二月十八日)

〔要綱〕 國民職業能力申告令第十四條は「要申告者ニシテ厚生大臣ノ指定スル官廳ニ使用セラレ又ハ使用セラレタルモノニ關スル申告及職業能力ノ検査ニ付テハ命令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得」と云ふ規定で、本令に依つて、

- (一) 右指定官廳の使用からの申告には前記一般申告(國民職業能力申告令參照)の内、1 職業に従事するものに在りては其の職業名、2 三箇月以上厚生大臣の指定する職業に従事する者に在りては就業の場所、3 精神又は身體の障礙に因り勞務に堪へ難き者に在りては其の狀況、4 總動員業務に従事する希望並に5 三箇月以上厚生大臣の指定する職業に従事する者の技能程度に關する事項は直接申告するに及ばない、又右申告後居住の場所、従事する職業名及び就業の場所に異動を生じた場合も同様申告に及ばない
- (二) 右官廳使用者の申告は指定官廳を経由して當該官廳所在地の所轄職業紹介所長に提出するもので右經由の際指定官廳でその申告票に(一)の除外事項を記入し又前記異動のあつた場合も指定官廳から直接所轄職業紹介所長に通知する

(20) 船員職業能力申告令 (昭和十四年一月二十八日)

〔要綱〕 國家總動員法第二十一條の規定に基づき、平時は生産、貿易上又戰時は輸送上重要な職能を把持し、其の有效適切なる需給活用は國力伸張上或は戰爭目的達成上關係する所至大なるものがあるので、之が統制確保を期する爲その職業能力を申告せしめ之を登錄整理し、之等海員政策の萬全を圖るを目的とし今回新に制定せられたもので、其の要綱は、

- (一) 先づ船員(申告義務者)は 1 海技免狀を有する者、2 通信大臣の指定する船員養成施設に於て其の課程を修了したもので修了後三年を経過しないもの及びその期間内に船員法第一條の規定する船員として船舶に乘込み下船後三年を経過しない者、3 船員法第一條の規定する船員として一年以上船舶に乘込み下船後三年を経過しないものであるが、4 以上の内現在船員法の適用を受ける船舶に乘船中の者は申告に及ばず、又5「現役及び召集中の軍人」、「兵籍に編入された陸海軍學生、生徒」、「軍屬」、「醫師、齒科醫及び藥劑師」も別に登録の途があるので申告を要しない
- (二) 申告期日は毎年七月一日現在に依り同月十五日迄とし「應召中の軍人」、「外國旅行者」等は延期を認められてゐる、只昭和十四年は四月一日現在に依り同月十五日迄を申告期日としてゐる
- (三) 申告先は申告義務者の居住地を管轄する管海官廳即ち各選信局海事部又は海事部出張所である
- (四) 申告事項は 1 氏名、2 男女の別、3 出生の年月日、4 本籍、5 居住の場所、6 兵役關係、7 學歷、8 船員手帳を有するときは其の管海官廳略號及び番號、9 海技免狀を有するときは其の種類

直接所轄職業紹介所長に通知する

(三) 臨時的の使用で 1 六十日以内の期間を定めて使用せらるる者、2 使用期間の定めなく勞務供給契約に基づき又は試みに使用せらるる者、3 日々雇入れ使用せらるる者は申告には及ばないが

1 の場合六十日を越えて引續き使用せらるるに至つたとき、2 の場合各三十日を越えて引續き使用せらるるに至つたときは申告を要する

(19) 國民職業能力申告令第十四條ノ官廳指定 (昭和十四年一月十八日)

- (一) 内閣關係 1 内閣印刷局
- (二) 大藏省關係 1 各地方專賣局、2 專賣局板橋製作所、3 專賣局中央研究所、4 造幣局
- (三) 陸軍省關係 1 陸軍兵器廠、2 陸軍造兵廠、3 陸軍運輸部、4 陸軍衛生材料廠、5 陸軍被服廠、6 陸軍糧秣廠、7 千住製絨所、8 各師團兵器部及び同經理部
- (四) 海軍省關係 1 各海軍工廠、2 海軍航空廠、3 海軍火藥廠、4 海軍技術研究所、5 海軍燃料廠、6 各海軍港務部、7 各海軍軍需部、8 各海軍建築部、9 海軍艦政本部、10 海軍航空本部、11 各要港部
- (五) 選信省關係 1 選信省、2 貯金局、3 燈臺局、4 航空局、5 電力管理準備局、6 電氣試驗所、7 各選信局、8 各通信官署、9 各海員審判所
- (六) 鐵道省關係 1 鐵道省、2 國際觀光局、3 鐵道調査部、4 各鐵道局

(22)(21)

〔要綱〕 日本海員救濟會橫濱普通海員養成所、同會大阪普通海員養成所、同會若松普通海員養成所、電信協會管理無線電信講習所

(23) 獸醫師職業能力申告令 (昭和十四年二月三日)

- (一) 獸醫師とは獸醫師法により農林大臣の免許を受けたる獸醫師を指すので外地に在つては夫々外地長官の免許或は指定を受けたものも含み之を要申告者とする
- (二) 申告は昭和十四年を第一回とし爾後四年毎に爲さしむるもので八月一日現在に依り同月十五日迄に申告を要する、但し昭和十四年は四月一日現在に依り同月十五日迄に報告することとなつてゐる
- (三) 申告先は就業地の地方長官で其の要項は 1 氏名、2 生年月日、

- 本籍、住所、兵役關係、獸醫師名簿登録番號及び登録年月日、診療能力、學歷及び職歴、就業の場所、就業の態様、俸給、給料等を受くる者なるときはその額、健康狀況等に總動員業務従事に關する支障の有無、配偶者の有無及び現に扶養するものの數、總動員業務従事に關する希望、其の他命令を以て定むる事項で尙し、8、9、10に付變更があつた場合は三十日以内に前記地方長官に申告を要する
- 地方長官は命令の定むる所により申告者の職業能力の検査を爲さしめ又は之に付いて報告をなさしむることが出来る
- 現役軍人、戦時召集軍人及び軍屬等で費用中の者は申告に及ば

## 二、財政關係

### (一) 支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲公債發行ニ關スル件

【戰時立法】(昭和十二年九月九日) 法律第八十四號

改正法律二(昭和十三年三月二十二日)

支那事變ニ關スル臨時軍事費支辨ノ爲政府ハ六十四億七千六百二十萬圓ヲ限リ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル公債ノ發行價格差減額ヲ補填スル爲必要アル場合ニ於テハ前項ノ制限以外ニ公債ヲ發行シ又ハ借入金ヲ爲スコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

【要綱】昭和十二年七月二十九日法律第四十九號北支事件公債限度九

ない、又應召軍人、外國旅行者等は申告の延期を認める等の規定である

### (24) 獸醫師職業能力申告令施行規則 (昭和十四年二月四日) (農林省令第十一號)

- (一) 踏鐵工免狀を有する者は其の登録番號、年月日並に就業の態様
- (二) 醫務關係者職業能力申告令又は船員職業能力申告令の規定に依り申告を爲すべき者に在りては其の事實
- (三) 獸醫以外の職業に従事するものに在りては其の職業
- (四) 自動車運轉、乗馬その他の特技を有する者に在りては其の事實をも申告せしめることになつてゐる

### (二) 臨時軍事費特別會計法

【戰時立法】(昭和十二年九月九日) 法律第八十五號

改正法律二(昭和十三年三月二十二日)

第一條 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ會計ハ一般ノ歳入歳出ト區別シ事件ノ終局迄一會計年度トシテ特別ニ之ヲ整理ス

第二條 一般會計ニ屬スル陸海軍省所管ノ北支事件費及大藏省所管ノ北支事件第一豫備金並ニ其ノ財源ニ充ツベキ歳入ハ之ヲ本會計ニ移シ整理ス

第三條 政府ハ臨時軍事費出納上必要アル場合ニ於テハ一時借入金ヲ爲シ又ハ融通證券ヲ發行スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依ル一時借入金及融通證券ハ臨時軍事費特別會計ノ歳入ヲ以テ之ヲ償還スベシ

第一項ノ規定ニ依ル融通證券ハ國債整理基金特別會計法第二條第二項ノ規定ノ適用ニ付テハ之ヲ國債ト看做サズ(昭和十三年三月二十二日) 號により追加)

### (三) 軍ノ需要充足ノ爲ノ會計法ノ特例ニ關スル件

【戰時立法】(昭和十三年三月二十二日) 法律第十六號

軍ノ需要充足ノ爲必要アル場合ニ限リ國務大臣ハ會計法第二十一條但書ノ規定ニ拘ラズ當分ノ内勅令ノ定ムル所ニ依リ前金拂又ハ概算拂ヲ爲スコトヲ得

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

昭和十三年法律第十六號ハ昭和十三年三月三十一日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十三年三月三十一日)

【要綱】會計法第二十一條では國務大臣は勅令で定められた場合に限り前金又は概算拂が出来る。但し軍艦、兵器、彈藥若しくは外國から直接購入する機械、圖書の代價及び官公署に支拂ふべき經費以外の物件の製造、買入又は工事に付いては此の限でない。

(1) 昭和十三年法律第十六號ニ依リ前金拂又ハ概算拂ヲ爲シ得ル場合等ニ關スル件 (昭和十三年三月三十日) (勅令第六十二號)

改正法律二(昭和十三年三月二十二日)

【要綱】陸海軍省所管の經費九種が掲げられてゐる。

### (四) 支那事變ニ關スル臨時軍事費ノ財源ニ充ツル爲特別會計ヨリ爲ス繰入金ニ關スル件

【戰時立法】(昭和十三年三月二十二日) 法律第二十二號

【要綱】通信事業、鐵道事業及び外地、外局の各特別會計から臨時軍事費特別會計に繰入れることが出来る。尙右繰入金は後日一般會計から各特別會計へ繰戻すことになつてゐる。

### (五) 關東局、朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於ケル租稅收入ノ一部ニ相當スル金額等ヲ臨時軍事費特別會計ニ繰入ル、コトニ關スル件

【戰時立法】(昭和十三年三月二十三日) 法律第二十三號

【要綱】今次事變により臨時増徴さるべき各租稅收入の内、徵稅費を控除した残額の八割乃至全額を臨時軍事費特別會計に繰入るべき事が規定されてゐる。

### (六) 臨時租稅措置法

【戰時立法】(昭和十三年三月三十一日) 法律第五十二號

【要綱】事變下に於ける租稅負擔の均衡を期する爲、一方事變の影響に因り利益を著しく増加した部門の利得につきより多くの負擔を課するとともに、一方事變或は時局政策の影響に因り不利益を蒙り又は收益の減少した者に對しては負擔を軽減する必要がある。又重要礦物の増産、棉花の節約等の主旨を徹底する爲、租稅上でも之が促進に關し適當の措置を講ずる必要がある。本法の制定を見るに至つたものである。即ち本法の内容を略解すれば、

(一) 自作農又は中小商工業者中事變下に於て悪影響を受けその収益

(田畑自作の所得又は營業純益)が昭和九年乃至十一年の三箇年間の平均額に比し二割五分以上減少した場合にはその減少の程度に従ひ田畑地租或は營業收益税を二割乃至五割程度軽減すること

(二) 我が國に於て此の際必要とする礦物の増産を奨励するため金、銅、亜鉛、錳等について新に採掘権を設定する場合及び昭和十二年中の礦物産出額以上の産出分に對しては礦産税又は特別礦産税を免除すること又課税により睡眠礦區の活動を促し其の採掘量の増加を圖る爲新に特別砂礦區税を設け

(三) 棉花の節約に資する爲ステープルファイバー、麻等を混紡した綿糸を用ひた織物又は一定量以下の人造絹糸と綿糸の織物に對しては免税すること

を定めたもので、左記(1)記載同法施行規則に依り同年四月一日より實施された。

右法律第五十二號附屬法令

(1) 臨時租税措置法施行規則 (昭和十三年四月一日)

(2) 臨時租税措置法ノ一部ヲ修正スルノ件 (昭和十三年四月一日)

(要綱) 右法律第五十二號の内、田畑地租及び特別礦産税並に營業收益税に關する規定並に第十六條の規定を除き之を修正し施行する旨を定めてゐる

(七) 支那事變特別税法

臨時立法 (昭和十三年三月三十一日) 法律第五十一號

【要綱】 支那事變の經費の一部に充當する爲創設又は増徴した所謂特別税に關する法律で、同法第一條に曰く「當分の内本法ニ依り所得税、法人資本税、砂糖消費税及取引所税ヲ増徴シ利益配當税、公債及社債利子税、通行税、入場税、特別入場税及物品税ヲ課ス」と。本法は昭

分に對し一割を課税することとし

(二) 公債及社債利子税で國債は年利率四分、地方債、社債は年四分五厘を超過する利子額に對し一割を課税することとし

(三) 通行税で三等乗客に對して最低二錢から最高四十錢まで、二等乗客に對しては最低三錢から最高一圓二十錢まで、一等乗客に對しては最低六錢から最高二圓四十錢までを夫々料程に應じ課税することとし尙五十軒未満の三等乗客及び市内近郊から日常通勤する者等には免除してゐる

(四) 入場税では第一種場所(劇場、活動寫眞館等)の入場者、第二種場所(ゴルフ場、舞踏場等)の設備利用者に對し入場料(利用料)を標準としてその一割を課税することとし尙第一種場所については一人一回二十三錢未満の料金の場合には課税しない

(五) 特別入場税として學生、生徒等アマチュアスポーツを觀覽する入場者は前記入場税の場合に於ける第一種場所と同様の課税を受ける

(六) 物品税として比較的擔税力ありと認めらるる物品四十七種を第一種として二十四種、第二種として二十一種、第三種として二種の三分類とし第一種物品については小賣業者を納税義務者として小賣價格を標準として課税し、第二種物品については製造者を納税義務者とし製造場より移出するときの價格を標準として課税し又第三種物品は構寸及び酒類の二種で共に製造場から移出するときの數量に對して課税することになつてゐる、尙第一種物品に對しては物品毎に夫々課税最低限を設け大衆向日常生活用程度のものには課税しないことにしてゐる、又税率は第一種及び第二種物

和十三年四月一日から實施せられ、之と同時に昭和十二年八月十二日公布の北支事件特別税法は廢止せられた。

(甲) 増徴分としては

(一) 所得税の内第一種所得税については二割二分五厘程度の増徴であるが臨時利得税等の増税により特殊の場合には法人の負擔が著しく増加するので一定限度を削し之を緩和してゐる

(二) 第二種所得税は原則としては大體二割五分程度の増徴であるが現在の金利水準や公債發行條件に影響を與ふる虞あるものに對しては特に増率を輕微に止め年利率四分以下の國債の利子については増徴は行はない

(三) 第三種所得税は二割二分五厘の増徴であるが第一種所得税同様一定の限度を設け緩和してゐる、尙免稅點を在來の千二百圓から千圓に引下げたが右引下による新規納稅者には前記二割二分五厘の増徴は行はない

(四) 法人資本税は在來の税率である資本金の千分の一が千分の一二と二割の増徴

(五) 砂糖消費税は總體を通じて約八分の増徴である、尙之を擔保に供した場合來は六箇月以内税金の徵收を猶豫したが之が三箇月に短縮された

(六) 取引所税は長期取引については約三割三分を引上げ萬分の六に、又短期取引については約四割八分を引上げ萬分の四に夫々改正した

(乙) 新設分としては

(一) 利益配當税で會社の配當が年七分を超過する場合はその超過部

品については各物品によつて甲類は百分の十五又乙類は百分の十とし、構寸は千本につき五錢、酒類は清酒其の他の和酒は一石に付五圓、洋酒(ブドウ酒を除く)、酒精又は酒精含有飲料は一石に付七圓、ブドウ酒は一石に付十圓とされてゐる、右第一種及び第二種の品目は次の通りである

第一種 甲類 1. 貴石若しくは半貴石又は之を用ひたる製品、2. 眞珠又は眞珠を用ひたる製品、3. 貴金屬製品又は金若しくは白金を用ひたる製品、4. 藍甲製品、5. 珊瑚製品、乙類 6. 時計、7. 萬年筆、金ペン及びシャープペン、8. 身邊用細貨類、9. 化粧用具、10. 喫煙用具、11. 帽子、杖、鞭及び傘、12. 皮革製又は金屬製の靴及びトランク、13. 靴及び履物、14. 書畫及び骨董、15. 室内裝飾用品、16. 照明器具、17. 圍碁及び將棋用具、18. 家具、19. 漆器、陶磁器及び硝子製器具にして別號に掲げざるもの、20. 貴金屬を鍍し又は張りたる製品にして別號に掲げざるもの、21. 毛皮又は毛皮製品、22. 羽毛製品又は羽毛を用ひたる製品、23. 皮革製品にして別號に掲げざるもの、24. メリヤス、レース、フェルト及び同製品

第二種 甲類 1. 寫眞機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及び附屬品、2. 寫眞用の乾板、フィルム及び感光紙、3. 蓄音器及び同部分品、4. 蓄音器用レコード、5. 樂器、同部分品及び附屬品、6. 雙眼鏡及び雙眼鏡、7. 銃及び同部分品、8. 藥莖及び彈丸、9. ゴルフ用具、同部分品及び附屬品、10. 娛樂用モーターボート、11. スカール及びヨット、12. 撞球用具、13. ネオン管及び同變壓器、14. 喫煙用ライター、乙類 15. ラヂオ聴取機及び同部分品、16. 受信

用真空管及び擴聲器、16 扇風機及び同部分品、17 燈房用電氣、瓦斯又は礦油ストーヴ、18 冷蔵庫及び同部分品、19 金庫及び鋼鐵製家具、20 乗用自動車、21 化粧品

右法律第五十一號附屬法令

- (1) 支那事變特別税法施行規則 (昭和十三年四月一日) (勅令第二百四號)
- (2) 支那事變特別税法施行細則 (昭和十三年四月一日) (大藏省令第十八號)
- (3) 支那事變特別税法施行規則ニ依ル検査ノ書式 (昭和十三年四月一日) (大藏省令第二十號)
- (4) 支那事變特別税法ノ一部ヲ臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (昭和十三年四月一日) (勅令第二百七號)

【要綱】 砂糖消費税の徴收猶豫期間に關する規定及び同法中一部の罰則規定を施行することにしたものである。

### (八) 樺太支那事變特別税法 (臨時立法) (昭和十三年三月三十一日) (勅令第二百二十號)

【要綱】 内地に於て支那事變特別税法が施行せらるゝに至つたので、樺太に於ても同法中砂糖消費税及び取引所税を除き、所得税、法人資本税、入場税及び物品税についてはその増徴率並に税率に多少の相違はあるが、其の他は大體内地同様課税することを規定してある。

### (九) 臨時利得税法中改正 (臨時立法) (昭和十三年三月三十一日) (法律第四十五號) (昭和十三年三月三十一日) (勅令第四十五號)

改正沿革 (一) 昭和十一年、三、三三法律第二〇號本法律發布 (二) 一、三、三三法律第三號 (三) 一、三、三三法律第四號 (四) 一、三、三三法律第四號

【要綱】 本法は最初昭和十年當時に於ける時局の好影響により利益の増大した向に對し、昭和四、五、六の三箇年の平均利益を基準として之を超過する場合に於て、其の超過額に對し法人は百分の一〇、個人(營業收益税法第二條に掲ぐる營業及び礦業又は砂鑛業)は百分の八の割合で課税すべき旨を定めたもので、其の後法人に付いては昭和十二

年中に終了する各事業年度分、個人に付いては昭和十二年分迄の利得に對し適用を受けることとなつたのであるが、今回の改正により昭和十三年分からは之を甲種利得として法人に對しては利得金額の百分の一七・二五、個人に對しては同百分の一・五(臨時租税増徴法による増徴は撤廢された)に増率を行ひ、更に今次事變の影響により著しく利潤の増加したる者に對しても同様課税をすることとし、其の基準を昭和九、十、十一の三箇年の平均利益に置いて、之を超過せる場合にも其の超過額に對し乙種利得として法人は百分の三〇(資本金十萬圓以下のものには百分の二五)、個人は百分の二〇の割合の課税を新に實施することに定められた。尚法人、個人共甲種利得であつて乙種利得にも該當し乙種利得として課税される部分は甲種利得から控除され、又個人利益の一萬圓以下の者には課税しない。其の他計算の方法等が細密に規定されてある。尙本改正法による賦課は法人に付いては支那事變終了の年の翌年十二月三十一日限り終了する事業年度分限り、又個人に付いては支那事變終了の年の翌年分限りとされてある。右法律第二十號附屬法令

### (一) 臨時利得税法施行規則 (昭和十三年三月三十一日) (勅令第三十七號)

改正沿革 (一) 昭和十一年、四、四四勅令第八四號本法律發布 (二) 一、二、三勅令第七一號

### (二) 樺太臨時利得税法中改正 (臨時立法) (昭和十三年三月三十一日) (勅令第二百十八號)

改正沿革 (一) 昭和十一年、四、四四勅令第八四號本法律發布 (二) 一、二、三勅令第七一號 (三) 一、二、六勅令第二八四號 (四) 一、三、四勅令第二二八號

【要綱】 課税範圍を、

- (イ) 法人の利得
  - (ロ) 樺太廳長官の定むる營業に因る個人の利得
- とし、其の他は前掲法律第二十號と略々同様趣旨である。

### (二) 臨時地方税措置ニ關スル件 (臨時立法) (昭和十三年四月一日) (勅令第二百四號)

【要綱】 臨時租税措置法の施行に依り國稅たる田畑地租及び營業收益税が軽減されることになつたので、之に相應し地方税に於ても當分の内特別地税、同附加税、營業税、同附加税の軽減を圖ることに定められたのである。

### (三) 北支事件特別税法 (臨時立法) (昭和十二年八月十二日) (法律第六十六號)

改正沿革 (一) 昭和十一年、三、三三法律第四號

【註記】 本法は昭和十三年法律第五十一號を以て廢止されたも尙當分の内存留す。右法律第六十六號附屬法令

- (1) 北支事件特別税法施行規則 (昭和十二年八月十二日) (勅令第四十九號)
- (2) 北支事件特別税法施行細則 (昭和十二年八月十二日) (大藏省令第二十九號)

### (三) 樺太北支事件特別税法 (臨時立法) (昭和十二年八月十二日) (勅令第四百二十二號)

改正沿革 (一) 昭和十一年、四、四四勅令第二一六號

### (四) 金資金特別會計法 (昭和十二年八月十一日) (法律第六十一號)

改正沿革 (一) 昭和十一年、三、三三法律第三六號

【要綱】 本法は寧ろ金融制度に關係ある法律であるが、新に特別會計を設けたるものなる點に鑑み、便宜上茲に掲げることとする。

- (一) 日本銀行兌換券の引換準備、朝鮮銀行券又は臺灣銀行券の支拂準備に充つる金貨及び金地金の昭和十二年法律第六十號金準備評價法に基づく評價換による利益額に相當する額及び金買入法によつて日本銀行の保有する金地金を以て金資金を置き其の歳入歳出は一般の會計と區分し特別會計を設置し

### (二) 其の内五千萬圓を限り豫算の定むるところに依つて産金の増加を圖る爲必要な費途に使用し得ること

等が規定されて居り、昭和十二年八月二十五日より施行された。右法律第六十一號附屬法令

### (一) 金資金特別會計規則 (昭和十二年八月二十三日) (勅令四百五十七號)

改正沿革 (一) 昭和十一年、三、三三法律第四號

### (三) 臨時租税増徴法 (昭和十二年三月三十日) (法律第三號)

改正沿革 (一) 昭和十一年、三、三三法律第四號

【要綱】 本法は昭和十二年四月より、即ち支那事變以前に實施せられたもので直接事變に關係は無いが、前記の支那事變特別税と密接な關係がある。本法は現行の基本税法に對する増税法で、昭和十二年立法當時の内外の情勢から見て、國防の充實、國民生活の安定等幾多重要な國策遂行上必要な國費を賄ふ爲臨時應急の措置として所得税、法人の營業收益税、資本金子税、相続税、贈與税、酒税、砂糖消費税、取引所税及び臨時利得税につき全般的に増徴を行ひ、外に金貨及び銀鑛に特別鑛産税を賦課することとし、其の範圍、方法、税率等を規定したものである。更に(二)に依り個人所得税及び相続税に付いては段階的増率を用ひられて居つたのを超過累進率に依ることに改正した。今本法に依る各税の増徴率の内主なるものを掲記すれば次の通りである。

### (一) 所得税

- (イ) 第一種所得(法人所得)に付いては普通所得及び清算所得とも各百分の五を百分の一〇と又各百分の一〇を百分の二〇と五割の増徴、特に同族會社の普通所得に對しては五割の増徴
- (ロ) 第二種所得に付いては(甲)公債の利子百分の四とあるを(甲)ノ一

- (五) 國債の利子百分の二、(甲)ノ二 國債以外の公債の利子百分の六とし、又(甲)ノ三 其の他百分の五とあるを百分の七・五と、(乙)百分の七・五とあるを百分の一〇と夫々増徴し
- (ハ) 第三種の所得に付いては遞次に増率することとし最低千二百圓以下の百分の〇・八を百分の一と二割五分増から最高本法では百萬圓)百萬圓を超えるものは百分の二七を百分の五〇と八割五分餘の増徴となつてゐる
- (ニ) 尙所得税法には最高四百萬圓迄に區分され課税率も遞増され四百萬圓は百分の三六となつて居つて本増徴法では之に對し前記百萬圓を超えるものの率は一樣に百分の五〇を適用することとなるから三割九分弱の増徴となる譯である
- (三) 營業收益税は個人の方は従前通りとし法人に對してのみ百分の三・四を百分の四と一割七分餘の増徴
- (四) 資本利子税は百分の二を百分の四と倍増してゐるが貯蓄銀行の所有する國債利子には適用しないことになつてゐる
- (四) 相續税
  - (イ) 家督相續は相續人と被相續人との關係によつて三様になつてゐるが五千圓以下の場合には夫々〔相續税法〕千分の五、千分の六、千分の八、と大體二割増から最高五百萬圓を超える金額に付いては夫々〔相續税法〕千分の二・六〇、千分の二・八〇、千分の三・〇〇と倍増され
  - (ロ) 遺産相續に付いても同様三種となつて居つて最低千圓以下の場合には夫々〔相續税法〕千分の一・〇、千分の二・〇、千分の三・〇と約二割増から最高五百萬圓を超える金額に對しては夫々〔相續税法〕千分の三・八〇、千分の四・〇〇、千分の四・三〇と倍増乃至十一割増となつてゐる

- (五) 鑛産税に付いては鑛産物價格の千分の五を千分の六と二割増とし外に特別鑛産税を新設して金鑛及び銀鑛には鑛産物價格の千分の一三を課す
- (六) 酒税に付いては
  - (イ) 酒造税で第一種の濁酒には増徴なく第二種清酒、白酒、味淋、弱度焼酎に對しては一石に付四十圓を四十五圓と、第三種酒精分三十度以上の焼酎に對しては一石に付四十圓を四十五圓とし、更に三十度以上一度毎の増課額一圓五十錢を一圓七十錢とし、第四種に屬する酒精分二十三度以上の清酒等又酒精分四十五度以上の焼酎等に對しては一度毎の増課額一圓八十錢を二圓十五錢に増額してゐる
  - (ハ)(ロ) 麥酒税では一石二十五圓を一石三十五圓と四割の増徴を行ひ酒精及び酒精含有飲料は酒精分一度に對する税額一圓八十錢を二圓十五錢に又最低限度は一石に付四十二圓を五十圓に引上げてゐる
  - (七) 砂糖消費税に付いては
    - (イ) 砂糖で第一種(色相和蘭標本十一號未滿のもの)は甲、乙、丙の三種で夫々百斤に付九十錢、一圓八十錢、二圓二十五錢であつたものが甲、乙の二種とし夫々一圓、二圓七十錢と規定、第二種は百斤に付六圓五十五錢、第三種同六圓七十五錢であつたものが増徴法では之を合併し第二種として百斤に付六圓五十錢とし、第四種を増徴法では第三種として百斤に付七圓七十五錢を八圓と、第五種は第四種として九圓五十錢から十圓に引上げられてゐる
    - (ロ) 糖蜜は第一種(甲)百斤に付二圓七十錢を三圓五十錢に、(乙)同七圓

- (八) 取引所税に付いては
  - (イ) 取引所營業税に於て百分の一五を百分の一六・五と一割増
  - (ロ) 取引税は萬分の一・五を萬分の二・七と又萬分の二・五を萬分の四・五と夫々増率し
- (九) 臨時利得税に付いては税率を法人の利得に對する百分の一〇を百分の一五と、個人の利得に對する百分の八を百分の一〇に増加した等である(右臨時利得税に對する本増徴法は昭和十三年一月一日以後に終了する法人の各事業年度分の臨時利得税及び昭和十三年以降の個人の臨時利得税には臨時利得税法の改正により適用せぬ事となつた)

**(六) 權太臨時租稅增徴令** (昭和十二年三月三十一日) (勅令第七十一號)

改正沿革(一)昭和一二、六勅令第二八四號 (二)一三、四勅令第二二五號  
 【要綱】臨時租稅增徴法の改正に伴ひ本増徴令にも略々同様の改正が行はれた。

- (七) 所得税法中改正 (昭和十三年三月三十一日) (法律第四十三號)
  - (一) 一時恩給又は退職給與金の支拂額五千圓を超えるものに對し
    - (イ) 二萬圓以下百分の五
    - (ロ) 二萬圓以上百分の一〇
    - (ハ) 十萬圓以上百分の二〇
    - (ニ) 五十萬圓以上百分の三〇

- (六) 權太所得稅令中改正 (昭和十三年四月一日) (勅令第二百十六號)
  - (イ) 一時恩給又は退職給與金の支拂額五千圓を超えるものに對し
    - (イ) 二萬圓以下百分の三
    - (ロ) 二萬圓以上百分の六
    - (ハ) 十萬圓以上百分の一四
    - (ニ) 五十萬圓以上百分の二〇
- (五) 相續税法中改正 (昭和十三年三月三十一日) (法律第四十七號)
  - (一) 負擔の公平を期する爲相續財産の所在を問はず總べて之を綜合して課税することになつた、たゞ外地との間の重複課税を避けると共に外國に在る相續財産に付いてもその國で相續税を課せられたときは重複負擔の緩和を圖ることになつた
  - (二) 被相續人の死亡によつて相續人の受ける生命保険金額が五千圓を超えるときは其の超過分に對し相續税を課する
  - (三) 生命保険契約により親族に保険金を受領せしめた場合に於てその保険金額が五千圓を超えるときはその超過分に對し贈與の場合に準じ課税することとし
  - (四) 被相續人が死亡したためその遺族に支給せられる退職手當、功勞

金等が五千圓を超える場合も同様その超過分に對し課税することとす

- (五) 從來親族間に於ける不動産、船舶の贈與については比較的高率な登録税が課せられてゐる關係から相続税は免除してゐたが今回は之等に對しても課税する
- (六) 死亡による相続開始後一年以内に相続財産の一部を親族に贈與しても之に對しては課税しない事にした
- (七) 受遺者及び相続財産に加算した財産の贈與を受けた者をも相続税の納税義務者とした
- (八) 信託財産の受益権者を親族とする信託契約をなした場合に於ては從來信託設定のとき課税することになつて居つたのを今回受益者が現實に信託利益を享受したときに課税されることになつた

(三) 贈與税法中改正 (昭和十三年三月三十一日) 法律第四十六號

- (一) 不動産に關する登録税中
  - (イ) 遺言等無償名義による所有權の取得に對し「千分ノ四十五」を「千分ノ四十」に
  - (ロ) 神社等其の他民法第三十四條に依り設立した法人が無償名義又は寄附行為に因る所有權の取得に對しては「千分ノ二十五」を「千分ノ二十三」に

三、金融關係

(一) 臨時資金調整法 (臨時立法) (昭和十二年九月十日) 改正沿革(一)昭和一二、八勅令第五九〇號

- 【法文】
  - 第一條 本法ハ支那事變ニ關聯シ物資及資金ノ需給ノ適合ニ資スル爲メ國內資金ヲ調整スルヲ目的トス
  - 第二條 銀行、信託會社、保險會社、産業組合中央金庫、商業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會(以下金融機關ト總稱ス)ハ事業ニ屬スル設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受ケベシ金融機關ニ非ズシテ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ヲ業トスル者(以下之ヲ證券引受業者ト稱ス)有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキ亦同ジ
  - 第三條 金融機關又ハ證券引受業者前條ノ貸付又ハ有價證券ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ニ關シ本法ノ目的ニ從ヒ政府ノ適當ト認ムル方法ニ依リ自治的ニ調整ヲ爲スモノナルトキハ之ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ前條ノ規定ヲ適用セザルコトヲ得
  - 第四條 命令ノ定ムル會社ノ設立ハ政府ノ認可ヲ受ケタルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ニシテ命令ノ定ムルモノニ付亦同ジ
  - 命令ノ定ムル會社左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ政府ノ許可

右(イ)、(ロ)及び相続以外の原因による所有權の取得に對し「千分ノ三十三」を「千分ノ三十」に

- (二) 信託財産たる不動産又は船舶を受託者から受益者に移す場合に於ける所有權の取得の場合に於ける登録税を次の如く全面的に改正した
  - (イ) 不動産は其の價格の「千分ノ四十」、但し神社等其の他民法第三十四條に依り設立した法人が受益者である場合は「千分ノ二十三」に
  - (ロ) 船舶は其の價格の「千分ノ三十五」
  - (三) その他信託による財産權の移轉に對しては委託者より受託者に移す場合は課税せず、總べて受託者より受益者に移す場合に課税することに改正された

(三) 酒造税法中改正 (昭和十三年三月三十一日) 法律第四十八號

- 【要綱】 酒税の保全を期する爲酒類の販賣業(仲介業を含む)を免許制度とし、之に對する監督、報告、検査等についての規定が設けられた。尙四月一日勅令第九十六號酒造税法施行規則中改正で右に基づいて改正が公布されたが、酒場、料理店其の他酒類を専ら自己の營業所で飲料に供することを業とするものには適用しないことになつた。
- (三) 酒精及酒精含有飲料税法中改正 (昭和十三年三月三十一日) 法律第四十九號
  - 【要綱】 前項酒税と略々同様の改正で、其の施行規則に付いても改正が公布され、同様除外例が設けられた。
- (三) 麥酒税法中改正 (昭和十三年三月三十一日) 法律第五十號
  - 【要綱】 酒造税法中の改正と略々同様の改正が公布された。

ヲ受ケベシ

- 一 第二回以後ノ株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキ
- 二 株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ命令ノ定ムル限度ヲ超ユル事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲サントスルトキ
- 三 他人ヲシテ引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サシメズシテ社債ヲ募集セントスルトキ
- 第五條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ第二條又ハ前條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシム
- 前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス
- 第一項ノ場合ニ於テ當該事務ニ從事スル日本銀行職員ハ之ヲ法令ニ依リ公務ニ從事スル職員ト看做ス
- 第六條 日本興業銀行ハ五億圓ヲ限リ日本興業銀行法第十二條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ債券ヲ發行スルコトヲ得
- 日本興業銀行ハ其ノ債券借換ノ爲債券ヲ發行スル場合ニ於テハ前項ノ制限ニ依ラザルコトヲ得
- 日本興業銀行法第十六條ノ規定ハ之ヲ適用セズ
- 政府ハ第一項ノ規定ニ依リ發行スル債券ニ付命令ノ定ムル所ニ依リ額面金額五億圓ヲ限リ其ノ元本ノ償還及利息ノ支拂ヲ保證スルコトヲ得
- 第七條 金資金ハ金資金特別會計法第四條ノ規定ニ依ルノ外之ヲ興業



債券ニ運用スルコトヲ得

第八條 命令ノ定ムル時局ニ緊急ナル事業ヲ營ム會社ハ事業擴張ノ場  
合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル  
設備ノ費用ニ充ツル爲メ株金全額拂込前ト雖モ其ノ資本ヲ増加スルコ  
トヲ得

第九條 命令ノ定ムル時局ニ緊急ナル事業ヲ營ム會社ハ命令ノ定ムル  
所ニ依リ政府ノ認可ヲ受ケ其ノ事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲  
メ商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得但  
シ社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ノ二倍ヲ超ユルコトヲ得ズ  
最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財産ガ拂込ミタル株金額ニ  
滿タザルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第十條 政府ハ第八條ノ規定ニ依リ資本ヲ増加シタル會社又ハ前條ノ  
規定ニ依リ社債ヲ募集シタル會社ニ對シ其ノ業務及會計ニ關シ監督  
上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

第十一條 資金使用ノ調整ニ關シ重要ナル事項ヲ調査審議スル爲メ臨時  
資金調整委員會ヲ置ク  
臨時資金調整委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 本條ノ規定ハ昭和十二年九月十五日ヨリ施行ス（昭和十二年  
九月勅令第四百九十二號）  
其ノ他ノ規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十二年  
九月勅令第五百二十六號）

本法施行ノ期日ハ各條ニ付勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
第十一條ノ規定ハ昭和十二年九月十五日ヨリ施行ス（昭和十二年  
九月勅令第四百九十二號）  
其ノ他ノ規定ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十二年  
九月勅令第五百二十六號）

右法律第八十六號附屬法令  
(1) 臨時資金調整法施行令（昭和十二年九月二十五日）  
改正附屬令（昭和十二年九月二十五日）  
勅令第五百二十七號

〔法文〕

第一條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關事業  
ニ屬スル設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル  
一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲サントスルトキハ主務大臣ノ許  
可ヲ受クベシ貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸  
付ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

第二條 臨時資金調整法第二條ノ規定ノ適用ヲ受クル金融機關又ハ  
證券引受業者額面總額五萬圓以上ノ有價證券（國債、地方債及臨  
時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク、以下同  
ジ）ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲サントスルトキハ主務大臣  
ノ許可ヲ受クベシ

第三條 前二條ノ規定ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ  
適用セズ  
一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ借入ルル資金ノ貸付ヲ爲スト

臨時資金審査委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十三條 政府ハ日本勸業銀行ヲシテ收入金二億圓ニ達スル迄貯蓄債  
券ヲ發行セシムルコトヲ得

第十四條 貯蓄債券ハ無記名トシ券面金額ヲ二十圓以下トス  
額ヲ以テ之ヲ償還スベシ  
貯蓄債券ヲ償還スル場合ニハ賣出價格ノ百五十倍以内ノ割増金ヲ附  
與スルコトヲ得其ノ方法及金額ハ主務大臣之ヲ定ム

第十五條 復興貯蓄債券法第三條、第五條、第六條、第七條第一項及  
第八條並ニ日本勸業銀行法第三十五條ノ二、第三十五條ノ三、第四  
十條及第四十二條ノ規定ハ貯蓄債券ニ之ヲ準用ス

第十六條 政府ハ資金ノ狀況ヲ調査スル爲メ必要アリト認ムルトキハ命  
令ノ定ムル所ニ依リ左ノ各號ニ掲グル事項ニ關シ關係者ヨリ報告ヲ  
徴シ又ハ帳簿其ノ他ノ檢査ヲ爲スコトヲ得

- 一 資金ノ需給及移動ニ關スル事項
- 二 有價證券ニ關スル事項
- 三 國際收支ニ關スル事項
- 四 事業ノ資金計畫ニ關スル事項

（自第十七條至第二十條罰則を省略す）  
第二十一條 本法ヲ朝鮮、臺灣又ハ樺太ニ施行スル場合ニ於テ必要ア  
ルトキハ勅令ヲ以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附則

キ

一 行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ受ケ發行スル有價證券ノ應募、引  
受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ行政官廳ノ認可又ハ許可ヲ  
受ケ有價證券ノ應募、引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ストキ

行政官廳前項ノ認可又ハ許可ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主  
務大臣ハ前二條ノ主務大臣ニ協議スベシ

第四條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ設立ニ付主務大  
臣ノ認可ヲ要スル會社ハ資本金（出資總額、株金總額、出資總額  
及株金總額ノ合計額又ハ基金總額ヲ謂フ、以下同ジ）二十萬圓以  
上ノ會社トス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スルモノハ此ノ限ニ在ラズ  
一 特別ノ法令ニ依リ設立セラルル會社

二 臨時資金調整法以外ノ法令ニ依リ設立ニ付行政官廳ノ認可、  
許可又ハ免許ヲ受クベキ會社  
三 目的トスル事業ノ全部ニ付行政官廳ノ許可又ハ免許ヲ受クベ  
キ會社

第五條 臨時資金調整法第四條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可  
ヲ要スル會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更ハ左ニ掲グルモノト  
ス但シ行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官  
廳ノ命令ニ依リ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ

一 資本金二十萬圓以上ノ會社ノ資本増加、合併又ハ目的變更

- 二 資本増加又は合併ニ因リ資本金二十萬圓以上ノ會社ト爲ルベキ場合ニ於ケル資本増加又は合併
- 行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又はハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ
- 第六條 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ許可ヲ受ケベキ會社ハ相互會社以外ノ會社ニシテ資本金二十萬圓以上ノモノ及相互會社トス但シ同項ニ掲グル事項ニ付行政官廳ノ認可、許可若ハ免許ヲ受ケタルモノ又ハ行政官廳ノ命令ニ依リ當該事項ヲ爲スモノハ此ノ限ニ在ラズ
- 行政官廳前項但書ノ認可、許可、免許又はハ命令ヲ爲サントスルトキハ其ノ事項ノ主務大臣ハ前項ノ主務大臣ニ協議スベシ
- 臨時資金調整法第四條第二項ノ規定ハ五萬圓トス
- 第七條 臨時資金調整法第二條又ハ第四條ノ許可又ハ認可ニ關スル事務ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルニ付必要ナル事項ハ大藏大臣、商工大臣及農林大臣ニ協議シテ之ヲ定ム
- 第八條 臨時資金調整法第六條ノ規定ニ依ル保證ヲ爲スニ付必要ナル事項ハ大藏大臣之ヲ定ム
- 第九條 左ニ掲グル事業ヲ營ム會社ハ大藏大臣及商工大臣ノ認可ヲ受ケ臨時資金調整法第八條又ハ第九條ノ規定ニ依リ株金全額拂込前ト雖モ資本ヲ増加シ又ハ商法第二百零條ノ規定ニ依ル制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルコトヲ得
  - 一 航空機製造事業
  - 二 金屬工機械製造事業
  - 三 兵器及兵器部分品製造事業

- 四 鋼船製造事業
  - 五 製鐵事業
  - 六 產金事業
  - 七 石炭鑛業
  - 八 石油鑛業、石油精製業及石油輸入業
  - 第十條 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ依リ検査ヲ爲ス場合ニ於テハ當該官吏ハ其ノ身分ヲ示ス證據ヲ携帶スベシ
  - 第十一條 第一條及第二條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、產業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第四條第一項、第五條第一項及第六條第一項ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス
  - 大藏大臣銀行又ハ信託會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ商工大臣ニ、商工大臣保險會社ニ對シ第一條又ハ第二條ノ許可ヲ爲サントスルトキハ大藏大臣ニ協議スベシ
- 附則
- 本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス
- 附則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十三年八月十五日勅令第五百九十號）
- ② 臨時資金調整法施行細則（昭和十二年九月二十五日）  
改正昭和十一年（昭和十一年）大藏、農林、商工省令（三〇一三、八、大藏、農林、商工省令）
- 〔法文〕

- 第一條 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ヲ適用セザル金融機關又ハ證券引受業者ハ主務大臣之ヲ定ム
- 主務大臣特ニ必要アリト認ムルトキハ前項ノ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ事項ヲ指定シ臨時資金調整法第二條ノ許可ヲ受ケベキコトヲ命ズルコトアルベシ
- 第二條 金融機關臨時資金調整法施行令第一條ノ規定ニ依リ貸付ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
  - 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
  - 三 貸付ノ種類、時期及金額（數口ニ互ルトキハ貸付總額並ニ各口ノ貸付ノ種類、時期及金額）
  - 四 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
  - 五 借主ガ貸付金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
  - 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
    - 一 借主ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
    - 二 借主ガ會社ナルトキハ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 第三條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ應募ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
  - 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱

- 三 應募スル有價證券ノ種類、數量及價格
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
  - 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
  - 二 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第四條 金融機關又ハ證券引受業者臨時資金調整法施行令第二條ノ規定ニ依リ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
  - 一 申請者ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
  - 三 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價格
  - 四 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
  - 五 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
  - 六 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途
  - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添附スベシ
  - 一 有價證券發行者ノ事業ノ大要ヲ知ルニ足ル書類
  - 二 有價證券發行者ノ最終ノ貸借對照表及損益計算書
  - 三 社債申込證又ハ之ニ準ズベキモノノ雛形及募集趣意書
- 第五條 臨時資金調整法施行令第四條ノ會社ノ設立ニ付認可ヲ受ケントスルトキハ發起人又ハ社員タルベキ者ハ定款ヲ作成シタル後ニ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ

支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 申請者ノ住所及氏名
  - 二 會社ノ住所、商號又ハ名稱及資本額
  - 三 會社ノ目的タル事業ノ大要
  - 四 會社ノ設立ヲ必要トスル事由
  - 五 會社ノ事業設備ノ計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
  - 六 第一回ノ拂込ノ時期及金額
  - 七 前項ノ認可申請書ニハ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書ヲ添付スベシ
- 會社ノ創立總會ニ於テ前項ノ定款ヲ變更シタルトキ又ハ創立總會ノ終結ガ前項ノ定款作成ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ發起人ハ創立總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
- 第六條 臨時資金調整法施行令第五條ノ資本増加ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 會社ノ現在ノ資本金額
  - 三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額
  - 四 資本増加ノ方法
  - 五 資本増加ヲ必要トスル事由
  - 六 資本増加ニ依リ調達スル資金ノ使途
  - 七 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達

八〇

方法

- 一 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 二 資本増加ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ際本
  - 三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
  - 四 資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書、新株ノ募集ニ關スル事項ノ報告ヲ爲スベキ株主總會ノ終結ガ資本増加ノ決議ノ日ヨリ六月以上ヲ經過シタル後ナルトキハ會社ハ其ノ株主總會ノ終結後更メテ前二項ノ規定ニ準ジ認可申請書ヲ提出スベシ
- 第七條 臨時資金調整法施行令第五條ノ合併ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ連名ニテ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 一 合併スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 合併スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
  - 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ノ住所及商號又ハ名稱
  - 四 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ目的並ニ資本金額及拂込資本金額
  - 五 合併ノ時期及方法
  - 六 合併ヲ必要トスル事由
  - 七 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ事業ノ大要
- 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 合併ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ際本
- 二 合併契約書ノ際本
- 三 合併後存続スル會社又ハ合併ニ因リ設立スル會社ノ定款並ニ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 四 合併スル會社ノ定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 五 第五條第三項ノ規定ハ合併ニ因リ會社ヲ設立スル場合ニ之ヲ準用ス

第八條 臨時資金調整法施行令第五條ノ目的變更ニ付認可ヲ受ケントスル會社ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
  - 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
  - 三 會社ノ現在ノ目的及變更後ノ目的
  - 四 目的變更ヲ必要トスル事由
  - 五 目的變更後ニ於ケル會社ノ事業ノ大要
  - 六 前項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
  - 七 一 目的變更ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ際本
  - 八 二 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
  - 九 三 目的變更ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 第九條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社第二回以後ノ株金ノ拂込ノ催告ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

- 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 三 株金ノ拂込ノ時期及金額
- 四 株金ノ拂込ヲ爲サシムルヲ必要トスル事由
- 五 株金ノ拂込ニ依リ調達スル資金ノ使途
- 六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

- 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 二 株金ノ拂込ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書
- 三 第十條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社株金ノ拂込、社債ノ募集又ハ金融機關ヨリノ借入ニ依ラズシテ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ
- 四 一 會社ノ住所及商號又ハ名稱
- 五 二 會社ノ資本金額及拂込資本金額
- 六 三 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金ノ調達方法
- 七 四 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ必要トスル事由
- 八 前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ
- 九 一 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書
- 十 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ伴フ事業計畫明細書及事業

八一

收支目論見書

株金ノ拂込金、社債ノ募集金又ハ金融機關ヨリノ借入金ニシテ其ノ拂込ノ催告、募集又ハ借入ガ臨時資金調整法第四條ノ規定ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合ハ當該資金ニ依リ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ヲ爲スニ付テハ前二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトシテ其ノ拂込ノ催告ガ昭和十三年勅令第五百九十號ノ施行後ニ屬セザルモノナル場合亦同ジ

資本金二十萬圓以上五十萬圓未滿ノ會社ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良又ハ資本金五十萬圓以上ノ會社ノ十萬圓以下ノ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニシテ昭和十三年勅令第五百九十號施行ノ際現ニ其ノ新設、擴張又ハ改良ニ著手セルモノニ付テハ同令ノ施行後一月内ニ當該新設、擴張又ハ改良ガ完了スル見込ナキ場合ニ限リ第一項及第二項ノ規定ニ依リ許可申請書ヲ提出スベキモノトス

資本増加ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第六條第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十三條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社商

法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超エテ社債ヲ募集セントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

四 商法第二百條ノ規定ニ依リ制限ヲ超ユル社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ヲ使用シテ爲ス事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金調達

方法  
前項ノ場合ニ於テ擔保附社債信託法ニ依リ社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スルモノナルトキハ認可申請書ニ前項各號ニ掲グル事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 社債ノ總額ヲ數回ニ分チ發行スル旨ノ表示

二 社債ノ利率ノ最高限度

第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ原本

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額ニ關スル登記簿ノ抄本

三 前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額ニ關ス

ルナルトキハ之ニ關スル計畫及其ノ豫算ノ大要並ニ資金調達方

法

前項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル書類ヲ添付スベシ

一 社債ノ募集ニ關スル株主總會ノ決議錄又ハ之ニ準ズベキモノノ原本

二 社債申込證案及募集趣意書案

三 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

四 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十二條 臨時資金調整法施行令第九條ニ掲グル事業ヲ營ム會社株

金全額拂込前ノ資本増加ヲ爲サントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル認可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣

ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ現在ノ資本金額及拂込資本金額

三 資本増加ノ金額並ニ第一回ノ拂込ノ時期及金額

ル登記簿ノ抄本

四 信託證書案

五 社債ニ附スル擔保物件ノ目錄

六 前號ノ擔保物件ノ帳簿價格ヲ最終ノ財産目錄ノ科目別ニ記載シタル書類

七 定款並ニ最終ノ貸借對照表及損益計算書

八 社債ノ募集ニ伴フ事業計畫明細書及事業收支目論見書

第十四條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合

ニ於テハ其ノ都度報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル

一口五萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル

貸付總額五萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ

三 額面總額五萬圓以上ノ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク、以下同ジ)ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ

四 額面總額五萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ

第十五條 金融機關又ハ證券引受業者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合

ニ於テハ一月分ヲ取纏メ翌月十日迄ニ報告書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ但シ前條ノ規定ニ依リ報告ヲ爲スベキモノニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第十一條 臨時資金調整法施行令第六條ノ會社社債ノ募集ニ付許可ヲ受ケントスルトキハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書ヲ日本銀行ノ本店又ハ支店ヲ經テ主務大臣ニ提出スベシ

一 會社ノ住所及商號又ハ名稱

二 會社ノ資本金額及拂込資本金額

三 社債ノ發行ノ時期、總額及條件

四 社債ノ募集ヲ必要トスル事由

五 社債ノ募集ニ依リ調達スル資金ノ使途

六 資金ガ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルモノ

- 一 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル
  - 一口三萬圓以上ノ資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
  - 二 事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ノ爲ニ使用セラルルト認ムル貸付總額三萬圓以上ニ及ブベキ數口ニ互ル資金ノ貸付ヲ爲シタルトキ
  - 三 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ應募ヲ爲シ其ノ割當ヲ受ケタルトキ
  - 四 額面總額三萬圓以上ノ有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ヲ締結シタルトキ
- 第十六條 前二條ノ規定ニ依リ主務大臣ニ提出スベキ報告書ハ左ノ方法ニ依リ之ヲ作成スベシ
- 一 資金ノ貸付ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
    - イ 借主ノ住所及氏名、商號又ハ名稱
    - ロ 借主ノ事業ノ種類
    - ハ 貸付ノ年月日
    - ニ 貸付ノ種類及金額
  - ホ 貸付ノ利率、償還期限其ノ他ノ條件
  - ヘ 貸付金ノ使途
- 二 有價證券ノ應募ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
- イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
  - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
  - ハ 應募割當ノ年月日
  - ニ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ種類、數量及價格

- 八四
- ホ 割當ヲ受ケタル有價證券ノ拂込ノ時期
  - 三 有價證券ノ引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル報告書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ
    - イ 有價證券發行者ノ住所及商號又ハ名稱
    - ロ 有價證券發行者ノ事業ノ種類
    - ハ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル契約ノ締結ノ年月日
    - ニ 引受又ハ募集ノ取扱ヲ爲ス有價證券ノ種類、數量及價格
    - ホ 引受又ハ募集ノ取扱ニ關スル條件
    - ヘ 有價證券ノ發行ノ時期、總額及條件
  - ト 有價證券ノ發行ニ依リ調達セラルル資金ノ使途
- 第十七條 主務大臣必要アリト認ムルトキハ本令ニ依リ許可若ハ認可ノ申請書又ハ報告書ヲ提出スベキ者ニ對シ其ノ副本ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 主務大臣ハ本令ニ定ムルモノノ外關係者ニ對シ臨時資金調整法ニ依リ許可又ハ認可ニ關シ必要ナル書類ノ提出ヲ命ズルコトヲ得
- 第十八條 第一條乃至第四條、第十四條及第十五條ニ於テ主務大臣トアルハ銀行及信託會社ニ付テハ大藏大臣、保險會社ニ付テハ商工大臣、商工組合中央金庫及證券引受業者ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、産業組合中央金庫及北海道府縣ヲ區域トスル信用組合聯合會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣トシ第五條乃至第十三條ニ於テ主務大臣トアルハ大藏大臣及商工大臣トス
- 附 則
- 本令ハ昭和十二年九月二十七日ヨリ之ヲ施行ス
- 附 則

- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十條第四項ノ規定ニ依リ許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ十日内ニ之ヲ提出スベシ(昭和十二年十月十三日大藏、農林、商工省令)
- 附 則
- 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
- 第十條第四項ノ規定ニ依リ許可申請書ハ本令公布ノ日ヨリ二十日内ニ之ヲ提出スベシ(昭和十三年八月十五日大藏、農林、商工省令)
- (3) 臨時資金調整法ヲ施行スルノ件 (昭和十二年十月二十三日)
- 〔要綱〕 臨時資金調整法第五條乃至第七條及び第十一條乃至第十五條ノ規定を除ク外特に施行することとし、其ノ施行の期日は本令公布の日となつてゐる。
- (4) 貯蓄債券ノ割増金ニ關スル件 (昭和十三年二月十九日)
- (5) 臨時資金調整委員會官制 (昭和十二年九月十六日)
- 〔要綱〕 内閣總理大臣ノ監督に屬し、關係各大臣ノ諮問に應じ資金使用ノ調整に關する重要事項を調査審議し、又資金使用ノ調整に關する事項に付關係各大臣に建議することを得ることとし、會長を内閣總理大臣、副會長を大藏、商工兩大臣とし、委員は四十名以内を以て組織し、必要ある場合は臨時委員を置くことになつてゐる。
- (6) 臨時資金審査委員會官制 (昭和十二年九月二十七日)
- 〔要綱〕 許可又は認可すべきもの内事案の重要なものにつき本委員會の議を経ることに規定されてあるが、會長は日銀總裁、委員六人以内(關係各官廳高等官及び日銀職員)を以て組織する。
- (7) 自治的資金調整準則 (昭和十二年九月)
- 改正沿革(昭和十三年八月十五日より實施)

- 〔通牒全文〕
- 一 臨時資金調整法第三條ノ規定ニ依リ同法第二條ノ規定ノ適用ヲ受ケザル金融機關又ハ證券引受業者ハ事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ關スル資金ノ貸付ヲ爲シ又ハ有價證券(國債、地方債及臨時資金調整法施行地内ニ本店ヲ有スル會社ノ株式ヲ除ク)ノ應募、引受若ハ募集ノ取扱ヲ爲スニ付別表事業資金調整標準ニ基キ左記ニ依リ之ヲ自治的ニ調整スルモノトス但シ一件ノ金額三萬圓未滿ノモノニ付テハ任意ニ取扱ヒテ差支ナシ
- (1) 別表事業資金調整標準中甲類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ努メテ優先的取扱ヲ爲スコト但シ(イ)ニ屬スルモノハ(ロ)ニ屬スルモノニ優先セシムベキモノトス猶
- A (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額三百萬圓ヲ超ユルトキ
- B (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額百萬圓ヲ超ユルトキ
- キ
- ハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト
- (2) 別表事業資金調整標準中乙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ其ノ業務ガ
- (一) (イ)ニ屬スルモノニ關シテハ一件ノ金額三十萬圓ヲ超エザル場合ニハ大體甲ノ(ロ)ニ準ジ取扱ヒテ差支ナキコト一件ノ金額三十萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲スコト
- (二) (ロ)ニ屬スルモノニ關シテハ之ニ對シ事業設備資金ノ貸付又ハ有價證券ノ引受等ヲ爲スヲ適當ト認ムルモノニ付テハ

日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上之ヲ爲シ差支ナキコト  
 (三) (ハ)ニ屬スルモノニ關シテハ大體事業設備資金ノ貸付又ハ有價証券ノ引受等ヲ差控フルヲ可トスルモノ之ヲ爲スル必要ト認ムル事情アル場合日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト  
 (3) 別表事業資金調整標準中丙類ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テハ事業設備資金ノ貸付又ハ有價証券ノ引受等ヲ差控フルコト但シ特殊ノ事情ニ依リ特別ノ取扱ヲ爲ス必要アリト認ムルモノアルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト  
 (4) 別表事業資金調整標準中甲類又ハ乙ノ(イ)ニ屬スル事業ニ關スルモノト雖モ當該事業設備ノ新設、擴張若ハ改良ニ著シク長期間ヲ要シ從ツテ差當リ急速ニ效果ヲ期待シ得ズト認メラルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト  
 (5) 別表事業資金調整標準中乙ノ(ロ)、(ハ)及丙ニ屬スル事業ニ關スルモノニ付テモ事業設備ノ新設、擴張又ハ改良ニ依リ直接輸出ヲ増進セシメ差當リ國際收支ノ改善ニ資スルコトヲ得ベキモノト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ニ便宜ノ取扱ヲ爲シ差支ナキコト  
 (6) 別表事業資金調整標準中乙ノ(ハ)及丙ニ屬スル事業ニ付テモ事業ノ運轉ニ支障ヲ來サザル爲ニスル程度ノ設備ノ改良並ニ安全及保健上ノ見地ヨリ必要ナル改良又ハ災害ニ依ル設備ノ復舊ニ關スルモノハ本標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト但シ一件ノ金額五萬圓ヲ超ユルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議スルコト  
 (7) 地方公共團體ノ事業、國家ガ補助金、助成金又ハ獎勵金ヲ交

付スル事業、政府ガ資金ノ調達ヲ承認シタル事業若ハ政府ガ事業ノ遂行ヲ承認シタル事業ニ付テハ本標準ノ分類ニ拘ラズ特別ノ取扱ヲ爲スコト尙政府資金ヲ融通シタル事業ニ關シテハ該融通資金ニ付亦同様トス  
 (8) 朝鮮、臺灣其ノ他ノ外地ニ於ケル事業ニ關スルモノニ在リテハ前掲ノ方針ニ依ラズ各外地ノ標準ニ依ルコト  
 (9) 滿洲及海外ニ於ケル事業ニ關スルモノニ付テ特別ノ事情ニ依リ前掲ノ方針ニ依ルヲ不適當ト認メタルトキハ日本銀行本店又ハ支店ニ協議ノ上特別ノ取扱ヲ爲スコト  
 二 政府ハ必要アリト認ムルトキハ金融機關又ハ證券引受業者ニ對シ資金ノ自治的調整ニ關シ必要ナル指示ヲ爲スコトアルベシ  
 三 尙事業設備資金以外ノ資金ノ貸付例ハ運轉資金等ノ貸付ニ付テハ從來ノ通り取扱ヒテ差支ナシ  
 【備考】本文中一件ノ金額何萬圓トあるハ貸付に付いては一口何萬圓ノ貸付ノ外貸付總額何萬圓以上に及ぶべき數口に互る貸付を含む。  
 臨時資金調整法ニ基テ事業資金調査標準 (昭和十二年九月)  
 改正標準(一)昭和一二、一(四)一三、八  
 部門、業別及細目別  
 【第一 鑛業】  
 一 採鑛業  
 1 金屬鑛業  
 1 金鑛(砂金ヲ含ム) 甲イ  
 2 銅鑛 〃  
 3 鉛鑛 〃  
 4 錫鑛(砂錫ヲ含ム) 〃  
 5 アンチモン鑛 甲イ  
 6 水銀鑛 〃  
 7 亜鉛鑛 〃  
 8 鐵鑛(砂鐵ヲ含ム) 〃  
 9 硫化鐵鑛 〃  
 10 クロム鐵鑛 〃  
 11 マンガン鑛 〃  
 12 タングステン鑛 〃

13 モリブデン鑛 甲イ  
 14 ニッケル鑛 〃  
 15 コバルト鑛 〃  
 16 其他ノ金屬鑛 乙ロ  
 2 石炭鑛業  
 1 石炭 甲イ  
 2 亞炭 乙イ  
 3 石油鑛業 甲イ  
 4 其他ノ鑛業 甲ロ  
 1 燐鑛 〃  
 2 黑鉛 〃  
 3 雲母 〃  
 4 石棉 〃  
 5 硫黃 乙イ  
 6 石膏 乙ロ  
 7 其他 乙イ  
 二 土石採取業  
 1 アルミニウム原鐵採取業 甲ロ  
 1 明礬石 〃  
 2 礬土頁岩 〃  
 3 粘土(ボークサイトヲ含ム) 甲イ  
 2 其他ノ土石採取業 甲イ  
 1 マグネサイト 〃  
 2 トロマイト 〃

3 耐火粘土 甲ロ  
 4 珪石 〃  
 5 螢石 〃  
 6 酸性白土 乙イ  
 7 石灰石 〃  
 8 珪砂 〃  
 9 陶石 乙ロ  
 10 抗火石 〃  
 11 長石 丙  
 12 大石灰 〃  
 13 滑石 〃  
 14 其他 〃  
 【第二 工業】  
 一 紡織工業  
 1 生糸製造業 乙ロ  
 2 人造絹糸製造業 乙ハ  
 1 アセチルセルロース 乙ハ  
 2 其他 丙  
 3 人造纖維製造業 丙  
 1 大豆カゼイン又ハ牛乳カゼインヲ原料トスル人造纖維 乙ロ  
 2 其他 乙ハ  
 4 眞綿及綿製造業 丙  
 4 ノ二再生羊毛製造業 丙  
 5 紡績業 丙  
 1 絹糸 〃  
 2 毛糸 〃  
 3 麻糸 〃  
 (イ)亞麻糸(臺灣等麻糸) 乙ロ  
 (ロ)其他(麻糸乙ハ同義) 丙  
 4 綿糸 〃  
 5 人造纖維 〃  
 6 其他 〃  
 7 織物業 〃  
 1 人造絹織物(交織物) 丙  
 2 人造纖維織物(同) 〃  
 3 絹織物(同) 〃  
 4 毛織物(同) 〃  
 (イ)製紙用フェルト 乙ロ  
 (ロ)其他 丙  
 5 麻織物(交織物ヲ含ム) 丙  
 (イ)亞麻織物 〃  
 (ロ)其他(臺灣等麻織物) 〃  
 6 綿織物 〃  
 7 其他 丙  
 8 編物、組物製造業 丙  
 1 メリヤス及メリヤス製品 〃  
 2 其他 〃  
 9 綿布加工業 乙ロ  
 1 漂白、精練、染色、捺染等 〃  
 二 金屬工業  
 1 製鐵業 甲イ  
 一ノ場所ニ於テ製鐵及製鋼ノ設備ヲ以テ營ムモノ 〃  
 2 普通鐵ノミヲ製造スルモノ 乙ロ  
 3 平爐製(廢鐵ヲモ含ム) 丙  
 鋼ニヨリ(鋼製品、鑄鋼製品及特殊鋼製品ノ製造ヲ除ク) 〃  
 4 壓延ノミヲ行(特殊鋼ヲ除ク) 〃  
 5 ノ鐵鑛ノ利用ヲ目的トスルモノ 甲イ  
 6 フェエロアロイ 〃  
 7 低燒、銑鐵 〃  
 8 鍛鋼品 〃  
 9 鑄鋼品 〃  
 10 特殊鋼 〃  
 11 鐵目無鋼管 甲ロ

- 2 非鐵金屬製鍊業
  - 1 金
  - 2 白金
  - 3 銀
  - 4 銅
  - 5 鉛
  - 6 錫
  - 7 アンチモン
  - 8 水銀
  - 9 亜鉛
  - 10 タングステン
  - 11 ニッケル
  - 12 コバルト
  - 13 アルミニウム
  - 14 マグネシウム
  - 15 其他
- 3 非鐵金屬材料品製造業
  - 1 銅
  - 2 鉛
  - 3 亜鉛
  - 4 ニッケル
  - 5 アルミニウム
  - 6 黄銅
  - 7 青銅(鑄青銅ヲ含ム)

- 8 白銅
- 9 輕合金
- 10 減摩合金
- 11 錫
- 12 其他
- 4 鑄物業
  - 1 銑鐵鑄物
  - (イ)鑄鐵管
  - (ロ)機械用ノモノ
  - (ハ)其他
- 2 可鍛鐵鑄物
- 3 非鐵金屬鑄物
  - (イ)機械用ノモノ
  - (ロ)其他
- 5 鑄物以外ノ金屬製品製造業
  - 1 ボールト、ナット及ワッシャー
  - 2 リベット
  - (イ)鐵製ノモノ
  - (ロ)其他
  - 3 釘類
  - (イ)鐵丸釘
  - (ロ)蹄釘
  - (ハ)其他

- 4 金屬品
- 5 パネ
- 6 金網
- 7 銷釘
- 8 鋼索
- 9 鐵塔、橋梁ノ建設材料
- 10 ドラム罐
- 11 罐詰用罐南洋群島
- 12 建築用及家具用金屬物
- 13 針類
  - (イ)ミシン針
  - (ロ)メリヤス針
  - (ハ)其他
- 14 鈕釦
- 15 鋼製ペン先
- 16 人造纖維製造用ノズル
- 17 化學工業用白金網
- 18 刃物類
- 19 食卓用金屬製品
- 20 其他ノ金屬製品
- 6 鍍金製品製造業
  - 1 プリキ板
  - 2 其他
- 7 シャーリング業

- 三 機械器具工業
  - 1 蒸汽機製造業
  - 2 自動車用ガス發生裝置製造業
  - 3 原動機製造業
    - 1 蒸汽機關
    - 2 蒸汽タービン
    - 3 内燃機關
  - (イ)ガス機關
  - (甲)木炭ガス機關
  - (乙)其他
  - (ロ)ガソリン機關
  - (ハ)石油機關
  - (ニ)重油機關
  - 4 水車
  - 4 電氣機械器具製造業
    - 1 家庭用電氣器具
    - 2 其他
  - 5 絶緣電線及電纜製造業
  - 6 無線及有線電信、電話機械器具製造業
    - 1 無線電信、電話機械器具
    - (イ)家庭用ラヂオ用具
    - (ロ)其他

- 2 有線電信、電話機械器具
- 7 農林、漁業用機械器具製造業
- 8 土木建築用機械器具製造業
- 9 探礦、選礦及製鍊機械器具製造業
- 10 紡績機械器具製造業
  - 1 針布
  - 2 其他
- 11 工作機械器具製造業(部分品ヲ含ム)
  - 1 金屬工機械
  - 2 工具及刀具類
  - 3 製材及木工機械
- 12 窯業用機械器具製造業
- 13 化學工業用機械裝置製造業
  - 1 バルブ製造用機械器具
  - 2 製紙用機械器具
  - 3 高壓化學工業用機械器具
  - 4 其他

- 14 食料品製造加工用機械器具製造業
- 15 印刷及製本機械器具製造業
- 16 起重機製造業
- 17 エレベーター製造業
- 18 氣壓壓縮機製造業
- 19 ポンプ、水壓機及送風機製造業
- 20 度量衡器製造業
- 21 計器製造業
  - 1 寒暖計及體温計(特殊品ヲ除ク)
  - 2 其他
- 22 時計製造業
- 23 試験檢定及學術用器械製造業
- 24 醫療器械製造業
- 25 測量及製圖機械器具製造業
- 26 事務用器械製造業
  - 1 金錢登錄機
  - 2 其他
- 27 金庫製造業
- 28 ミシン製造業
- 29 寫眞機、幻燈機及活動寫眞機製造業

- 30 照用用機械器具製造業
  - 1 航空用照燈
  - 2 探照燈
  - 3 燈臺用照燈
  - 4 其他
- 31 光學機械器具製造業
- 32 樂器類製造業
- 33 蓄音器製造業
- 34 車輛製造業(部分品及附屬品ヲ含ム)
  - 1 鐵道及軌道用車輛
  - (イ)機關車
  - (ロ)ガソリン動車
  - (ハ)客車
  - (ニ)貨車
  - (ホ)電車
  - 2 自動車
    - (イ)小型自動車
    - (ロ)貨物及軍用自動車
    - (ハ)其他
  - 3 自動自轉車
  - 4 自轉車
  - 5 其他
- 35 造船業(部分品及附屬品ヲ含ム)
  - 1 鋼船

- 2 木船
- 36 航空機製造業(部分品及附屬品ヲ含ム)
- 37 ガス器具製造業
- 38 水道器具製造業
- 39 鑄及コック製造業
- 40 ベルト車、齒車、車輪、車軸及軸受製造業
  - 1 球軸受
  - 2 其他
- 41 其他ノ機械器具製造業
- 四 兵器及兵器部分品製造業
- 五 窯業
  - 1 陶磁器製造業
    - 1 電氣用ノモノ及醫療用ノモノ
    - 2 耐酸用ノモノ及耐熱用ノモノ
    - 3 其他朝鮮、臺灣、露田用ノモノ
  - 2 ガラス及ガラス製品製造業
    - 1 電氣用ノモノ及醫療用ノモノ
    - 2 耐酸用ノモノ及耐熱用ノモノ
    - 3 乾板用板ガラス
    - 4 光學ガラス





- 2 瓦斯供給事業 乙イ
- 11 其他ノ工業 丙
- 1 紙製品製造業
- 2 刷毛及刷子製造業
- 3 綿及麻製網、繩及網製
- 4 製帽業
- 5 防水布類製造業
- 6 衛生材料品製造業
- 7 石綿製品製造業
- 8 燐寸製造業
- 9 金屬箔製造業
- 10 萬年筆、鉛筆及クレヨ
- 11 機械用ベルト製造業
- 12 線綿製造業
- 12ノ二 別號ニ掲ゲザル
- 13 其他

- 3 雜農業 乙イ
- 1 アルコール原料
- 2 苧麻、亞麻及大麻
- 3 菜種
- 4 玉蜀黍
- 5 其他
- 4 養蠶業
- 5 林業
- 1 バルブ原木及軍用
- 1 材伐採及植林
- 2 其他
- 6 畜産業
- 7 家畜飼料加工業
- 8 農林土木事業
- 1 乙ノイニ屬スル農林
- 業ニ必要ナルモノ
- 2 其他

- 4 養殖業
- 5 鹽田業
- 6 其他ノ水産業
- 7 水産土木事業
- 【第五 交通業】
- 1 運搬業
- 1 鐵道及軌道
- 2 自動車
- 1 乗用自動車
- 2 乗合自動車
- 3 貨物自動車
- 3 海運業
- 1 遠洋航路
- 2 近海航路
- 3 沿岸航路
- (イ) 客船
- (ロ) 其他
- 4 航空業
- 5 其他ノ運輸業
- 2 電信、電話事業
- 3 其他ノ交通業
- 1 道路、橋梁ノ經營
- 2 港灣、運河ノ經營

- 【第六 商業】
- 1 物品販賣業
- 1 百貨店業
- 2 其他
- 2 不動産賣買業
- 3 貿易業
- 1 石油輸入業
- 2 其他
- 四 倉庫業
- 1 農業倉庫
- 2 商業倉庫
- 3 貿易倉庫
- 4 其他
- 五 金融業
- 1 銀行業
- 2 信託業
- 3 貸金業
- 4 質屋業
- 5 其他
- 六 保險業
- 七 其他ノ商業
- 1 仲買、委託販賣及仲立業
- 2 取引所
- 3 市場業

- 4 證券業 丙
- 5 小運送業 乙ハ
- 6 其他
- 【第七 雜業】
- 1 土木建築請負業 丙
- 2 土地、建(貸室ヲ)
- 物質貸業(含ム)
- 3 物品貸貸業
- 4 新聞紙發行及圖書、雜
- 誌出版業
- 5 旅館業
- 6 娛樂及興行ニ關スル事業
- 1 温泉地及遊覽地經營 丙
- 2 劇場及演藝場經營
- 3 競技場、運動場經營
- 4 遊藝場
- 5 演藝、競技、映畫、
- 音樂ニ關スル興行
- 6 ダンスホール
- 7 貸船
- 8 其他

- 7 映畫製作業 丙
- 8 料理業
- 9 貸席業
- 10 理容業
- 11 上水道業
- 12 埋立及
- 干拓業
- 13 其他
- 【第八 其他ノ事業及施設】
- 1 教育事業 乙ロ
- 2 體育事業
- 3 文化事業
- 4 慈善事業
- 5 社會事業
- 6 醫療施設
- 7 博覽會
- 8 觀光施設
- 9 放送事業 乙ハ
- 10 社交的施設 乙イ
- 11 其他 乙ロ

が、今回之を廢止し、更に本規則を以て其の適用範圍を資本金二十萬圓以上の會社に擴張し、其の他過去一箇年間の實績に照らし適當な改正が加へられて發布されたのである。

(一) 資本金二十萬圓以上又は昭和十四年中に同額に増資すべき會社で同年中に別表甲號に掲ぐる事業の設備の新設、擴張又は改良をなさんとする計畫あるものは同年中に於ける事業の資金計畫に關する報告を同年一月十五日迄に日本銀行經由大藏大臣に提出することを要する、但し該費用が五萬圓未満のものには及ばない。

(二) 前項の會社で特別の規定又は前項但書の場合で報告書の提出を要しないときは其の旨を同様報告するを要する。

(三) 又昭和十四年中に設立さるべき資本金二十萬圓以上の會社で甲號の事業を營まんとするものも發起人代表者は第一項同様(様式、添附書類等は違ふ)報告が要る。

(四) 資本金二十萬圓以上の會社で昭和十四年中に關東州、滿洲國又は中華民國に本店を有する會社を設立して其の資本金の半額以上を出資せんとするときは及びその株式を取得せんとするときはも前同様報告書の提出を要する。

(五) 又前記以外の者で昭和十四年中に別表甲號に掲ぐる事業の設備に付二十萬圓以上を投じて新設、擴張又は改良をなさんとする計畫の有るものも同様報告が要る。

別表甲號

一 採鐵業 1 金鐵業、2 銅鐵業、3 鐵鐵業、4 石炭鐵業、5 石油鐵業、6 別號ニ掲ゲザル鐵業

(9) 昭和十四年國內資金調査規則 (昭和十三年十二月十日)  
 (要綱) 昭和十三年一月大藏省令第一號國內資金調査規則では、資本金五十萬圓以上の會社が其の適用を受けることとなつて居つた

二 土石採取業

三 紡織工業 1 生糸製造業、2 人造絹糸製造業、3 人造纖維製  
造業、4 絹糸紡績業、5 毛糸紡績業、6 麻糸紡績業、7 綿糸紡  
績業、8 人造絹織物(交織物ヲ含ム、以下同ジ)業、9 人造纖維  
織物業、10 絹織物業、11 毛織物業、12 麻織物業、13 綿織物業、  
14 メリヤス及メリヤス製品製造業、15 綿布加工業、16 前號ニ掲  
ゲザル紡織工業

四 金屬工業 1 製鐵業、2 金製鍊業、3 銅製鍊業、4 亜鉛製鍊  
業、5 アルミニウム製鍊業、6 別號ニ掲ゲザル金屬製鍊業、  
7 非鐵金屬材料品製造業、8 鑄物業、9 プリキ製造業、10 別號  
ニ掲ゲザル金屬製品製造業

五 機械器具工業 1 蒸汽機製造業、2 原動機製造業、3 電氣機  
械器具製造業、4 絶緣電線及電纜製造業、5 無線及有線電信、  
電話機械器具製造業、6 探鑛、選鑛及製鍊機械器具製造業、7  
紡績機械器具製造業、8 工作機械器具(部分品ヲ含ム)製造業、  
9 窯業用、化學工業用機械裝置製造業、10 氣體壓縮機、ポンプ、  
水壓機及送風機製造業、11 計器製造業、12 時計製造業、13 照明  
用機械器具製造業、14 光學機械器具製造業、15 鐵道及軌道用車  
輛(部分品、附屬品ヲ含ム)製造業、16 自動車(同前)製造業、17  
造船(同前)業、18 航空機(同前)製造業、19 別號ニ掲ゲザル機械  
器具製造業

六 兵器及兵器部分品製造業

七 窯業 1 陶磁器製造業、2 ガラス及ガラス製品製造業、3 煉  
瓦及耐火物製造業、4 セメント及セメント製品製造業、5 珪那

十七 倉庫業

別表乙號

一 金屬類(金、銀、銅、鉛、錫、鋅、鎳、錳、鈷、鎢、鉬、ニ  
アンチモン、水銀、亜鉛、鐵、砂鐵ヲ含ム)、硫化鐵、  
クロム鐵、マンガン鐵、タンゲステン鐵、モリブデン鐵、ニ  
ツケル鐵、コバルト鐵)

二 其他ノ礦物(石炭、亞炭、原油、燐鐵、石棉、硫黃、ボーキ  
サイト、耐火粘土)

三 纖維及糸(ステープルファイバー、毛糸、亞麻糸、綿糸、ス  
テープルファイバー糸)

四 織物(何レモ交織物ヲ含ム)(人造絹織物、人造纖維織物、毛  
織物、亞麻織物、黃麻織物、綿織物)

五 鐵(普通鐵、屑鐵、鋼塊、鋼片、壓延鋼材、フェロアロイ、  
低磷鐵、鍛鑄鋼品、特殊鋼、繼目無鋼管)

六 非鐵金屬(金、銀、銅、鉛、錫、アンチモン、水銀、亜鉛、  
タンゲステン、ニツケル、アルミニウム、マグネシウム)

七 非鐵金屬材料品(條、竿、板)(銅、鉛、亜鉛、ニツケル、ア  
ルミニウム、黃銅、輕合金)

八 鑄物(鑄鐵管、機械用鉄鑄物、可鍛鐵鑄物)

九 金屬製品(鐵線、鋼線、アルミニウム線、ベネ、鎖鎖、鋼索、  
鐵塔、橋梁ノ建築材料、ドラム罐、罐詰用罐、ブリキ板)

十 機械器具(水管式蒸汽機、自動車用ガス發生裝置、蒸氣機關、  
蒸氣タービン、ガソリン機關、重油機關、水車、發電機、電動  
機、變壓器、蓄電池、絶緣電線、電纜、金屬工機械、工具及刀具、

九 製材及木製品工業

八 化學工業 1 製藥業、2 工業藥品製造業、3 染料及染料中間  
物製造業、4 塗料及顏料製造業、5 石鹼及化粧品製造業、6  
發火物製造業、7 石油精製業、8 人造石油(頁岩油ヲ含ム)製造  
業、9 コークス及コールター分溜物製造業、10 代用液體燃料  
製造業、11 油脂製造業、12 ゴム製品製造業、13 バルブ製造業、  
14 製紙業、15 セルロイド及セルロイド製品製造業、16 寫眞用フ  
イルム乾板及感光紙製造業、17 硫酸製造業、18 別號ニ掲ゲザル  
肥料製造業、19 工業鹽製造業、20 製革業、21 糊料及膠類製造業、  
22 研磨材料及研磨用品製造業、23 炭素製品製造業、24 別號ニ掲  
ゲザル化學工業

十 印刷及製本業

十一 食料品工業 1 致酔飲料製造業、2 清涼飲料製造業、3 製  
粉業、4 製糖及精製糖業、5 製菓及製給業、6 罐詰製造業、  
7 製茶業、8 製氷及冷凍業、9 別號ニ掲ゲザル食料品製造業

十二 電氣供給事業

十三 瓦斯供給事業

十四 其他ノ工業 1 石棉製品製造業、2 樽寸製造業、3 機械用  
ベルト製造業、4 別號ニ掲ゲザル工業

十五 水産業 1 内地沖合遠洋漁業、2 工船漁業其他ノ海外漁業、  
3 別號ニ掲ゲザル水産業

十六 交通業 1 鐵道及軌道運輸業、2 自動車運輸業、3 海運業、  
4 航空業、5 別號ニ掲ゲザル交通業

バルブ製造用機械器具、高壓化學工業用機械器具、起重機、氣  
體壓縮機、ポンプ、水壓機、送風機、電氣計器、電球、光學機  
械器具、ガソリン自動車、客車、貨車、電車、自動車、自動車部  
分品及附屬品、航空機、航空機部分品及附屬品、自動自轉車、  
鋼船、球軸受)

十一 窯業製品(光學ガラス、強化ガラス、安全ガラス、耐火煉  
瓦、セメント)

十二 化學製品(硫酸、硝酸、ソーダ灰、苛性ソーダ、石炭酸、  
メタノール、グリセリン、硝酸アンモン、カーバイド、人造ク  
リオリット、合成染料、染料中間物其他コールター分溜物誘  
導體、船底塗料、自動車用及航空機用其他ノ特殊塗料、火藥、  
爆藥、揮發油、燈油、機油、重油、コークス、コールター、  
純ベンゾール、モーターベンゾール、トルオール、合成ベンゾ  
ール、硬化油、自動用及航空機用ゴムタイヤ機其ノ附屬品、製  
紙用バルブ、人絹用バルブ、印刷料紙、新聞用紙、包裝用紙、  
バライターペーパー、過燐酸石灰、硫酸、石灰窯業、工業鹽、  
革、寫眞用ゼラチン、膠、研磨材料、研磨用品、電氣用カーボ  
ン、活性炭)

十三 食料品(小麥粉、罐詰詰)

十四 電氣及瓦斯(電力、瓦斯)

十五 雜製品(麻ロープ、機械用ベルト)

十六 農林產品(小麥、棉花、亞麻、苧麻、黃麻、マニラヘンブ、  
バルブ原木、木材、生ゴム、生皮、羊毛)

(10) 臨時資金調整法第十六條ノ規定ニ基テ命令ノ件

〔昭和十三年十二月十日〕  
〔大藏省令第六十八號〕

〔要綱〕 大藏大臣は臨時資金調整法第十六條の規定に依り、同條各號（前掲）に掲ぐる事項を調査する爲必要あるときは、別に定むるものの外臨時人及び事項を指定して報告を求むることが出来る。

(二) 兌換銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル件

〔昭和十三年四月一日〕  
〔法律第六十四號〕

〔要綱〕 支那事變に關聯して兌換銀行券の發行高が増加する趨勢にあるので之に對處する爲、今後當分の内兌換銀行券の保證發行限度を七億圓だけ擴張し十七億圓に引上げたのである。本法は公布の日より施行せられ、擴張の期間は支那事變終了後一箇年とされてゐる。

(三) 臨時農村負債處理法

〔昭和十三年四月二日〕  
〔法律第六十九號〕

〔要綱〕 農山漁村に於ける支那事變に關する戦死傷者遺家族の負債を整理せしめ其の經濟更生を圖るために、昭和八年以來實施された農村負債整理制度を擴充したる本法を制定したもので、

(一) 戦死傷者遺家族の負債整理に付その處理の簡易化を圖り

特融者	特融	先年限	特	例
市町村	遺家族負債整理組合	二五年	無擔保	
産業組合	所屬信用組合	同	無擔保にして拂込出資金等に關保せぬ	
中央金庫	（負債處理資金）	同	不動産擔保（鑑定價格以内）	
特殊銀行	遺家族同	同	各銀行の貸付限度、債券發行限度等の制限によらぬ	

(二) 道府縣に臨時負債處理委員會を設置し從來の制度に依る市町村負債整理委員會に代つて債務の條件緩和の斡旋等を爲さしめることと

更にこの臨時負債處理委員會に若干の新しい權能を與へ、負債整理資金の特別融通に關しては左表の様に從來よりも一層其の規定が緩和されてゐる

- (三) 右特融により融通機關が受けた損失及び其の額は勅令によつて定むる負債整理資金特別融通審査會で決定する
- (四) 政府の補償及び補給金の總額の限度は農村負債整理組合法による分と合計して一億二千萬圓となつて居り
- (五) 其の交付は時價を參酌して大藏大臣の定めた國債によることを得ることになつてゐる

右法律第六十九號附屬法令

(1) 臨時農村負債處理法施行期日ノ件  
〔昭和十三年六月十八日〕  
〔勅令第四百二十一號〕

(2) 臨時農村負債處理法施行令  
〔昭和十三年六月十八日〕  
〔勅令第四百二十二號〕

(3) 臨時農村負債處理法施行規則  
〔昭和十三年六月十八日〕  
〔農林省令第一號〕

道府縣	道府縣	特融者	施行規則による
政	道府縣	特融者	貸付額の限度
四分	六分以内	一分	一戦死傷者に對し三千圓（地方長官の認可を受けた場合は五千圓）以内
六分以内	一分	四分以内	一戦死傷者に對し五千圓以内 但し無擔保融通ある場合は之と合計して五千圓以内

(四) 臨時通貨法

〔昭和十三年六月一日〕  
〔法律第八十六號〕

〔要綱〕 補助貨幣流通高増加の現状に鑑み、殊に金屬資材節約の要あるため、政府は必要に應じ支那事變終了後一箇年を経過するに至る迄十錢、五錢、一錢の臨時補助貨幣及び五十錢の小額紙幣を發行し得ることを認めると共に、是等補助貨幣の素材、品位、量目及び形式並びに小額紙幣の形式等につき規定してゐる。

右法律第八十六號附屬法令

(1) 臨時通貨ノ形式等ニ關スル件  
〔昭和十三年六月一日〕  
〔勅令第三百八十八號〕

改正沿革Ⅱ(一)昭和一二、勅令第七三四號

(2) 日本銀行小額紙幣引換準備金取扱規程  
〔昭和十三年六月一日〕  
〔大藏省令第三十一號〕

改正沿革Ⅱ(二)昭和一二、勅令第七三四號

(3) 小額紙幣發行及引換規程  
〔昭和十三年六月一日〕  
〔大藏省令第三十二號〕

(4) 小額紙幣ノ引換事務取扱日本銀行代理店指定  
〔昭和十三年六月一日〕  
〔大藏省令第三十三號〕

〔備考〕 樺太に於て日本銀行豊原代理店（拓銀支店）が指定されてゐる

(五) 臨時通貨法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件

〔昭和十三年六月一日〕  
〔勅令第三百八十七號〕

〔要綱〕 日本銀行は兌換銀行券の引換準備に充つる金貨及び金地金を當分の内貨幣法の規定（第二條純金ノ量目七百五十ミリグラムヲ以テ價格ノ單位トシ之ヲ圓ト稱ス）に拘らず純金の量目二百九十ミリグラムに付一圓の割合を以て評價することとし、朝鮮、臺灣兩銀行が各其の銀行券の仕拂準備に充つる金貨及び金地金にも之を適用し、評價換に因る益金は政府に納入すべき旨（以下略）等を定めた法律である。

(1) 金準備評價法施行期日ノ件  
〔昭和十二年八月二十三日〕  
〔勅令第四百五十五號〕

(2) 金準備評價換ニ關スル件

〔昭和十二年八月二十四日〕  
〔大藏省令第三十四號〕

(六) 農村負債整理組合法

〔昭和八年三月二十九日〕  
〔法律第二十一號〕

改正沿革Ⅱ(一)昭和一二、五法律第二二號 (二)一二、八法律第七七號

〔要綱〕 本法は農山漁村に居住する者の經濟更生を圖る爲負債整理組合の設立を認め、その樹立した負債償還計畫及び經濟更生計畫を履行せしめて負債の整理を圖らんとするもので、其の内容として、

(一) 負債は其の組合員の負擔する私法上の金錢債務で

(二) 先づ組合は債權者と負債條件の緩和を斡旋し

(三) 若し協定成らざるときは別に設けた市町村負債整理委員會に依頼し

(四) 協定成立して之が整理に資金を要する場合は政府は先づ之を市町村に融通し之に對し一定の損失補償を付して組合に貸付せしむることと並に其の他組合の機構、手續等に關する規定

を有するが、今次事變勃發後(二)に依り之を擴充して、その資金の融通に付いては次項記載の如く、市町村經由のみでなく産業組合中央金庫及び特殊銀行に於ても之を取扱ふ途を拓き、一層よく本法制定の趣旨を達成せんことを期したのである。

右法律第二十一號附屬法令

(1) 農村負債整理組合法施行規則  
〔昭和八年七月三十一日〕  
〔農林省令第二號〕

改正沿革Ⅱ(一)昭和一二、勅令第六七八號

(2) 市町村負債整理委員會令  
〔昭和八年七月三十一日〕  
〔勅令第二五五號〕

改正沿革Ⅱ(二)昭和一二、勅令第六七八號

(3) 農村負債整理ニ關スル件  
〔昭和八年九月一日〕  
〔農林省令第二號〕

(4) 農村負債整理ニ關スル件並同事務取扱方  
〔昭和十二年十二月一日〕  
〔農林省令第八號〕

(七) 農村負債整理資金特別融通及損失補償法

(昭和十二年八月十三日) 法律第七十七號

【要綱】 農山漁村の經濟更生を圖る爲現行農村負債整理組合法を更に擴充し、その資金の融通が在來市町村經由に限られて居つたのを新に産業組合中央金庫、日本勸業銀行、農工銀行及び北海道拓殖銀行からも資金を融通せしむるの途を拓いたものである。

(甲) その融資條件は

- (一) 期間に付いては 本法によつて特別融通を爲すことを得る期間は本法施行の日から十箇年間に、融通年限は二十五箇年以内
- (二) 貸付限度は其の不動産に付鑑定したる價格以内とされ

(乙) 又其の損失の補償に付いては

- (一) 市町村に對しては其の特別融通金額の十分の三以内を道府縣に於て補償し、道府縣はその内三分の二を政府から補給を受け、其の殘額三分の一は道府縣と市町村と折半して負擔せしむること (特別の事由あるときは市町村負擔を免除する)
- (二) 中央金庫に對しては十分の三以内
- (三) 融通銀行に對しては十分の二以内と爲すこと

等が規定されてゐる。

右法律第七十七號附屬法令

- (1) 農村負債整理資金特別融通及損失補償法施行期日ノ件 (昭和十二年十一月二十九日) (勅令第六百七十七號)
- (2) 市町村負債整理委員會令改正ノ件 (昭和十二年十一月二十九日) (勅令第六百七十八號)
- (註) 市町村負債整理委員會令 (昭和八年七月三十一日勅令第二百五號)

(八) 農山漁村負債整理資金特別融通及損失補償法施行規則

(昭和十二年十一月三十日) 農林、内務省令第一號

【要綱】 前記特別融通及損失補償法による限度、不動産の鑑定價格以内を、更に本期により一組合員に對する貸付限度を市町村又は中央金庫の場合は三千圓、融資銀行の場合は五千圓又兩者を併せて金五千圓以内と定めてある。(其の他略)

(八) 庶民金庫法 (昭和十三年四月一日) 法律第五十八號

【要綱】 本法は庶民(中小産業者及び勤勞所得者等)階級に對する金融の圓滑を圖るを目的とする法人たる庶民金庫の組織、業務其の他に付いて規定せるものである。本法による庶民金庫は、

- (一) 事務所を東京に置き必要に應じ主務大臣の許可を受け従たる事務所を設け得ることとし
- (二) 又銀行、無盡會社、市街地信用組合をして一部の業務を代理せしむることが出来る
- (三) 資本金は一千萬圓(政府出資)とし拂込金額の十倍迄庶民債券を發行し得ることが認められ

(四) 業務は

- (イ) 割賦償還又は定期償還に依る小口貸付(大體一家族千圓以内、保證人二名の無擔保貸付)
- (ロ) 金融機關に對する小口貸付資金の融通
- (ハ) 同上の損失補償
- (ニ) 取引者との間の預金の受人等で
- (五) 餘裕金は國債、地方債の買入及び預金部、銀行預金及び郵便貯金以外に運用を禁じ

(六) 役員は大藏大臣の任命する理事長一、理事三及び監事二とし 本庶民金庫は大藏大臣の監督に屬し庶民金庫管理官を置きて業務を監視せしむることとし

(八) 其他整理、報告、監督、臨檢及び罰則等に付詳細な規定が設けられて居り

昭和十三年末より全国的に業務を開始した。

右法律第五十八號附屬法令

- (1) 庶民金庫法施行期日ノ件 (昭和十三年五月十九日) (勅令第三百五十九號)
- (2) 庶民金庫法施行規則 (昭和十三年六月二十九日) (勅令第三百七十九號)
- (3) 庶民金庫登記令 (昭和十三年六月二十九日) (勅令第四百五十五號)
- (4) 庶民債券令 (昭和十三年六月二十九日) (勅令第四百五十六號)
- (5) 恩給金庫及庶民金庫登記取扱手續 (昭和十三年七月一日) (司法省令第十六號)

(九) 恩給金庫法 (昭和十三年四月一日) 法律第五十七號

改正沿革(一) (昭和十三年四月一日) 法律第五十七號

【要綱】 從來恩給はその權利の讓渡又は擔保に供する等は一切嚴禁されて居つたが、事實は之を擔保として金融を受くる者又受けねばならぬ事情にある者が少くなく暗に融通が行はれて居つたが、その結果受給者は不利な條件を課せらるゝ場合が多いので、特殊の機關を設け之のみに公然と金融を行はしめ、之等弊風を一掃すべき目的で本法が制定されたので、

- (一) 本金庫は資本金三千萬圓内政府出資五百萬圓で最初五分の一拂込とし政府出資分に對しては十箇年間剩餘金の配當を免除し
- (二) 外に拂込資本金の十五倍迄恩給債券を割引の方法によつて發行することを認め(預金部又は簡保で引受け税法上の特典が附與されて

(三) 事務所は本店東京、支店を大阪、名古屋、廣島、福岡、仙臺に置き更に適當な地方に適宜出張所を置くことになつてゐる

(四) 事業は

- (イ) 恩給法による恩給擔保の貸付
- (ロ) 勳章年金擔保の貸付
- (ハ) 恩給以外の法令(地方公共團體條令を含む)による恩給擔保の貸付
- (ニ) 恩給年金の代理受領並にその金錢の寄託の引受

(ホ) 其他これに附帶する事業

となつて居つて、恩給に付いては裁定前でも給與を受くることか確實なもの之を認めらるゝこととなつてゐる。その他役員、業務、擔保の效力、恩給債券、會計、監督、罰則等に付詳細に規定されてゐる。尚本法の施行は別に勅令を以て之を定むとされ、同年四月三十日勅令第三百五號を以て同年五月二日より施行さるゝこととなり、業務は同年七月一日から開始された。

右法律第五十七號附屬法令

(一〇) 商工組合中央金庫法 (昭和十一年五月二十七日) 法律第十四號

改正沿革(二) (昭和十二年八月十四日) 法律第十四號

【要綱】 商工組合中央金庫は本法に基づき商業組合、同聯合會、工業組合、同聯合會、貿易組合、同聯合會に對し金融の圓滑を圖る爲に設

立されたもので、本法は右商工組合中央金庫に關する法律である。右金庫の資本金は一千萬圓（一口百圓十萬口）とし、半額は政府出資、半額は各種組合の出資により、主たる事務所を東京に置き、必要に應じ主務大臣の認可を受け事務所を増設することが出来、又右各種組合聯合會及び銀行をして其の業務の一部を代理せしむることを得る。業務は、

- (イ) 五箇年以内の定期又は月賦償還無擔保貸付
- (ロ) 二十箇年以内の年賦又は半年賦無擔保貸付
- (ハ) 手形割引、當座貸越
- (ニ) 内國爲替業務
- (ホ) 預金の受入
- (ヘ) 有價證券の保護預り

とし、其の他組織、商工債券の發行（拂込出資金の十倍以内）、役員、運營の方法、監督及び補助、罰則等が規定されてゐる。

右法律第十四號附屬法令

- (1) 商工組合中央金庫法施行規則 (昭和十一年八月十二日) (商工、大藏省令)
- (2) 商工組合中央金庫法中主務大臣ノ定ムルノ件 (昭和十一年六月十九日) (勅令第三百十四號)
- (3) 商工組合中央金庫ノ設立ニ關スル件 (昭和十一年六月十九日) (勅令第三百十五號)
- (4) 商工債券令 (昭和十一年九月二十四日) (勅令第三百五十三號)

### (二) 産業組合中央金庫法 (大正十二年四月六日) (法律第四十二號)

改正沿革(一)昭和六、五法律第六三號 (二)七、九法律第三一號 (三)一三、三法律第一四號  
右法律第四十二號附屬法令

(一) 本店其の他の營業所の位置を變更せんとするときは主務大臣の認可が要る

(二) 營業上の資金は左の各項以外に運用出来ぬ

(イ) 國債、地方債及び特別の法令により設立したる法人の債券又は株式の買入

(ロ) 前項の有價證券又は不動産を擔保とする貸付

(ハ) 掛金者に對し既に拂ひ込みたる金額を限度とする貸付

(ニ) 同上に對し契約給付金額を限度とする貸付（此の場合拂込超過額に對しては確實な擔保又は保證を要する）

(ホ) 銀行預金及び郵便貯金

(六) 會社の債務に付いては取締役無限責任を以て擔保に任じ重役及び従業員は自己の會社との無盡契約を禁じ又無盡の缺口掛金の拂込延滞に基づく不利益は掛金者に及ぼすことに定め

(七) 營業年度を一月六月、七月—十二月の年二期とし資本總額に達する迄は毎期利益金の十分の一を準備金として積立つるを要しその他監督、取締並に罰則等が詳細に定められてゐる。尚(イ)により

## 四、貿易關係

### (一) 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件

臨時立法

(昭和十二年九月十日) (法律第九十二號)

改正沿革(一)昭和一三、五法律第八五號

【法文】

第一條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必

(1) 産業組合中央金庫法施行規則 (大正十二年七月五日) (農商務省令第十六號)

改正沿革(一)昭和七、九農林省令第二六號 (二)一三、六農林省令第三〇號

(2) 産業組合中央金庫設立ニ關スル件 (大正十二年七月四日) (勅令第三百三十三號)

(3) 産業債券令 (大正十二年七月二十六日) (勅令第三百五十八號)

(三) 無盡業法 (大正四年六月二十一日) (法律第二十四號)

改正沿革(一)大正一〇、三法律第一號 (二)昭和六、四法律第四二號 (三)一三、三法律第二七號

【要綱】 庶民金融機關として無盡が重要視さるゝに至り、近年著しき發展を遂げてゐるので、その組織、事業範圍等を定め機能發揚の萬全に備へ、且其の監督、取締等に付規定せられたもので、その主なる内容は、

(一) 無盡と稱するは一定の口數と給付金額を定め定期に掛金を拂ひ込ましめ一口毎に抽籤、入札其の他類似の方法で掛金者に金錢の給付を爲すを云ひ其の他之と類似の方法で金錢又は有價證券の給付をなすものも含めてゐる

(二) 無盡營業は商行爲として主務大臣の免許を受けた資本金十萬圓以上（半額以上拂込）の株式會社でなければ營むことが出来ぬ

(三) 無盡會社は必ず商號に無盡なる文字を入れその營業區域は道府縣の區域内で之を定め定款に明記するを要し又他の業務を營む事を禁ずる

(四) 定款の變更  
事業方法又は約款の變更

(ハ)(ロ)(イ) 出張所又は代理店を設置せんとするとき

資本金の最低限度を引上げ、給付金の限度、貸付制限規定等に改正が加へられ、信用の向上及び適正なる運營が圖られた。

右法律第四十二號附屬法令

(1) 無盡業法施行細則 (大正四年十月五日) (大藏省令第三十號)

改正沿革(一)昭和六、六農務省令第二三號 (二)一三、三農務省令第一三號 (三)一三、七農務省令第四二號

(2) 無盡業法第四十條ニ依リ主務大臣ノ職權ニ屬スル事項ヲ地方長官ヲシテ行ハシムルノ件 (昭和六年六月二十九日) (勅令第三百五十六號)

(3) 無盡業取扱方ニ關スル心得 (道府縣) (昭和六年七月十八日) (大藏省訓令第十四號)

(4) 無盡業法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (昭和五年十一月五日) (勅令第二百十二號)

改正沿革(一)昭和六、六勅令第一六二號

【要綱】 無盡業法は同法第七條(營業區域の件)、第三十八條第二號(第七條區域外にて營業の場合の罰則)、第四十二條(主務大臣の職權に屬する事項を地方長官をして行はしむる件)の規定を除き昭和六年四月一日から樺太に施行する。尙主務大臣の職務は樺太廳長官が之を行ふことになつてゐる。

要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品ヲ指定シ輸出又ハ輸入ノ制限又ハ禁止ヲ爲スコトヲ得

第二條 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ輸入ノ制限其ノ他ノ事由ニ因リ需給關係ノ調整ヲ必要トスル物品ニ付左ノ措置ヲ爲スコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ當該物品ヲ原料トスル製品ノ製造ニ關シ必要ナル事項ヲ命ジ又ハ制限ヲ爲スコト

二 當該物品又ハ之ヲ原料トスル製品ノ配給、讓渡、使用又ハ消費ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコト

第二條ノ二 前條ノ物品ノ需給ニ關係アル產業ヲ營ム者又ハ其ノ組織スル團體ハ當該物品ノ需給關係ヲ調整スル爲メ政府ノ認可ヲ受ケ需給調整協議會ヲ組織スルコトヲ得

前項ノ者需給調整協議會ヲ組織セザル場合ニ於テ政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲メ必要アリト認ムルトキハ前項ノ者ニ對シ需給調整協議會ノ組織ヲ命ズルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ組織ヲ命ゼラレタル者其ノ認可ヲ申請セザルトキハ政府ハ規約ノ作成其ノ他組織ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得需給調整協議會ノ成立アリタルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ會員タル資格ヲ有スル者ハ其ノ會員トス

第二條ノ三 政府ハ支那事變ニ關聯シ國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲メ必要アリト認ムルトキハ需給調整協議會ニ對シ當該物品ノ需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル決定ヲ爲スベキコトヲ命ジ又ハ需給調整協議會ノ決定ニ從フベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二條ノ四 本法ニ定ムルモノノ外需給調整協議會及需給調整協議會ニ依ル需給關係ノ調整ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 政府ハ第一條ノ制限若ハ禁止又ハ第二條ノ命令若ハ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徵シ又ハ帳簿其ノ他ノ検査ヲ爲スコトヲ得

第四條 第一條ノ規定ニ依リテ爲ス制限又ハ禁止ニ違反シテ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一萬圓以下

ノ罰金ニ處ス

前項ノ場合ニ於テハ輸出又ハ輸入ヲ爲シ又ハ爲サントシタル物品ニシテ犯人ノ所有シ又ハ所持スルモノヲ沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價格ヲ追徵スルコトヲ得

第五條 第二條ノ規定ニ依ル命令若ハ處分又ハ其ノ命令ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第六條 第三條ノ規定ニ違反シ報告ヲ爲サズ、虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シタル者ハ六月以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ政府ニ提出スル許可ノ申請書其ノ他ノ書類ニ虛偽ノ記載ヲ爲シタル者亦同ジ

第七條 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ行爲者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ亦前條ノ罰金刑ヲ科ス

第八條 本法ノ罰則ハ本法施行地ニ本店又ハ主タル事務所ヲ有スル法人ノ代表者、代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニモ之ヲ適用ス本法施行地ニ住所ヲ有スル人又ハ其ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ本法施行地外ニ於テ爲シタル行爲ニ付亦同ジ

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本法ハ支那事變終了後一年內ニ之ヲ廢止スルモノトス

附則

欠

**MISSING**

本法へ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス（昭和十三年五月二十五日法律第八十五號）

【要綱】 本法は普通別に命令の定むるところに依つて必要に應じて發動されることになつてゐるが、其の第一條乃至第二條ノ四に基づき適宜必要な措置を命ずることにも出来ることになつて居つて、その現在迄に實施された事項は左の如くである。

- (1) 昭和十三年八月十三日臨時物資調整局次長依命通牒で王子製紙及び北越製紙の兩社に對し九月一日以降月新聞用紙の使用數量一千速を越ゆる新聞社への同用紙の供給を一割二分減少すべく又同時に右新聞社に對し同様使用節約をなすべき旨の命令を發した
  - (2) 昭和十三年九月三日臨時物資調整局次長依命通牒で王子製紙其の他の製紙業者に對し昨年下半年に於て雜誌用紙の消費量六萬封度以上の雜誌業者への同用紙の供給を二割減少すべく又同時に日本雜誌協會及び公益團體雜誌協會に對しても各會員の使用數量を右に基づき節約（二割減の結果六萬封度以下となるものは六萬封度迄）を行ふべき旨の命令を發した
  - (3) 昭和十三年九月一日商工大臣命令で昭和石炭株式會社に對し同社株主炭の販賣價格を同社の定むる標準價格につき各應當り
    - (イ) 塊炭一圓五十錢程度
    - (ロ) 中小塊炭一圓程度
    - (ハ) 粉炭九十錢程度
- (大體一割見當)引下げ之を公表すべきを命じ同時に臨時物資調整局第一部長依命通牒で昭和系以外の石炭礦業者に對し同趣旨に準じ適宜措置する様命令を發した

右法律第九十二號附屬法令（本法は單に輸出入品のみでなく、一般物資の需給統制、使用制限、物價取締及び之等に關する機關等について臨時命令に依り發動されることになつてゐて、從つて本分類の各部門にも關係があるのであるが、便宜本部門に入れることにした。而してその現在迄に發動を見た法令が多いので、之を輸出入關係、物資の需給調整に關する一般法令、物價の取締に關する法令、特殊物品の需給統制、製造、加工、使用制限等に關する法令、其の他附屬法令に區分して掲記する）

◎輸出入關係

(1) 臨時輸出入許可規則（昭和十二年十月十一日）

改正沿革(一)昭和一二、一商工省令第二十三號 (二)一二、二商工省令第三三號  
(三)一三、三商工省令第一〇號 (四)一三、七商工省令第四七號 (五)一三、七商工省令第六九號 (六)一三、八商工省令第七七號

〔要綱〕

- (一) 事變の結果國內で不足を生ずべき物品（別表甲號品）の輸出を商工大臣の許可制（郵便又は原價百圓以内の場合を除く）に並に次の場合は適用しない (1) 御料品、(2) 來遊する外國元首等に屬するもの、(3) 派遣せられたる外國使節等の自用及びその官公署の公用品、(4) 官廳の輸出品、(5) 手荷物、引越荷物又は船用品、(6) 博覽會の出品) とし
- (二) 比較的不急不要である物品（別表乙號品）の輸入も同大臣の許可制（次の場合は適用しない (1) 前項(1)―(3)、(5)の場合、(2)官廳の輸出品、(3)輸出品の返送、(4)修繕の爲の輸入、(5)見本、寄贈品又は博覽會の輸出品、(6)原價五十圓以内の販賣を目的とせざる物品) とし



(三) 其の許可を受けんとする場合に要する提出書類、手続並に注意事項  
 等が規定されてゐる。尙本規則は最初重要輸入品を甲號品とし、不急不要品を乙號品、軍需上必要な非鐵金屬類を丁品として、是等の輸入及び事變の結果國內で不足を生ずべき物品を丙號品とし、之が輸出を各許可制と定められたのであるが、(乙)の改正で前記の如く變更し、國內に於ける必要物資の供給を確保し、又不急不要品の輸入に因る資金の海外流失を防止するを目的とされたものである。

別表

【甲號】

- | 輸入税表番號 | 品名  |
|--------|---|
| 六九ノ内   | 兔毛皮   |
| 七四ノ内   | 豚毛(長二吋四分ノ一ヲ超エタルモノヲ除ク)   |
| 二〇四    | ナフトリン   |
| 二二九ノ内  | 硝酸  |
| 二七四ノ内  | 苧麻、ラミー及黃麻   |
| 二八二    | 羊毛、山羊毛及駱駝毛  |
| 二九五ノ内  | 屑ノ綿纖維(長二分ノ一吋以上ノ綿纖維ノ重量全綿纖維ノ重量ノ百分ノ五十ヲ超エザルモノ及油ノ附著シタル綿纖維ニシテ油ノ重量全重量ノ百分ノ六ヲ超エタルモノヲ除ク)及 |
| 四二九    | 石炭  |
| 四三五ノ内  | 螢石  |
| 四五八ノ内  | 安知母尼、タンゲステン、鐵及モリブデン、鐵   |
| 四六二    | 鐵(別號ニ掲ゲタル特殊鋼ヲ除ク)  |
| 四六二ノ二  | 特殊鋼   |
| 四六二ノ三  | 鐵ノ筒及管   |
| 四七〇    | 安知母尼及硫化安知母尼   |
| 四七四    | バビットメタル其ノ他ノアンチフリクシヨンメタル   |
| 四七六ノ内  | 安知母尼ヲ用ヒタル合金   |
| 五二一ノ内  | 貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品ニシテ安知母尼ヲ用ヒタルモノ(安知母ニノ重量全重量ノ百分ノ二十ヲ超エザルモノヲ除ク)                  |
| 五二五    | 別號ニ掲ゲザル金屬製品ニシテ安知母ニノ重量全重量ノ百分ノ二十五ヲ超エザルモノヲ除ク)                                      |
| 五六三    | 自動車   |
| 五六四    | 自動車部分品(原動力機ヲ除ク)   |
| 一      | シヤシ   |
| 五七七    | 内燃機關  |
| 一      | 自動車用ノモノ   |
| 六四一ノ内  | 安知母ニヲ用ヒタル器具(安知母ニノ重量全重量ノ百分ノ二十五ヲ超エザルモノヲ除ク)  |

【乙號】

- | 輸入税表番號 | 品名                      |
|--------|-------------------------|
| 一      | 植物、枝、幹、莖及根(栽植用又ハ接木用ノモノ) |
| 一      | 別號ニ掲ゲザル動物               |
| 一四     | パールパール                  |
| 一五     | 麥芽                      |
| 二二     | 穀粉及澱粉類                  |
| 二      | オートミール                  |
| 三      | コーンミール                  |
| 五      | コーンスターチ                 |
| 三      | 蔬菜、果實及核子                |
| 三二     | 椰子                      |
| 三三     | 茶                       |
| 三五     | マリーテ其ノ他ノ茶代用物            |
| 三六     | チコリー其ノ他ノ珈琲代用物           |
| 三七     | 胡椒(種子ヲ除ク)               |
| 三八     | カリ                      |
| 三九     | マスタード                   |
| 四一     | 氷砂糖、角砂糖、棒砂糖其ノ他類似ノモノ     |
| 四二     | 糖蜜                      |

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 四三    | 葡萄糖、麥芽糖及飴                    |
| 四四    | 蜂蜜                           |
| 四五    | 菓子                           |
| 四六    | ジャム、フルートゼリー類                 |
| 四七    | ビスケット(砂糖ヲ加ヘザルモノ)             |
| 四八    | マカロニー、ヴァーミゼリ其ノ他各種ノ麵類         |
| 四九    | 果汁及糖水                        |
| 五〇    | ソース                          |
| 五一    | 食酢                           |
| 五二    | 鳥獸肉類(一甲、一丙及二ヲ除ク)             |
| 五五    | コンデンスドミルク                    |
| 五七    | 肉越幾斯                         |
| 五八    | ペプトン、ソマトーゼ、ヘモグロビン其ノ他類似ノ滋養食料  |
| 五九    | 鳥卵(生鮮ナルモノ)                   |
| 五九ノ二  | 鳥卵液及鳥卵粉                      |
| 六〇    | 礮水、曹達水其ノ他砂糖又ハ酒精ヲ含マザル諸飲料      |
| 六二    | 支那酒(醸造シタルモノ)                 |
| 六三    | 麥酒                           |
| 六六    | 重炭酸曹達                        |
| 六七    | 過酸化曹達                        |
| 七一    | 硅酸曹達                         |
| 七二    | クロール酸曹達                      |
| 七八    | ヨード曹達                        |
| 八一    | 鹽化バリウム                       |
| 八二    | 過酸化バリウム                      |
| 八三    | 過酸化水素                        |
| 八四    | 明礬                           |
| 八三    | フエロ青化曹達                      |
| 八四    | フエリ青化曹達                      |
| 八九    | 炭酸アムモニウム及重炭酸アムモニウム           |
| 九〇    | ロンガリット、フランキット、デクロリン其ノ他類似ノ還元劑 |
| 二〇一   | デキストリン                       |
| 二一八   | ベークンダパウダー                    |
| 二一九   | 酒精劑                          |
| 一     | フルトエツセス、リキエールエツセス其ノ他類似ノモノ    |
| 二二〇   | 人造麝香                         |
| 二二〇ノ二 | イオノン                         |

- |      |   |
|------|---|
| 六七   | 別號ニ掲ゲザル飲食物                                |
| 六九   | 毛皮(犬毛皮、猫毛皮、兔毛皮、綿羊皮及山羊皮ヲ除ク)                |
| 七〇   | 毛皮製品(別號ニ掲ゲザルモノ)                           |
| 七一   | 皮類(別號ニ掲ゲザルモノ)(牛皮、水牛皮、馬皮、綿羊皮、山羊皮及豚皮ヲ除ク)    |
| 七二   | 革類(一及六ヲ除ク)                                |
| 七三   | 革製品(別號ニ掲ゲザルモノ)                            |
| 二    | 帽子用裏革(模造革ヲ含む)                             |
| 三    | 其ノ他                                       |
| 七五   | 羽毛  |
| 七六   | 羽毛皮                                       |
| 七七   | 羽皮製品及羽毛皮製品(別號ニ掲ゲザルモノ)                     |
| 七八   | クイルブリツスル及ホーンブリツスル                         |
| 八一   | 獸牙製品(別號ニ掲ゲザルモノ)                           |
| 八四ノ二 | ガット(テニスラケット用ノモノ)                          |
| 八八   | 龍甲製品(別號ニ掲ゲザルモノ)                           |
| 八九   | 珊瑚  |
| 九〇   | 珊瑚製品(別號ニ掲ゲザルモノ)                           |
| 九四ノ内 | 化學試験用ハイドパウダー以外ノ皮、毛、骨角、齒牙、甲殼類製品(別號ニ掲ゲザルモノ) |
| 一〇〇  | 落花生油                                      |
| 一〇六  | 肝油  |
| 一〇九  | コムパウンドラード                                 |
| 一一〇  | ステアリン                                     |
| 一一一  | オレイン                                      |
| 一一五  | 漆蠟及燭蠟                                     |
| 一一六  | 蠟燭  |
| 一一七  | 石鹼  |
| 一一八  | 薰香ヲ附シタル油、脂、蠟及其ノ製品                         |
| 一一九  | 香水  |
| 一四七  | 魚膠  |
| 一五四  | 醋酸  |
| 一五五  | 乳酸  |
| 一五六  | 蔞酸  |
| 一五七  | 酒石酸                                       |

- 二二一 ヴァニリン、クマリン、ヘリオトロピン其ノ他別號ニ掲ゲザル類似ノ麝香性化學藥
- 二二二 齒磨粉、齒洗藥、化粧粉其ノ他別號ニ掲ゲザル調製麝香類
- 二二三 線香
- 二二四 燻火
- 二二五 燻寸
- 二二六 天然藍
- 二二七 燒糖
- 二二八 人造藍
- 二二九 プラツシアンブリユー
- 二三〇 亞鉛白(酸化亞鉛及硫化亞鉛)
- 二三一 硫酸バリウム
- 二三二 リソボン
- 二三三 白堊及ホワイチンダ
- 二三四 靴墨
- 二三五 鉛筆
- 二三六 インキ(印刷用ノモノヲ除ク)

- 二六三 墨及朱墨
- 二六四 ノ内 聖筆
- 二六八 封蠟
- 二七二 綿織絲(別號ニ掲ゲタル特殊綿織絲ヲ除ク)
- 二七六 亞麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單摺絲ヲ摺合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十ニグラムヲ超エザル亞麻線
- 二七七 苧麻織絲及ラミー織絲
- 二七八 苧麻絲、ラミー絲及英式番手七番ヲ超エタル單摺絲ヲ摺合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル苧麻線及ラミー線
- 二七九 大麻織絲
- 二八〇 黃麻織絲
- 二八一 大麻絲、黃麻絲及英式番手七番ヲ超エタル單摺絲ヲ摺合セタルモノニシテ長十メートルノ重量十二グラムヲ超エザル大麻線及黃麻線
- 二八七 生絲(擔リタルモノヲ含ム)(野蠶絲ヲ除ク)

- 二八八 紡績綿織絲
- 二八九 絹絲
- 二九〇 人造絹(アセチルセルロース製ノモノヲ除ク)
- 二九一 別號ニ掲ゲザル織絲
- 一 絹入、人造絹入又ハ金屬入ノモノ
- 二九九 亞麻、苧麻、ラミー、大麻又ハ黃麻ノ織物、其ノ交織物及之等ノ織維ト綿トノ交織物(四甲ヲ除ク)
- 三〇〇 鳳梨、葛、マニラ(ヘムブ、アゲイヴ其ノ他ノ植物纖維(綿、亞麻、苧麻、ラミー、大麻、黃麻ヲ除ク)ノ織物及其ノ交織物)
- 三〇一 毛織物、毛綿交織物及毛又ハ毛綿ト綿トノ交織物(二乙ヲ除ク)
- 三〇二 馬毛布(他ノ纖維ヲ交ヘタルモノヲ含ム)
- 三〇三 絹織物及別號ニ掲ゲザル絹入ノ織物(人造絹物及人造絹入ノ織物ヲ除ク)
- 三〇四 別號ニ掲ゲザル交織布

- 三〇五 メリヤス地其ノ他類似ノ編ミタル布帛(起毛シタルト否トヲ別タズ)
- 三〇六 レース地及網地
- 三〇七 フェルト地
- 三〇八 刺繡布
- 三〇九 ブツクバインダースクロース
- 三一二 ウインドーホルランド
- 三一三 エムバイアクロース
- 三一四 革布
- 三一五 牀用油布及リノリユーム
- 三一六 ルーフイングカンヴァス
- 三一七 タードカンヴァス
- 三一九 防水布(護謄ヲ塗リ又ハ挿入シタルモノ)
- 三二〇 護謄入布及護謄紙類
- 三二一 インシユレーチンゲテーパー(布帛ヲ用ヒタルモノ)
- 三二二 ラムブ心
- 三二四 手巾(單製ノモノ)
- 三二五 浴巾(單製ノモノ)
- 三二六 ブランケット(單製ノモノ)

- 三二七 旅籠(單製ノモノ)
- 三二八 地氈(單製、連製ヲ別タズ)
- 三二九 テーブルクロス(單製ノモノ)
- 三三〇 寢掛
- 三三一 トリムミンダ
- 三三二 蚊帳
- 三三三 ハムモツク
- 三三四 漁網及獵網
- 三三五 エリアクツシヨン
- 三三六 ベツドクイルト及クツシヨン
- 三四二 別號ニ掲ゲザル布帛
- 三四三 別號ニ掲ゲザル布帛製品
- 三四四 雨衣
- 三四五 シャーツ、フロント、カラー及カフス
- 三四六 肌衣(上下ヲ別タズ)
- 三四七 手袋
- 三四八 足袋
- 三四九 肩掛及襟巻
- 三五〇 襟飾
- 三五一 袴鈞

- 三五二 衣服用ベルト
- 三五三 スリーヴサスペンダー及ストッキングサスペンダー類
- 三五五 靴其ノ他ノ履物
- 三五六 靴紐
- 三五七 鈕釦(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ龍甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)
- 三五八 ベツクル、フツク及アイ類(貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ龍甲ヲ用ヒタルモノヲ除ク)
- 三五九 身邊粧飾用細貨類
- 三六〇 別號ニ掲ゲザル衣類、同附屬品及其ノ部分品
- 三六五 ブロツチングペーパー
- 三六七 ノ内 燻寸用紙
- 三六九 壁紙
- 三七〇 板紙(印刷紙型用ノモノヲ除ク)
- 三七一 唐紙(各種)
- 三七六 油紙

- 三七七 窓硝子用ガラスペーパー
- 三七八 別號ニ掲ゲザル紙
- 三七九 ベーパーレース及ペーパーボード
- 三八〇 白紙帳簿
- 三八二 書狀用紙(箱入ノモノ)
- 三八三 封筒
- 三八四 アルバム
- 三八六 ノ内 鷄卵紙及感光紙
- 三八八 ノ内 ウォールボード
- 三八九 レーベル
- 三九〇 骨牌
- 三九三 ガードカレンダー及プロツカレンダ
- 三九四 繪葉書
- 三九五 クリスマスカード類
- 四〇一 別號ニ掲ゲザル紙製品及バルブ製品
- 四〇二 シリカサンド、クオルツサンド其ノ他別號ニ掲ゲザル砂及礫
- 一 著色シタルモノ
- 四〇九 スレート及別號ニ掲ゲザルスレート製品

- 四一四 石及石製品(セメントヲ除ク)
- 四一五 琥珀及琥珀製品(別號ニ掲ゲザルモノ)
- 四一七 メーアシャウム、人造メーアシャウム及同製品
- 四二四 石膏製品
- 四三二 ポートランドセメント、ローマンセメント、ブゾラナセメント其ノ他類似ノ水硬セメント
- 四三三 セメント製品
- 四三六 煉瓦(セメント製ノモノヲ除ク)(耐火煉瓦ヲ除ク)
- 四三七 瓦(粘土製ノモノ)
- 四三七 ノ内 アランダムタイル其ノ他類似ノモノ
- 四三九 別號ニ掲ゲザル陶磁器(電氣用ノモノ及二乙ノ内素燒ノモノヲ除ク)
- 四四四 硝子板(無色平面ノモノニシテ厚一・五ミリメートルヲ超エザルモノヲ除ク)
- 四四五 金屬ノ線又ハ網ヲ入レタ

- ル硝子板
- 四五二 寫眞用乾板
- 一 現像セザルモノ (撮影シタルモノヲ除ク)
- 四五三 眼鏡
- 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、象牙又ハ龍甲ノ縁又ハ柄ヲ有スルモノ
- 四五四 硝子鏡
- 四五七 別號ニ掲ゲザル硝子製品 (二甲、二乙イ及安全硝子板ヲ除ク)
- 四七五 鍍金銀シタル金屬
- 四八四ノ二 天井、壁等ニ用ヒル金屬板 (珙瑯ヲ施シタルモノ又ハエナメルベイント、ヴァニシユ、漆等ヲ塗リタルモノ)
- 四八七 漁用鋸
- 四八八 鋸 (鐵製ノモノ)
- 四八九 鋸 (別號ニ掲ゲザルモノ) (鐵製ギアリングチエーンヲ除ク)
- 四九一 懐中時計用鍵、眼鏡用鍵 其ノ他身邊粧飾用鍵
- 四九三 鑲嵌、ハットフック及戸、窓、家具等ニ用ヒル金具
- 四九四 鎖及鑰
- 四九六 工匠具、農具及同部分品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 一〇 ショヴエル及スクリーブ
- 四九九 刃物 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 五〇〇 テープルフォーク及スプーン
- 五〇一 コルクスクリユー
- 五〇二 縫口用キヤブシユール
- 五〇三 クラウンコルク
- 五〇四 カトリツツケース (金屬製ノモノ)
- 五〇五ノ内 手縫用針
- 五〇七 コツビープレッツス
- 五〇九 自轉車用脚筒
- 五〇九ノ二 消火器
- 五一一 ミートチヨツパー
- 五一一 珈琲粉砕器
- 五一二 アイスクリームフリーザ
- 五一一 製茶用及苛性曹達製造用
- 鐵錫
- 五四一 ストローヴ及同部分品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 五一一 電氣ストローヴ、電氣鏡其ノ他類似ノ電熱器
- 五一六 ラチエートル
- 五一七 暖臺及同部分品
- 五一九 ナムバリーングマシン、デーチングマシン、チエツクパフオレーター、ペンシルシヤブナー其ノ他類似ノモノ及同部分品
- 五二一 貴金屬製品及貴金屬ヲ用ヒ又ハ貴金屬ヲ鍍シタル金屬製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 五二六 懐中時計
- 五二七 懐中時計部分品
- 一 側 (ウオッチグラスヲ附著シタルモノヲ含ム)
- 六 ウオッチグラス
- 五二八 電時計及掛時計
- 五二八ノ二 電氣時計 (視時計及子時計ヲ含ム)
- 五三三 雙眼鏡及隻眼鏡
- 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙、龍甲又ハ貝殼ヲ用ヒタルモノ
- 五五三 寫眞器 (活動寫眞用ノモノ、顯微鏡用ノモノ、航空機用ノモノ及測量用ノモノヲ除ク)
- 五五四 寫眞器部分品 (焦點距離十七センチメートル以上ノレンズ、カメラノ内活動寫眞用ノモノ、顯微鏡用ノモノ、航空機用ノモノ及測量用ノモノ並ニ製版用スクリーンヲ除ク)
- 五五五 蓄音器
- 五五六 蓄音器部分品及附屬品
- 五五七 樂器
- 五五九 電信機、電話機及同部分品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 一 放送無線電話機取用ノモノ
- 五六〇 銃砲及同部分品 (拳銃、捕鯨砲及同部分品ヲ除ク)
- 五六五 自轉車 (モーターサイクルヲ除ク)
- 五六六 自轉車部分品 (原動力機

- 及鍵ヲ除ク)
- 五六七 別號ニ掲ゲザル車輛及同部分品
- 五九三 送風機
- 一 扇風機
- 六〇九 鋸 (割ラザルモノヲ除ク)
- 六一〇 竹
- 六一三 蓮草心及蓮草紙
- 六二一 製帽用眞田
- 六二二 蓆 (布帛ニ使用スル纖維以外ノ植物性材料ヲ以テ製シタルモノ) (包蓆ヲ除ク)
- 六二三 麥稈、藁、バナマストロ
- 一、椰葉、藪、莞、葦、竹、籐、蔓、楊條其ノ他ノ類似ノモノノ製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 六二四 傘柄、杖、鞭及其ノ手
- 六二五 傘
- 六二六 木製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、貴石、半貴石、眞珠、珊瑚、象牙又ハ龍甲ヲ用ヒタルモノ
- 二 其ノ他
- 甲 花梨木、鐵刀木、黃楊木、紅木、紫檀及黒檀ノ製品
- 六三二 セリユロイド及同製品 (別號ニ掲ゲザルモノ) (塊、條、帶、竿、板及管ノ類ヲ除ク)
- 六三二ノ二 層及故ノセリユロイド (改造用ノミニ適スルモノ)
- 六三三 ガラリス及同製品 (別號ニ掲ゲザルモノ)
- 六三四 ブラツシユ及箒
- 一 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル金屬、象牙又ハ龍甲ヲ用ヒタルモノ
- 六三五 ランプ、提灯及同部分品 (安全燈、醫療用ノモノ及燈臺用ノモノヲ除ク)
- 六三八 造花 (模造ノ葉、果實等ヲ含ム) 及同部分品
- 六三九 化粧具匣
- 六四〇 ビリヤード、テニス、クリケット、象棋其ノ他ノ遊戯具及同附屬品
- 六四一 玩具
- 六四七 別號ニ掲ゲザル物品
- 二 其ノ他
- 甲 貴金屬、貴金屬ヲ鍍シタル物品
- ◎物資の需給調整に關する一般的法令 (昭和十二年十一月二十二日) (商工省令第三十一號)
- (一) 重要物資在庫數量調査規則 (昭和十二年十一月二十二日) (商工省令第三十一號)
- (二) 重要物資である棉花、羊毛、亞麻、苧麻及びラミー、マニラ麻、黃麻、米材及び北洋材、南洋材、製紙用碎木パルプ、製紙用化學パルプ、人絹用パルプ、生ゴム、牛皮及び水牛皮、牛革、馬革及び羊革の輸入業者、販賣業者及び製造業者は三箇月毎にその在庫數量を地方長官に報告し、地方長官は之を取纏めて商工大臣に報告すべきを規定したものである。
- (三) 需給調整協議會令 (昭和十三年五月二十五日) (勅令第三百六十六號)
- (要綱) 前掲輸出入品等臨時措置法施行の實績に鑑み、重要物品の需給に關係ある産業を營む者又はその組織する産業團體をして自治的に需給調整に關する方策を協議せしめるを適當と認めらるる場合が尠くないので、昭和十三年五月二十五日法律第八十五號の改正法に依り關係者をして「需給調整協議會」を組織することを認め、或はその組織を見ざる場合は政府は必要に應じ同協議會の組織を命じ得ることとなすと共に、同協議會に對し需給調整上必要な決定をなすべきことを命じ、又協議會の會員に對しては協議會の決定に従ふべきことを命じ得ることとなつたのであるが、その會員の資格、同協議會及び協議會による需給關係の調整に關し必要な事項は勅令に委任してゐるので、本令に依つて協議會の組織、事業及び監督等に付いて必要な規定が設けられたのである。

(4) 需給調整協議會規則 (昭和十三年五月二十五日)  
 (昭和十三年五月二十六日)  
 (昭令第三百二十四號)

〔要綱〕 重要物資の需給調整に關する調査を爲し、その具體的計畫を立て國防資材の供給を確保すると共に、國民經濟の円滑なる運営を期する爲工商省に外局として臨時物資調整局を設置することとし、之に伴ふ官制を規定したものである。即ち長官には商工大臣を充て、次長一、事務官十五、技師三十四、屬三十、技手五十一名を定員とし、外に陸海軍人から八名事務官を、又關係各廳高等官中からも事務官を兼務せしめ得ることとし、關係各廳勳任官中から參與を命じ局務に參與せしめ、特別の事項を調査せしむる爲學識經驗者中から臨時に委員を任命し得ることとなつてゐる。尙同日官報を以て左記要綱の分課規定が發表された。

- (一) 總務部 1 庶務課、2 計畫課、3 調査課
- (二) 第一部 1 第一課(鐵鋼及びマンガン)、2 第二課(石炭其の他の非金屬礦物、石油を除く)
- (三) 第二部 1 第三課(特殊鋼、タンクステン、モリブデン、クロム、ニッケル及びコバルト)、2 第四課(銅、銅合金及び亜鉛)、3 第五課(鉛、錫、水銀、アンチモン、白金、アルミニウム、マグネシウム及び他課の主宰に屬しない金屬並に其の合金)
- (四) 第三部 1 第六課(自動車及び動力機械並に其の部分品)、2 第七課(工作機械及び他課の主宰に屬しない重要機械並に其の部分品)
- (五) 第四部 1 第八課(棉花、羊毛及び麻並に其の製品)、2 第九課(化學纖維、同製品、紙類及びバルブ)

工大臣が其ノ販賣ニ付本期ニ依ルベキコトヲ指定シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(7) 物品販賣價格取締規則第一條ニ依ル物品及年月日ノ指定

(昭和十三年七月二十八日)  
 (商工省告示第百四十九號)

〔要綱〕 前記省令第五十六號に依る商工大臣の物品及び年月日に對する指定で最初綿外二十一種であつたが、(一)でゴムを加へ、(二)で大麻、木炭、(三)で纖維類に改正があり、珙瑯鐵器以下三種、(四)でゴム類に改正があり、樟以下四種、(五)で履物以下四種、(六)で傘以下六種が、又(七)で一、一ノ二、一ノ三に夫々改正があり、クレゾール及び薪が、(八)で故又は屑の羊毛、(九)で醬油、(一〇)で糖蜜及び生木蠟以下味噌に至る十二種、(一一)で絹織物、(一二)で砂糖外十二種が夫々追加され、現在次の七十六種が指定されて居り、外に(一三)で故又は屑鐵、(一四)で燐寸の最高販賣價格が各々指定されてゐる。

小	昭和二三六三	十七	アルミニウム製品
一ノ三 綿、ステープルファイバ	昭和三七、五	十八	アルマイト製品
一、羊毛、山羊毛若ハ駱駝毛ヲ原料トシテ製造シタル糸、人造絹糸又ハ前項ニ掲グル物品ヲ原料トシテ製造シタル紐、繩、網、綱、布帛製品、衣類、衣類附屬品、ベルト及ホース	昭和三六、三	十九	ヒマシ油
二 皮革製品	昭和三六、三	二十	カゼイン
三 麻製品	昭和三七、八	二十一	水
四 輸入材及其ノ製品	昭和三八、四	二十二	家庭用又ハ浴場用石炭
五 ゴム製品	昭和三八、四	二十三	故又ハ屑ノゴム
六 松脂	昭和三八、七	二十四	大 麻
七 セルラツク	昭和三八、七	二十五	木炭、煉炭及亞炭
八 アラビヤゴム	昭和三八、三〇	二十六	珙瑯鐵器
九 桐油	昭和三八、三〇	二十七	紙類及製紙原料
十 カイボンブラツク	昭和三八、三〇	二十八	故又ハ屑ノ鐵
十一 亞鉛華	昭和三八、三〇	二十九	再生鐵鐵
十二 鉛丹	昭和三八、三〇	三十	樟(故ノモノヲ除ク)
十三 リサージ	昭和三八、三〇	三十一	鶏卵
十四 唐土	昭和三八、三〇		
十五 石炭酸	昭和三八、三〇		
十六 硼砂	昭和三八、三〇		

(六) 第五部 1 第十課(重要化學藥品)、2 第十一課(ゴム、皮革及び其の製品並に木材)

に別れ、各括弧内の需給調整に關する事務を掌る外、  
 (七) 第六部 1 第十二課では輸入計畫の實施に必要な資金計畫、2 第十三課(物價別輸入計畫の實施の確保)  
 に關する各事務を掌ること定められてゐる。

(6) 物品販賣價格取締規則 (昭和十三年七月九日)

改正省令(昭和三三)七商工省令第六八號 (昭三三)二商工省令第一〇三號

〔法文〕

第一條 商工大臣ノ指定スル物品ヲ販賣スル者ハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ其ノ指定ノ際商工大臣ノ指定スル年月日ニ於ケル販賣價格ヲ商工大臣又ハ地方長官ガ販賣價格ヲ指定シタルトキハ其ノ販賣價格ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣(指定前ニ爲シタル契約ニ依ル引渡ヲ含ム)スルコトヲ得ズ但シ輸出スル場合、取引所ニ於テ販賣スル場合及已ムヲ得ザル事由ニ依リ卸賣ニ付テハ商工大臣、小賣ニ付テハ地方長官ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第二條 前條ノ物品ヲ販賣スル者ハ其ノ販賣ニ當リ前條ノ規定ニ依ル制限ヲ超ユル對價ヲ以テ當該物品ヲ販賣シタルト同一ノ利益ヲ舉グル目的ヲ以テ買戻約款ヲ附シ他ノ物品ヲ併セ販賣シ其ノ他之ニ類スル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ

第三條 第一條ノ規定ニ依リ指定セラレタル物品中他ノ法令ニ依リ最高販賣價格ノ定メラレタルモノニ付テハ本期ヲ適用セズ但シ商

三十二	コータス(冶金コータスヲ除ク)	昭和二三〇五	四十八	薪	昭和二三二〇
三十三	五倍子(輸入品ヲ除ク)	昭和二三〇五	四十九	故又ハ屑ノ羊毛(襪履、裁断屑ヲ含ム)	昭和二三二六
三十四	金箆	〃	五十	醬油	昭和二三二六
三十五	履物並ニ同部分品及附屬品但シ前各項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三〇三	五十一	櫛實及生木蠟	昭和二三二六
三十六	エステルゴム	〃	五十二	粗摺機	〃
三十七	リトホン	〃	五十三	脱穀機	〃
三十八	膠	〃	五十四	製繩機	〃
三十九	ゼラチン	〃	五十五	繩仕上機	〃
四十	傘	昭和二三〇三	五十六	水田中耕除草機	〃
四十一	コーバルゴム	〃	五十七	犁	〃
四十二	ダンマルゴム	〃	五十八	甘藷切	〃
四十三	コブラ	〃	五十九	噴霧器	〃
四十四	椰子油	〃	六十	石油發動機	〃
四十五	故又ハ屑ノアルミニウム	昭和二三〇三	六十一	水揚用ポンプ	〃
四十六	燐寸	〃	六十二	味噌	〃
四十七	クレゾール	昭和二三二〇	六十三	絹織物其ノ他ノ絹製品但シ第一項ノ二又ハ第一項ノ三ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三二〇

六十七	清酒	昭和二三三四	七十一	綿、人造絹、ステープルファイバー、山羊毛、駱駝毛又ハ麻ノ原料トシテ製造シタル糸ノ故又ハ屑但シ第二十七項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三三四
六十八	麥酒	〃	七十二	綿、人造絹、ステープルファイバー、山羊毛、駱駝毛又ハ麻ノ原料トシテ製造シタル糸ノ故又ハ屑但シ第二十七項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三三四
六十九	故又ハ屑ノ紙類但シ第二十七項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三三四	七十三	綿、人造絹、ステープルファイバー、山羊毛、駱駝毛若ハ麻ノ原料トシテ製造シタル糸ノ故又ハ屑但シ第二十七項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三三四
七十	綿、人造絹、ステープルファイバー、山羊毛、駱駝毛又ハ麻ノ原料トシテ製造シタル糸ノ故又ハ屑但シ第二十七項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三三四			
七十一	綿、人造絹、ステープルファイバー、山羊毛、駱駝毛又ハ麻ノ原料トシテ製造シタル糸ノ故又ハ屑但シ第二十七項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三三四			
七十二	綿、人造絹、ステープルファイバー、山羊毛、駱駝毛又ハ麻ノ原料トシテ製造シタル糸ノ故又ハ屑但シ第二十七項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三三四			
七十三	綿、人造絹、ステープルファイバー、山羊毛、駱駝毛若ハ麻ノ原料トシテ製造シタル糸ノ故又ハ屑但シ第二十七項ニ該當スルモノヲ除ク	昭和二三三四			

乗渡ノ價格(其ノ他ハ特達乗渡ノ價格トス)(昭和十三年十月一日施行)

▲燐寸販賣價格

- 一 並型燐寸一等
  - 日本燐寸共販株式會社卸賣價格 一箱二十四圓五十錢
  - 卸賣價格(小賣業者ニ對シ販賣スル場合) 一箱二十六圓六十錢
  - 小賣價格 一箇二十九錢
- 一 家庭燐寸小型
  - 日本燐寸共販株式會社卸賣價格 一箱二十五圓四十錢
  - 卸賣價格(小賣業者ニ對シ販賣スル場合) 一箱二十七圓五十五錢
  - 小賣價格 一箇十五錢

(8) 物品販賣價格取締規則第三條但書ノ規定ニ依ル指定

- 一 並型燐寸二等
  - 日本燐寸共販株式會社卸賣價格 一箱二十四圓五十錢
  - 卸賣價格(小賣業者ニ對シ販賣スル場合) 一箱二十二圓四十錢
  - 小賣價格 一包十錢
- 一 家庭燐寸大型
  - 日本燐寸共販株式會社卸賣價格 一箱二十五圓二十五錢
  - 卸賣價格(小賣業者ニ對シ販賣スル場合) 一箱二十五圓四十錢
  - 小賣價格 一包十錢

(9) 綿糸販賣價格取締規則

〔要綱〕 毛糸を製造又は加工する者以外の者が手編毛糸を販賣する場合は、標準最高販賣價格に依らず本規則に依ることの規定。

(10) 綿糸販賣價格取締規則ニ依ル綿糸ノ種類及最高價格ノ指定

- 一 大臣の指定した最高價格以上の對價を以て販賣することを禁じ(第一條)
- 二 尙之と同一の利益を擧ぐる目的の商行爲をも禁じ
- 三 指定した綿糸は五箇月の先賣を禁ず、但し以上各項共輸出品又は輸出品の原材料に用ふるものを販賣する場合は例外とする
- 四 尙本規定により綿糸を販賣した者は毎月十日迄に前月中の取扱數量及び價格を商工大臣に届出を要する

(11) ステープルフアイバー及ステープルファイバー系販賣價格取締規則

〔要綱〕 ステープルフアイバー及びステープルファイバー糸の販賣價格に付前掲綿糸と略々同様の取締をなすこと及び五月以上の先賣を禁止する旨が規定されてゐる。但し輸出する場合又は特別の事情に依り商工大臣の許可を受けた場合は除外例とする。

(12) ステープルファイバー及ステープルファイバー系販賣価格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依ル種類及最高價格ノ指定

改正沿革(一)昭和二三、七商工省告示第一七二號 (二)一三、八商工省告示第二二八號 (三)一三、八商工省告示第二二九號 (四)一三、八商工省告示第二四〇號 (五)一三、九商工省告示第二五七號 (六)一三、一〇商工省告示第三一四號 (七)一三、一二商工省告示第三五九號 (八)一四、二商工省告示第二二號

(13) 人造絹糸販賣価格取締規則 (昭和十三年七月二十三日)

〔要綱〕 人造絹糸の販賣價格に付前項絹糸同様の取締をなす事及び六箇月以上の先賣を禁止する事が規定されてゐる。但し輸出する場合又は特別の事情で商工大臣の許可を受けた場合は例外とする。

(14) 人造絹糸販賣価格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依ル人造絹糸ノ種類及最高價格 (昭和十三年七月二十三日)

改正沿革(一)昭和二三、九商工省告示第二五九號 (二)一三、一〇商工省告示第二九七號 (三)一三、一〇商工省告示第三一號

(15) 毛糸販賣価格取締規則 (昭和十三年八月二十四日)

〔要綱〕 毛糸(毛に非ざる纖維を混紡したるものを含むが、紡毛糸、山羊毛、駱駝毛、アンゴラ兔毛、蠶絹を二割以上混紡したるものを除く)の販賣價格に付前掲絹糸と略々同様の取締をなすこと及び五月以上の先賣を禁止することが規定されてゐる。但し輸出注文又は特別の事情により商工大臣の許可を受けた場合は例外となつてゐる。

(16) 毛糸販賣価格取締規則第一條第二項ノ規定ニ依ル毛糸ノ種類及最高價格ノ指定 (昭和十三年八月二十四日)

改正沿革(一)昭和二三、二商工省告示第三三七號

(20) 綿製品ノ製造制限ニ關スル件 (昭和十三年六月二十九日)

改正沿革(一)昭和二三、二商工省告示第九四號  
〔要綱〕 綿糸、綿織物又は綿莫大小(スフ混用も含む)は輸出向(圓プロックは除く)を除き、特別の事情に依り地方長官の許可を受けたる場合以外はその製造を禁止することが規定されてゐる。

(21) 綿製品ノ加工制限ニ關スル件 (昭和十三年六月二十九日)

〔要綱〕 綿糸、綿織物又は綿莫大小は輸出向(圓プロック以外)を除き、特別の事情に依り地方長官の許可を受けた場合以外は昭和十三年六月二十九日より同年七月二十八日に至る期間染、晒、裁断その他の加工を禁止する。

(22) 綿製品ノ販賣制限ニ關スル件 (昭和十三年六月二十九日)

改正沿革(一)昭和二三、七商工省告示第七一號 (二)一三、一一商工省告示第九五號  
〔要綱〕 綿糸、綿織物又は綿莫大小(ステープルファイバー混用のものを含む)は小賣の場合を除いて商工大臣の指定した者以外の者に販賣することを禁ずる。但し輸出品(圓プロックは除く)其の原料又は材料其の他製造、配給の統制規則に依つて商工大臣の許可を受けたものは例外とし、又右買受けた者が之を販賣せんとするときも商工大臣の許可が要することに規定され、必需方面への配給(農山漁村等)の圓滑を圖らんとせるものである。

(23) 綿製品ノ販賣制限ニ關スル件第一項ニ依ル指定

改正沿革(一)昭和二三、一商工省告示第三三三號 (二)昭和十三年七月四日 (三)商工省告示第七十五號  
〔要綱〕 現在紡績業、卸商業、小賣商業、タオル及び莫大小工業、日本綿糸布東亞輸出の各組合、聯合會を網羅する八團體。

○特殊物品の需給統制及び製造、加工、使用制限等に関する法令

○纖維品

(17) 綿糸配給統制規則 (昭和十三年三月一日)

〔要綱〕 綿糸(スフ混紡を含む)を原料又は材料とする製品の製造又は加工を業とする者が綿糸を購入するには、地方長官又は商工大臣の指定した團體に於て、商工大臣の承認を受けた限度内で交付する割當票によるを要する。又割當票は轉賣を禁ず。但し輸出注文で商工大臣の承認を受けた場合は此の限でない。

〔註〕 昭和十四年一月二十三日商工省告示第七號(別掲)により本規則は廢止となつたが、四則の適用に付いては仍舊前の例に依ることとなつてゐる。

(18) 輸出綿製品配給統制規則 (昭和十三年六月三十日)

改正沿革(一)昭和二三、七商工省告示第六一號 (二)一三、八商工省告示第七六號 (三)一三、一〇商工省告示第八六號 (四)一三、一二商工省告示第一〇五號  
〔要綱〕 輸出綿製品(綿糸、綿織物、但しタオル、綿毛布地、敷布地、別珍、コール天、再織ベリダングクロスを除く)の圓プロック内轉用を防止する爲、輸出綿糸、綿織物及び輸出品用綿糸、綿織物の製造業者、同加工業者及び輸出業者を指定し、此の間に於ける輸出綿製品の配給額を限定し、且輸出品用原料材料の他に轉用すること、圓プロック内に販賣すること及び輸出業者が一定量以上保有すること又は加工製品を輸出注文に依らずして買受けることを夫々禁止した。(取引所に於ける販賣並に商工大臣の許可を受けた場合を例外とす)

(19) ステープルファイバー系ノ番手制限ニ關スル件 (昭和十三年六月十五日)

改正沿革(一)昭和二三、二商工省告示第三十二號

(24) 綿製品ノ販賣制限ニ關スル件等ニ依ル制限ニ拘ラズ販賣又ハ加工シ得ル綿糸等ニ關スル件 (昭和十三年七月二十一日)

〔要綱〕 綿糸、綿織物又は綿莫大小で、下記以外のものは地方長官の許可を受けた場合に限り加工制限及び販賣制限の規定に拘らず販賣し又は加工することが出来る。尙本件は必需方面(農山漁村、鐵山、官業等)に對する配給の圓滑を圖るを目的としたものである。

(一) 綿織糸 英式番手二十五番以下の單糸又は五十番以下の合摺糸を用いた小巾物及び廣巾物の一部

(二) 綿莫大小 表糸に英式番手四十番以下、裏糸に同十番以下の綿糸を用いたもの一部

(三) 浴用タオル 英式番手二十番以下の綿糸を用いたもの一部

(25) 綿糸、綿織物等染、晒、裁断其ノ他ノ加工ヲ爲サントストキ許可ヲ受クベキノ件 (昭和十三年七月二十九日)

改正沿革(一)昭和二三、二商工省告示第九六號  
〔要綱〕 下記の綿糸、綿織物、綿莫大小(ステープルファイバー混用を含む)を染、晒、裁断其の他の加工をなさんとするとき地方長官の許可が要する。但し輸出品(圓プロックは除く)其の原料又は材料其の他製造、配給の統制規則に依つて商工大臣の許可を受けたものは除外してゐる。

(一) 綿織糸 英式番手二十五番以下の單糸又は五十番以下の合摺糸を用いた小巾物及び廣巾物の一部

(二) 綿莫大小 表糸に英式番手四十番以下、裏糸に同十番以下の綿糸を用いたもの一部

(三) 浴用タオル 英式番手二十番以下の綿糸を用いたもの一部

尙本令は前記昭和十三年商工省令第三十八號による期間以後の措置に付規定されたものである。

(26) 毛製品ステープルファイバー等混用規則 (昭和十三年七月八日)

改正省令(昭和二十二年商工省令第三四號) (一三、七商工省令第四八號)

〔要綱〕 毛製品にステープルファイバー其の他毛又は綿に非ざる纖維を次の重量割合に依つて混入することを強制す。但し四プロック外の輸出及び地方長官の許可を受けた場合を除く外例とす。

- (一) 梳毛糸の一部(番手に區分がある) 五、六、七、八、九割
- (二) 紡毛糸 二割以上
- (三) 梳毛織物 五割以上
- (四) 紡毛織物(毛布、膝掛、肩掛、袴卷) 三割以上
- (五) 其の他毛織物 二割以上
- (六) 毛莫大小 五割以上

(27) 人造絹糸ノ太サ制限ニ關スル件 (昭和十三年七月二十三日)

〔要綱〕 國內用(圓プロック内を含む)人造絹糸の太さを制限した規定。但し地方長官の許可を受けた場合は例外とする。

(28) 毛織物製造制限規則 (昭和十三年十一月二十五日)

〔要綱〕 羊毛の輸入制限に伴ひ原毛の品不足となり、延いては輸出等にも影響を及す惧があるので、製造業者に対し織機の封緘及び休日制を強制し、大體事變前に比し四割見當の操短を目標とし梳毛織物及び紡毛織物の兩者に適用し、十二月二十日から實施することになつてゐる。

- (一) 毛織物の製造は大日本毛織物工業組合聯合會に登録した織機以外では爲すことを禁じ(副業として國産羊毛を使用する場合は地

を一九とする配給統制の強化が必要となつた爲、曩に制定された綿糸配給統制規則を廢止(罰則の適用は仍従前の例に依る)して糸類全般(毛糸は事情を異にするので別に規定が設けられてゐる)に付いての劃一的配給統制上今回本規則の制定を見るに至つたのである。その要綱は、

- (一) 商工大臣の指定した糸を製品の原料又は材料とする工業者は地方長官又は同大臣の指定した統制團體の割當てた數量以上を使用することを得ぬ(圓プロック外の輸出は除外する)
- (二) 地方長官又は統制團體はその割當數量に相當する割當票を工業者に交付し之と引換にあらざれば原材料糸の賣買を禁じ又工業者はその割當票及び之に依つて買受けた糸の讓渡をも禁ずる
- (三) 割當票と引換で取引された事項は賣入、買入共之を統制團體又は地方長官に報告することを要し及び賣入は前々月分の割當票を取纏め毎月その發行者に差出すことを要する
- (四) その他帳簿の整理、検査等に付規定し
- (五) 尙商工大臣は需給調整上必要ある場合は是等糸の販賣に付必要な命令を發することを得ることになつてゐる
- (六) 本規則の實施は二月一日からその以前前記各業者間の取引契約で未履行の分は無効とされてゐる

(32) 絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル糸ノ指定

(昭和十四年一月二十三日)

〔要綱〕 綿糸(ガラ紡糸、重量割合で一割以上の毛を含む糸、同五分

以上の機械油脂を含む紡毛式紡績糸、縫糸、紵糸、濾過布結縛用糸、

漁網仕立用糸、漁具修繕用糸及び屑糸を除く)、ステープルファイバ

方長官の許可を得ること)

- (二) 操短率を定めその實施方法として或程度の織機の封緘を強制し且毎月四日以上は休業日を設けること
- (三) 短操時間は原則として一交替制によることとし二又は三交替制によるものは地方長官の許可を要する
- (四) 封緘率は二幅及び四幅の織機の種類別に定め製造品種を考慮に加へ企業規模の大なるに従ひ適増することとした
- (五) 輸出又は軍需品製造の爲本規則の臨時解除の要ある場合は地方長官の許可を要する
- (六) 封緘は使用者單位及び企業單位で行ひ同一企業に屬する各工場間の融通を認め
- (七) 登録手續、封緘方法等は毛工聯の統制規程で定めることになつてゐる

(29) 纖維工業設備ニ關スル件 (昭和十三年二月十二日)

〔要綱〕 綿、羊毛、人造絹糸、ステープルファイバーを原料とする紡績糸、織物又は莫大小を製造し又は爲さんとするものが、商工大臣の指定した機械の新設又は増設をなさんとするときは地方長官の認可を要する。

(30) 纖維工業設備ニ關スル規定ニ依ル製造機械指定

(昭和十三年二月十二日)

(31) 絲配給統制規則 (昭和十四年一月二十三日)

〔要綱〕 現在精紡機外十六種が指定されてゐる。

- (一) 糸(重量割合で一割以上の毛を含む糸、落綿糸、再生糸、縫糸、紵糸及び屑糸を除く)、人造絹糸(縫糸、紵糸及び屑糸を除く)

(33) 絲配給統制規則第一條第一項ノ規定ニ依ル團體ノ指定

(昭和十四年一月二十三日)

〔要綱〕 統制團體の指定で、大日本紡績聯合會、日本綿織物、日本タオル、大日本莫大小製造、日本絹織物、日本人造絹織物、日本毛織物、日本網織物、日本麻織物、日本ステープルファイバー織物、日本綿織品、全國電線各工業組合聯合會及び全國購買組合聯合會の十三團體である。

(34) 毛襪配給統制規則 (昭和十四年二月二十四日)

〔要綱〕 羊毛類の輸入制限、消費節約に伴ひ、その再生原料として重要である之等の襪襦又は屑に對しても統制を必要とするに至つたので本規則の制定を見た。その要旨は、

- (一) 先づ毛襪襦とは羊毛、山羊又は駱駝毛を重量の割合にして五割以上を混入して製造した毛製品(フェルトは除く)の襪襦又は屑を云ふのであると説明し
- (二) 毛製品(羊毛、山羊毛又は駱駝毛を重量の割合にして一割以上を混入して製造したもの)の製造業者又は反毛業者は商工大臣の指定した者(統制組合)以外の者から毛襪襦を買受け又は受託、加工其の他その受入は一切禁止する、但し軍から受入るとき、特別輸入するとき、毛襪襦を販賣の目的で買入るとき、特別の事情に依り地方長官の許可を受けたときは此の限ではない
- (三) 統制組合以外の毛襪襦の取扱業者は前記除外例以外の場合毛製品製造業者又は反毛業者に對し毛襪襦の販賣を禁止する

- (四) 毛襪の販賣業者は販賣の目的で買受けた毛襪を販賣以外の用に供することを禁ず
- (五) 商工大臣は特に必要ありと認めるときは販賣の價格及び期限を指定して毛襪の所有者に對し之を統制組合に販賣すべきことを命じ得る  
となつて居つて、その施行は二月二十七日からであるが、モスリン、莫大小、毛糸及び手編毛糸並に其の製品の襪又は肩以外の毛襪に關する規定の施行の期日は別に定めることになつてゐる。
- (35) 毛襪配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル指定 (昭和十四年二月二十四日) (商工省令第三十六號)  
〔要綱〕 統制組合の指定で、本告示により「日本毛織物再生原料商業組合」が指定された。

○鐵鋼及び其の製品  
鐵鋼工作物製造許可規則 (昭和十二年十月十一日) (商工省令第二十四號)  
改正沿革 (昭和二三、七商工省令第五七號)

- (36) 鐵鋼工作物製造許可規則 (昭和十二年十月十一日) (商工省令第二十四號)  
改正沿革 (昭和二三、七商工省令第五七號)  
〔要綱〕 鐵筋コンクリート造、鐵骨を有する鐵筋コンクリート造、鐵骨造、鐵造の工作物、建築物を築造せんとする者は商工大臣の指定する築造物(別項記載)以外は地方長官の許可が要り、又一般工作物に薄鋼板(鍍金したるものを含む)を使用する場合も同様の許可が要る。但し庇、樋、換氣筒、煙突、雨押、杏隠、炊事場、流場、風呂場の羽目張、床張は除外されてゐる。
- (37) 鐵鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件 (昭和十三年四月二十五日) (商工省令第十九號)  
改正沿革 (昭和二三、六商工省令第三四號)  
〔要綱〕 商工大臣の指定する物品又は其の部分品(別項記載)は鐵鐵を以て鑄造することを禁じ、尙特別の事情に依り地方長官の許可

を受けんとするときは工業組合又は同聯合會を經由して許可申請書を提出するを要する。

- (38) 鐵鐵鑄物ノ製造制限ニ關スル件ニ依ル物品ノ指定 (昭和十三年四月二十五日) (商工省令第二十號)  
改正沿革 (昭和二三、六商工省令第一六五號)  
〔要綱〕 右商工省令第十九號に依る物品の指定で、物品としては現在文銀外六十六種及び製造機械器具の部分品としては鐵釘外十五種が指定されてゐる。
- (39) 鐵鋼配給統制規則 (昭和十三年六月二十日) (商工省令第三十三號)  
改正沿革 (昭和二三、九商工省令第七八號) (〇一三、九商工省令第八四號)  
〔要綱〕  
(一) 鐵鐵(燐の含有量一萬分の三以下のものを除く) 鑄鐵管及び壓延鋼材(電氣爐、坩堝爐又は酸性平爐ニ依り製造シタル鋼材ノ一部を除く)の製造業者又は販賣業者は官廳、公共團體又は商工大臣の指定した團體(統制團體)に於て發行する鐵鋼割當證明書と引換ふるにあらざれば鐵鋼を販賣することを得ず、但し御料品、官廳又は公共團體の購入するもの、製鐵原料として販賣する場合、天災事變等で右證明書に依るを得ない場合は除外してゐる(第二條)

- (二) 造船業、鐵道業、電氣事業、土木建築請負業、瓦斯事業、水道事業、石油業、鑛業、製鐵事業、機械器具製造事業其の他鐵鋼を使用する事業を営む者が鐵鋼を購入せんとする場合は軍需の場合を除き主務大臣、地方長官又は統制團體より鐵鋼割當證明書の交付を受くるを要し

(44) 鐵鋼工作物製造許可規則ニ依り許可ヲ要セザル工作物ノ種類指定 (昭和十三年七月十一日) (商工省令第八十七號)

- 〔要綱〕  
(一) 採鐵業並に金屬製鍊業及び製鐵業  
(二) 輕合金又は可鍛鐵鑄物の製造業  
(三) 工作機械器具(製材及び木工機械を除く)又は同部分品、同附屬品の製造業  
(四) 兵器、同部分品、同附屬品の製造業  
(五) 人造石油又は代用燃料の製造業及び石油精製業  
(六) 石油輸入業  
の六分類的の事業に供する製鍊場、選鍊場、工場、鐵塔、索道、岸壁、棧橋、起重機、タンク、倉庫、給水設備、排水設備其の他之に準ずる工作物となつてゐる。

(45) 鐵屑配給統制規則 (昭和十三年十一月二十二日) (商工省令第九十七號)

- 〔要綱〕 本邦内で發生した鋼又は鐵の屑又は故に對し配給の統制をなし、その購入に購買券制度を設け使用の制限を圖るを目的とされたもので、  
(一) 鐵屑を業務用の原料又は材料として使用するものは商工大臣の指定した統制會社(第二條)又はその指定した者以外から鐵屑を購入することを禁じ(軍用、野鍛治用その他一、二の例外を認む)  
(二) 前項の指定者以外の鐵屑蒐集業者又は販賣業者は前項の使用に對し鐵屑を販賣することを禁じ  
(三) 鐵屑の販賣業者はこれを販賣以外に用ふることを禁じ  
(四) 必要ある場合は商工大臣は鐵屑の所有者に對し指定の價格及び

- (三) 尙鐵鋼の製造又は販賣業者がその販賣に當り引換へた割當證明書は商工大臣の指定したる者又は團體を經由して商工大臣に差出すべきこと(第九條)  
等を規定してゐる。

(40) 鐵鋼配給統制規則第二條ニ依ル團體指定 (昭和十三年六月二十九日) (商工省令第六十八號)

- 改正沿革 (昭和二三、七商工省令第一七六號) (〇一三、七商工省令第一九七號)  
(〇一三、八商工省令第二四四號) (〇一三、九商工省令第二七〇號) (〇一三、一〇商工省令第三〇三號) (〇一三、一一商工省令第三四一號) (〇一三、一二商工省令第三〇三號) (〇一四、二商工省令第三一號) (〇一四、二商工省令第三一號)  
(要綱) 現在指定團體百二十九の内北海道關係は、  
(イ) 札幌地方鐵山配給統制協議會  
(ロ) 保證責任北海道鐵鋼製品工業組合聯合會  
の二團體である。

(41) 鐵鋼配給統制規則第九條ニ依ル會社及團體指定 (昭和十三年六月二十九日) (商工省令第六十九號)

- 改正沿革 (昭和二三、一〇商工省令第二九〇號)  
〔要綱〕 鐵鐵に付いては日滿鐵鋼販賣株式會社、壓延鋼材に付いては日本鋼材聯合會の二團體である。

(42) 鋼製品ノ製造制限ニ關スル件 (昭和十三年七月八日) (商工省令第四十九號)

- 〔要綱〕 商工大臣の指定する物品又は其の部分品は鋼材(層鋼を含む)を以て製造することを得ざることとし、特別の事情ある場合は地方長官の許可を要し、その申請は工業組合を經由なすことに規定されてゐる。

(43) 鋼製品ノ製造制限ニ關スル件ニ依ル物品指定 (昭和十三年七月八日) (商工省令第八十號)

- 〔要綱〕 現在指定された物品百十四種、機械器具十六種である。



- (五) 期日内に統制會社に賣渡すことを命じ得ることとし、右統制會社及び指定したる販賣業者は商工大臣、地方長官又はその指定した者の發行する鐵屑割當證明書と引換でなければ製造業者に販賣することを禁じ
- (六) 自己の作業場内で發生した鐵屑を使用するものは之を翌月十五日迄に主務大臣に届出を要する
- (七) 尙購買券制度の實施期日は別に公布することとなつてゐる。

(46) 鐵屑配給統制規則第二條ノ規定ニ依ル指定 (昭和十三年十一月二十四日 商工省告示第三百四十二號)

(47) 白金使用制限規則 (昭和十二年十二月二十八日 商工省令第三十六號)

- (一) 裝飾用品、裝身具、身廻品、文房具又は什器の製造、加工、修理に白金を使用することを禁じ (地方長官の許可を受けし場合は除外)
- (二) 白金の生産、移輸入又は賣買を業とする者は事業月報を地方長官に提出すること等を規定してゐる。

(48) 銅使用制限規則 (昭和十二年十一月六日 商工省令第二十八號) 改正沿革 (昭和十三年三月二十八日 商工省令第一八號) (一三、八商工省令第七三號)

- (一) 銅 (屑及び故を含む) 又は銅合金 (黃銅、青銅、洋銀、四分一、白銅及び赤銅並にその屑、故共) は建築物の門、構、屋根、其の等を規定してゐる。

(51) 更に輸出向製品の譲渡を受けた者の國內消費を禁止してゐる (要綱) 銅、鉛、錫等配給統制規則 (昭和十三年十一月二十二日 商工省令第九十九號)

- (一) 一元化によりその使用の制限を圖るを目的としたもので、製錬業者はその地金を商工大臣の指定した統制組合以外に販賣することを禁じ
  - (二) 又是等原鐵、地金及びその合金類の輸入業者も同様統制組合以外への販賣を禁じ (保税工場内で使用する場合を除く)
  - (三) それ等故品を業務用の原料若しくは材料として使用する者は商工大臣の指定した統制會社又はその指定した者以外の者から買入るゝことを禁じ
  - (四) 故品は二以上の工場、鑛山其の他の事業を営む者の各事業場間の融通を禁じ
  - (五) 販賣業者は販賣以外の用に供することを禁じ
  - (六) 以上各禁止令には特別の事情に依つて商工大臣の許可ある場合は除外されてゐるがその申請は各統制團體を経由するを要する
  - (七) 商工大臣は必要ありと認むる場合は之等金屬の手持品を價格及び期日を指定して統制團體に賣渡すべきことを命じ得ることとし
  - (八) 亞鉛若しくは錫の地金又は亞鉛末を原料又は材料として使用するものは之によりて生じた滓は統制團體又はその指定する者以外に販賣することが禁じられてゐる
- 尙本規則は十二月一日から施行することになつてゐるが、故鉛及び故亞鉛に關する分の施行期日は別に定めることになつてゐる。

- (二) 他各用途に使用するを禁じ
- (三) 商工大臣の指定する物品又は其の部分品は輸出向以外は其の製造を禁止し (第四條)
- (四) 尙輸出向として製造したる製品又は部分品を譲り受けた者は之を本邦及び國プロツク内に於ける消費に充つることを禁じ右各號共特別の事情ある場合は地方長官の許可を得て使用することを認め其の他法令に依り製造を要するものの製造、學術研究、試験又は標本の用に供するものの製造、美術展覽會の出品物の製造、鑛金用又は箔、紙、糸、粉若しくは液として使用する場合は特に除外してゐる

(49) 銅使用制限規則第四條ノ規定ニ依ル物品ノ指定 (昭和十三年八月一日 商工省告示第二百二十七號)

- (一) 現在製造を禁止されてゐる物品は二百五十七種に上り、日用品の殆ど全部が擧げられてゐる。

(50) 鉛、亞鉛、錫等使用制限規則 (昭和十三年七月九日 商工省令第五十四號)

- (一) 鉛、亞鉛、錫若しくはアンチモン又は之等の金屬を用ひた合金の箔、紙、チューブは飲食品、化粧品等の包装に使用することを禁じ
- (二) 又それ等金屬は飲食用器具、厨房用器具、家具、什器、建築用附屬金具、喫煙用器具、身廻用品、被服附屬金具、文房具、玩具等の製造に使用することを禁止し共に輸出向を除外し又特別の事情ありて使用する場合は地方長官の許可を要することとし尙鍍金用、ハンダ用の場合は差支ないことになつてゐる

(52) 銅、鉛、錫等配給統制規則第一條ノ規定ニ依ル團體指定 (昭和十三年十一月二十二日 商工省告示第三百二十八號)

- (一) 地金の販賣を受け得る統制組合の指定で、銅の地金は日本銅統制組合、鉛、亞鉛又はアンチモンの地金は日本鉛、亞鉛、アンチモン統制組合、錫の地金は錫統制組合である。

(53) 銅、鉛、錫等配給統制規則第二條第一項ノ規定ニ依ル指定 (昭和十三年十一月二十二日 商工省告示第三百二十九號)

- (一) 輸入業者から輸入した銅其の他の販賣を受け得る統制組合の指定で、銅、鉛、錫、眞鍮、青銅、日耳曼銀、眞鍮鍍及び青銅鍍は日本銅統制組合、鉛、錫、亞鉛、安知母尼鍍、鉛、亞鉛、安知母尼及び硫化安知母尼は日本鉛、亞鉛、アンチモン統制組合、錫鍍、錫及びハンダは錫統制組合である。

(54) 銅、鉛、錫等配給統制規則第四條ノ規定ニ依ル指定 (昭和十三年十一月二十二日 商工省告示第三百四十號)

- (一) 故銅等を販賣し得る統制會社の指定で、日本故銅統制株式會社である。

(55) 皮革使用制限規則 (昭和十三年七月一日 商工省令第四十三號)

- (一) 牛革 (黃牛革及び水牛革を含む) を使用して 1 靴、2 馬具、3 自轉車サドル、4 調革、5 パツキング、6 運動用具、7 革底の製造を禁じ
- (二) 牛革、馬革、羊革、豚革及び鯨、鮫皮を鞣製したものを使用して 1 履物類、2 携帯用具、3 衣類及びその附屬品、4 袋物、5 容

器、6 轉革、7 家畜用具、8 家具、9 文房具、10 車輛用品の一部の製造を禁止し

(三) 共に軍需及び輸出入又は特別の事情に依つて地方長官の許可を受けた場合を除く

(四) 尙輸出向製品の譲渡を受けたものの国内消費を禁止してゐる

(56) 皮革配給統制規則 (昭和十三年七月一日)

改正沿革(一)昭和二三、二商工令第一〇一號

〔要綱〕 先づ皮は牛、馬、羊、豚の皮、革は牛、馬、羊、豚、鯨、鯨の皮を鞣製したるものと定義し、

(一) 牛、馬、羊、豚を屠殺した場合は地方長官の許可を受けた以外その皮を使用若しくは消費し又は屠肉に附著した儘販賣することを禁じ

(二) 其の皮は商工大臣の指定した販賣業者又は地方長官の指定した仲買人以外に販賣することを不得ることとし(第四條)

(三) 皮の移輸入業者を限定しその以外のものの移輸入を禁じ(第五條)

(四) 製革業者は右販賣業者及び輸入業者以外より原皮を買受け得ざること定め

(五) 又其の買受けた原皮は商工大臣の指定した統制團體(第七條ノ二)に於て用途別に割當てた數量を超えて鞣製し又は其の鞣製を委託することを禁じ

(六) 若し他人の委託を受けて原皮を鞣製せんとするときは軍需及び商工大臣の指定した輸出入業者(第七條ノ三)の註文並に商工大臣の許可を受けた場合以外は右統制團體の承認を受けるを要し

(61) ゴムノ使用制限ニ關スル件 (昭和十三年七月九日)

〔要綱〕 1 總ゴム長靴、2 總ゴム短靴(雨靴、オーバースニューズ及び豆靴を含む)、3 草履及び下駄(鼻緒及び爪革を含む)、4 スリッパ、5 手袋(醫療用のものを除く)、6 衣服用ベルト、7 タイル、8 ラバリウム、9 手摺ベルト、10 マット、11 デスタシット、12 家具用キヤップ、13 タツシヨソム、14 ガーデンホース、15 ゴムバンド、16 糸ゴム、17 空気枕、18 スポンジ、19 玩具、20 廣告用氣球、21 海水浴用具、22 運動用具、23 チューインガム、以上二十三種のゴム製品の製造に對しゴム(再生ゴムを含む)の使用を禁止した規定で、軍需並に輸出入(圓ブロッタ外)製品の場合を除く、又特別の事情に依り商工大臣の許可を受けた場合は差支ないこととしてあるが、その許可の申請は工業組合經由で差出すことに定められてゐる。

(62) ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件 (昭和十三年七月九日)

〔要綱〕

(一) 總ゴム長靴及び短靴(雨靴、オーバースニューズ及び豆靴を除く)は小賣を除き商工大臣の指定した者以外に販賣することを禁じ

(二) 又右指定を受けた者がその買受けた靴を販賣せんとするときは商工大臣の許可を受けるを要することに規定し

(63) ゴム靴ノ販賣制限ニ關スル件第一項ニ依ル指定

(要綱) 現在日本ゴム工聯、東京ゴム靴卸商組の二團體である。

(64) ゴム配給統制規則 (昭和十三年七月九日)

〔要綱〕

(七) 且自家使用の場合に於ても豫め商工大臣の承認を受けるべきこととし

(八) 尙毎月の皮革の種類別、取引先別販賣數量を豫定して商工大臣の承認を受けるべきこととし

(九) 又各取扱業者は各月の取引状況を翌月十日迄に商工大臣に届け出づるを要し

(一〇) 更に皮に對する取引の最高價格を指定してその價格を越ゆる對價を以てする取引及び之と同一の結果となるべき商行為の禁止等が規定されてゐる。

(57) 皮革配給統制規則第四條第一項ノ規定ニ依ル販賣業者ノ指定

〔要綱〕 現在東京原皮商業組合、大阪原皮商業組合、北海道酪農販賣組合聯合會である。

(58) 皮革配給統制規則第五條ノ規定ニ依ル輸入業者ノ指定

〔要綱〕 現在日本原皮輸入組合及び其の所屬組合員、原皮移入株式會社である。

(59) 皮革配給統制規則第七條ノ二第一項ノ規定ニ依ル團體指定

〔要綱〕 現在日本皮革工業組合聯合會である。

(60) 皮革配給統制規則第七條ノ三ノ規定ニ依ル輸出業者ノ指定

〔要綱〕 現在日本皮革製品輸出組合所屬組合員である。

(一) ゴムを輸入したる者は商工大臣の指定したる者(配給機關)以外に販賣することを禁じ(第二條)

(二) ゴム工業者は商工大臣の指定したる統制團體(第三條)に於て同大臣の認可を得て割當した數量以上の使用を禁じ

(三) 工業者に對し商工大臣又はその指定する統制團體はその割當數量に相當する「ゴム購入票」を交付し之と引換でなければゴムの賣買を禁じ

(四) 配給機關は毎月その取扱状況を商工大臣に報告することに定め

(五) 輸出向(圓ブロッタを除く)は除外例とするが之を譲り受けて国内(圓ブロッタを含む)消費に充つことは禁止してゐる

(65) ゴム配給統制規則第二條ニ依ル配給機關指定 (昭和十三年七月九日)

〔要綱〕 現在日本護謨輸入組合、東京ゴム原料卸商業組合、大阪生ゴム卸商業組合、神戸護謨原料卸商業組合の四團體である。

(66) ゴム配給統制規則第三條第一項ニ依ル統制團體指定

〔要綱〕 現在日本護謨工業組合聯合會である。

(67) ゴム配給統制規則附則第三項ニ依ルゴムノ價格

〔要綱〕 現在四十八品種に對し各別に價格が表示されてゐる。

(68) 揮發油及重油販賣取締規則 (昭和十三年三月七日)

〔要綱〕

(一) 揮發油(攝氏一五度に於ける比重〇・八〇一七以下の鍍油)及び

重油（攝氏一五度に於ける比重〇・八七六二を越ゆる黒色、褐色又は暗綠色不透明の鑛油、但しコールドール及び潤滑油を除く）の販賣業者又は石油精製業者は購買券と引換するにあらざれば揮發油及び重油を賣渡すことが出来ぬ（一）御料品、官廳用品、軍用品、航空機用品、特定の船舶用品、二揮發油一立以下、重油五立以下の賣渡の場合等は除外す）

(二) 購買券は商工大臣の定むる限度内で地方長官が發行すること  
(三) 其の取扱業者はその取扱數量を毎月地方長官に報告すること等を規定してゐる。

本規則は前記(一)により次の改正が公布され、昭和十四年一月一日から實施されることとなつた。

- (1) 揮發油及び重油の販賣業者又は石油精製業者に對して自家使用を制限し
- (2) 従つてそれ等業者に揮發油又は重油を引渡すときは目的の如何に拘らず購買券を要しない
- (3) 地方長官の必要と認められた場合は團體にも購買券の申請權を認め
- (4) 購買券の種類を改正して既に發行せる舊様式による購買券は十二月三十一日迄有效としその後於て未使用の舊券を所持する者は十四年一月中は新券と引換へ得ることになつた

(69) 米松販賣取締規則 (昭和十三年七月九日)

改正商標法(一)昭和二三、一〇商工令第五十二號

(要綱)

- (一) 米松材は一長さ二米以下のもの、二長さ六米三五種、巾三一一種、厚さ一四種以下の製材、三同上以下の板子並品、四同上を越ゆる

翌月分の豫定を商工大臣に報告するを要すること等を規定してゐる。

(72) 石炭配給統制規則 (昭和十三年九月十九日)

改正商標法(一)昭和二三、一〇商工令第八十五號

(要綱)

- (一) 石炭の生産業者又は販賣業者は商工大臣の許可を受くるにあらざれば別表第一號に掲げた石炭（配合炭と稱す）を販賣することを得ない、但し「一」御料品、官廳用品、軍用品、船舶用品に供する場合は、二別表第一號に掲ぐる石炭の一種に付販賣業者に對する販賣契約數量が月當二百五十噸又使用者に對する販賣契約數量が工場、事業場其の他の使用場所毎に月當二百五十噸を越えざるとき、三天災事變等止むを得ざる事由で許可を受け得ないとき」は除外する
- (二) 石炭の生産業者又は販賣業者は商工大臣の指定する者の發行する石炭割當證明書と引換ふるにあらざれば石炭を使用する者に對し別表第二號に掲ぐる石炭（原料炭と稱す）を販賣することを得ない、但し「一」の場合以外に製銑用若しくは製銑物用コークス又は瓦斯の製造用原料として不適當のものが加る」場合を除外する

- (四)(三) 石炭の使用者はその購入したる石炭の轉賣を禁じ
- (四) 生産業者又は販賣業者は該石炭の需給並に貯有を明細に記載し置くことを要し

- (五) 又商工大臣は特に必要ありと認められた場合には一般の石炭に對して需給の調整、種類、數量の指定並に貯炭に付必要なる命令をな

板子並品で地方長官の檢印あるもの、五背板、耳板其の他の屑材以外は之を販賣するには商工大臣の許可を要し（軍需は例外とす）

- (二) 又之を其の許可申請書以外の用途に使用することを禁ずる
- (三) 米松原木の製材は「一」商工大臣が前項により指定した用途目的、二第一項「三、四」に該當するもの、三軍需の場合を除き商工大臣の許可を要する
- (四) 及び其の手續等が規定されてゐる。

(70) 硝酸ノ製造ニ關スル件 (昭和十二年十月二十八日)

（要綱）硝酸（濃硝酸）の製造業者は商工大臣の定めた數量を製造することを要する。

(71) 工作機械供給制限規則 (昭和十三年七月二十日)

(要綱)

- (一) 設備たる工作機械三十臺以上を備ふる工作機械（切削研磨用の金屬工作機械）製造業者は兵器又は其の部分品を製造するもの以外のものに對し工作機械を供給することを得ない、但し「(1) 工作機械、(2) 自動車、(3) 鐵道車輛、(4) 鋼船、(5) 鐵山用機械、(6) 製鐵用機械、(7) 大型原動機又は大型電氣機械、(8) 球軸受又はコロ軸受、(9) 工具若しくは其の部分品を製造するもの、二輸出向の場合、三又は特別の事情ある場合に於て商工大臣の許可を受けた場合は此の限でない
- (二) 工作機械の供給を受けた者は商工大臣の許可を受けた場合以外轉賣又は轉用することを禁ず
- (三) 工作機械製造業者は毎月十五日迄に前月の製造、供給數量及び

し得ることとし  
(六) 石炭割當證明書により石炭を販賣したる業者はその販賣の都度その状況を割當證明書に報告すること  
が規定されてゐる。尙附則として本則は昭和十三年十月一日から之を施行することになつてゐる。

別表

- 第一號（配合炭デ切符制度ノ分） 高島炭、崎戸炭、鹿町炭、芳野浦炭、江迎炭、江里炭、矢岳炭、平田山三坑炭、權現山無煙炭、魚貫無煙炭、塔路炭、撫順炭、本溪湖炭、北票炭、密山炭、北樺太炭、大同炭、開平炭、中興炭、井陘炭、其ノ他支那ヨリ輸入スル石炭、佛領印度支那炭
- 第二號（原料炭デ許可制度ノ分） 夕張炭、平和炭、空知炭、新夕張炭、眞谷地炭、大夕張炭、茂尻炭、砂川炭、歌志内炭、上歌志内炭、新歌志内炭、嘉穂炭、平山炭、吉隈炭

(73) 輸出用品等ニ關スル臨時措置ニ關スル件ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (昭和十二年九月二十二日)

（要綱） 本令公布の日から施行される。

(74) 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律ノ規定ニ依ル職務執行ノ證書ニ關スル件 (昭和十三年四月九日)

（要綱） 輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律ノ規定ニ依ル職務執行ノ證書ニ關スル件 (昭和十三年四月九日)

(75) 輸出品用原材料ノ轉用阻止ニ關スル件 (昭和十三年十二月二十九日)

（要綱） 輸出品用原材料ノ轉用阻止ニ關スル件 (昭和十三年十二月二十九日)

- (一) 別掲「輸出品用原材料承認書交付規則（貿易關係六ノ(3)參照）」に依つて交付を受けた承認書を添附して別掲「輸入貨物代金ノ決

濟及外國爲替銀行ノ海外指圖ニ依ル支持ノ制限ニ關スル外國爲替管理法ニ基ク命令ノ件(貿易關係(五)參照)ニ依リ大藏大臣ノ許可を受けて輸入した原材料又は之を以て製造した物品を輸出(關プロックは除く)の目的以外に販賣又は使用することを禁ずる

(二) 尙右に依り原材料を輸入し又は右承認書を他人に譲渡して原材料若しくは物品を購入した場合其の承認書の交付を受けた地方長官に報告するを要する

尙本規則は右承認書交付規則が憲法第九條に依つて制定された爲罰則規定が設けられないので、之に對し「本輸出入品等ニ關スル臨時措置法」第二條の規定を適用せしむべく特に補助的に制定されたもので、従つて前記第一項に違反した者は一年以下の懲役又は五千圓以下の罰金、又第二項の違反者は六月以下の禁錮又は三千圓以下の罰金を科せらるゝ事が主たる目的となつてゐる。

(二) 貿易及關係産業ノ調整ニ關スル件 (昭和十二年八月十四日) 法律第七十三號

【要綱】 現下内外の情況に鑑み、貿易の伸張、國際收支の適合及び物資の需給の調整に資せんが爲、必要に應じ政府に於て輸出又は輸入の制限又は禁止を爲し、且關係業者をして輸出品若しくは輸入品に關する統制をなさしめ得ることに規定したものである。

右法律第七十三號附屬法令

(1) 貿易及關係産業ノ調整ニ關スル件第五條ニ依り輸出品又ハ輸入品ニ關スル業ヲ營ム者及事業ヲ行フ組合ノ範圍 (昭和十二年九月二十五日) 農林省令第二號  
【要綱】 貿易組合、同聯合會、工業組合、同聯合會、商業組合、同聯合會、産業組合、同聯合會である。

れた物品と同一種類でそれに相當する價格の物品を製造(加工を含む)するに要する原材料を輸入する場合其の金額及び種類を認證する書面と明記されてゐる

(二) 承認書は商工大臣の定むるところに依つて地方長官が交付し、商工大臣の指定した物品を輸出又は之を製造した者は右承認書の交付を申請することが出来る

(四) 尙右申請と同時にそれと同等の物品を一定期間内に輸出すべき旨の誓約書を地方長官に提出し

(五) 之を履行したるときは遅滞なく地方長官に届け出で若しその期間の延長等をせんとするときは更に地方長官の承認を要する

(六) 又本承認書は

- (1) 同等の原材料の輸入を委託する場合
- (2) 同等の原材料を購入する場合
- (3) 同等の製品を買受くる場合

以外は之を他人に譲渡することを禁ずる

(七) 一部譲渡等により其の金額を分割せんとするときは分割承認書の交付を地方長官に申請することが出来る

等が規定され、其の施行は昭和十四年一月十日からとなつてゐる。尙本規則は憲法第九條(臣民ノ幸福ヲ増進スルタメノ行政命令)によつて制定されたものであるので、罰則規定を設けられないので別に輸出入品等臨時措置法に依り「輸出品用原材料ノ轉用阻止ニ關スル件」(該當部門に掲記)を發布して、右措置法による罰則の適用を受けることに定められてゐる。

右商工省令第六號附屬法令

(2) 貿易及關係産業ノ調整ニ關スル件ノ一部ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (昭和十二年十二月十八日) 勅令第七百二十一號

(3) 貿易及關係産業ノ調整ニ關スル法律施行期日ノ件 (昭和十二年九月二十四日) 勅令第五百三十四號

(4) 貿易審議會官制 (昭和十二年九月二十四日) 勅令第五百三十三號

(5) 統制協議會規程 (昭和十二年九月二十四日) 勅令第五百三十二號

(三) 重要輸出品取締法 (昭和二十一年五月二十八日) 法律第二十六號

右法律第二十六號附屬法令

(1) 重要輸出品取締法施行規則 (昭和二十一年九月二十六日) 商工省令第八號

改正省令(一)昭和二三、三商工省令第七號 (二)三、六商工省令第二八號 (三)三、七商工省令第四一號 (四)三、一商工省令第九三號

(2) 重要輸出品検査標章 (昭和二十一年十月十日) 商工省令第八十三號

改正省令(一)昭和二三、三商工省令第一二六號 (二)三、三商工省令第一五二號 (三)三、七商工省令第一七二號 (四)三、九商工省令第一八三號

(3) 重要輸出品取締法施行規則第五條ノ規定ニ依ル告示 (昭和二十三年十月一日) 商工省令第二八九號

改正省令(一)昭和二三、二商工省令第三三五號 (二)三、二商工省令第三三七號

(4) 重要輸出品取締法施行規則第十四條第三項ノ規定ニ依ル告示 (昭和二十三年十二月二十九日) 商工省令第三五二號

(四) 輸出品用原材料承認書交付規則 (昭和二十三年十二月二十九日) 商工省令第六號

【要綱】 輸出入の連繫制度(リンク制)に關する規定で、本規則は輸出品の原材料に對し同等の輸入權を認める所謂特殊リンク制で、其の輸出品を指定し、國産品の輸出等には適用されぬことになつてゐる。

(一) 本則では輸出品用原材料承認書とは輸出(關プロックを除く)さ

(1) 輸出品用原材料承認書交付規則第三條第一項ノ規定ニ依ル物品指定 (昭和二十三年十二月二十九日) 商工省令第三五七號

【要綱】 前項承認書交付規則の適用を受ける物品の指定で、麥酒、硬化油、砒酸鉛、青色ソーダ、苛性ソーダ、ソーダ灰、炭化石灰、燐寸、鉛丹、亜鉛華、筆記用インキ、白亜鉛ペイント、寫眞用印畫紙、セメント、硝子板、寫眞用乾板、帶鐵、可鍛鑄鐵製鐵管継手、銅板、黃銅板、蓄電池、セロファン紙、寫眞用フィルム、過燐酸石灰の二十四種であるが、將來漸次追加されるべき見込である。

(五) 關稅定率法中改正法律 (昭和二十三年四月一日) 法律第六十三號

【要綱】 關稅定率法別表輸入稅表中生産、輸入及び需給等の狀況に鑑み、木材の内マツ族及び鐵を含む觸媒は之を無稅とし、金錢登錄機等は稅率を引上げ、又製帽用兎毛の製造に供する兎毛皮の關稅を免除する等必要な改正が加へられた。

右法律第六十三號に附隨して公布されし法令

(1) 大正十年勅令第二百三十八號關稅定率法第九條ニ依ル命令ノ件中改正ノ件 (昭和二十三年四月一日) 勅令第二百一號

(六) 外國爲替管理法 (昭和八年三月二十九日) 法律第二十八號

改正省令(一)昭和一二、八法律第八一號 (二)二、九法律第八七號

【法文】

第一條 政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ左ニ掲グル取引又ハ行爲ヲ禁止又ハ制限スルコトヲ得

一 外國通貨又ハ外國爲替ノ取得又ハ處分

二 通貨、金地金、金ノ合金若ハ金ヲ主タル材料トスル物ノ輸出又



傘、帽子、革及び同製品、木竹類製品、扇子及び團扇、文房具、花  
 菫、野草菫、其の他敷物、水産物(製造物を含む)、乾物、罐詰食  
 物、果實、百合根、除蟲菊及び同製品、自轉車、蔬菜、豆类、人造  
 眞珠、製茶、襪(糸屑、落綿を含む)、人造絹織物(交織物を含む)、  
 同製品及び人造絹糸、雞肉及び雞卵、麥酒、セメント、電球、蓄音  
 器及び同附屬品、石鹼、電線、電信電話機、電池及び電氣機械(器  
 具類を含む)、毛糸、農業用機械器具、漁網(網地を含む)及び漁網  
 用糸、ステープルファイバー、同糸(混紡糸を含む)、同織物(交織  
 物を含む)及び同製品、植物油及び同精、スライドフラスナー、沃  
 度及び沃度化合物、合板(同箱用板を含む)、薄荷油及び薄荷腦(薄  
 荷玉を含む)

(7) 貿易組合法、輸出絹織物取締法又ハ重要輸出品取締法ニ依ル検査  
 ノ手数料ニ關スル件 (昭和十一年九月二十四日)  
 改正沿革(一)昭和一二、九勅令第四八〇號

(8) 貿易組合法施行規則ニ依ル制限 (昭和九年九月十五日)  
 改正沿革(一)昭和九、九勅令第四十九號

【要綱】 商工大臣は輸出組合の組合員及び其の組合の地區内に於け  
 る組合員にあらざる同業者又は之と同様の營業をなすものに對し該  
 組合の統制に従ふべきを命ずることが出来る。その場合豫め組合、  
 統制事項並にこれに従ふべき資格を指定告示することとなつてゐる  
 が、之が指定で現在三十六組合の指定があるが、内本道に關係ある

(八) 輸出補償法 (昭和五年五月十七日)  
 法律第六號  
 改正沿革(一)昭和一二、三法律第二二號

該組合の定むる統制に従はねばならぬ  
 【要綱】 貿易伸張策として輸出業者に對し輸出貿易金融の便益を講ず  
 ることが有效なるは勿論である。特に我が國輸出貿易發達の経路及び  
 輸出品の種類、性質等から見て新市場こそ有望輸出先なのであるが、  
 是等新市場には本邦商社、爲替銀行の支店等の存在するもの尠く、取  
 引相手である當該市場に於ける輸入業者の信用状態が必ずしも明らか  
 でなく、信用状による取引も不可能な場合も多い。斯くの如き場合に  
 於ては爲替銀行は手形の不渡に因り蒙るべき損失を恐れ、是等市場向  
 の輸出手形の買収を躊躇することとなり、爲に輸出貿易金融の圓滑を  
 欠き、延いて輸出貿易の開拓進展を阻碍することとなるので、此の障  
 碍の打開策として右爲替銀行が買取つた輸出手形が萬一不渡となつた  
 場合、政府は之に依る損失を補償することに付いて規定されたのが本  
 輸出補償法である。即ち政府は毎年爲替銀行と包括的補償契約を締結  
 し、其の銀行が商工大臣の指定する地域内の輸出手形を買取り、之に  
 因り損失を蒙つたときは帝國議會の協賛を経たる金額の範圍内で、法  
 律の定むる一定限度内の補償をなすべきことを豫約するのであつて、  
 之に因り我が國輸出貿易は著しく振興し相當の効果を收め來つたので  
 あるが、現下の情勢に鑑み更に之が強化を緊要とされたので、(一)に依  
 つて大要次の如き改正が行はれた。

(一) 補償限度の引上  
 (イ) 單に輸出貿易金融の便益を圖ることを主眼とし政府の補償金も  
 制度上終局に於て再び政府に返還されることを豫想され得るもの

ものは「北海道豆類輸出組合」の青豌豆輸出業者に對し該組合の定  
 むる輸出數量の制限及び之に關する取締に従ふ事。

(9) 貿易組合法ニ依ル重要輸入品指定 (昭和十二年十一月三十日)  
 改正沿革(一)昭和一二、二勅令第三三號

(10) 貿易組合法施行規則第三十一條ノ規定ニ依ル指定 (昭和十三年十二月二十八日)  
 改正沿革(一)昭和一二、二勅令第三三號 (二)一四、二勅令第三七二號 (三)  
 一四、二勅令第三一九號

【要綱】 ゴム類、木材、皮類、工具及び測定用器具  
 (一) 日本雜貨印度輸出組合聯合會をして同所屬組合が印度方面に對  
 する纖維品以外の輸出品に關し統制を行はしむる規定で本道は東  
 京印度輸出組合の區域に屬し同聯合會の統制を受けることになつ  
 てゐる

(二) (一)により日本護謄製品輸出組合地區(内地一圓)内で販賣の目  
 的を以て護謄製品(自轉車用タイヤ)及び中袋並に同護謄製部分  
 品及び附屬品を除く)及び同半製品の輸出をなす者は昭和十四年  
 一月十五日より該組合の定むる統制に従はねばならぬ

(三) (二)により日本毛糸輸出組合の地區(内地一圓)内で毛糸(重量  
 で一割以上の羊毛、山羊毛又は駱駝毛を含む糸)を販賣の目的を  
 以て輸出を爲す者は昭和十四年二月十日より該組合の定むる統制  
 に従はねばならぬ

(四) (三)により日本毛織物輸出組合の地區(内地一圓)内で毛織物(重  
 量に於て一割以上の羊毛、山羊毛又は駱駝毛を含む織物、以下同  
 じ)を販賣の目的を以て輸出を爲す者は昭和十四年二月十日より

即ち甲種補償に付いては從來「百分ノ七十」を「百分ノ八十」と  
 (ロ) 輸出信用保險たる性質が加味され償還金は必ずしも返還を期待  
 され得ない即ち乙種補償に付いては「百分ノ六十」を「百分ノ七  
 十」に各々引上げ  
 (二) 補償料の引上  
 一率に甲種は二割、乙種は三割方を引下げた、今新舊分を對照すれ  
 ば次の通りである

種 別	新 補 償 料	舊 補 償 料	低 減 率
D/A	百圓ニ對シ一日二厘七毛	三厘四毛(年一分二厘五毛)	二十%
	百圓ニ對シ一日一厘(年四厘)	一厘三毛(年五厘)	二十%
D/P	百圓ニ對シ最初三〇日一圓四十錢(月一分四厘)	二圓(月二分)	三十%
	其ノ後ノ期間一日四厘六毛(月一厘四毛)	六厘七毛(月二厘)	三十%
D/A	百圓ニ對シ最初三〇日五十六錢(月五厘六毛)	八十錢(月八厘)	三十%
	其ノ後ノ期間一日二厘三毛(月七毛)	三厘三毛(月一厘)	三十%
約 手 甲 種	百圓ニ對シ一日二厘一毛(年八厘)	二厘七毛(年一分)	二十%
	百圓ニ對シ最初三〇日七	一圓(月一分)	三十%
約 手 乙 種	其ノ後ノ期間一日四厘六毛(月一厘四毛)	六厘六毛(月二厘)	三十%
	外國に於ける爲替管理等に因る損失の補償		



- ⑧ 産業組合中央會ノ設立及事業ニ關スル件 (明治四十二年八月二十一日) (勅令第六百三十三號)
- ⑨ 産業組合自治監査法 (昭和十三年三月十八日) (法律第十五號)

農 業

(四) 臨時肥料配給統制法 (臨時立法) (昭和十二年九月十日) (法律第九十一號)

【要綱】 現在別掲の如く重要肥料業統制法があつて、重要肥料の生産方面は略々完全に統制されてゐるが、配給關係には尙缺陷があり、特に支那事變に關聯してその配給が圓滑を缺き、價格が昂騰し、延いては生産擴充にも影響すべきを慮り、本法が制定せられたのである。本法の主な内容は、

- (一) 政府は肥料の需給の圓滑及び價格の公正を圖る爲に必要な場合は適當の者をして肥料配給統制上必要な事業を行はしめ得ることとし
  - (二) 必要な場合は製造業者に對し右の事業を行ふ者へ肥料を賣渡すことを命じ得ることを定め
  - (三) 更に一般的に肥料の販賣、使用、消費、移動又は輸出入に關し必要な命令を發し得ることとし
  - (四) 尙肥料の製造、取引、保管又は運送を業とする者に對し報告の提出、帳簿の検査等を行ふことを規定し
  - (五) 夫れ等に對する罰則が定められてゐる
- 尙本法は支那事變終了後一箇年以内に廢止さるゝこととなつてゐる。
- 右法律第九十一號附屬法令
- (1) 臨時肥料配給統制法施行期日ノ件 (昭和十二年十一月二十四日) (勅令第六百六十八號) (一月二十五日)

(2) 臨時肥料配給統制法施行令 (昭和十二年十一月二十四日) (勅令第六百六十九號)

- (一) 臨時肥料配給統制法中適當な者をして配給統制上必要な事業を行ふべき肥料の種類は命令を以て定むることとし
  - (二) 其の必要な事業を1肥料製造業者又は其の組織する法人から其の製造又は取扱に係る肥料の買入、2肥料の販賣、3肥料の移輸入、4其の他主務大臣の必要と認むる事業と定め
  - (三) 其の命令を受けたる事業者の業務上の規定並に罰則等が定められてゐる。
  - (3) 粗製加里鹽類ノ輸入及販賣ニ關スル件 (昭和十三年七月十三日) (農林、商工省令第三號)
  - (4) 臨時肥料配給統制法施行規則 (昭和十三年十二月二十七日) (農林、商工省令第六號)
  - (5) 臨時肥料配給統制法第一條第一項ノ規定ニ依ル命令 (昭和十四年二月十四日) (農林、商工省令第一號)
- 【要綱】 政府の適當と認むる者に對し肥料の配給統制上必要な事業を行ふべきことを命じ得る規定で、東京市燐酸肥料配給株式會社に對し過燐酸石灰(重過燐酸石灰を含む)に付昭和十四年二月二十三日より、
- (1) 肥料製造業者又はその組織する法人よりその製造又は取扱に係る肥料の買入

- (ハ)(ロ) 肥料の販賣
- (ハ)(ロ) 肥料の輸出入及び移出入の事業

(6) 臨時肥料配給統制法第一條第三項、第二條及第三條ノ規定ニ依ル命令 (昭和十四年二月十四日) (農林、商工省令第二號)

- (イ) 製造又は取扱に係る肥料を政府の指定する(5)の事業者に賣渡すべきこと
- (ハ)(ロ) 肥料の販賣、使用、消費、移動又は輸出入に關し必要な命令及び肥料の製造、取引、保管又は運送を業とする者に對し(ロ)の事項に付いての報告又は帳簿等の検査に關する事項
- (5)の規定に従ふべきことを命じたものである。

(五) 米穀ノ應急措置ニ關スル件 (臨時立法) (昭和十二年九月十日) (法律第九十號)

- (一) 軍用米穀の調達上必要ある場合は政府は米穀需給調節特別會計に屬する米穀の賣渡を爲し得る途を拓き
  - (二) 又事變に關聯して必要量の米穀を保有する必要ありと認むる場合は勅令の定むる所に依り米穀の買入を爲し得ることとしたもので
  - (三) 是等米穀の賣渡又は買入に關する一切の歳入歳出は米穀需給調節特別會計に屬せしむることになつてゐる
- 右法律第九十號附屬法令
- (1) 米穀ノ應急措置ニ關スル法律施行期日ノ件 (昭和十二年十一月二十七日) (勅令第六百七十二號) (十二月二日)

(2) 米穀ノ應急措置ニ關スル法律ノ施行ニ關スル件 (昭和十二年十一月二十七日) (勅令第六百七十三號)

(六) 臨時馬ノ移動制限ニ關スル件 (臨時立法) (昭和十二年九月十日) (法律第八十九號)

- 【要綱】 地方馬の徵發の結果之が補填の爲馬の移動は相當頻繁に行はれ、將來馬の徵發に支障を生ずる虞あるものは政府は命令の定むる所に依つて之を制限し得る旨を規定したものである。
- 右法律第八十九號附屬法令
- (1) 臨時馬ノ移動制限ニ關スル法律ノ施行期日ノ件 (昭和十二年九月十七日) (勅令第五百一號) (九月十八日)
  - (2) 臨時馬ノ移動制限ニ關スル件施行規則 (昭和十二年九月十四日) (陸軍、農林省令第一號) (改正部令二) (昭和一二、七陸軍、農林省令第一號)
- 【要綱】
- (一) 地方馬の移動範圍を町村單位とし
  - (二) 牛馬商、畜産組合其の他營利を目的としない法人等が馬の移動を行はんとするときは市町村長の許可が要る
  - (三) 又地方長官は徵馬管區を管轄する師團長と協議して其の移動頭數の限度その他に付いて豫め町村長に指示することになつてゐる
  - (四) 但し1明四歳以下、2明十八歳以上、3皇族用、外國使臣用、郵便用、公認種馬等は除外されてゐる
  - (3) 徵馬管區ニ所屬セザル地域ニ飼養場所ノ在ル馬ノ移動制限ニ關スル件 (昭和十三年五月十七日) (陸軍、農林省令第一號)
- 【要綱】 北海道國後、色丹、紗那、擇捉、藥取及び奥尻各郡、鹿兒島縣大島郡、沖縄縣全部に飼養場所の在る馬を其の地域外に移動せしめんとするときは地方長官の許可が要る。



(七) 臨時農林省二臨時農村対策部ヲ設置スルノ件

【要綱】 時局に伴なふ重要農林、水産物の生産の維持増進に關する綜合計畫並に農林、水産業の經營に必要な物資の配給及び努力の需給調整に關する事務を掌る爲に臨時的に設置さるゝもので、部長は農林次官が充てられてゐる。

【要綱】 時局に伴なふ重要農林、水産物の生産の維持増進に關する綜合計畫並に農林、水産業の經營に必要な物資の配給及び努力の需給調整に關する事務を掌る爲に臨時的に設置さるゝもので、部長は農林次官が充てられてゐる。

(八) 飼料配給統制法 (昭和十三年三月三十一日)

【要綱】 飼料配給の現状に鑑み飼料の需給の圓滑及び價格の公正を圖る目的を以てこれが配給統制を行ふため、政府の適當と認める者に對し飼料の配給統制上必要な事業を行ふべきことを命じ得ることとし、その他政府は飼料配給に關し特に必要あるときは飼料若しくは飼料に用ひ得る物の輸出入又は飼料の販賣若しくは使用に關し必要な命令を爲すことを得る等が規定されてゐる。

右法律第三十九號附屬法令

- (1) 飼料自給獎勵規則 (農林省令第十三號)
- (2) 飼料配給統制法施行ノ期日 (昭和十三年十月十二日)
- (3) 飼料配給統制法施行令 (昭和十三年十月十二日)
- (4) 飼料配給統制法施行規則 (農林省令第三十六號)
- (5) 飼料配給統制規則第十四條及第十五條ノ規定ニ依り報告ヲ爲スベキ者ノ指定 (農林省令第三十八號)
- (6) 飼料輸入制限規則 (農林省令第四十二號)

(九) 農地調整法 (昭和十三年四月二日)

【要綱】 農地の所有者及び耕作者の地位の安定及び農業生産力の維持

(一) 獎勵金は次の費用又は補助金に對して道府縣に交付する

- (イ) 技術員の設置に要する道府縣の費用
- (ロ) 農産工業用農作物の改良、増殖に關する試験に要する道府縣の費用
- (ハ) 原種圃の經營に要する道府縣の費用又は補助金
- (ニ) 苧麻苗又は亞麻種子等の購入、配付に付要する道府縣の費用又は補助金
- (ホ) 棉其の他の新作物の試作を助成する爲道府縣の交付する補助金
- (ヘ) 農産工業設備に付道府縣の要する費用又は補助金
- (ト) 酒精原料農作物の配給又は配給斡旋等を助成する爲の補助金等

(三) 右獎勵金の交付を受けた場合は其の事業成績、收支決算等を報告し又之を命ずること

(二) 農林計畫委員會官制 (昭和十三年十二月二十二日)

【要綱】 農林大臣の監督に屬し、時局に伴なふ重要農林、水産物の生産の維持増進に關する綜合計畫、農林、水産業に必要な物資の配給及び努力の需給の調整並に農山漁村の經濟更生に關する重要事項を調査審議する。會長は農林大臣とし、委員は四十五名、外に臨時委員及び専門委員を置くことを得る等が規定されてゐる。

(三) 硫酸アンモニア配給豫備貯藏規則 (昭和十二年八月二十七日)

【要綱】 硫酸アンモニアの配給の不圓滑及び價格の暴騰を防止する爲營利を目的とし、肥料取扱團體が農林大臣の許可を受け、その配給豫備貯藏施設をなす場合は、政府は豫算の範圍内に於て助成金及び補助金を交付するに付いて規定したものである。

増進を圖り、以て農村の經濟更生及び農村平和の保持を期するため農地關係の調整をなすを以て目的として制定されたもので、特に支那事變による應召者等特別の事情ある農家のために應急的措置を加味されたものが多分に含まれてゐる。

(一) 兵役その他特別の事情ある農家のための農地の管理又は買収に關する事項

(二) 農村經濟更生のための道府縣、市町村等の團體による自作農の創設、維持に要する土地の所得又は使用に關する事項

(三) 自作農創設、維持事業に依り創設、維持せられた自作地の保全に關する事項

(四) 農地の貸借の存続、消滅に關する事項

(五) 小作關係その他農地の利用に關する爭議の調停に關する事項及び

(六) 農地委員會に關する事項

等に關し規定されてゐる。

右法律第六十七號附屬法令

- (1) 農地調整法施行令 (昭和十三年七月二十九日)
- (2) 農地調整法施行規則 (農林省令第三十二號)
- (3) 農地調整法施行ニ關スル件 (昭和十三年九月八日)
- (4) 農地調整法施行規則第六條ノ特ニ定ムル自作農創設、維持ノ事業ニ關スル件 (農林省令第三十三號)

(五) 農産資源開發獎勵規則 (昭和十三年七月九日)

【要綱】 農林大臣は農産資源の開發を獎勵する爲毎年度豫算の範圍内で獎勵金を交付し得る

(三) 農業保險法 (昭和十三年四月二日)

【要綱】

(一) 都市區域の農業保險組合をして元受保險事業の經營に當らしめ、道府縣區域の農業保險組合聯合會をしてその再保險事業を行はしめ更に政府が之を管掌する三段の構成とし

(二) 保險の對象となる農作物は當分水稻、桑及び麥類とし

(三) 其の災害に付いては全般的に風水害、旱害、雹害の外水稻に付いては一定の植物病、麥類に付いては雨害及び濕害をも認められ

(四) 保險金額は水稻は反當自作二十圓、小作十圓、地主十圓、桑は自、小作共各二十圓、麥類は自、小作共各十圓と定め

(五) 保險料金は各町村又は部落別に大正七年以降の被害統計を基準としこれに氣象、地勢、用水等の狀況を考慮して定めた料率を更に通常のものに異常のものに別ちそれによつて算定することとし

(六) 損害の評価は農業技術者及び經驗的技術を有する農家を以て組織する損害評價委員會をして當らしむることとし

其の他強制の制度、共済の制度、政府の助成等に關する事項が規定されてゐる。

右法律第六十八號附屬法令

(1) 農業保險法施行令 (昭和十三年十二月二十三日)

(2) 農業保險法施行規則 (農林省令第九號)

(三) 馬ノ生産率増進施設獎勵規則 (昭和十三年五月十六日)

【要綱】 馬の生産率増進に關する施設を獎勵する爲、毎年度豫算の範圍内で道府縣、畜産組合、同聯合會又は農林大臣の適當と認むる團體に對し次の費用に對して獎勵金を交付する。

- (一) 専任技術員設置に要する費用
  - (二) 診断、治療等の爲に必要な器具機械及び消耗品の購入費用
  - (三) 助手傭人に要する費用
  - (四) 講習會、講話會其の他適當と認むる施設に要する費用
  - (五) 一により奨励金の交付を受けざる技術員の指導旅費
- の五種で、(一)は全費用の三分の二、其の他は二分の一を限度としてゐる。

(三) 米穀統制法 (昭和八年三月二十九日)  
改正沿革(一)昭和一一、五法律第二十四號

- 【要綱】米穀の數量又は市價を調節してその統制を圖る爲に政府の採るべき措置に付いて規定された法律で、
- (一) 先づ機宜に應じ米穀の買入及び賣渡を行ふことを得ると規定し勅令の定むる所に依り毎年米穀の生産費、家計費及び物價等を參酌して最高、最低價格を公定公示すること
  - (二) 内外地を含む米穀の移動を月別平均的ならしむるため勅令の定むる所によりその出廻りに於て買入又出廻期後に於て賣渡をなすこと
  - (三) 災害、事變其の他避くべからざる事由で米穀の配給上特に必要ありと認むる場合は勅令の定むるところに依り所有米穀の總數量から最高價格を維持する爲に必要な數量を控除した範圍内で米穀の賣渡をなすこと
  - (四) 所有米穀の貯蔵、買換、交換、加工及び整理の爲にする賣渡並に輸入を目的とする買入及び輸出を目的とする賣渡をなすこと(以上三項の取引價格は時價に準據して定むること)
  - (五) 米穀の輸出入は勅令に別段の定めある以外は政府の許可を要し

- (七) 勅令の定むる所により統制の必要上米穀、粟、高粱、黍、小麦又は小麦粉に對し期間を指定して輸入制限及び輸入税の増減、免除を行ひ得ること
- 其の他必要なる事項の調査、報告、臨檢、検査等に關する規定及び罰則が掲げられてゐる。

右法律第二十四號附屬法令

- (1) 米穀統制法施行令 (昭和八年十月二十三日)  
改正沿革(一)昭和一一、九勅令第三〇八號 (二)一、九勅令第三二七號
- (2) 米穀統制法施行規則 (昭和八年十月二十四日)  
改正沿革(一)昭和一一、二農林省令第二二號 (二)二、六農林省令第二四號
- (3) 米穀統制法施行令第八條ノ規定ニ依ル買入又ハ賣渡ニ付受渡地ニ指定シタル場合ニ於テ當該米穀ノ最低價格又ハ最高價格ヨリ控除スル金額 (昭和八年十一月一日)  
改正沿革(一)昭和九、一農林省令第三三號 (二)九、二農林省令第三八號
- (4) 米穀統制法施行令及同施行規則ノ規定ニ依リ市場並ニ銘柄及等級指定 (昭和八年十一月一日)  
改正沿革(一)昭和九、一農林省令第四一號 (二)二、二農林省令第四一八號
- (5) 米穀統制法施行令第五條ニ依ル地方主要米穀集散地指定 (昭和八年十月二十七日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第四八號 (中略) (二)九、二農林省令第一七號
- (6) 米穀統制法ニヨリ米穀ノ買入又ハ賣渡ヲ行フ場合ニ於ケル受渡倉庫 (昭和八年十一月一日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第四八號 (中略) (二)九、二農林省令第一七號

- (7) 米穀統制法ノ公定價格ニ依ル賣渡及買入ノ心得書 (昭和八年十一月一日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第四八號 (中略) (二)九、二農林省令第一七號
- (8) 米穀統制法ノ一部ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (昭和八年十月二十三日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第三一九號 (中略) (二)二、二勅令第七四七號 (三)一、三、二勅令第七八一號
- (9) 米穀統制法第九條ノ規定ニ依リ米穀其ノ他ノ輸入税增加ノ件 (昭和八年十月二十三日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第三一九號 (中略) (二)二、二勅令第七四七號 (三)一、三、二勅令第七八一號
- (10) 米穀事務所設置 (大正十三年十二月二十日)  
改正沿革(一)大正一四、一農商務省令第二〇號 (中略) (二)九、二農林省令第九〇號
- (11) 家計米價ノ算定ニ用フベキ米穀統制法施行令第六條第二項ノ割合所一箇所がある。
- (12) 米穀買入手續 (大正十年五月三十一日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第三二七號 (二)九、二農林省令第三二七號
- (13) 米穀ノ買入代價ニ對シ金利加算ニ關スル件 (昭和八年十二月二十七日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第三二七號 (二)九、二農林省令第三二七號

- 【要綱】 本法で云ふ漁業組合とは、漁業法の規定により一定地區内に住所を有する漁業者が行政官廳の許可を受けて組織し、漁業權若しくは入漁權を取得し、又は漁業權の貸付を受けて組合員の漁業又は其の經濟の發達に必要な共同の施設を爲すを目的とする「漁業組合」及
- (1) 漁業組合及漁業組合聯合會事務取扱方 (廳府縣) (昭和九年八月七日)  
改正沿革(一)昭和一一、九農林省令第一〇號
  - (2) 漁業組合ノ組合員タルコトヲ得ザル者ヲシテ利用セシムルコトヲ得ル施設、出資及剩餘金配當等ニ關スル件 (昭和九年七月二十五日)  
改正沿革(一)昭和一一、六農林省令第二二號 (二)一、三、一〇農林省令第三七號
  - (3) 漁業組合經費豫算書及經費決算書ノ方式 (明治四十四年二月十日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第三二七號 (二)九、二農林省令第三二七號
  - (4) 樺太ニ於ケル漁業組合ニ關スル件 (昭和十年四月六日)  
改正沿革(一)昭和八、一農林省令第三二七號 (二)九、二農林省令第三二七號
- 【要綱】 樺太に於ける漁業組合及び同聯合會に關しては、漁業組合令に依りその登記期間は同令の定むる二倍とし、同令中農林大臣及び地方長官とあるは樺太廳長官とし、北海道廳又は府縣、支廳長とあるは樺太廳支廳長として取扱ふことになつてゐる。
- (七) 畜産組合法 (大正四年一月十四日)  
改正沿革(一)大正一四、三法律第一號

【要綱】

- (一) 家畜(牛、馬、羊、豚)を飼養する者は畜産上の改良、發達を圖り組合員の利益を増進する目的を以て郡市の區域に依り組合員の資格あるもの三分の二以上の同意を得て定款を作り地方長官の認可を受けて畜産組合を設置することが出来る
  - (二) 組合が成立した場合はその地區内の有資格者は總べて組合員とする
  - (三) 畜産組合は營利事業を爲すことを得ない
  - (四) 地方長官必要ありと認められた場合は組合に對して種畜の供給、種付、家畜の系統若しくは能力の登録、家畜衛生に關する施設又は家畜市場の開設を命ずることが出来る
- 其の他組合の組織、運営、會計、監督、取締上の規定及び罰則が掲げられてゐる。
- 右法律第一號附屬法令
- (1) 畜産組合法施行規則 (大正四年七月三十一日) (農商省令第十七號)
  - 改正附屬令(一)大正一四、七農商省令第二二號
  - (2) 畜産組合及畜産組合聯合會事業報告書記載事項、經費ノ收支豫算書、收支決算書、組合員名簿及會計帳簿ノ様式 (大正十四年七月十三日) (農林省告示第六十五號)
  - (3) 畜産組合指導員設置助成規則 (昭和十二年七月二十八日) (農林省令第三十號)

工業

(六) 人造石油製造事業法 (昭和十二年八月十日) (法律第五十二號)

【要綱】 我が國に於ける液體燃料供給の實狀に鑑み人造石油製造事業の確立を圖り、以て液體燃料の供給を確保することは産業上、國防上

- (九) 業務及び財産關係の報告、命令、検査等につき規定し
- (三) 公益又は軍事上必要な場合は適當の措置を命じ得ることとし
- (二) 更に緊急の場合は政府に於てその貯油を強制的に購入し得ることに定め

- (三) 其の他役員に對する命令、處分等に關する規則が設けられてゐる
- (三) 尙右許可又は命令を發する場合には液體燃料委員會(石油業法による石油業委員會は解消され總べて右燃料委員會によることになつた)の議を経ることに定められてゐる

- 右法律第五十二號附屬法令
- (1) 人造石油製造事業法施行ノ期日 (昭和十三年一月二十二日) (昭和十三年一月二十二日) (勅令第四十號)
- (2) 人造石油製造事業法施行令 (昭和十三年一月二十四日) (昭和十三年一月二十四日) (勅令第四十一號)
- (3) 人造石油製造事業法施行規則 (昭和十三年一月二十四日) (昭和十三年一月二十四日) (商工省令第一號)
- 改正附屬令(一)昭和二三、一〇商工省令第九一號
- (4) 人造石油製造事業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件 (昭和十三年一月二十四日) (昭和十三年一月二十四日) (勅令第四十六號)

(五) 製鐵事業法 (昭和十二年八月十三日) (法律第六十八號)

【要綱】 我が國に於ける鐵鋼供給の現狀に鑑み製鐵事業に適當な統制を加へて、以てその健全なる發達を圖ることは産業上及び國防上喫緊の要務であるので、斯業の保護助長を圖ることを主眼として制定されたものである。

- 右法律第六十八號附屬法令
- (1) 製鐵事業法施行期日ノ件 (昭和十二年九月二十日) (昭和十二年九月二十日) (勅令第五百六號)
- (2) 製鐵事業法施行令 (昭和十二年九月二十日) (昭和十二年九月二十日) (勅令第五百七號)
- (3) 製鐵事業法施行細則 (昭和十二年九月二十一日) (昭和十二年九月二十一日) (商工省令第二十號)

喫緊の要務なので、本法は、

- (一) 先づ其の事業の重要性から見て之を許可制度(事業の創設、廢止、休止、讓渡、合併、解散等)としその事業者の範圍は帝國臣民に限定し
- (二) 事業の種類は
  - (イ) 石炭又は亞炭の低溫乾溜事業
  - (ロ) 石炭又は亞炭の液化事業
  - (ハ) 石炭又は亞炭より生成するターールの水素添加事業及び石炭又は亞炭より生成するガス若しくは天然ガスを原料とする石油合成事業
- (三) 三種とし尙その最低工場規模を限定し
- (四) 次に保護及び助成に付いては先づ會社に對しては十年間所得税、營業收益税及び地方税を免除し
- (五) 更に政府の認可を受けて輸入した機械等には七年間輸入税を免除することとし
- (六) 生産費と天然石油との市價の關係等を考慮し之に相當利益をも參酌して適當の助成金(生産費と市價との差額)を交付することに定め
- (七) 資金調達上の特典として事業を擴張する場合には株式全額拂込前でも増資を認め又拂込資金の二倍以内の社債の發行が認容されて居り
- (八) 土地收用法の適用をも認めてゐるが
- (九) 一方その監督上では事業計畫を認可とし政府は必要により之が變更を命じ得ることとし

(四) 製鐵事業委員會官制 (昭和十二年九月三十日) (勅令第五百六十八號)

(三) 工業、工藝、醫藥用金地金拂下規則 (昭和十二年八月二十四日) (大藏省令第三十三號)

- (一) 工業、工藝又は醫藥の用に供する爲必要な金地金は資金特別會計の保有する金地金の中から日本銀行に拂ひ下げ
- (二) 日本銀行は其の價格及び手續等に付大藏大臣の承認を受け之を必要とする者に賣却する
- 等が規定されてゐる。

(二) 工作機械製造事業法 (昭和十三年三月三十日) (法律第四十號)

- 【要綱】 工作機械製造事業は國防上緊急缺くべからざる事業であるとともに、一般機械工業の基礎たる工業として我が國内外の情勢から見て之が振興を圖る必要があるので本法の制定を見るに至つた。即ち本法は、
  - (一) 事業は許可制とし
  - (二) 所得税其の他諸税の免除、補給金或は獎勵金の交付等種々保護獎勵の方策を講じ
  - (三) 一面政府は公益上必要な場合は工作機械の販賣價格又は販賣條件の變更命令或は需給調整上必要な命令を發し
  - (四) その他必要な指導、監督方法を定め
- 以て斯業の適正なる發達を圖るを主眼としたものである。

- 右法律第四十號附屬法令
- (1) 工作機械製造事業法施行令 (昭和十三年七月九日) (昭和十三年七月九日) (勅令第五百號)
- (2) 工作機械製造事業法施行規則 (昭和十三年七月九日) (昭和十三年七月九日) (商工省令第五十號)

(三) 航空機製造事業法 (昭和十三年三月三十日) 法律第四十一號

- (1) 航空機製造事業法施行令 (昭和十三年八月二十七日) (物令第六百七十七號)
- (2) 航空機製造事業法施行規則 (昭和十三年八月二十七日) (政令第六十九號)
- (3) 航空機製造事業法施行ニ關スル件 (昭和十三年八月三十日) (陸軍省令第三十四號)
- (4) 航空機製造事業委員會官制 (昭和十三年八月三十日) (物令第六百九十九號)
- (5) 航空機技術委員會官制 (昭和十三年八月三十日) (物令第六百九十號)

(三) 自動車製造事業法 (昭和十一年五月二十九日) 法律第三十三號

- 右法律第三十三號附屬法令
  - (1) 自動車製造事業法施行令 (昭和十一年七月十日) (物令第七十號)
  - (2) 自動車製造事業法施行規則 (昭和十一年七月十日) (商工省令第六號)
  - (三) 機械工業成所規程 (昭和十三年四月一日) (商工省令第十三號)
- 【要綱】工業生産力の擴充に伴ひ特に不足を來してゐる機械工作に關する技能を授け、兼て精神の鍛鍊をなすを目的とし、製圖科、旋盤科、仕上科、フライス盤科、銼接科、鍛工科、木型科及び鑄工科に別れ、各科に本科と専攻科を置き、本科は十七歳以上二十五歳以下の男子で、中學校若しくは甲種實業學校卒業者を入學資格者とし修業期間一箇年、専攻科は本科卒業者を收容し、修業年限は六箇月とする。其の他授業科目、時間等が規定されてゐる。
- 右省令第十三號に關係ある法令
- (1) 機械工業成所官制 (昭和十三年三月三十一日) (物令第六十三號)
  - 【要綱】商工大臣の管理に屬し、技師五(所長を含む)、屬三、技手二十四名を置くこととし、外に學識經驗者から成る商議員を設置す

(三) 硫酸アンモニア増産及配給統制法 (昭和十三年四月二日) 法律第七十號

- 【要綱】我が國に於ける硫酸アンモニア消費増加の趨勢は極めて著しいので、これに對應して生産の擴充を圖り供給を潤澤ならしめ、その配給統制機構を確立する目的で立法されたもので、
  - (一) 民間事業者で新設又は増設する者に對しては一定年間諸税及び器具機械の輸入税の免除をなし資金調達等にも便宜を與へ
  - (二) 新に資本金一千萬圓の日本硫酸株式會社を設立せしめ保護助成をなしてその確立を保證し一面政府の指導、監督下に置いて配給統制に當らしめ尚必要な場合には製造をも行はせることになつてゐる
- 右法律第七十號附屬法令
- (1) 硫酸アンモニア増産及配給統制法施行令 (昭和十三年七月九日) (物令第四百九十六號)
  - (2) 硫酸アンモニア増産及配給統制法施行規則 (昭和十三年七月九日) (商工、農林省令第一號)

(三) 重要肥料業統制法 (昭和十一年五月二十九日) 法律第三十號

- 【要綱】重要肥料(命令を以て定められたるもの)硫酸アンモニア、2石灰窒素、3過磷酸石灰、重過磷酸石灰を含む)の需給の圓滑、價格の公正を圖り、肥料製造業及び農業經營の改善、發達を圖る爲に設けられた法律で、
- (一) 肥料製造業者は各種類別に組合を結成し各組合は
- (イ) 製造總量及び各組合員に對する制當の決定、肥料の販賣價格の決定其の他生産又は販賣に關する決定
- (ロ) 肥料の委託

(ハ) 組合員の肥料製造業に必要な物の供給

- (ニ) 其の他組合の目的達成上必要な事業を営み
  - (三) 尙右統制決定は實施前政府の承認を得ることとし
  - (四) 生産、販賣、輸出入等に付いての協定には政府の許可を要することと定め
  - (五) 政府の諮問に應ずる爲重要肥料委員會を設置し
  - (六) 其の他組合の組織、役員、監督、罰則等に付規定されてゐる
- 右法律第三十號附屬法令
- (1) 重要肥料業統制法施行規則 (昭和十一年十一月十一日) (商工、農林省令)
  - (2) 重要肥料業統制法施行規則ノ證票ニ押捺スベキ商工省印及農林省印 (昭和十二年二月九日) (商工、農林省令第一號)
  - (3) 硫酸アンモニア輸出入許可規則 (昭和十二年三月十五日) (商工、農林省令第一號)
- 改正省令(一)昭和六、二商工、農林省令第二號
- 【要綱】硫酸アンモニアは昭和十五年十二月三十一日迄は商工、農林兩大臣の許可を受けなければ輸入することが出来ぬ。

(三) 工業組合法 (大正十四年三月三十日) 法律第二十八號

- 改正省令(一)昭和六、四法律第六二號 (二)八、三法律第二〇號 (三)二、八法律第七五號
- 【要綱】工業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て工業組合を設立することを認め
- (一) 工業の改良發達を圖る爲共同の施設を爲す目的を以て工業組合を設立することを認め
- (二) その事業は
- (イ) 組合員の製品、原料若しくは材料又は製造若しくは加工設備に對する検査、取締、事業經營に對する制限

(ハ) 組合員の製品の加工又は販賣、營業に必要な物の供給、共同設備の施設

- (ニ) 營業に關する指導、研究、調査
  - (ハ) 資金の貸付、債務の保證又は貯金の受入とし
  - (三) その他その組織、指導、監督、取締
- 等につき規定されてゐるが、今回更に本法の適用範圍を擴張し、統制を主とする工業組合の制度を認め、以て組合の統制組織の擴充及び統制確保の方法を講じ、同時にその監督規定が強化された。
- 右法律第二十八號附屬法令
- (1) 工業組合法施行規則 (大正十四年八月二十八日) (商工省令第七號)
  - (2) 工業組合法及同法施行規則施行ニ關シ取扱方 (昭和十二年八月三十日) (商工省令第五號)
  - (3) 工業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件 (昭和六年六月二十七日) (勅令第五百五十三號)
  - (4) 工業組合法第一條第一項ノ規定ニ依ル重要工業產品指定 (昭和六年六月二十九日) (商工省令第三十二號)
- 改正省令(一)昭和六、六商工省令第六號 (二)八、五商工省令第三號 (三)二、八商工省令第一七號

(三) 工業組合法第一條第一項ノ規定ニ依ル重要工業產品指定

- 改正省令(一)昭和六、一〇商工省令第五三號 (中略) (二)二、一商工省令第二號
- 【要綱】指定品目——綿織物(交織物を含む)、絹織物(交織物を含む)、毛織物(交織物を含む)、麻織物(交織物を含む)、人造絹織物(交織物を含む)、布帛製品、莫大小及び同製品、金屬製品、自轉車、時計、電球、陶磁器、燐寸、護謄製品、セルロイド製品、紙及び同製品、燐酸肥料、インキ、珐瑯磁器、硝子製品、漆器、眞田、玩具、鈕釦、扇子、帽子、鉛筆、人造眞珠、傘、水晶製品、製麵、罐頭食品、木竹製品、蘭庭及び野草庭、水筒及びグリニコース、印刷物、

乾麵飽、製氷、除蟲菊製品、石灰、木蠟、内燃機油、懷爐灰、皮革及び同製品、摺糸、瓦、煉瓦、藥品、味噌、醬油、度量衡器及び計量器、清涼飲料水、石鹼、珽瑠製品、綿フェルト、線香、煉炭、澱粉、製綿、凍豆腐、植物油及び同油粕、墨及び墨床、染糸、晒糸、スレート製品、乾電池、フェノール樹脂製品、製粉、人造バター、電解錫、獸油脂及び同油脂、紡毛糸、麴、洋燈、機械器具、樟腦及び樟腦油、棕櫚製品、椰子製品、金屬箔、蒲鋒類、フイツシユミール、山葵製品、梅實製品、石粉、麻製品、製材、藁製品、擬革及び同製品、油及び脱油粕、加工食料品、履物、化粧品、食鹽、石材加工品、木造船、墨、魚網、絲、織物、顔料及び塗料、身邊粧飾用品、石綿製品、石綿スレート製品

(5) 工業組合法第九條第二項ノ規定ニ依ル重要輸出品指定

(昭和六年六月二十九日)  
(商工省告示第三十三號)

〔要綱〕 綿織物(交織物を含む)、絹織物(交織物を含む)、毛織物(交織物を含む)、人造絹織物(交織物を含む)、布帛製品、莫大小及び同製品、金屬製品、自轉車、時計、電球、陶磁器、構寸、護謄製品、セルロイド製品、紙及び同製品、磷酸肥料、インキ、珽瑠鐵器、硝子製品、漆器、眞田、玩具、鈕釦、扇子、鉛筆、人造眞珠、傘、水晶製品、蘭建及び野草建

(6) 工業組合法施行規則第二十條ニ依ル指定 (昭和八年四月五日)  
(商工省告示第十五號)  
改正沿革(一)昭和八、四商工省告示第一七號(中略) (元)一三、一〇商工省告示第一三〇二號(四)一三、二商工省告示第三六七號

〔要綱〕 右第二十條は組合地區内に於て組合員たる資格を有する者(未加盟の同業者)に對し組合の定むる取締又は制限に従ふべき場合を規定したもので、現在三十九組合が指定されてゐるが、内本道分

は札幌、旭川のニスキー工業組合で、同地區内の同業者は該組合の定むる製品の検査及び之に關する取締に従ふことになつてゐる。

(7) 工業組合中央會ノ設立ニ關スル件 (昭和八年五月二十日)  
(勅令第四百二十二號)

(六) 鐵ノ輸入税免除ニ關スル件 (昭和十二年八月十一日)  
(法律第五十七號)

〔要綱〕 特殊鋼、鐵の筒及び管を除く鐵全般に對し本法施行の日(即日施行)から昭和十四年六月三十日迄輸入税を全免する。只政府に於て特に必要ありと認める場合は物品を指定し之を短縮することが出来る。

右法律第五十七號附屬法令

(1) 鐵ノ輸入税免除ニ關スル法律ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (昭和十二年八月十一日)  
(勅令第四百十七號)

鑛業

(五) 産金法 (昭和十二年八月十一日)  
(法律第五十九號)

〔要綱〕 從來日本銀行をして行はしめて居つた産金の買入を全部政府に於て行ふ事に改むるとともに、時局に鑑み産金の増加を圖る事が緊急事であるので、之に關する事項が規定されてゐる。即ち、

(一) 含金鑛物、砂金又は製鍊の過程にある含金物を取扱した者は之を金地金(品位千分中九百九十以上)に製鍊して政府に賣却するか或は政府の指定した製鍊業者又は買入業者に賣却するを要する

(二) 金の製鍊又は金鑛の買入を業とせんとする者は政府の許可が要る

(三) 金製鍊業者及び金鑛採掘業者は事業計畫を定め政府に届け出で政府は又必要に應じ増産其の他に關し必要なる事項を命ずることが出来る

(四) 政府は公益上必要ありと認むるときは前記金鑛の取引につき必要な命令を發し得ることとし

(五) 前記業者の業務、財産につき報告を徴し又は検査を爲し或はその業務、會計等につき監督上必要な命令をなし又は處分を命じ得

(六) 又金の價格、金の使用制限等に關しても必要な命令を發し更に金貨幣、金地金その他金を主たる材料とするものの移動につき報告を徴し又は検査をなし得ることとし

(七) 以上各命令は別に設置する金委員會の議を経て行ふこととし

(八) 助成方法として

(一) 器具機械等については五箇年間輸入税を免し

(二) 豫算の定むる範圍内で獎勵金を交付し得ることとなつて居り

(三) 其の他罰則が規定されてゐる

右法律第五十九號附屬法令

(1) 産金法施行令 (昭和十二年八月二十四日)  
(勅令第四百五十四號)

(2) 産金法施行規則 (昭和十二年八月二十四日)  
(商工省令第十六號)

(3) 産金買上規則 (昭和十二年八月二十四日)  
(大藏省令第三十二號)

改正沿革(一)昭和二三、五大藏省令第二五號

〔要綱〕 産金法で規定された金地金の買上に關する事務は日本銀行本、支店で取扱ひ、その地金の品位は千分中九百九十以上のものであることに付造幣局の證明あるものに限り之が買上の手續等につき規定が掲げられてゐる。

(4) 金使用規則 (昭和十二年十二月二十八日)  
(大藏省令第六十號)

改正沿革(一)昭和二三、八大藏省令第五一號

〔要綱〕

(5) 産金獎勵規則 (昭和十二年十月一日)  
(商工省令第二十二號)

等の規定が掲げられてゐる。

⑥ 産金奨励規則ニ依リ貸與スベキ鑿岩機用機械器具類指定

(昭和十三年一月二十二日) (商工省告示第十號)

⑦ 産金法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件

(昭和十二年十一月二十七日) (物令第六十八號)

⑧ 金委員官制 (物令第六十七號)

(要綱) 會長大藏大臣、副會長商工次官、委員十五名以内で組織する。

⑨ 産金法第十二條ノ規定ニ基テ命令ノ件

(昭和十三年五月二十六日) (大藏省令第二十九號)

⑩ 産金法ニ依リ政府ニ賣却スベキ金地金ノ買上價格

(昭和十三年五月二十二日) (大藏省告示第百二十一號)

(11) 産金法第三條ノ規定ニ依ル合金鑛産物買入業ノ免許

(昭和十三年十月二十九日) (商工省告示第百二十五號)

(要綱) 純金の量目一グラムに付三四八十五錢(公布の日から施行する)

(12) 産金法第四條ノ規定ニ依ル金製鍊業廢止ノ件許可

(昭和十三年十月二十九日) (商工省告示第百二十六號)

(要綱) 北海道名寄町島田千代松(砂金)、小樽市宮下藤吉(砂金)、(外東京市一名)

(三) 石油資源開發法

(昭和十三年三月二十八日) (法律第三十一號)

【要綱】 本邦に於ける液體燃料供給の實情に鑑み國內石油資源の開發を圖り、液體燃料の供給を確保することは産業上及び國防上緊要なので、從來實施して居つた石油試験助成制度を強化擴大し、併せて石油資源の開發を合理的、經濟的に促進する方法を規定し、更に軍事上必

要なる場合は採油の制限又は増産を命じ得ることを規定してある。

右法律第三十一號附屬法令

(1) 石油資源開發法施行規則 (昭和十三年七月三十日) (商工省令第七十二號)

(2) 石油資源開發法施行規則第六條第一項ノ規定ニ依ル昭和十四年度ニ於ケル試験ノ地域及深度ノ指定 (昭和十三年十二月二十九日) (商工省告示第百七十七號)

【要綱】 試験助成金の交付につき其の試験地域及び深度の指定で、同所に於ける試験計畫が適當と認めらるゝ場合に右助成金が交付される。今回の指定は全國で百三十地域であるが、内北海道分は次の二十二地域である。

地 域	深 度
新十津川村字西徳富	五〇〇
稚内町字聲間	一、二〇〇
稚内町字チカツブ	一、五〇〇
稚内町字更喜苦内	一、一〇〇
稚内町字上聲間	五〇〇
幌延村字幌延	一、五〇〇
幌延村字豊富	一、一〇〇
幌延村字北豊富	一、五〇〇
天鹽町字川口	一、五〇〇
天鹽町字床内	一、一〇〇
天鹽町字更岸	一、一〇〇
遠別村字宇都	一、一〇〇
新十津川村字西徳富	五〇〇
石狩町字美登位	五〇〇
當別村字中小屋	一、一〇〇
岩見澤町	一、五〇〇
栗澤村字清眞布	一、一〇〇
厚真村字幌内	五〇〇
厚真村字トニカ	一、一〇〇
穂別村字似漣	四〇〇
新冠村	五〇〇
千歳村、安平村	五〇〇
森町字鷺ノ木	五〇〇

(三) 重要鑛物増産法

(昭和十三年三月二十九日) (法律第三十五號)

【要綱】 現下の時局に鑑み重要鑛物の増産を圖る爲、重要鑛物を目的とする鑛業権者及び砂鑛権者に對し其の權利の行使を促し、錯雜併在

(三) 鑛業法

(明治三十八年三月八日) (法律第四十五號)

改正沿革(一) 明治四〇、四法律第一〇號 (三) 四三、三法律第一〇號 (四) 四四、三法律第九號 (五) 大正一、三法律第三二號 (六) 昭和一、三法律第三六號 (七) 六、七法律第六五號 (八) 九、三法律第三七號 (九) 一〇、三法律第二四號

右法律第四十五號附屬法令

(1) 鑛業法施行細則 (明治三十八年六月十五日) (農商務省令第十七號) 改正沿革(二) 明治三九、五農商務省令第一五號 (中略) (一) 昭和九、六商工省令第一四號

(2) 鑛業法ノ一部ヲ樺太ニ施行スルノ件 (明治四十二年八月二十七日) (物令第二百十四號) 改正沿革(三) 明治四五、六勅令第一四一號 (一) 大正一一、四勅令第二〇六號

商 業

(三) 有價證券取締法

(昭和十三年三月二十九日) (法律第三十二號)

【要綱】 取引所に依らざる有價證券(證券、債券、株券等)の賣買又はその媒介をなすものに對し免許制度(五箇年更新、免許料五十圓)を實施すると同時に、その監督制度として保證金(債券業者は地方により五百圓乃至二千圓、債券業者にあらざる者は地方により二千圓乃至七千圓)を供託せしめ、業務報告を提出せしめ或は報告を求め、業務及び財産の狀況を検査し、必要なる場合には業務の停止、制限或は財産の供託等を命じ得ることとして取引者の利益を保護し、又營業者に不正行爲或は違反行爲等あつた場合に於ける制裁等が規定されてゐる。尚銀行、信託業及び有價證券割賦販賣業者は除外されてゐる。

右法律第三十二號附屬法令

(1) 有價證券取締法施行規則 (昭和十三年六月二十九日) (商工省令第三十五號)

(2) 有價證券取締法ニ依ル有價證券ノ種類及免許料ノ件 (昭和十三年六月二十九日) (勅令第四百五十八號)

してゐる鑛區の整理を促進させ、又はその開發に關する事業計畫を届け出さしむるとともに、更に必要に應じて増産に關する施設に就いて適切な措置を講ぜしむることとし、又特に官民有識者を以て組織する「重要鑛物委員會」を設け、權利關係の重要事項並に増産に關する施設、命令等を附議せしめること等を規定してゐる。

右法律第三十五號附屬法令

(1) 重要鑛物増産法施行令 (昭和十三年六月九日) (勅令第四百十號)

(2) 重要鑛物増産法施行規則 (昭和十三年六月九日) (商工省令第三十號)

(3) 重要鑛物増産法樺太施行令 (昭和十三年六月二十二日) (勅令第四百三十七號)

(4) 重要鑛物委員會官制 (昭和十三年七月二十八日) (勅令第五百二十四號)

(三) 探鑛奨励金交付規則

(昭和十三年五月二十四日) (商工省令第二十五號)

【要綱】

(一) 銅鑛、鉛鑛、錫鑛、安知母尼鑛、水銀鑛、亜鉛鑛、鐵鑛、硫化鐵鑛、格魯鐵鑛、滿庵鑛、重石鑛、水鉛鑛、ニッケル鑛又はコバルト鑛の探鑛を目的として坑道を掘鑿せんとする鑛業権者に對しては本則により毎年豫算の範圍内で奨励金を交付する、青森、岩手、宮城、秋田、山形又は福島各縣に於て銀鑛、蒼鉛鑛、砒鑛、石炭、亞炭、硫黃、石膏又は重晶石の探鑛を目的として坑道を掘鑿せんとする場合も亦同じ

(二) 奨励金の限度は

(イ) 水平坑道に在りては延長一メートルに付二十圓

(ロ) 豎坑に在りては深度一メートルに付四十圓

とされ其の他手續、諸心得等が規定されてゐる。

【三】 有價証券引受業法 (昭和十三年三月三十一日) 法律第五十四號

- 【要綱】 証券引受業者の起債市場に於ける重要性に鑑みてその業務の全體に付監督をなし、その堅實なる發達を助長せんとするを目的とし、
- (一) 先づ其の業務の範圍を確定しこれを免許營業とし
  - (二) 更に資本金二百萬圓以上の株式會社でなければ本營業をなし得ざることとし
  - (三) 又主務大臣はその業務及び財産の状況によつて必要と認めるときは業務の停止その他必要な命令をなし
  - (四) その他監督上詳細な規定並に罰則が規定されてゐる
  - (五) 尙本法は銀行、信託會社又は特別法に依り設立された法人で有價証券引受業を営む者には適用せず
  - (六) 又本法で謂ふ有價証券とは大體國債、地方債、社債及び之に類似の證券(産業債券、商工債券等)その他外國の國債、社債等で一般の株式は含まれて居らぬ
- 右法律第五十四號附屬法令
- (1) 有價証券引受業法施行細則 (昭和十三年六月二十九日) 大藏省令第三十八號
  - (2) 有價証券引受業法第一條第二項ノ規定ニ依リ有價証券ノ種類ヲ定ムルノ件 (昭和十三年六月二十九日) 勅令第四百六十號
- 【三】 商店法 (昭和十三年三月二十六日) 法律第二十八號
- 【要綱】 我が國に於ける商店の營業時間は徒に冗長、不規律で、終業時間の深夜に及ぶものが尠くないので、商店使用人の保護を圖るために制定せられた法律で、
- (一) 本法の適用區域は市及び主務大臣の指定する町村で

- (二) 是が適用を受ける營業は
- (1) 物品販賣業(卸、小賣商で料理店及び飲食店は含まない)
  - (2) 理容業(理髮、結髮、美容術の各業)とし興行場、觀覽場、博覽會場、停車場又は船舶の發着所及び交通機關内等其の他主務大臣の指定する場所に於ける店舗は除外されてゐる
  - (三) 閉店時刻は原則として午後十時迄としその後の營業を禁するが負傷、疾病、災害其の他緊急の需要に應ずる販賣は妨げない、又命令の定むる地域を限つて十一時迄繰延べることが出来る
  - (四) 尙業務が繁忙な時期で行政官廳で必要と認められた場合には一箇年の内六十日以内或は期間と地域を限つて其の營業時間の延長を認めることが出来る
  - (五) 店主は使用人に對し少くとも毎月一回の休日と與ふことを要し尙常時五十人以上を使用する店舗では十六歳未満のもの及び女子には一日十一時間以上の就業を禁じ又六時間毎に三十分、十時間毎に一時間の休憩時間及び毎月少くとも二回以上の休日と與ふこととし但し業務の繁忙なる時期其の他必要上行政官廳の許可を受けた場合は除外例が認められてゐる
  - (七) 其の他行政官廳は使用人の危害の防止又は衛生に關して必要な事項を店主に命じ或は必要に應じそれ等建築物を臨檢することが出来る
  - (八) 外に店舗管理人に關する規定及び罰則等が掲げられてゐる
- 本令は昭和十三年八月三十一日勅令第六百十八號で其の施行期日は昭和十三年十月一日と定められてゐる
- 右法律第二十八號附屬法令

【三】 百貨店法 (昭和十二年八月十三日) 法律第七十六號

- 【要綱】 近年百貨店の進出著しきものがあつて、之が爲中小商業者は尠からず脅威を受けてゐる實情に鑑み、百貨店の統制を圖り小賣業者の圓滿なる發達を期するべく制定せられたもので、百貨店の新設、擴張並に其の營業に關し適切な統制を加へ、且百貨店組合の設立等に付いて規定されてゐる。
- 右法律第七十六號附屬法令
- (1) 百貨店法施行規則 (昭和十二年九月二十五日) 商工省令第二十一號
  - (2) 百貨店法施行期日ノ件 (昭和十二年十月二日) 勅令第五百三十三號
  - (3) 百貨店組合令 (昭和十二年九月二十四日) 勅令第五百三十四號
  - (4) 百貨店委員官制 (昭和十二年九月二十四日) 勅令第五百三十五號
- 【六】 商業組合法 (昭和七年九月六日) 法律第二十五號
- 改正沿革Ⅱ(一)昭和二三、三法律第三七號
- 【要綱】
- (一) 商業の改良發達を圖る爲共同の施設を以て商業組合を設立することを認め
  - (二) その事業は
    - (イ) 組合員の取扱商品の仕入、保管、運搬其の他組合員の營業に關する共同施設

- (一) 營業に關する統制
- (ハ)(ロ) 營業に關する指導、研究、調査其の他組合の目的を達するに必要な施設
- (ニ) 資金貸付、債務の保證又は貯金の受人等とし
- (三) 其の他の組織、指導、監督、取締
- 等につき規定されてゐるが、今回更に其の事業の範圍を擴張し、商品券或は倉庫證券の發行の權限を認め、又その統制機能の強化を圖るとともに之が監督を更に徹底し、行政官廳が必要と認むる場合はその設立を命じ得ることを加へ、尙組合の普及、發達及び聯絡を圖るを目的とする指導機關の商業組合中央會を設くる等につき必要な規定が附加された。
- 右法律第二十五號附屬法令
- (1) 商業組合法施行規則 (昭和七年九月三十日) 商工省令第六號
  - (2) 商業組合中央會ノ設立ニ關スル件 (昭和十三年五月十四日) 勅令第三百三十二號
  - (3) 商業組合法及同法施行規則施行ニ關シ取扱方 (昭和十三年五月十四日) 商工省令第四百四號
  - (4) 商業組合法中主務大臣ノ行フ職務ニ關スル件 (昭和七年九月三十日) 勅令第二百七十三號
  - (5) 商業組合法施行規則第二十一條ノ規定ニ依ル指定 (昭和十一年九月二十二日) 商工省令第七十九號
- 改正沿革Ⅱ(一)昭和一二、一商工省令第一號 (二)一、二、四商工省令第二八號 (三)一、二、六商工省令第六九號 (四)一、二、三、四商工省令第一〇九號 (五)一、四、二商工省令第二七號
- 【要綱】 第二十一條は組合員又は其の組合の地區内に於て組合員たる資格を有する者に對し其の組合の統制に從ふべきことを行政官廳が命ずることが出来て、その場合は豫め商工大臣がその組合、從ふ

べき事項、統制に従ふべき者の資格を指定告示する規定で、現在五組合が指定されてゐるが、本道には該當組合がない。

### 運輸

#### (五) 臨時船舶管理法 (臨時立法) (昭和十二年九月十日) (法律第九十三號)

【要綱】 現下の時局に鑑み我が國海運に適當なる監督を加へ、一般交通運輸の調整を圖る爲に制定せられたるもので、

(一) 日本船舶は命令を以て定むるものを除く外之が讓渡、取得等に付許可制度を設け

(二) 政府は運航業者に對し外國諸港に於ける運送を禁止又は制限し其の他就航區域若しくは運送する人や物を指定し得る

(三) 其他就航區域若しくは運送する人や物を指定し得る

等各般に互る統制規定である。

右法律第九十三號附屬法令

(1) 臨時船舶管理法施行期日ノ件 (昭和十二年九月二十八日) (勅令第五百五十二號)

(2) 臨時船舶管理法施行規則 (昭和十二年九月二十九日) (勅令第五百五十三號)

(3) 船舶管理委員會官制 (昭和十二年九月三十日) (勅令第五百五十四號)

#### (六) 陸上交通事業調整法 (昭和十三年四月二日) (法律第七十一號)

【要綱】 主務大臣は陸上交通事業(地方鐵道事業、軌道事業、自動車運轉事業其他勅令の指定する事業)の調整を爲さんとする時は、交通事業調整委員會の意見を徴して調整の區域、調整すべき事業の種類、範圍、これと密接な關係にある兼業の處置及び必要な調整の方法を決定し、これを會社の合併又は設立その他實施すべき事項として事業經營者に通達し、これに基づき事業經營者は協定を遂げ又は認可を求め調整を行ふことに定められてゐる。

右法律第七十一號附屬法令

(1) 陸上交通事業調整法施行令 (昭和十三年七月二十三日) (勅令第五百十七號)

(2) 陸上交通事業調整法施行規則 (昭和十三年八月二日) (勅令第五百十八號)

(3) 交通事業調整委員會官制 (昭和十三年八月十三日) (勅令第五百十九號)

(四) 小運送業法 (昭和十二年四月五日) (法律第四十五號)

右法律第四十五號附屬法令

(1) 小運送業法施行規則 (昭和十二年九月八日) (勅令第五百六號)

(2) 小運送業法施行規則第六條免許申請書様式 (昭和十二年九月八日) (勅令第五百七號)

(3) 小運送業法施行規則第六條第一項第六號、第三十二條第六號運賃料金表様式 (昭和十二年九月八日) (勅令第五百八號)

(4) 小運送業法施行規則第二十一條營業概況報告書様式 (昭和十二年九月八日) (勅令第五百九號)

(5) 小運送業法施行規則第三十二條出書様式 (昭和十二年九月八日) (勅令第五百十號)

(6) 戰時又ハ事變ニ際シ軍事輸送上必要ナル小運送業ノ實施ニ關スル件 (昭和十二年十一月十日) (勅令第六百五十二號)

(要綱) 陸、海軍大臣は戰時又は事變に際し軍事輸送上必要ある場合は、軍需品の輸送に關する優先權其他特別處理に付いて小運送業法の規定による命令、即ち「主務大臣公益上必要アリト認ムル場合運賃料金其ノ他ノ取扱條件ノ變更、設備、共同使用ノ協定其ノ他事業ノ實施及改善等ニ關シ爲ス命令」をなすことが出来ることを規定されたものである。

(三) 燃料及び動力

アルコール專賣法 (昭和十二年三月三十一日) (法律第三十二號)

#### (三) アルコール專賣法 (昭和十二年三月三十一日) (法律第三十二號)

(四) 現在アルコールの生産費がかなり高いので民間工場から收納する分に對しては別に生産費に基づき算定した賠償價格を定めて賠償金を支拂ふこととし結局政府はその間に涉らず損失を來す譯である

尙本法は一面農村振興をも加味され、現在原料は悉く農産物に需め、原料作物の増産は總べて農村に委ねられてゐる。

右法律第三十二號附屬法令

(1) アルコール專賣法施行細則 (昭和十二年四月一日) (勅令第六十號)

(2) アルコール賣捌規則 (昭和十二年四月一日) (勅令第六十一號)

改正沿革(一) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(二) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(三) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(四) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(五) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(六) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(七) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(八) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(九) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十一) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十二) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十三) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十四) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十五) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十六) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十七) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十八) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十九) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(二十) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(二十一) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(二十二) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(二十三) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(二十四) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(二十五) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

アルコール	專賣法第十九條	同第二十條第一號	同第二十條第二號
數	(賣渡價格)ノ公	號(揮發油混入	同第三號(工業用
	示)ニヨル價格	用)ニヨル價格	及移輸出)ニヨ
	(一) 軒(當)	(二) 軒(當)	ル價格(一) 軒(當)
	九十九度以上	一五〇・八	二五・六
	九十六度	一四〇・八	三三・六
	九十五度	一四〇・三	三三・五
	九十四度	一三九・九	三三・三

(4) 收納スルアルコールノ賠償價格 (昭和十三年三月三十一日) (大藏會令第八十九號)

改正沿革(一) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(二) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(三) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(四) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(五) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(六) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(七) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(八) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(九) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

改正沿革(十) 昭和一二、七大藏會令第二四號 (〇) 一三、四大藏會令第二四號

(要綱) 製造原料區分 一軒當賠償價格 二七・七

アルコール度數 九十九度以上

製造原料區分 一軒當賠償價格 二七・七

アルコール度數 九十九度以上

製造原料區分 一軒當賠償價格 二七・七

アルコール度數 九十九度以上

製造原料區分 一軒當賠償價格 二七・七

アルコール度數 九十九度以上

製造原料區分 一軒當賠償價格 二七・七

アルコール度數 九十九度以上

製造原料區分 一軒當賠償價格 二七・七



九十六度	糖蜜ヲ主要原料トセルモノ	三〇三三
	其ノ他原料トセルモノ	二八七六
九十五度	糖蜜ヲ主要原料トセルモノ	三〇〇三
	其ノ他原料トセルモノ	二八七二
九十四度	糖蜜ヲ主要原料トセルモノ	二九四二
	其ノ他原料トセルモノ	二八七二

**(三) 揮發油及アルコール混用法** (昭和十二年四月一日) (法律第三十九號)

- 【要綱】本邦に於ける揮發油の需給現狀に鑑み、その供給不足を緩和する爲主として内燃機關用揮發油にアルコールを混入することを目的としたもので、
- (一) アルコールの混入義務者は揮發油の製造、輸入又は移入を業とする者で尙之等混入義務者をして毎年のアルコール混入計畫を樹てしめ政府の認可を受けしむる
  - (二) アルコールを混入すべき揮發油は内燃機關用で主として自動車用燃料とし
  - (三) アルコールを混入すべき場合は
    - (イ) 工場又は貯油所から揮發油を搬出せんとするとき
    - (ロ) 工場又は貯油所にて揮發油を使用せんとするとき
    - (ハ) 工場又は貯油所に於て揮發油を他の者に引渡せんとするとき
  - (四) 混入の割合はアルコールの供給現狀に應じ政府に於て之を告示することとなつてゐるが現在發表されたものは後記の通り揮發油容量の一〇%で實際の適用區域は關東、關西及び新潟、秋田地方の一部で混入用アルコールの關係で全般には及んで居らぬ、尙本法最終の目標は全國總消費量に對し二〇%の混入となつてゐる

**(四) 電力管理法** (昭和十三年四月六日) (法律第七十六號)

- 三 自昭和十四年七月一日 三割以下但シ各月ニ於ケル割合至昭和十四年十二月三十一日 八三割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ
- 【要綱】電力資源の大規模開發とその合理的利用並に豊富、低廉なる電力を國家的意圖に即して合理的に配給せんとするを目的として制定されたもので、
- (一) 先づ政府の管理すべき範圍を統制上必要な發電及び送電事業と定め
  - (二) その運営は下掲「日本發送電株式會社」をして獨占的に經營の任に當らしめ
  - (三) 尙會社事業の中樞的事項である電力設備の建設又は變更の計畫及び電力料金その他電力需給に關する重要事項に付いては政府は廣く朝野の達識練達之士を網羅した下掲「電力審議會」の議を経て決することとしてその取締に資し
  - (四) 只既存水力發電設備に付いては種々の關係上右會社に出資させないことになつてゐるがその管理上に關し必要な命令等は政府に於て發する權利が與へられてゐる
- 右法律第七十六號附屬法令
- (1) 電力管理法ノ一部施行期日ノ件 (昭和十三年五月二十四日) (勅令第三百六十四號)
- 改正沿革(一)昭和二三、九勅令第五七四號
- 【要綱】右勅令第三百六十四號は「第五條發電及送電ノ豫定計畫、電力料金其ノ他政府ノ管理ニ屬スル發電及送電ニ關スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ズル爲電力審議會ヲ置ク」を昭和十三年五月二十五日より施行すること、右勅令第五百七十四號は「第一條發電及送

(五) 其の他監督、取締及び罰則等が規定されてゐる。

- 右法律第三十九號附屬法令
- (1) 揮發油及アルコール混用法施行期日ノ件 (昭和十三年四月二十三日) (勅令第二百八十二號)
  - (2) 揮發油及アルコール混用法施行令 (昭和十三年四月二十三日) (勅令第二百八十四號)
  - (3) 揮發油及アルコール混用法施行規則 (昭和十三年四月二十三日) (商工省令第十七號)
  - (4) 揮發油ニアルコールヲ混入スベキ割合 (昭和十三年七月三十日) (商工省令第二百二十二號)
  - (5) 揮發油及アルコール混用法施行令第四條第一項ノ期間及割合 (昭和十三年四月二十五日) (商工省令第二百二十五號)
- 改正沿革(二)昭和二三、九商工省令第六八號
- 【要綱】アルコール供給の關係上特にアルコールの混入を要しない期間並に其の割合につき商工大臣の指定せるもので、右商工省告示第二百二十二號では、
- | 期          | 間             | 割                            | 合                |
|------------|---------------|------------------------------|------------------|
| 自昭和十三年七月一日 | 至昭和十三年十二月三十一日 | 四分ノ三以下但シ各月ニ於ケル割合ハ八割ヲ超ユルコトヲ得ズ | 又商工省告示第二百六十八號では、 |
| 自昭和十四年一月一日 | 至昭和十四年三月三十一日  | 七割五分以下但シ各月ニ於ケル割合ハ八割ヲ超ユルコトヲ得ズ |                  |
| 自昭和十四年四月一日 | 至昭和十四年六月三十日   | 五割以下但シ各月ニ於ケル割合ハ五割五分ヲ超ユルコトヲ得ズ |                  |

**(五) 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律** (昭和十三年四月六日) (法律第七十八號)

- 電ニ關スル政府ノ管理、第二條勅令ヲ以テ定ムル電力設備ニ依ル發電及送電ハ日本發送電株式會社ヲシテ行ハシム」を昭和十三年八月十日より施行することとした。
- (1) 電力管理法施行令 (昭和十三年八月九日) (勅令第五百七十五號)
  - (2) 電力管理法附則第二項ニ依ル發電又ハ送電ニ關スル件 (昭和十三年八月九日) (逓信省令第六十五號)
  - (3) 電力管理法附則第二項ニ依ル發電又ハ送電ニ關スル件 (昭和十三年八月九日) (逓信省令第六十五號)
  - (4) 電力管理準備局官制 (昭和十三年五月六日) (勅令第三百六十九號)
  - (5) 電力審議會官制 (昭和十三年五月二十五日) (勅令第三百六十九號)
  - (6) 電力評價審査會、委員會官制 (昭和十三年八月十日) (勅令第五百八十號)
- 【要綱】政府の電力設備が「日本發送電株式會社」に出資された後でも、その工場財團上に課せられて居つた負擔及び制限は原則として國策會社にも適用され、その元利支拂についても必要あるときは政府又は會社に於て保證するのである。又出資者が當該社債の元利支拂を怠つた場合には、會社は原債務者に代つてその支拂をなし得る外、工場財團に屬するもの全部又は大部分が本會社に出資されたこと等の事由で、出資者に社債を負擔させて置くことが適當でない認めらるゝやうな場合には、本會社はその工場財團に屬する殘存設備を買收した上社債の元利支拂義務その他の負擔、制限を承継することも出來、殊に外債關係については國際信用を保持するため周到な考慮が拂はれてゐる。尙斯く既設權益保護に萬全を期してゐるので、資産の變動を理由とする期限外の元利償還要求には應じないことになつてゐる。

右法律第七十八號附屬法令

- (1) 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律施行ニ關スル件 (昭和十三年八月九日) (勅令第五百七十九號)
- (2) 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律施行期日ノ件 (昭和十三年八月九日) (勅令第五百七十九號)
- (3) 電力管理ニ伴フ社債處理ニ關スル法律施行規則 (昭和十三年八月九日) (勅令第五百七十九號)

右法律第六十一號附屬法令

- (1) 電氣事業法中改正ノ件 (昭和十三年四月六日) (法律第七十九號)
- (2) 電氣事業法施行令 (昭和十三年十一月二十一日) (勅令第三百五十四號)
- (3) 電氣事業法施行規則 (昭和十三年十一月二十一日) (逓信省令第五十二號)
- (4) 電氣事業法ニ依ル使用許可並使用料決定申請規則 (明治四十四年九月二十八日) (逓信省令第二十九號)
- (5) 電氣料金其ノ他供給條件設定認可ニ關スル臨時措置ニ關スル件 (昭和十二年十一月二十日) (逓信省令第九十六號)

- (6) 電氣事業法ニ依ル障害防止ノ施設ニ關スル件 (大正八年十一月二十日) (逓信省令第九十二號)
- (7) 電氣事業法施行規則ニ依ル標準光度及標準光束 (昭和七年十一月二十一日) (逓信省令第二千二百二十號)
- (8) 電氣事業法施行規則ニ依ル電氣事業報告書様式及其ノ調製方法 (昭和七年十一月二十一日) (逓信省令第二千二百二十號)
- (9) 電氣事業法施行規則ニ依ル發電及送電豫定計畫資料様式及其ノ調製方法 (昭和七年十一月二十一日) (逓信省令第二千二百二十號)
- (10) 電氣事業法施行規則ニ依リ携帶スル標旗及標燈ノ様式 (昭和七年十一月二十一日) (逓信省令第二千二百二十號)
- (11) 電氣事業法並同施行規則ニ依リ派遣スル検査員ノ携帶スル證券 (昭和二年十二月十四日) (逓信省令第七百二十號)

石油業法

- (1) 石油業法施行令 (昭和九年六月二十七日) (勅令第九十六號)
- (2) 石油業委員會官制 (昭和九年六月二十七日) (勅令第九十七號)
- (3) 石油業法施行規則 (昭和九年六月二十七日) (逓信省令第十六號)
- (4) 石油業法施行令第六條ノ特例ニ關スル件 (昭和十年九月十九日) (勅令第二百七十二號)
- (5) 石油業法施行令第六條ノ特例ニ關スル規定ニ依リ石油精製業者又ハ石油輸入業者ノ保有スベキ石油ノ數量ニ關スル件 (昭和十年九月十九日) (逓信省令第五號)
- (6) 石油業法施行規則ニ依ル申請書及届出書等ノ様式 (昭和九年八月二十八日) (逓信省令第五十五號)

石油保有補助金交付規則

(昭和十一年七月十三日) (商工省令第七號)

電氣工作物臨時特例

【要綱】支那事變に關聯する物資の需給の調整等に因つて、電氣工作物の施設及び電氣工作物その他の工作物との間に於ける障害を防止するに必要な施設で電氣工作物規定に依ることを得ないものに對して、暫定的に代用又は混用等を認め、箇々の工作物に付いて具體的にその物品、用法及び使用上の注意等が規定されてゐる。而して本特例は公布の日から實施され、支那事變終了後一年以内に廢止することとなつてゐる。

勞務

臨時厚生省ニ職業部ヲ設置スルノ件

【臨時立法】 (昭和十三年四月十七日) (勅令第二百五十七號)

【要綱】職業の紹介、失業の救済、國民職業能力の登錄、從業者雇入の制限其の他勞務の需給に關する事務を取扱ふもので、部長一、職員二十八名で、職業紹介の聯絡統制に關する事務に従事せしむる爲に職業官を置き、事務官又は理事官を以て之に充てる。

臨時厚生省ニ失業對策部ヲ設置スルノ件

【臨時立法】 (昭和十三年十月四日) (勅令第六百六十七號)

【要綱】支那事變に伴ふ失業者の救済等の失業對策に關する事務を取扱ふこととし、同部の部長は産業部長が之を兼任する。

右法律第六百六十七號附屬法令

- (1) 失業對策委員會官制 (昭和十三年七月十六日) (勅令第五百七號)
  - (2) 失業對策委員會官制第二條第二項ノ規定ニ依リ道府縣失業對策委員會ヲ置クベキ道府縣指定 (昭和十四年一月九日) (逓信省令第一號)
- 【要綱】 中央及び道府縣の兩委員會とし、前者は厚生大臣、後者は地方長官の監督に屬し各其の監督者の諮問に應じ、支那事變に伴ふ失業對策に關する重要な事項を調査、審議する機關である。
- 【要綱】 福井縣、香川縣、愛媛縣、(一)により岩手縣、山形縣、岐阜縣、滋賀縣、熊本縣を指定。

社會事業法

(昭和十三年四月一日) (法律第五十九號)

- (1) 社會事業法施行ノ期日ニ關スル件 (昭和十三年六月二十九日) (勅令第四百四十四號)
  - (2) 社會事業法施行規則 (昭和十三年六月二十九日) (逓信省令第十四號)
  - (3) 社會事業法第一條ノ規定ニ依ル事業指定ノ件 (昭和十三年六月二十九日) (勅令第四百四十五號)
  - (4) 社會事業法第十三條ノ規定ニ依ル市指定ノ件 (昭和十三年六月二十九日) (勅令第四百四十六號)
  - (5) 中央社會事業委員會官制 (昭和十三年六月二十九日) (勅令第四百四十七號)
- 【要綱】 軍需其の他國策遂行上の勞務の充足を迅速且適確ならしめ、事變の影響等に伴ふ職業の轉換を圓滑ならしめ、尙歸還又は傷痍軍人等の職業斡旋に付いても其の萬全を期する爲本事業の運営を政府の管掌とした外、全面的に太改正を行つたもので、
- (一) 先づ適所適材の配置を目標とし併せて職業の輔導又は指導を行ふ

こととし

- (二) 政府は自ら職業紹介所を設置して之が運営に當り聯絡委員を設けて之を輔佐せしめ又市町村長をしてその業務の一部を行はしむるが
- (三) 國家以外に職業紹介事業を經營することを一切禁止する(本法施行の際行つてゐた者及び藝妓、酌婦其の他之に類する者についての職業の紹介等は除外されてゐる)
- (四) 尙勞務供給事業及び勞務者の募集を行はんとするときは地方長官の許可が要る
- (五) 其の他罰則等が規定されてゐる。

右法律第六十一號附屬法令

- (1) 職業紹介法施行令 (昭和十三年六月二十九日)
- (2) 職業紹介法施行規則 (昭和十三年六月二十九日)
- (3) 職業紹介業務規程 (昭和十三年七月一日)
- (4) 職業紹介業務取扱時間 (昭和十三年七月一日)
- (5) 職業紹介法第十五條第一項ノ職業指定 (昭和十三年七月一日)
- (6) 無料職業紹介事業規則 (昭和十三年六月二十九日)
- (7) 營利職業紹介事業規則 (昭和十三年六月二十九日)
- (8) 勞務供給事業規則 (昭和十三年六月二十九日)
- (9) 勞務者募集規則 (昭和十三年六月二十九日)
- (10) 職業紹介法施行令ニ依リ補助スベキ傷痍軍人及退營者ノ職業紹介ニ要スル經費指定ノ件 (昭和十三年六月二十九日)

(三) 國民健康保險法

【要綱】 本制度は隣保相扶、郷土團結の精神を基調として自治的團體

助も認められてゐる

- (七) 尙道府縣に國民健康保險委員會を設置し
  - (イ) 保險給付に關する決定に不服ある者のためにする審査
  - (ロ) 醫務機關の範圍に付監督官廳の諮問に對する答申
  - (ハ) 又は同機關との間に生じた保險給付に付いての紛争の調停等を行はしめることとし
- (八) その他組織、管理、聯合會及び監督等の規定が掲げられてゐる。

右法律第六十號附屬法令

- (1) 國民健康保險法施行規則 (昭和十三年六月二十二日)
- (2) 國民健康保險國庫補助金交付規則 (昭和十三年六月二十二日)
- (3) 國民健康保險委員會規程 (昭和十三年六月二十二日)
- (4) 國民健康保險委員會規程施行規則 (昭和十三年六月二十二日)
- (5) 國民健康保險委員會職員旅費手當支給規則 (昭和十三年六月二十二日)
- (6) 國民健康保險委員會出頭又ハ出席シタル者ニ對スル旅費支給ノ件 (昭和十三年六月二十八日)
- (7) 國民健康保險委員會ノ名稱及位置 (昭和十三年七月八日)

(五) 入營者職業保障法

【要綱】 現在本道では札幌市に北海道國民健康保險委員會がある。

- (一) 雇傭者は特種の場合を除き被傭者が退營後三箇月以内に再び雇傭認められたのである。即ち、

たる國民健康保險組合を設立せしめ、保險事業を行はしめんとするもので、

- (一) 組合は地域的團結による(主として農漁村)普通國民健康保險組合と職業的團結による(主として都會)特別國民健康保險組合の二種とし更に當該地方に於て既に産業組合等で本法による一部事業(施設等)を實施してゐるものに對しては本法による組合の代行(代行人)を認めてゐる
- (二) 組合は組合員(保險料の支拂その他の義務を負ふ者)と被保險者(傷病等の場合組合から所定の給付を受くる者)とより構成され前者は世帯主、後者は右組合員家族、雇人等となつてゐる
- (三) 組合は被保險者の疾病及び負傷に付療養、分曉に付助産、死亡に付葬祭の給付を行ふので普通現物給付となつてゐるが現金給付も認められてゐる、尙助産や葬祭は組合の經濟事情によつて給付しないことも出来反對に餘力ある組合では地方長官の認可を受けて手當金の如きものの給付も出来る
- (四) その他醫療組織、醫療費の一部負擔、保健施設等が組合の事業とされ
- (五) 保險料は組合員から一定料金を徴收して以上事業費に充てるのであるがその料金及び徴收方法等は組合の内容、地方事情等によつて自治的決定に委ねられてを普通組合員の事情に應じ差等を付けることになつてゐる
- (六) 又本事業の助成を圖るため大體設立初年及び次年度には被保健者一人當り年一圓、三、四年度は同七十錢程度、五年度以降は同五十錢程度の國庫補助金を交付することとし更に道府縣及び市町村の補助

することを要する

- (二) 其の場合の處遇は少くとも入營直前の勞務及び給與と同等なることを要し
- (三) 本規定は常時三十人(改正前五十人)以上の被傭者を使用する場合に適用することとし
- (四) 外に退營者が原職喪失せるか又は復歸することが困難であると認められた場合は被傭者を求めんとするものに右退營者が雇傭條件に適してゐると認めらる、場合は職業紹介所は之を優先的に雇傭することを應ずることが出来る

等が規定されてゐる。

- 右法律第五十七號附屬法令
- (1) 入營者職業保障法施行期日ノ件 (昭和六年十月一日)
- (2) 入營者職業保障法施行令 (昭和六年十月三十一日)
- (3) 入營者職業保障法施行規則 (昭和六年十月三十一日)
- (4) 入營者職業保障法ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スルノ件 (昭和六年十月三十一日)

物價

(五) 電氣料金其ノ他供給條件設定認可ニ關スル臨時措置ニ關スル件

【要綱】 逓信大臣は電氣料金其の他供給條件設定の認可に關し特に必要ありと認むるときは、その有効期間を電氣事業法施行規則で定めら

れた五箇年より短縮して指定することが出来る旨を定めてゐる。

(天) 物價委員會令 (昭和十三年四月二十二日)

改正沿革(一)昭和二三、六勅令第四三二號

【要綱】物價に關する重要事項につき調査、審議し、關係廳に建議する機關として物價委員會を設くることとしたもので、本委員會は中央物價委員會及び地方物價委員會に別れ、夫々商工大臣或は地方長官の監督に屬し、前者は商工省、後者は道府縣毎に設立され、中央物價委員會は會長一名(商工大臣)、委員三十名以内(關係各廳高等官及び學識經驗者中より任命する)を以て組織され、尙右物價委員會の諮問に應ぜしめる爲専門委員會(委員長は物價委員會委員から任命し、外に學識經驗者中より若干名の専門委員を任命して組織する)を設けること及び其の他の事項が規定されてゐる。

(壬) 地方物價委員會規則 (昭和十三年四月二十二日)

商工省令第十六號

【要綱】地方物價委員會は會長一名(地方長官)、委員十五名以内(關係各廳高等官及び學識經驗者あるもの内より地方長官之を命ずる)を以て組織し、中央物價委員會の決定に基づき地方的物價の統制並に騰貴の抑制の爲具體的方策を調査、審議する機關で、中央物價委員會同様専門委員會を設置することになつてゐる。

(天) 物價調査委員會令 (昭和十三年八月十日)

勅令第五百八十二號

【要綱】民間有識者の中より物價調査委員を選び、地方長官の補助機關として物價統制に關し必要な實地調査に當らしむることとしたもので、物價調査委員は地方長官の定めた調査地區毎にその定數に應じ選任され、任期は一箇年で、職務上知得した秘密は保持すべき義務を

- 十一 石炭、コークス及び木炭
- 十二 棉花、羊毛、麻及びビステールファイバー
- 十三 糸(生糸ヲ除ク)及び織物
- 十四 被服
- 十五 紙類
- 十六 染料、顔料及び塗料
- 十七 工業藥品
- 十八 醫藥其ノ他ノ衛生材料
- 十九 油脂
- 二十 肥料及び飼料
- 二十一 生ゴム及びビゴム製品
- 二十二 バルブ
- 二十三 皮革及び其ノ製品
- 二十四 麥及び小麥粉
- 二十五 砂糖
- 二十六 建築材料

第二條 商工大臣又ハ地方長官ハ前條ノ處分ニ關係アル事項ニ付報告ヲ徴シ又ハ前條ニ掲グル物品ノ販賣業者ニ對シ其ノ販賣價格ノ表示ヲ命ズルコトアルベシ

第三條 第一條ニ掲グル物品中木炭、肥料、飼料、麥及び建築材料タル木材ニ付商工業者及び其ノ團體以外ノモノニ對シ前二條ノ處分ヲナス場合ニ於テハ同條中商工大臣トアルハ商工大臣及び農林大臣トス

第四條 第一條ノ戒告ニ違反シテ買占、賣借者ハ販賣ヲ爲シ又ハ戒告

負はされてゐる。又各調査地區毎に右調査員を以て組織する物價調査委員會を設置して職務上の連絡に當らしむることになつてゐる。右委員會には地方長官の認定に依り關係市町村長、商會議所役員その他適當なる者を組織に加入せしめ、又關係各廳官吏出席して意見を述べ得る仕組となつてゐる。

(无) 暴利ヲ目的トスル賣買取締ニ關スル件 (大正六年)

改正沿革(一)昭和二三、八商工省令第一〇號

(二)二二、一〇商工省令第二六號

(三)一三、七商工省令第五九號

【法文】

- 第一條 暴利ヲ得ルノ目的ヲ以テ左ニ掲グル物品ノ買占若ハ賣借ヲ爲シ若ハ爲サントシ又ハ暴利ヲ得テ左ニ掲グル物品ヲ販賣シ若ハ販賣セントスルモノト認ムルトキハ商工大臣又ハ地方長官ハ期間ヲ定メテ其ノ行爲ヲ爲ス可ラザル旨ヲ戒告シ且必要ト認ムルトキハ同一物品ノ賣買ニ付條件ヲ付スルコトヲ得
- 一 金屬及び其ノ原料
  - 二 黒鉛、硼砂、石棉及び雲母
  - 三 機械器具及び其ノ部分品
  - 四 自動車其ノ他車輛及び其ノ部分品
  - 五 電線及び電柱
  - 六 電極
  - 七 研磨材料
  - 八 耐火煉瓦
  - 九 硝子
  - 十 石油及び其ノ容器

ニ付シタル條件ニ違反シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス  
第二條ノ命令ニ違反シテ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ報告ヲ爲シ又ハ販賣價格ノ表示ヲ爲サズ若ハ虚偽ノ表示ヲ爲シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス  
第五條 法人代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ從業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ關シテ前條ノ違反行爲ヲ爲シタルトキハ當事者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ對シ又前條ノ罰金刑ヲ科ス

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

其の他

(杏) 北支開發株式會社法 (戰時立法)

(昭和十三年四月三十日)

【要綱】北支那に於ける經濟開發を促進してその統合調整を圖るため同地方に於て交通運輸及び港灣事業、通信事業、發送電事業、鑛山事業、鹽の製造販賣及びその利用事業等の主なものに投資又は融資をなすことを業務とするもので、その資本金は三億五千萬圓、政府及び民間に於て半額宛出資し、拂込資本金の五倍迄社債の發行をなし得ることとし、民間出資に對しては優先配當權を認め、又會社に對する一定期間の利益補給に依り配當の確實を期する等適當な優遇方法を講ずることとしたものである。

(亥) 中支那振興株式會社法 (戰時立法)

(昭和十三年四月三十日)

【要綱】中支那に於ける經濟の復興及び開發を助成するため同地方に於て交通運輸事業、通信事業、電氣、瓦斯、水道事業、鑛山事業、水

産事業等に投資又は融資をなすことを業務とするもので、その資本金は一億圓、政府及び民間に於て半額宛出資し、拂込資本金の五倍迄社債の發行をなし得ることとし、民間出資に對しては優先配當權を認め、又會社に對する一定期間の利益補給に依り配當の確實を期する等適當な優遇方法を講ずることとしたものである。

- (1) 北支那開發株式會社中支那振興株式會社政府出資財産評價委員會(昭和十三年五月十八日勅令第三百三十五號)

**興亞院官制** (昭和十三年十二月十五日勅令第七百五十八號)

- (一) 支那事變中内閣總理大臣の管理の下に興亞院を置き次の事務を掌らせる、但し外交關係は除外する
  - (イ) 支那事變に當り支那に於て處理を要する政治、經濟及び文化に關する事務
  - (ロ) 前號に掲ぐる事項に關する諸政策の樹立に關する事務
  - (ハ) 支那に於て事業を爲すを目的として特別の法律に依り設立せられたる會社の業務の監督及び支那に於て事業を爲す者の支那に於ける事務の統制に關する事務
  - (ニ) 各處の支那に關係する行政事務の統一保持に關する事務
  - (三) 興亞院の分課は總裁官房、政務部、經濟部、文化部とし外に必要に應じ技術部を置くことが出来る
  - (四) 關係各機關に於ける事務連絡處理の爲連絡委員會を設置し又現地機關として必要の地に連絡部を置く
  - (五) 職員は總裁(内閣總理大臣)、副總裁四(外務、大藏、陸軍、海軍)

**帝國燃料興業株式會社法** (昭和十二年八月十日法律第五十三號)

- (一) 政府は昭和十八年迄を一期として石油七箇年計畫を樹立したが、之に依ると右最終年の我が國の石油の需要は揮發油二百四十七萬軒、重油百八十六萬軒で、内約その半額を次の方法及びアルコール混用等で供給せんとする。
- |       |     |        |        |
|-------|-----|--------|--------|
| 製造區分  | 工場數 | 所要經費   | 生産見込額  |
| 直接液化法 | 二〇  | 三、八七〇〇 | 揮發油 重油 |
| 合成法   | 一一  | 一、八七〇〇 | 六〇三    |
| 低温乾溜法 | 七〇  | 一、八七〇〇 | 三〇〇    |
| 計     | 九一  | 六、六一〇〇 | 一、一三〇  |
- 【備考】以上の外原料約九百萬噸の増産を圖る爲炭素開採費として一億二千七百七十五萬圓を見込み合計七億七千三百五十五萬圓が豫定されてゐる。尚上記事業計畫は日滿兩國分を合併したものである。

**日本産金振興株式會社法** (昭和十三年三月二十九日法律第三十六號)

- (一) 政府は産金五箇年計畫を樹て、その最終年である昭和十七年の産金目標は内地五十六萬噸、朝鮮七十五萬噸、合計百三十一萬噸となつてゐるが、之が達成を期する爲本法が發布されたもので、
  - (一) 本會社は産金事業の振興を圖る爲必要な事業を営む特殊會社とし資本金は五千萬圓で内半額は政府の引受とし
  - (二) 外に拂込資本金の五倍を限度として政府が元利金支拂を保證する債券の發行を認め
  - (三) 民間出資に對しては利益配當年四分の割合に達する迄は政府の所有株式を後配株とし又之に達せざるときは事業第五年迄其の不足額は政府が補給することとし
  - (四) 其の他役員、免稅、監督等に付いては他の國策會社と略々同様の規定が設けられてゐる
  - (五) 尙本會社は内地に於て鉄鑛の製鍊(事業費豫算千五百九十萬圓)を行ふ以外は投資事業を主とし前記五箇年計畫の完成期昭和十七年迄に内地六千六十一萬六千圓、朝鮮一億九千萬圓、總計二億六千六百五十一萬六千圓の事業費が豫定されてゐる

- (一) 本社は右七億七千萬圓の資金を調達し民間企業の勃興を誘致する爲其の事業に對する投資其の他の事業を目的とする
- (二) 資本金は一億圓とし政府は其の半額を出資し民間株主は帝國臣民に限られ
- (三) 政府の認可を得て政府の保證する債券を拂込資本金の三倍を限度として發行し得ることとし(之により四億圓の資金を得内三億五千萬圓で前記人造石油事業所要經費の半額に投資し之に基づいて所期の七億圓の資金を動員せんとするのが目標)
- (四) その外政府の認可を受けて内外のпатентовの買收、技術の研究、技術者の養成、實驗工場經營から製造販賣の事業まで營むことが出来る
- (五) 民間出資に對しては第三營業年度迄は四分、第十年度迄は六分に充たぬ場合は配當補給を行ひ又民間出資に對する配當が年六分に達する迄は政府への配當は免除することとし
- (六) 第十營業年度迄は所得稅、營業收益稅及び地方稅を免除し
- (七) 一方監督上では社債の發行、借入金、定款の變更、事業計畫等凡て重要事項を實施する場合は政府の認可を受けねばならぬことに定め
- (八) 總裁、副總裁は直接政府が任命し外に理事三名以上を置き株主總會で選舉した二倍の候補者中から政府が任命することとし
- (九) 更に専任監理官を常置して之を監督し
- (十) 其の他監督上及び公益上或は軍事上必要な命令を發し得ること等が規定されてゐる

右法律第五十三號附屬法令  
帝國燃料興業株式會社法施行ノ期日 (昭和十二年九月十六日勅令第三百五號)

日本發送電株式會社法 (昭和十三年四月六日法律第七十七號)  
電力國家管理法の發動の機關に付いて規定したもので、  
本會社は電力設備及び其の附屬設備をなし政府の管理に屬する發電及び送電を行ふを目的とし

- (二) 其の出資は勅令の定むる電力設備及び附属設備（主要火力発電設備、主要送電設備並に未開發水力）に對し強制的に現物を出資せしむるもの
- (三) 政府は先づ其の出資せしむべき設備及び期日を公告し
- (四) 其の後の設備並に權利に對する移動を禁じ
- (五) 其の評價は原則としては其の建設價格（建設費より銷却金を控除する）と利用價格（十箇年間の建設費に對する益金の平均割合を建設費に乗じた金額を一定利率で還元した金額）との和の二分の一とするか
- (六) 若し整はぬときは電力審査評價委員會の議を経て主務大臣が裁定を下すこととし
- (七) 右評價が決定すれば其の價格に相當する本會社の株式（全額拂込済）を割當て茲に於て出資が成立する
- (八) 右現物出資により出資者が残存電氣事業を繼續することが出来なくなつた場合はその残存部分も同様方法で本會社に買収を請求し得ることとし
- (九) 又其の出資者が現金を欲する場合には出資の日から三年間を限り其の株式を額面價格を以て買入を請求し得ること（自己株式の所有を禁ずる商法の規定を緩和する）又出資者の同意ある場合は政府の支拂保證ある本會社の社債券を時價を以て交付し得ることとし
- (十) 本會社の爲す電力の受給その他の業務運営に必要な事項は命令を以て定めることとなつてゐるが
- (十一) その主なるものは送電線を通じての電力の買入及び配電會社への卸賣であつて之が全面的統制に依つて電力の完全利用と燃料、經

- 營費の節約等を圖るものである
  - (三) 尙その送電設備に接続してゐる發電設備から生じた電力の買入を拒むことを得ずと特に規定して水力發電會社の發電を擁護してゐる
  - (四) その他事業關係では電源の綜合的開發に必要な諸般の規定が設けられ
  - (五) 本會社の株式に對しては營業開始後十箇年間政府は年四分の配當保證を認めてゐる（逓信當局の見込では初年年六分、爾後年七分の配當を可能とされてゐる）
  - (六) 又特權としては
    - (イ) 全額拂込前の増資
    - (ロ) 拂込金額の三倍を限度とする社債の發行等が認められ
  - (七) 本會社の役員は總裁、副總裁各一名は勅令を経て政府が任命し外に理事五人以上、監事三人以上を置き理事は株主總會で二倍の候補者を選擧し其の中から政府が任命し監事は株主總會の選任となつて居り尙其の監督官廳の官吏が退職後五箇年間は本會社役員等に就職し得ぬことに規定されてゐる
- 右法律第七十七號附屬法令  
 (一) 日本發送電株式會社法施行令（昭和十三年八月九日）  
 (二) 日本發送電株式會社法施行令（勅令第五百七十七號）  
 (三) 改正附屬令（昭和十三年八月九日）  
 (四) 日本發送電株式會社法施行規則（昭和十三年八月九日）  
 (五) 日本發送電株式會社法施行規則（逓信省令第六十六號）  
 (六) 日本製鐵株式會社法（昭和八年四月六日）  
 (七) 日本製鐵株式會社法施行規則（法律第四十七號）  
 (八) 右法律第四十七號附屬法令  
 (九) 日本製鐵株式會社法施行令（昭和八年九月二十二日）  
 (十) 日本製鐵株式會社法施行令（勅令第二百四十四號）  
 (十一) 日本製鐵株式會社法施行規則（昭和九年一月三十一日）  
 (十二) 日本製鐵株式會社法施行規則（逓信省令第二號）

追 録

第七十四回 帝國議會通過 重要經濟法律及び其の略解

(四月十二日現在)

〔備考〕 政府提出豫算案 十四件 原案可決のもの 七十八件  
 法律案 八十九件 修正されたもの 十一件

◇内務省關係

北海道土功組合法中改正法律（昭和十四年四月一日）

〔要綱〕 北海道土功組合の強化、經營の合理化を目的とする分合制度を新に規定することを主旨とし、その改正條項は現行法第五條第一項中「組合ノ廢止及ビ地區ノ變更ハ總會ノ議決ヲ經テ北海道廳長官ノ認可ヲ受クベシ」とあるを「組合ノ廢置分合又ハ地區ノ變更ハ總會ノ議決又ハ組合ノ協議ニ依リ北海道廳長官ノ認可ヲ得テ之ヲ行フ」と改められたものである。尙附則で「本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム」とされてゐる。

〔審議經過〕 衆議院 三月三十一日 本會議決  
 貴族院 三月三十一日 本會議決  
 三月三十一日 本會議決  
 三月三十一日 本會議決

◇大藏省關係

昭和十四年度一般會計歲出入財源ニ充ツル爲公債發行ニ關スル法律（昭和十四年三月十五日）

〔要綱〕 昭和十四年度一般會計に於て歳入補填の爲他の法律に依り起債し得る金額の外、七億九千五百八十萬圓を限度とする公債發行を行はんとするものである。

〔審議經過〕 衆議院 三月三十一日 本會議決  
 貴族院 三月三十一日 本會議決  
 三月三十一日 本會議決  
 三月三十一日 本會議決

〔要綱〕 今次事變關係軍事費の主なる財源たる公債の發行に關するもので、右軍事費の一部は増税に依つて賄ふ仕組となつてゐるが、それは僅かに公債の利拂に充て得る程度に過ぎず、大部分は公債を以て支辨される。今回臨時軍事費の追加に當り、右法律に依る公債發行限度を百四億三十萬圓に改むるものである。

昭和十三年法律第六十四號（臨時擴張ニ關スル法律）中改正法律（昭和十四年三月三十一日）  
 法律第五十八號

本會議上程 委員會可決 本會議可決  
 審議經過 衆議院 三九 三六 三六  
 貴族院 三七 三九 三〇

〔要綱〕 日銀の保證發行限度は昭和十三年四月施行の法律で七億圓を擴張し十七億圓に改めたのであるが、兌換券の發行高は一般經濟取引の膨脹に依り漸増の趨勢に在り又同十三年七月外國爲替基金設定の結果右臨時擴張の效果が三億圓だけ減殺され、更に十三年十一月以降には屢々制限外發行を見たので、今回更に五億圓を擴張して保證準備を二十二億圓としたのである。

朝鮮銀行券及臺灣銀行券ノ保證發行限度ノ臨時擴張ニ關スル法律 (昭和十四年三月三十一日) (法律第五十九號)

本會議上程 委員會可決 本會議可決  
 審議經過 衆議院 三九 三六 三六  
 貴族院 三七 三九 三〇

〔要綱〕 鮮、臺兩銀行券の膨脹に鑑み、其の保證發行限度を朝鮮銀行は一億圓を一億六千萬圓に、臺灣銀行は五千萬圓を八千萬圓に夫々擴張し、支那事變終了後一年内に舊に復せんとするものである。

北海道拓殖銀行法中改正法律 (昭和十四年三月二十四日) (法律第二十六號)

本會議上程 委員會可決 本會議可決  
 審議經過 衆議院 三二 三六 三七(付)  
 貴族院 三九 三六 三九

〔要綱〕 右改正法律及び提案理由並に大藏大臣の説明は左の通りである。

北海道拓殖銀行法中改正法律案

北海道拓殖銀行法中左ノ通改正ス  
 第八條ノ三 貸付金ノ年賦償還ニ付テハ五箇年以内ニ於テ据置年限ヲ定ムルコトヲ得

年賦償還期限前大災事變其ノ他避クベカラザル事故アリタルトキハ五箇年以内ニ於テ更ニ据置年限ヲ定ムルコトヲ得

第二十七條中第一號ヲ削リ第二號ヲ第一號トシ以下順次一號宛繰上

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本案提出理由

北海道拓殖銀行ノ業務ヲシテ、北海道及樺太ニ於ケル經濟ノ發達ニ適應セシムル爲北海道拓殖銀行法中改正ヲ要スルモノアリコレ本案ヲ提出スル所以ナリ

石渡大藏大臣の衆議院に於ける説明

只今議題となりました北海道拓殖銀行法中改正法律案に付いて説明致します、現行法に依りますれば、北海道拓殖銀行の營む普通銀行業務に關する資金の融通總額には制限がございまして、不動産銀行業務に關する貸出總額を超過することが出来ないことに相成つて居るのでございまして、然るに北海道及び樺太の開發進展に伴ひまして、短期資金の需要は著しく増加の傾向にありまして、是が爲今や同行に於きましても、其の短期貸出は右制限の限度に達せんとして居るのでございまして、今後同行の短期資金の供給に支障を來す状態と相成つて居りますので、茲に此の制限を撤廢致しまして、地方金融の疏通に遺憾なからしむることを適當と考へるのでござい

す、尙現在同銀行法には年賦貸付に付いて据置年限並に中間据置年限を定め得るの規定を缺いて居るのでございまして、日本勸業銀行法、農工銀行法の例に準じまして、之に關する規定を設けるのを適當と考へます、以上の爲本案を提出した次第でございまして、御審議の上御協賛あらんことを切望する次第であります。

尙參考の爲右改正法律施行に際しての同行頭取職を掲げて置く。

政府より第七十四回帝國議會に提出された「北海道拓殖銀行法中改正法律案」は、衆議院委員會に於て特に慎重討議せられた後、貴衆兩院共原案通り可決確定の上、愈々本月二十四日法律第二十六號を以て制定、同二十五日之が公布を見るに至つた事は道、樺の爲洵に欣快に堪へない。今回改正法律の内容は、

- (一) 當行貸付業務の内短期貸付金殘高が長期貸付金殘高を超過することを得ないと言ふ制限規定を撤廢したこと
- (二) 之に伴なつて右に違背した場合の取締役に對する罰則を廢したこと
- (三) 年賦償還貸付金の返済に付必要ある場合は當初又は中間に於て五箇年以内の据置期間を設け得ることとしたこと

以上三點である。就中、最も重要な改正たる第一の點に付いては、今回の短期貸付金最高殘高に對する制限を撤廢したら、當行が本來の目的たる長期金融の疏通を疎かにすることはないかと言ふ懸念が一部にあり、議會でも之が質疑の重點となつた模様である。併しながら、當行は當銀行法の命ずる通り「北海道及樺太ノ拓殖事業ニ資本ヲ供給スルヲ以テ目的トス」るもので、其の設立の趣旨に鑑みても、長期金融の疏

通に寄與することは當行の重大使命の一であり、銀行として從來最大の努力を拂ひ來つた處で、今後も此の使命達成に邁進する事に變りはない。

元來當行創立の當時、即ち明治三十三年頃の本道諸般の事情の下に於ては、府縣農工銀行の制度を其の儘本道に移すことが困難であつた爲、本道には府縣農工銀行と異なる一大特殊金融機關を設立すべく、特に當銀行法を制定せられ、不動産銀行業務と普通銀行業務とを併せ營ましむることとされたものである。即ち當行は創立當初からは等兩種業務を營み得る點に大なる特徴があり、此の特色に依つて地方の實情に即した所謂拓殖金融を營み、以て地方開發を大いに促進することが出来たのである。只本道の開發が拓地殖民を主眼としてゐた當行設立當時に於ては、當行をして不動産金融に主力を注がしむる必要上、短期資金貸出の部門は之を或範圍と或程度に制限されたのは、寔に地方的實情に適した制度であつたのである。

然るに、本道並に樺太の拓殖事業は舊態依然として土地開發事業のみに終始するものでなく、各種の産業も農業、漁業、林業等の原始産業から第二次的加工産業へ、單純なる加工業から高度工業へと漸次進展擴大されて、各種生産物の種類、數量が歳と共に著しく増加し、之に伴なふ内外商取引亦非常なる繁忙を來した結果、短期資金の需要が目に見え膨脹して來ることは、地方開發の進展に伴なふ自然の趨勢なのである。

斯くの如き地方經濟事情に對應して當行の機能も漸次擴大され、數次の法律改正を経て普通銀行業務の取扱種目を増加すると共に、短期貸付最高限度も當初年賦、定期貸付金殘高の五分の一であつた

のが、明治三十八年には二分の一に、大正五年には三分の一に、續いて大正九年には同額迄と漸次擴大され、今回は其の制限が全く撤廢されたのであるが、要するに之は北海道及び樺太の開發進展に伴ふ當然の措置であつて、一面道、樺の如き廣大なる面積に僅少の住民が疎居する所では八百屋式に短期金融があつてこそ、長期金融も低利迅速に普及し得るのである。即ち當行は是等數次の法律改正、機能擴充に依つて始めて時勢の進運に即應した金融を營み、以て創設の使命達成に遺憾なきを得た次第で、其の間に於ても當行が終始一貫長期不動産金融の圓滑なる疏通を期し、土地開發、地方開拓に多大の努力を傾注し來つたことは周知の如くである。

而も最近に於ては、本道の土地開發事業は開拓以來七十年を閱したこともであり、既に略々一段落を告げると共に、最近財界の好調に伴ふ不動産金融に對する需要は一時停頓の形である。更に從來永い間當行と極めて密接な取引關係にあつた市町村其の他の公共團體、産業組合其の他各種の組合等に對する長期資金も、近年夫々の系統機關を經由することが多くなつた關係等種々の原因から、今後當行の長期貸出金残高の急増は望み難い事情である。之は決して當行が好んで求めた處でもなく、専ら經濟界の推移に基づく資金需要の減退及び制度の改定に伴ふ已むを得ざる結果であると謂はなくてはならぬ。

然るに一方當行に對する短期資金の貸出要求は、最近本道並に樺太の各種資源開發事業が戰時下の興業事として相次いで勃興し、之に伴ふ大小各種の事業特に時局産業方面が股賑なる關係もあり、寔に急激に日を増して増加しつゝあるのである。又一方に於ては當行

の預金も國民貯蓄獎勵の結果近時急増を來し、尙今後も長期建設途上此の趨勢が益々助長せられることは必至と見られ、之に對應して短期貸出は自然急速なる膨脹を來すべき機運に在る。

言ふまでもなく、本邦現下の最重要事は實に生産力の擴充強化に在り、金融業者が進んで此の方面へ緊急なる資金を供給することは國策に協力する所以である。今若し當行の短期貸出に付いての最高制限規定を撤廢することなく其の儘存置し、而も此の最高限度額は今後急速なる擴大を望み得ないとすれば、それこそ當行が本道及び樺太の最近の急激なる經濟發展の趨勢に即應して充分の寄與をなし、又生産力擴充に重要國策の遂行に協力する上に於て致命的な障礙を爲すものであることは、何人も容易に首肯し得らるゝことと存ずる。此の意味から言つても、今日道、樺の兩地が重要資源の開發に依り國家の急需に應へむとする秋、當銀行法の改正せられたのは誠に意義深いことである。

此の度の法律改正の主眼は實に此の點に存するもので、幸にして議會の協賛を得た上は、今後も吾々は當行設立の使命に違ひ一層不動産の金融に全力を傾注すると共に、又一方國策の線に沿ふ道、樺の實情に即した短期金融の疏通を計り、之を車の兩輪として興亞日本長期建設の軌道上を一路邁進せんことを期する次第である。

當行の年賦貸付に付いての據置年限及び中間據置に關する規定が新に定められたのも亦、地方の實情に即し取引者の便宜を圖らむとする主意に外ならぬので、殊に中間據置の規定は冷害、凶作等災害の場合に元金の償還を一時猶豫して、取引者の負擔軽減、經濟的更生に資せむとしたものである。

**産金法中改正法律** (昭和十四年四月八日) (法律第八十號)

〔要綱〕 現在民間に退蔵されてある金塊、金製品は尙相當多く、曩に大蔵省で報告を徴したものでだけでも十萬通に達した。仍つて今回之等退蔵金に對しても政府に必要ある場合強制買上命令を發し得る權限を賦與して金集中に關する現行規定を擴大強化し、以てその完壁を期する爲の改正である。尙本法令の附則で外國爲替管理法中金買上に關する條項は削除することになつてゐる。

**國債整理基金特別會計法中改正法律** (昭和十四年三月三十一日) (法律第五十三號)

〔要綱〕 國債の消化促進の目的で現行の發行範圍を擴め、小額面の割引公債の發行をも行ひ得ることとし、之に關聯しその償還の爲右特別會計法を改正したものである。

**金資金特別會計法中改正法律** (昭和十四年三月二十四日) (法律第二十四號)

〔要綱〕 政府は時局に鑑み必要に應じ金資金の運用範圍を擴張し、現行法では一部を一般會計に繰入れ内地産金の獎勵に充用することだけが認められてゐるものを今回更に之を朝鮮、臺灣に擴大し、右一般會

計より兩總督府特別會計に繰入れ、同地方に於ける産金獎勵資金に充用し得る途を拓く外、金、國債、産金振興債券、日本産金振興會社株式(額面二千五百萬圓に限る)にも運用し得ることとしたので、公布の日より施行された。

**大正十四年法律第五十一號中改正法律**

(關東州ノ生産ニ係ル物品) (昭和十四年三月十五日) (關東州ノ生産ニ係ル物品) (法律第八號)

〔要綱〕 關東州の生産に係るニトロナフタリンの輸入税を新に免除せんとするものである。

**昭和十二年法律第五十七號中改正法律**

(鐵ノ輸入税) (昭和十四年三月十五日) (鐵ノ輸入税) (法律第七號)

〔要綱〕 現行法令では鐵の輸入税の免税期間は本年六月三十日となつてゐたが、其の生産、輸入、需給の現状に鑑み更に二箇年間を延長し昭和十六年六月末日を右免税期限とし、鐵鋼需給の圓滑に資せんとするものである。

**臺灣米穀移出管理特別會計法** (昭和十四年三月二十七日) (法律第三十五號)

〔要綱〕 臺灣米穀移出管理特別會計法を制定し、臺灣米穀移出管理特別會計法に關する事項を規定する。



〔要綱〕 臺灣米の移出管理の實施に伴ひ其の會計は同總督府特別會計とは切離し別途の會計とする法律で、五百萬圓を措置運轉資金として漸次臺灣總督府特別會計より繰入ることとなつてゐる。

臺灣事業公債法中改正法律 (昭和十四年三月三十一日) (法律第六十三號)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

衆議院 二二七 貴族院 二二八

審議經過 衆議院 二二七 貴族院 二二八

〔要綱〕 臺灣の開港場は北に基隆、南に高雄があり、東部には花蓮港があるが、西海岸中部にも港灣を起す必要がある爲臺中西部の梧棲の築港を計畫し、その經費豫算千五百萬圓(内本年度支出三百萬圓)と外に臺灣内鐵道の改良、車輛、停車場の擴張に三百四十萬圓を要し、結局千八百四十萬圓の公債増募が必要となつたので、公債發行限度を一億七千二百九十萬圓に擴張したものである。

朝鮮事業公債法中改正法律 (昭和十四年三月三十一日) (法律第六十二號)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

衆議院 二二七 貴族院 二二八

審議經過 衆議院 二二七 貴族院 二二八

〔要綱〕 朝鮮清津附近に製鐵所が建設され古茂山の鐵礦が運ばれることとなるので、之が鐵道を整備する必要上古茂山輪城間を複線に、輪城羅南及び輪城清津間を改良並に清津羅南間を新設、更に東京城龍山間を複線とする計畫であるので、朝鮮總督府特別會計に於て昭和十四年度以降の繼續費として計上した鐵道建設及び改良費の追加額一億八千七百六十萬圓の公債増募を行ひ、その結果公債發行限度は十億六千六百十萬圓となつた。

農業再保險特別會計法律 (昭和十四年三月十五日) (法律第六十號)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

衆議院 二二八 貴族院 二二九

審議經過 衆議院 二二八 貴族院 二二九

〔要綱〕 四月一日から施行の農業保險法中政府の營む農業再保險事業に關する歳入歳出を一般會計と切離し特別會計として運用する爲の法律で、昭和十四年度より施行せられ、十四年度はその額七十八萬餘圓となつてゐる。

兌換銀行券整理法中改正法律 (昭和十四年三月十五日) (法律第六十號)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

衆議院 二二八 貴族院 二二九

審議經過 衆議院 二二八 貴族院 二二九

〔要綱〕 政府は昭和二年兌換銀行券整理法を制定して舊式兌換券の整理に著手し、本年三月末で五圓、十圓、二十圓、百圓の各紙幣の一部が通用の效力を失ふこととなつたが、現行法では震災その他で焼失又は紛失して未回収となつた兌換券による利得は、其の全額を國債償還資金に充つる爲漸次一般會計より國債整理基金特別會計に繰入れることとなつてゐる。けれども財政の現状から現在減債基金の繰入を中止してゐる際でもあるので右の繰入を廢止し、該利得金額は直ちに一般會計に繰入れ一般歳出の財源に充てんとするものである。因みに同益金は約四千七十一萬八千圓と推算されてゐる。

増徴並ニ生産力補充ニ關スル租稅上ノ措置ニ關スル法律

本會議上程 委員會可決 本會議可決

衆議院 二二八 貴族院 二二九

審議經過 衆議院 二二八 貴族院 二二九

〔要綱〕 臨時利得稅法中改正法律 (昭和十四年三月三十日) 支那事變特別稅法中改正法律 (昭和十四年三月三十日) 及び臨時租稅措置法中改正法律 (昭和十四年三月三十日) の三本立であるが、茲では便宜之を一括して其の要綱を略述することにす。

(A) 増徴關係

(一) 臨時利得稅 法人臨時利得稅中甲種利得に對する稅率を百分の二十とし乙種利得に對する稅率を百分の四十(資本金十萬圓以下の法人に付いては百分の三十)とすること及び昭和十二年一月以降の増加資本に對する平均利益の計算方法を増加資本金額に付甲種利得に在りては年百分の七、乙種利得に在りては年百分の十の割合を以て算出することに改むること、個人利得稅は甲種利得に對する稅率を百分の十二、乙種利得に對する稅率を百分の二十五とすること及び新に船舶及び營業權の讓渡による個人の利得に對し稅率百分の二十五の課稅をなすこと

(二) 利益配當稅 利益配當稅に付いては配當金中配當率年百分の十の割合を以て算出したる金額を越ゆる部分に對する稅率を百分の十五とすること(現行稅率は七分を越ゆる部分に對し百分の十)

(三) 公債及社債利子稅 公、社債の利子に對し稅率百分の十五を課すること(現行稅率は百分の十)

(四) 砂糖消費稅 稅額に付約一割の増徴を行ふため稅率を百斤に付五十錢乃至七十錢引上ぐ

(五) 清涼飲料稅 稅額を第一種一石に付八圓五十錢、第二種一石に付十五圓、第三種炭酸瓦斯使用量一坩に付四圓五十錢に各増額すること、その結果は第一種は二割餘、第二種及び第三種は五割の

増徴となるのである

(六) 印紙稅 物品切手に對する稅率を階級定額稅率に改め相當の増徴を行ふもので一通の記載金額三圓以下のものに對し最低稅率三錢とし以上順次増徴される

(七) 物品稅 課稅範圍を擴張する一方既設品目の一部に増徴を行ふもので 新設分は(1)第一種課稅に付いては玩具、電氣器具、果物、高級織物製品等を乙類に加へ、(2)第二種課稅に付いてはシャンプー及び洗粉、コーヒー、紅茶、ココア、嗜好飲料等を乙類に加へ、(3)第三種課稅に付いては飴、葡萄酒、麥芽糖を加へることとし、増徴分は(1)毛皮、毛皮製品、羽毛製品、化粧品、乘用自動車等を乙類より甲類に組替し、(2) 第三種の内清酒、白酒、味淋、燒酎、麥酒は一石に付十圓(十割増)、葡萄酒は一石に付十五圓(五割増)その他の合成酒類は一石に付十四圓(十割増)に各引上ぐるものである

(B) 新設稅關係

(一) 建築稅 範圍 住家及び一定の用に供する住家以外の建物(劇場、活動寫眞館、俱樂部、遊藝場、演藝場、舞踏場、料理屋、席貸、貸座敷等)の新築、増築 稅率 建築價格より五千圓を控除したる金額に對し百分の十、免稅家屋 建築價格一萬圓未滿の家屋、公用又は公共の用に共する爲公共團體が建築した家屋、災害に因り滅失した家屋、法令に因り收用された家屋に代へて建築した家屋、其の他命令を以て定むる家屋等

(二) 飲食遊興稅(遊興稅は地方稅移管) 一定額以上の飲食、遊興等の消費額に對する課稅で消費額は五圓以上とし稅率は遊興稅は百

分の二十、飲食税は百分の十である但し花代は五圓未満の場合も課税される

(C) 生産力補充等に関する租税上の措置

- (一) 法人の留保所得の一部に付所得税軽減の途を拓くこと
- (二) 重要物産製造業に對する免税範圍を擴張すること
- (三) 生産力補充又は産業振興の爲に交付したる補助金に關し課税の特例を設けること

- (四) 生産力補充又は産業振興の爲に必要な各種の研究的支出に關し課税の特例を設けること
- (五) 時局に緊要なる事業に付固定資産の減價償却年限を相當程度短縮すること

尙右による増徴加額は(A)の一八千萬圓、(二)八百萬圓、(三)百萬圓、(四)千萬圓、(五)二百萬圓、(六)百萬圓、(七)六千萬圓、(B)の一、二百萬圓、(二)三千六百萬圓、計二億圓であるが、内現行地方税遊興税の一部千六百萬圓を地方に交付する豫定なので、純増収は約一億八千四百萬圓見當とせる譯である。

臨時資金調整法中改正法律案

衆議院	三三三	三三九	三三九
貴族院	三三三	三三九	三三九

〔要綱〕 本改正法の骨子は現行法による資金調整の範圍を更に擴充し之を嚴密にしたもので、

- (一) 資金使用の調整に關しては
- (イ) 會社以外の法人又は個人(命令の定むるものを除く)に付いて

◇ 商工省關係

保險業法中改正法律 (昭和十四年三月二十八日)

衆議院	三三三	三三九	三三九
貴族院	三三三	三三九	三三九

〔要綱〕 商工省では明治三十三年制定の現行保險業法の改正に關し一昨年來保險業法調査委員會に諮問の上漸くその成案を得本議會に之を提案した。今回改正の目的は商法の改正に伴ひ改正商法との調和を保ち、且保險事業の健全なる發達に依り保險契約者の保護を圖らむとするに在り。其の要旨は、

- (イ) 監督、命令に關する規定を整備し業務執行、財産供託に對しても必要な命令をなし得ること
- (ロ) 事業經營に關する統制協定に付いての規定例へば保險料率の協定等に付規定を設け法的根據を附與した
- (ハ) 重役は認可主義とし又保險計理人の制度を設けたこと
- (ニ) 公、社債の評価に關し均等利廻評價法を採用せしめ又財産評價益及び賣却益の積立制度に關する規定を設けたこと
- (ホ) 會社の事業繼續困難なる時又は公益上繼續不適當と認むるときは事業の停止、業務及び財産の管理又は契約の移轉を勸告し或は命令し得ることとしたこと

尙會社の合併、契約の移轉の手續を簡易にした等で、我が國保險行政の上に重大な意義を有するものである。

鑛業法中改正法律 (昭和十四年三月二十三日)

も一定金額(五萬圓)以上の事業設備の新設、擴張又は改良を爲さんとするときは金融機關よりの借入に依る場合を除き政府の許可を受けしむることとする

- (ロ) 政府は事業設備の新設、擴張又は改良を爲したるものより報告を徴することを得ることとする
- (ハ) 政府は本法の規定に違反して許可を受けず又は本法の規定に依る認可若しくは許可の條項に違反して事業設備の新設、擴張又は改良をなしたるものに對し其の中止を命じ得ることとする

(二) 債券の發行限度擴張に關しては

- (イ) 興業債券の發行限度及び政府の元利保證限度を夫々五億圓より十億圓に引上げること
- (ロ) 日本勸業銀行の貯蓄債券發行限度收入金二億圓を五億圓に引上げる

等が主なる點となつてゐる。

災害被害者ニ對スル租税減免、徴收猶豫等ニ關スル法律

衆議院	三三三	三三九	三三九
貴族院	三三三	三三九	三三九

〔要綱〕 従來は災害被害の度毎に租税の減免、徴收の猶豫等が行はれて居つたが、議會閉會中の災害等に付いては應急の措置を以て適宜之を行ひ得ないので、今回之に關する基本的の法律を制定して置き、必要に應じ省令を以て臨時租税上の措置を講じ得ることとしたものである。

衆議院	三三三	三三九	三三九
貴族院	三三三	三三九	三三九

〔要綱〕 商工省では現行鑛業法(明治三十八年制定)改正の爲昨年調査委員會を設置し其の決定に基づいて本法律の原案が出来た。鑛業資源の積極的開發に乘出す上には鑛害賠償制度の確立を必要とするが、鑛害問題に付いては從來民法第七百九條の規定を援用し、鑛害事件の發生した場合故意又は過失によるものに對しては賠償責任を負はせ得たけれども、無過失による場合の賠償規定が缺けて居つて往々紛争の因をなして居つた。今回民法の規定とは別に新にこれに關する賠償規定を本法中に挿入したものである。即ち鑛物採掘のため土地の掘鑿、放水、廢水の放流、捨石、鑛滓の堆積又は鑛煙の排出によつて他人に損害を與へた場合は鑛業權者が之が賠償の責に任すべき旨を規定(第七十四條ノ二)し、夫れ等に關し當事者間に争議を生じた場合には司法裁判所に於ける調停の規定(第七十四條ノ十二)を設け、又鑛害の特に多い石炭鑛區に付いては石炭の產出量に應じて之が賠償に充つるため毎年一定の金額に相當する國債を供託せしめ、右供託物に付被害者に先取特權を認める等の規定(第七十四條ノ四)が織込まれてゐる。

輕金屬製造事業法案

衆議院	三三七	三三三	三三三
貴族院	三三七	三三三	三三三

〔要綱〕 近代兵器就中航空機の資材として極めて重要な輕金屬製造事業の確立を圖るためアルミニウム、アルミナ、マグネシウムの製

造事業を許可制とし、全部又は一部の製造、廢止、休止、合併又は解散等に付いては許可又は認可を要する等その事業經營に對しての統制規定を設け、一方其の發達を保護助長する爲右許可會社が増資計畫を行ふ場合には營業收益税、所得税の免除、土地收用法の適用その他資金の調達等に付特典を與へ、別に監督規定として事業に關する諸般の届出の外政府が必要ありと認められた場合はその販賣統制、配給計畫、價格協定に關し必要なる命令を發し得ることとし、本法運用上重要な事項に付いては官民合同の輕金屬製造事業委員會の議を経る様にする。これは政府が企畫した四箇年生産力擴充計畫の輕金屬部門増産計畫に對應したもので、國防産業確立を目的とする譯である。

**工業組合法中改正法律** (昭和十四年四月一日) (法律第六十五號)

審議經過 衆議院 三二四 三二八 三二八  
貴族院 三一九 三二四 三二五

〔要綱〕 政府は小工業者に對し軍需の下請への轉換を奨めてゐるが、これらの小工業者のため最高十人を以て組織する工業小組合(法人)制度を創設し、この小組合は當該工業に關する工業組合に加入することにより組合統制に服する仕組とする。又工業組合に手形の割引を認め、一方戰時經濟下に於ける工業組合の役割の重要性に鑑み統制及び監督に關する規定を強化し、尙工業組合及び同聯合會は總べて工業組合中央會の會員として統制を單一化せんとするものである。

**帝國鑛業開發會社法** (昭和十四年四月十一日) (法律第八十二號)

審議經過 衆議院 三一 三二六 三二六(修)  
貴族院 三二七 三二四 三二五

對しては年六分の配當保證及び配當優先權等が認めらるゝこと航空會社同様となつてゐる。

**大日本航空株式會社法** (昭和十四年四月十一日) (法律第八十四號)

審議經過 衆議院 三二一 三二〇 三二〇(修)  
貴族院 三三三 三三〇 三三三

〔要綱〕 我が國民間航空輸送事業を國際的水運迄引上げること及び外國の極東航空に對應する國際航空路の開拓が主たる目的で本法が制定されたのである。政府は昨年十二月日本航空輸送會社と國際航空會社とを合併し、大日本航空會社として我が國航空事業の統一をしたのであるが、之を母體として今回更にその内容の擴充整備を圖り、半官半民組織の一大國策會社たらしめんとするのである。即ち本法案に依れば右會社は資本金を一億圓(現在の大日本航空は資本金二千五百五十萬圓)とし増資並に政府出資(三千七百二十五萬圓)を以て之に充當することとし、他國策會社同様補助金の支給、社債の發行權、社債元利の支拂保證、租税免除其他諸種の特權を附與し、民間株に對しては年六分の配當保證及び配當優先權等を認むることとなつてゐる。

**船舶建造融資補給及損失補償法** (昭和十四年四月四日) (法律第七十一號)

審議經過 衆議院 三一九 三二八 三二八(付)  
貴族院 三二九 三二四 三二五(希)

〔要綱〕 従前の海事金融施設としては造船資金が豫算外國庫支出として昭和十二年度七千萬圓、同十三年度八千萬圓、計一億五千萬圓を興銀を通じて融通され、政府は之に對し利子の補給並に損失の補償を行

〔要綱〕 鐵鋼、輕金屬類と殆ど同様に戰時資材として重要な非鐵金屬類、即ち銅、鉛、亜鉛、錫、アンチモン、ニッケル、マンガン等は勿論金銀及び砂金を除く其の他の重要鑛物の資源を開發し其の増産を促進する爲半官半民の國策會社を設立し、主として休眠鑛區を買収してその鑛石を自營の選鑛所、製鍊所で製鍊する外低品位鑛石の利用を圖り又探鑛、調査を充分にし、業者に對し資金の融通、機械の貸與等も行はんとするもので、資本金は三千萬圓、半額は政府、半額は民間業者の出資とする。尙同社は拂込資本金の五倍を限度とする社債の發行の外利益配當の保證、租税の免除、必要資材の輸入税の免除等の特例を認められると同時に、政府は國防上、産業上必要ありと認むる施設の新設又は擴張の命令を發し得ること等の規定が設けられてゐる。

◇ 遞信省關係

**國際電氣通信株式會社法中改正法律** (昭和十四年四月十一日) (法律第八十三號)

審議經過 衆議院 三二四 三二六 三二六(修)  
貴族院 三二七 三二四 三二五

〔要綱〕 事業も第二段階に入り日滿支の接觸は愈々緊密を加ふるに至り、國防上、産業上及び文化的に見てその通信網の整備確立を急務とさるゝに至つたので、曩に大正十四年法律第三十號により設立された國際電氣通信株式會社(資本金二千萬圓)の内容を擴大充實し之に當らしめんとするのである。先づ資本金を一億圓に増加し、之を現在株式の倍額増資と新に合同する地域からの現物出資及び政府出資で充當し、一般國策會社同様社債の發行等に關し特權を附與し、民間出資に

- つて來たが、生産力の擴充、貿易の振興等の見地から更にその機構を擴大し貸付條件を緩和し、船舶の建造を計畫的に遂行せしめ、更に船價の低減に依り本邦海運の對外競争力の根幹を培養すべく本法を提案することとなつたのである。本法の要綱は、
- (イ) 從來興銀一手で行つて居つた船舶融資を擴大し一般銀行、信託會社等でも取扱はしめ
  - (ロ) 損失補償契約期間は將來十箇年とし貸付は十五箇年賦償還たること
  - (ハ) 補給金の限度を撤廢して毎年度の豫算に計上することとして恆久性を與へたこと
  - (ニ) 造船資金の擔保價格は擔保たるべき船舶の三分の二又は保險金額の五分の四以内とし
  - (ホ) 尙貸付利率は勅令に委任され損失補償額は損失の百分の七十以内としその決定は船舶融資損失補償委員會の議を経ることとなつてゐる

**海運組合法** (昭和十四年四月四日) (法律第六十九號)

審議經過 衆議院 三二二 三二八 三二八(付)  
貴族院 三二九 三二四 三二五(希)

〔要綱〕 我が國航權伸張の根基確立と海上運輸調整の緊要なるに鑑み政府の適切なる監督の下に海運業者をして強力なる組織を結成せしめ業界の指導統制に努めしむる爲組合組織を整備し、強力且規律ある機構を確立するのが目的である。その要點は、

- (イ) 組合は法人とし營利事業は營み得ない

順位の決定等は之を通じて統制すること等を其の要旨とする。

◆農林省關係

酪農業調整法 (昭和十四年三月二十四日)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

審議經過 衆議院 二二六 三三三 三三四 貴族院 三二五 三三七 三三九

〔要綱〕牛乳の生産者及び加工業者間の取引を合理的に調整し有畜農家及び酪農業全體の生活安定に資すると共に乳製品の輸出増進を圖り、以て國民體位の向上と國際貸借改善に資せんとするものが本法の眼目であり、その適用地は北海道始め二十數縣で小生産地方は除かれてゐる。本法の要旨は、

(イ) 牛乳の出荷統制を圖るため畜産組合、産業組合、部落團體を町村又は郡單位で地方の實情に即して統制團體に指定する

(ロ) 一方加工業者は全國區域で統制し

(ハ) 各府縣別に酪農協議會を設置し出荷團體聯合會と加工業者の各代表者をして出荷地域、價格その他を協定せしめ尙協定に違反し統制を素したる者に對しては地方長官から適當の統制命令を發することとし

(ニ) 現在の大日本バター協會と大日本製乳協會を合同し製品の輸出、共同販賣を一手に行はしめ之に對し主務大臣が適當な監督を加へんとするものである。

林業種苗法 (昭和十四年三月十八日)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

審議經過 衆議院 二二六 三三三 三三四 貴族院 三二五 三三七 三三九

肥林業種苗法と共に制定されたものである。本法は明治三十年制定以來同四十年に大改正が加へられた以外見るべき改正はなかつた。今回は特に第二章の營林の監督及び第五章の森林組合に關する諸規定の改正補正を行つたので、その改正要點は、

(イ) 内地林野の八割を占むる民有林に付いても公有、社寺有林と同様に施業案を編成の上行政官廳の認可を受けしめ過伐防止、造林命令等を通じ森林施業を調整する

(ロ) 民有林施業案は大森林については獨立編成せしめ中小森林に對しては森林組合を通じて共同編成せしめる

(ハ) 中小森林所有者を以て設立する森林組合は現在も施業、林道開發、造林、害蟲防除等の共同作業の遂行が規定されてゐるが更に之を出資組合としてその強化を圖り林産物の搬出、加工、保管等に關する施設、資金貸付、森林の買収、委託經營等の事業を行ひ得ることとする

(ニ) 森林組合聯合會を法認する

(ホ) 尙現行の罰則は舊刑法によつてゐるので今回之を現行刑法に則つて改正したる等である。

競馬法ノ臨時特例ニ關スル法律 (昭和十四年三月二十七日)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

審議經過 衆議院 二二四 三三三 三三四 貴族院 三二七 三三三 三三三

〔要綱〕本法は競馬法による政府納付金を臨時増額するもので、政府納付金額と賣得金額との合計額は賣上金額の百分の十八以内、同じ

(ロ) 組合の組織は大型船所有者は全國を單一組合とし、小型船、機帆船、帆船、純帆船等の所有者は夫々地方別に組合を組織し更にその上に各船主別による全國的聯合會を組織することにより一元的に統制し

(ハ) 組合は組合員の事業に關する共同利益のために不況時に處する際船費の積立、對外進出費の積立、石炭、船舶用具の共同購入を行ひ又統制規則の解決、斡旋、證明、鑑定、指導、研究、調査等を行ふ

造船事業法 (昭和十四年四月四日)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

審議經過 衆議院 三二一 三二八 三二八(付) 貴族院 三一九 三二四 三三三(希)

〔要綱〕本法の主たる目的は我が國に於ける造船事業に適切なる保護監督を加へ、之を一元的に統制して事業の基礎を確立し、標準船型の實現、技術並に資材の合理的統制、造船量の平準化、船價の低下等を圖らむとするものである。従つて、

(イ) 先づ本事業を許可制として選信省の一元的統制下に置くこと

(ロ) 選信大臣はその統制監督に關し必要なる處分、命令を發し得ること

(ハ) 造船事業組合を結成せしめ受註の割當、原料資材の配給、造船の

本會議上程 委員會可決 本會議可決

審議經過 衆議院 三二七 三三三 三三三 貴族院 三二〇 三二一 三二五

〔要綱〕別掲森林法の改正と共に國內木材資源の擴充並に整備を圖るを目的としてゐるが、本法は専らバルブ資材に對する種子並に苗木の生産並に配給の統制を主眼としてゐる。

(イ) 先づ樹種は杉、檜、赤松、黒松、カラ松、エゾ松、トド松の七種とし

(ロ) 之が優良種苗の採取に適當と認める母樹又は母樹林を指定してその所有者に保護、管理並に報告の義務を負はしめ同時に育成に障礙となるべき有害行為を制限禁止する

(ハ) 尙之を随意に處理し得ないことに定めこれに依つて蒙る損失(その期間の金利等)は政府が補償する

(ニ) 又反對に不適なる母樹又は母樹林からの種苗採取は禁止し且種苗商に對してはその取扱ふ種苗に保證票を添付せしめて不良種苗の供給の斷絶を圖り

(ホ) 一面種苗の配布區域を設定し或は輸出入を適當に制限禁止して適地適木主義に則つて優良種苗の配布を統制せんとするものである

森林法中改正法律 (昭和十四年三月十七日)

本會議上程 委員會可決 本會議可決

審議經過 衆議院 三二七 三三三 三三三(付) 貴族院 三二一 三二二 三二五

〔要綱〕生産力擴充計畫遂行に伴ふ木材需要の増大と外材並にバルブの輸入制限に對應し、國內木材資源の擴充並に整備を圖る目的で別